

平成 23 年（2011 年）

予算審査特別委員会記録

第 1 号（平成 23 年 3 月 4 日）

第 2 号（平成 23 年 3 月 16 日）

第 3 号（平成 23 年 3 月 17 日）

第 4 号（平成 23 年 3 月 18 日）

深 川 市 議 会

平成 2 3 年予算審査特別委員会目次

審査日程.....	1
議案の審査結果表.....	2
出席名簿.....	3
説明員.....	4
3月4日(第1号)	
委員長互選.....	7
副委員長互選.....	7
理事会設置.....	8
〔各会計予算の説明〕	
・一般会計予算.....	8
・介護保険特別会計予算.....	12
・国民健康保険特別会計予算.....	13
・後期高齢者医療特別会計予算.....	13
・農業集落排水事業特別会計予算.....	15
・下水道事業特別会計予算.....	15
・水道事業会計予算.....	15
・地方卸売市場特別会計予算.....	17
・土地区画整理事業特別会計予算.....	17
・駐車場事業特別会計予算.....	17
・病院事業会計予算.....	18
3月16日(第2号)	
〔一般会計歳出質疑〕	
・ 2 款 総務費.....	21
・ 3 款 民生費.....	53
3月17日(第3号)	
〔一般会計歳出質疑〕	
・ 3 款 民生費.....	67
・ 4 款 衛生費.....	72
・ 5 款 労働費.....	81
・ 6 款 農林水産業費.....	83
・ 7 款 商工費.....	90
・ 8 款 土木費.....	100
・ 9 款 消防費.....	110
・ 10 款 教育費.....	117
3月18日(第4号)	
〔一般会計歳出質疑〕	
・ 10 款 教育費.....	125
・ 14 款 職員費.....	142
〔一般会計歳入質疑〕	

・歳入.....	1 4 4
〔特別会計質疑〕	
・介護保険特別会計予算.....	1 4 8
・国民健康保険特別会計予算.....	1 5 1
・地方卸売市場特別会計予算.....	1 5 8
〔事業会計質疑〕	
・水道事業会計予算.....	1 5 9
・病院事業会計予算.....	1 6 1
〔討論〕	
・松沢委員（一般会計予算、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計に対し反対）.....	1 6 5
・北畑委員（全会計予算賛成）.....	1 6 6



平成 2 3 年度各会計予算審査日程

月 日	曜日	種 別	審 査 内 容	場 所
3 . 4	金	委員会	正副委員長互選、理事会設置、 一般・特別・事業会計説明	議 場
1 6	水	〃	一般会計質疑	〃
1 7	木	〃	一般会計質疑	〃
1 8	金	〃	一般・特別・事業会計質疑、討論、 採決	〃

議 案 の 審 査 結 果 表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
		審 査 結 果
議案第 4号	平成23年度深川市一般会計予算	23.3.18
		原案可決すべきもの
議案第 5号	平成23年度深川市介護保険特別会計予算	〃
		〃
議案第 6号	平成23年度深川市国民健康保険特別会計予算	〃
		〃
議案第 7号	平成23年度深川市後期高齢者医療特別会計予算	〃
		〃
議案第 8号	平成23年度深川市農業集落排水事業特別会計予算	〃
		〃
議案第 9号	平成23年度深川市地方卸売市場特別会計予算	〃
		〃
議案第10号	平成23年度深川市下水道事業特別会計予算	〃
		〃
議案第11号	平成23年度深川市土地区画整理事業特別会計予算	〃
		〃
議案第12号	平成23年度深川市駐車場事業特別会計予算	〃
		〃
議案第13号	平成23年度深川市水道事業会計予算	〃
		〃
議案第14号	平成23年度深川市病院事業会計予算	〃
		〃

出席名簿

氏 名	3 . 4	3 . 16	3 . 17	3 . 18
宮 田 剛 暁 君				
山 田 圭 二 君				
北 本 清 美 君				
長 野 勉 君				
田 中 昌 幸 君				
楠 理 智 子 君				
水 上 真 由 美 君				
松 沢 一 昭 君				
渡 辺 英 雄 君				
北 畑 透 君				
川 中 裕 君				
東 出 治 通 君				
太 田 幸 一 君				
田 中 裕 章 君				
北 名 照 美 君				

説 明 員

市 長	山 下 貴 史 君
教育委員会委員長	上 垣 由 紀 子 君
農業委員会会長	河 合 義 則 君
選挙管理委員会委員長	松 田 俊 雄 君
監査委員	大 内 俊 君
副市長	寺 下 良 一 君

【企画総務部】

企画総務部長	坂 本 光 央 君
企画課長	早 川 雅 典 君
総務課長	高 田 智 之 君
総務課情報化推進室長 (兼マルチメディアセンター所長)	小 杉 邦 久 君
財政課長	平 山 泰 樹 君
財政課主幹	遠 藤 孝 明 君
税務課長	宮 田 和 幸 君
税務課主幹	臼 杵 清 君
納内支所長	遠 藤 清 美 君
多度志支所長	横 山 和 夫 君

【市民福祉部】

市民福祉部長	通 義 美 君
市民課長	瀬 川 慎 君
社会福祉課長	天 羽 律 子 君
社会福祉課主幹	三ツ井 隆 博 君
介護福祉課長	山 田 仁 君

【経済・地域振興部】

経済・地域振興部長	沢 田 敏 幸 君
地域振興課長	平 勉 君
農政課長	藤 田 正 男 君
商工労働観光課長	伊 藤 政 雄 君

【建設水道部】

建設水道部長	松 浦 龍 行 君
都市建設課長	堀 川 正 樹 君
都市建設課維持管理センター長	高 場 久 美 男 君
都市建設課建築住宅室長	佐 藤 賢 治 君

上下水道課長	岩 崎 和 幸 君
上下水道課主幹	高 瀬 昌 之 君
環境課長	佐 藤 渡 君

【会 計 課】

会計課長	妻 神 卓 八 君
------	-----------

【選挙管理委員会事務局】

事務局長	渡 辺 憲 之 君
------	-----------

【農業委員会事務局】

事務局長	山 本 慶 治 君
------	-----------

【監査事務局】

事務局長	宮 部 健 司 君
------	-----------

【教育委員会事務局】

教育長	鈴 木 英 利 君
教育部長	一 原 慶 逸 君
学務課長	小 林 健 二 君
生涯学習課長 (兼中央公民館長兼生きがい文化センター館長)	大 西 徳 治 君
生涯学習課スポーツ振興室長	松 野 正 明 君
学校給食センター所長	金 内 信 好 君

【市立病院事務局】

事務部長	川 端 政 幸 君
管理課長	藪 友 博 君
管理課主幹 (兼地域医療連携室長)	上 中 正 人 君

【公平委員会事務局】

事務局長(併)	坂 本 光 央 君
---------	-----------



予算審査特別委員会記録（第1号）

平成23年 3月 4日（金曜日）

午前11時49分 開議

午後 2時53分 散会

○渡辺議会事務局次長 本日の日程等について事務局からご説明申し上げます。

この後、臨時委員長のもと、委員会を開会していただきまして、正副委員長の互選、理事会の設置、さらに理事会理事の選任となります。その後、一たん委員会は休憩していただきます。その間に第1委員会室で理事会を開催し、正副理事長の互選等を行っていただきます。理事会終了後になりますが、委員会を再開いたしまして、平成23年度深川市各会計予算の説明となります。なお、本日はこの予算説明までということですので、よろしく願いいたします。

それでは、予算審査特別委員長が互選されるまでの間、委員会条例第10条第2項の規定に基づき、年長の委員であります山田委員に臨時の委員長をお願いいたします。

山田委員よろしく願いいたします。

（午前11時49分 開議）

○山田臨時委員長 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

年長の故をもって、臨時に委員長を務めます。よろしく願いいたします。

初めに、委員長の互選を行います。どのような方法により行いますか。

○楠委員 指名推選でお願いいたします。

○山田臨時委員長 ただいま楠委員から委員長互選については指名推選で行う旨の発言がありました。

お諮りします。委員長の互選の方法については、指名推選で行うことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、委員長の互選の方法は指名推選で行うことに決定しました。

ご指名願います。

○楠委員 委員長に渡辺委員を指名いたします。

○山田臨時委員長 ただいま楠委員から委員長に渡辺委員を指名したい旨の発言がありました。

お諮りします。委員長には、楠委員から指名のありました渡辺委員を当選人と定めることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、委員長には渡辺委員が当選されました。委員長の決定により臨時委員長の職務を終わらせていただきます。

（拍手）

○渡辺委員長 一言ごあいさつを申し上げます。ただいまご推挙を賜り、心から厚くお礼と感謝を申し上げる次第であります。

予算審査特別委員会は限られた日程でございますが、議事の運営がスムーズにいきますように、委員各位のご指導、ご鞭撻を心からお願いを申し上げて、就任に当たってのごあいさつとお願いとお礼に代えさせていただきます。ありがとうございます。

（拍手）

議事に入ります。副委員長の互選を行います。どのような方法により行いますか。

○楠委員 指名推選でお願いいたします。

○渡辺委員長 ただいま楠委員から副委員長互選については指名推選で行う旨の発言がありました。

お諮りいたします。副委員長の互選の方法については指名推選で行うことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、副委員長の互選の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

ご指名お願いいたします。

○楠委員 副委員長に松沢委員を指名いたします。

○渡辺委員長 ただいま楠委員から副委員長に松沢委員を指名したい旨の発言がありました。

お諮りいたします。副委員長には、楠委員から指名のありました松沢委員を当選人と定めることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、副委員長には松沢委員が当選されました。

松沢副委員長、自席でごあいさつをいただきたいと存じます。

○松沢副委員長 ただいま推選いただきまして、ことしの予算審査特別委員会の副委員長を仰せつかりました。

活発な質疑とともに委員長に協力してスムーズな会議の進行に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(拍手)

○渡辺委員長 次に、予算審査特別委員会理事会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。予算審査の円滑な運営を図るために理事会を設置したいと思っておりますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、よって予算審査特別委員会理事会を設置することに決定いたしました。

次に、予算審査特別委員会理事会理事の選任についてを議題といたします。

お諮りします。理事の選任につきましては、委員長が指名することにしたいと思っておりますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、よって委員長が指名することに決定をいたしました。

予算審査特別委員会理事会理事に議会運営委員の各位を指名します。

ただいま指名しました委員5人を予算審査特別委員会理事会理事に選任することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、よってただいま指名しました委員5人が予算審査特別委員会理事会の理事に選任されました。

暫時休憩をいたします。

(午前 11時54分 休憩)

(午後 1時28分 再開)

○渡辺委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

議案第4号平成23年度深川市一般会計予算ないし議案第14号平成23年度深川市病院事業会計予算の11件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

初めに、議案第4号平成23年度深川市一般会計予算について、平山財政課長。

○平山財政課長 議案第4号平成23年度深川市一般会計予算について、ご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条で歳入歳出の総額をそれぞれ156億7,700万円と定めるものであり、

第2条で債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定め、第3条で地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定め、第4条で一時借入金の最高額を30億円と定めるものであります。

初めに、歳出予算についてご説明を申し上げます。説明につきましては、新規の事業あるいは前年度と増減の大きなものなどについて、主なものについて説明とさせていただきます。なお、説明の中で関連する予算参考資料のページ数を申し上げますので、ごらんをいただくか、あるいは該当するページをご確認願いたいと思っております。

1款議会費につきましては、省略をさせていただきます。

44ページをお開きください。2款総務費、1項1目一般管理費、昨年度と比べて増となっておりますのは、非常勤職員及び臨時職員により欠員対応を図るものであり、また郵便料・コピー等の事務経費の増によるものでございます。

同じページの3目財政管理費は、事務経費の効率化とともに公会計システム導入に係る経費を計上しております。

46ページをお開きください。5目財産管理費は、市有地の販売促進を図るため、分筆経費等を増額したものでございます。

52ページをお開きください。19目地域振興費は、拓大支援に係る事業に対象者の減を生じたものであります。

56ページをごらんください。2項2目賦課徴収費は、評価替えに係る経費の減によるものでございます。

次に、60ページから64ページにかけましては、平成23年度執行の道知事選、道議会議員選、市議会議員選、農業委員会委員選挙に係る所要の経費を計上したものでございます。

70ページをお開きください。3款民生費、1項1目社会福祉総務費、説明欄10、地域人権啓発活動活性化事業583万5,000円は、国の委託を受けて、人権尊重思想の普及高揚を図る事業を実施するものであります。

同じページの2目障がい者福祉費、説明欄2、特別障害者手当等支給939万1,000円は、延べ受給者数を492人と見込むものであり、制度の概要につきましては、予算参考資料16ページに掲載しております。

同じく説明欄11、障がい者支援施設運営支援事業462万3,000円は、あかとき学園に対する運営費補助であります。

72ページをお開きください。3目老人福祉費、説明欄5、老人福祉施設入所措置費等4,846万5,000円は、施設別の措置人員等を予算参考資料の15ページに掲載しておりますけれども、昨年度と比べて延べ人員がふえたことから増額となったところであります。説明欄17、介護職員養成研修支援事業85万円は、昨年度に引き続き、商工会議所が行うホームヘルパー養成研修への支援を行うものであります。

次に、74ページをお開きください。2項1目児童福祉総務費、説明欄1、助産施設入所措置費及び説明欄2の災害遺児手当支給は、予算参考資料19ページに制度の概要及び対象者数について記載しております。説明欄13、子ども手当支給3億2,698万8,000円は、延べ2万3,019人に対する子ども手当の支給を行うものであります。制度の概要については、予算参考資料18ページに掲載しております。説明欄14、少子化対策出会い創出支援事業は、未婚の男女の出会い創出のため、昨年度に引き続き取り組むものであります。

同じページの2目母子福祉費、説明欄2、児童扶養手当支給事業9,983万9,000円は、母子及び父子家庭等に手当を支給する事業であり、予算参考資料18ページに資料を掲載しております。説明欄5、母子家庭自立支援給付金支給事業1,493万円は、母子家庭の母の就業活動を支援することで自立を後押しするものでありますが、制度の普及に伴い利用者の増が著しく、前年度よりも大幅な予算の増を図っております。

同じページの3目保育園費9,072万3,000円については、予算参考資料の20ページ及び21ページに市立保育園施設等の状況調べ及び保育料積算資料を掲載しております。なお、予算の増については、退職者に係る臨時及び代替職員の配置によるものでございます。

次に、78ページをお開きください。3項1目生活保護総務費、説明欄2、生活保護適正実施推進事業695万9,000円は、平成22年度から取り組んでおります生活保護世帯に対する就労支援員の設置の費用などであります。

同じページの2目扶助費7億7,000万円は、被保護世帯350世帯、被保護人員460人、保護率19.4パー

ミルを見込むもので、予算参考資料の17ページに資料を掲載しております。予算の減額は、実績に基づくものでございます。

次に、84ページをお開きください。6項1目国民健康保険費は、国保財政安定化支援事業に関して、交付税算入額を見込んだことにより増額を図ったものでございます。

86ページをご覧ください。4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、説明欄2、在宅当番医制事業委託624万8,000円は、休日・夜間における救急医療に対応するため、医師会の協力を得て診療体制を整備するものであります。

同じページの2目予防費、説明欄9、特定不妊治療費助成事業は、体外受精及び顕微受精に要する費用の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図るものであり、説明欄10、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業は、本年2月から実施しております子宮頸がん、ヒブ及び小児用肺炎球菌に係るワクチン接種事業の新規対象者分を計上するものであります。なお、母子保健法による保健事業につきましては、予算参考資料26ページに概要を掲載しております。

次に、88ページをお開きください。4目保健事業費、説明欄中の健康増進法による保健事業につきましては、予算参考資料25ページに概要を掲載しております。説明欄14、地域自殺対策緊急強化推進事業100万円は、昨年度に引き続き、相談支援等に取り組むものであります。

同じページの6目重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費は、予算参考資料23ページに対象者、支給額等制度の概要を掲載しております。昨年度からの予算の減は、執行状況を踏まえ、実績値に近づけたものであります。

次に、90ページをお開きください。7目乳幼児医療費は、医療費の無料化を6歳未満の全就学前児に拡大するとともに、小学生の入院医療費について無料化を図るものであります。予算参考資料24ページに事業の概要等について掲載しております。

同じページの8目後期高齢者医療費が前年度よりも大きな伸びを示している部分がございますけれども、療養給付費、いわゆる医療費の伸びによるものであります。制度の概要につきましては、予算参考資料22ページに掲載しております。

92ページをお開きください。2項2目塵芥処理費、

説明欄4、北空知衛生センター組合負担金は、本市が単独で整備しましたリサイクルプラザを、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町の4町を加えて運営するため、北空知衛生センター組合に無償譲渡し、共同して利用することになり、これまでのリサイクルプラザの運営経費を北空知衛生センター組合の負担金として計上したところでございます。負担金の明細につきましては、次の3目し尿処理費を含めて、予算参考資料43ページに掲載しております。なお、昨年度に比べての予算の増減は、説明欄5、中・北空知廃棄物処理広域連合への負担金の増によるものであります。

100ページをお開き願います。5款労働費、1項1目労働諸費、説明欄5、雇用機会創出事業1億1,213万8,000円は、ふるさと雇用再生特別対策推進事業2事業、緊急雇用創出推進事業の一般分5事業、さらに重点分野事業5事業による雇用対策の取り組みでございます。説明欄6、育児休業取得支援事業250万円は、育児休業の取得を促進し、子育て支援を行う事業者への支援を通じて、子育て環境の充実に図るものであります。

次に、102ページをお開きください。6款農林水産業費、1項1目農業委員会費、説明欄4、非農用地利活用促進事業650万円は、昨年度に引き続きまして離農跡地の整形工事等への助成を行うものでございます。

同じページの3目農業振興費、説明欄14、アグリサポート事業400万円は、遊休農地保全対策等に必要な機械、施設整備等に対する取り組みでございます。説明欄15、農業者戸別所得補償制度推進事業1,493万9,000円は、昨年開始された水田を対象とする戸別所得補償モデル事業に続き、畑作物にも拡大された戸別所得補償制度の推進事務の委託などを行うものであります。

次に、104ページをお開きください。7目農業農村整備費、説明欄4、道営農業農村整備事業4,078万4,000円は、平成21年度完了した納内中央地区の農地集積加速化等促進事業の実施に対し、交付するものであります。説明欄11、道営農道整備特別対策事業は、石狩地区及び向東2地区における改良舗装工事を行うものであり、予算参考資料27ページに図面等資料を掲載しております。

次に、108ページをお開きください。2項1目林業振興費、説明欄2、有害鳥獣駆除293万2,000円は、

エゾシカ駆除の実施に際し、1頭当たり5,000円の報償を行い、これまで以上に効果的な駆除の実施を行うものであります。

110ページをお開きください。7款商工費、1項2目商工振興費、説明欄8、ものづくり産業振興事業740万7,000円は、市内事業者が行う新製品、また新技術の研究開発などの取り組みに対し、支援をするものでございます。

112ページをお開きください。4目消費経済費、説明欄2、消費者行政活性化事業425万8,000円は、国の支援を得て消費者センター内の設備を整備するとともに、消費者センター相談員を増員するなど、消費者センター機能を強化するものでございます。

116ページをお開きください。8款土木費、2項1目道路橋梁総務費、説明欄1、道路台帳整備は、道路台帳の電子化に取り組むとともに、地図情報システムとのデータ連携を容易にするための取り組みとなるものでございます。

2目道路維持費、説明欄5、雪寒機械整備3,648万9,000円は、除雪グレーダーの更新を図るものであります。

3目道路新設改良費及び122ページの4項2目街路事業費における道路網の整備については、社会資本整備交付金事業の道路事業で5路線、地方道路等整備事業で21路線の整備を行うものであり、概要につきましては、予算参考資料の29ページから39ページまでに掲載しております。

次に、122ページをお開きください。4項3目公園費、説明欄1、公園維持管理6,135万4,000円は、公園施設長寿命化計画の策定事業を含むものでございます。

126ページをごらんください。5項1目住宅総務費、説明欄2、まちなか居住推進3,230万円は、持家促進、バリアフリー改修及び耐震改修に対する支援を行う事業で、平成23年度までの事業となっております。

同じページの3目住宅建設費、説明欄1、西町団地建設1億5,189万7,000円は、西町団地1棟8戸の建設を実施するものでありまして、予算参考資料41ページに位置図を掲載しております。

次に、130ページをお開きください。9款消防費、1項1目消防費、説明欄1、深川地区消防組合負担金5億6,789万2,000円については、予算参考資料45ページに掲載しておりますけれども、深川市関連で

は、屈折はしご車の更新を図り、消防力を強化しようとするものでございます。

次の132ページをお開きください。10款教育費、1項4目教育調査振興費、説明欄9、学習サポートプログラム事業400万円は、児童生徒の学力向上に向けた取り組みを強化するため学習支援などを行う専門職員を配置するものでございます。

136ページをお開きください。2項小学校費、1目学校管理費、説明欄5及び140ページの3項中学校費、1目学校管理費、説明欄6における教育用コンピューター維持管理の中には、小中学校のキャンパスサーバーの整備費あるいは教職員のコンピューターの更新に係る経費を含んでおります。

同じく140ページでございます。3項中学校費、1目学校管理費、説明欄3、教材・教具1,500万5,000円には、平成24年度から実施する柔道に係る畳、柔道着等の購入を含むものでございます。説明欄10、教科書採択に伴う教師用指導書購入343万3,000円は、教科書採択に係る指導書の購入を図るものであります。

同じく140ページの3目営繕費、説明欄1、校舎維持管理等792万5,000円は、深川中学校屋内体育館フローリング研磨及びウレタン塗りかえ修繕を含むものでございます。

次に、144ページをお開きください。5項2目学校体育費、説明欄1、学校プール維持管理1,689万3,000円は、深川小学校プール上屋鉄骨塗りかえ工事を含むものでございます。

同じく、3目給食センター費は、妹背牛町から学校給食に係る事務の受託により、平成23年度から妹背牛町へ学校給食を提供することに伴い、所要の経費を措置しているところでございます。

150ページをお開きください。7項2目青少年費、説明欄3、子どもの居場所対策は、文光児童館にかわって生きがい文化センター内において、子供の安心安全な居場所を確保しようとするものであります。

162ページをお開きください。12款公債費、1項1目元金25億8,987万1,000円は、前年度より2億7,031万4,000円の増、率にしまして11.7%の増ということになっております。

次に、166ページをお開きください。14款職員費、1項1目職員給与費18億8,146万3,000円は、前年度より2億1,396万7,000円の減、率にしまして10.2%の減ということになっております。

次に、戻りまして6ページでございます。第2表債務負担行為についてご説明を申し上げます。

1行目、総合行政システム用備品購入は、新たに導入し平成27年度までの支払いを予定していることから設定するものであります。

2行目、深川市総合福祉センター管理運営業務等委託、4行目、深川市労働福祉会館管理運営業務委託、1行飛びまして6行目、深川市都市農村交流センター管理運営業務委託及び7行目の深川市林業センター管理運営業務委託、1行飛びまして9行目、深川市経済センター管理運営業務委託から11行目の深川市いざないの里管理運営業務委託まで、さらに14行目、深川市アートホール東洲館管理運営業務委託及び15行目の深川市総合体育館等管理運営業務委託までの9施設については、指定管理者制度による管理運営のために債務負担行為を設定するものであります。

3行目、粗大ごみの収集運搬業務委託は、平成24年度当初から業務委託を円滑に進めるため23年度中に契約を行う必要があることから設定するものであります。

5行目、農業経営基盤強化資金利子助成、8行目、中小企業者等資金融資特別利子補給につきましては、それぞれ利子の助成を記載されております期間について実施するために設定するものであります。

12行目、教育情報及びキャンパスサーバー更新及び13行目、教職員端末更新は、新年度において導入し、平成27年度までの支払いを予定しているために、債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、8ページをごらんください。第3表、地方債についてご説明を申し上げます。起債の目的が前年度よりも非常に多いのは、過疎地域自立促進特別事業いわゆる過疎債のソフト事業が事業ごとに計上されております。

過疎債ソフト事業以外では、11行目、農業基盤整備事業債、次の9ページの3行目、道路橋梁整備事業債以降5行目の地方道路整備臨時貸付金まで、さらに8行目、公営住宅建設事業債及び9行目、消防施設整備事業債までは、それぞれ農業基盤、道路網整備、市営住宅整備、屈折はしご車更新の財源として地方債を起すものでありますけれども、さらに最後の臨時財政対策債は、地方財政の財源不足に対処するものであり、残りの1番最初の私学振興・大学支援事業債ほか23事業につきましては、過疎債の

ソフト事業に充当しようとするものでございます。

14ページをお開き願いたいと思います。歳入予算についてご説明を申し上げます。

1 款市税につきましては、21億8,330万9,000円と前年度よりも3,742万2,000円の減と見込むものであります。特に、個人市民税6,500万円の減を見込むもので、厳しい地域経済の状況を反映しているものでございます。なお、昨年値上げのありましたたばこにつきましては、本数の減はあるものの、2,600万円の増を見込んでおります。

次に、18ページをごらんください。上から二つ目でございますけれども、10款地方交付税は、74億9,000万円と見込んでおまして、説明欄にありますように普通交付税68億7,500万円、特別交付税6億1,500万円を見込むものであります。前年度よりも、総額で2億9,000万円の増、率では4.1%の伸びでございます。

32ページをお開きください。18款繰入金は、主に公共施設の維持補修、修繕等のために、公共施設整備基金を5,300万円ほど繰り入れるものとなっております。前年度と比較しまして、60.6%の減となっております。

次に、36ページをごらんください。21款市債につきましては、第3表によりご説明を申し上げましたが、予算額は、12億2,080万円で、前年度よりも5,750万円の増、率にして4.9%の伸びとなっております。

以上、平成23年度深川市一般会計予算につきましてご説明を申し上げますが、ご審議の上、原案に賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。
○渡辺委員長 次に、議案第5号平成23年度深川市介護保険特別会計予算について、山田介護福祉課長。
○山田介護福祉課長 議案第5号平成23年度深川市介護保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

予算書の301ページをお開き願います。第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億5,003万円と定めるものであります。

第2条で一時借入金の借り入れ最高額を、1億5,000万円と定めるものであります。

第3条の歳出予算の流用につきましては、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用について定めるものであります。

初めに、歳出予算から主なものについて説明を申し上げます。

314ページをお開き願います。1 款 1 項 1 目一般管理費は、3,732万8,000円であり、前年度と比較して増額の主な理由は、職員給与費の増によるものであります。職員給与費等の詳細につきましては、340ページ以降に記載をしております。

次に、320ページをお開き願います。2 款 1 項介護サービス等諸費は、要支援者や要介護者が居宅サービスもしくは施設サービスを利用したときの給付費などであり、1 目居宅介護等サービス給付費から8 目審査支払手数料までの保険給付費は、18億4,903万4,000円であります。前年度と比較しまして1 億6,635万9,000円の減額であります。これまでの第四次介護保険事業計画のサービス量などを基礎とする積算から平成23年度における積算につきましては、給付実績を勘案した積算としており、平成21年度実績及び22年度見込みにおいて計画数値を下回っていることから、前年度対比約8%減で見込んでいるものであります。

次に、324ページをお開き願います。2 款 2 項 1 目高額介護等サービス費は、介護サービスを利用したときに支払う1割の利用者負担が一定額を超えた場合に利用者の負担軽減を図るために支給するもので、4,857万8,000円を見込んでいるものであります。

次の2 目高額医療合算介護サービス費は、介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算し、一定額を超えた場合に利用者の負担軽減を図るため、医療保険と介護保険とで支払った金額に応じ案分して支給するもので、670万円を見込んでいるものであります。前年度より620万円の増額であります。平成21年度に開始となったサービスであり、21年度実績及び22年度見込みに基づき積算をしているものであります。

次に、326ページをお開き願います。3 款 1 項介護予防事業費1,355万8,000円は、平成22年8月地域支援事業実施要綱の一部改正により、これまでの一般高齢者施策を一次予防事業に、特定高齢者施策を二次予防事業になったものであり、高齢者を対象とした介護予防事業に要する経費であります。

次に、328ページをお開き願います。3 款 2 項包括的支援事業・任意事業費1,110万1,000円は、地域包括支援センターが実施する支援事業や、高齢者が安心して在宅生活を維持できるようにするために実

施する任意事業に要する経費であります。

次に、330ページをお開き願います。4款1項1目介護保険準備基金積立金は、第四次介護保険事業計画の3年目となる平成23年度において、保険料に5,990万8,000円の剰余が見込まれますことから介護保険準備基金に積み立てるものであります。

戻りまして、308ページをお開き願います。歳入の主なものについてご説明申し上げます。

1款1項1目第1号被保険者保険料3億1,469万5,000円は、現年度分保険料収納率を99.1%と設定して求めた保険料収納額であります。

2款1項1目認定審査会負担金657万8,000円は、介護認定審査会の共同設置に伴う北空知5町からの負担金であります。

次の3款1項1目介護給付費負担金3億2,098万8,000円は、保険給付費に係る国庫負担金であります。

2項1目調整交付金1億4,282万4,000円は、本市が全国平均と比べ75歳以上の高齢者が多いこと、また市民税非課税世帯の割合が高いことなどから、一定の方式に基づき国から交付されるもので、保険給付費の7.5%を見込んでおります。

4款1項1目介護給付費交付金5億7,129万4,000円は、40歳以上の第2号被保険者の保険料分として、保険給付費の30%に当たる額が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

次の5款1項1目介護給付費負担金2億9,791万2,000円は、保険給付費に係る道負担金であります。

次に、310ページをお開き願います。7款1項1目一般会計繰入金2億9,435万2,000円は、保険給付費の12.5%に当たる市の負担金、総務費に係る一般会計からの繰入金及び地域支援事業に対する一般会計からの繰入金であります。

2項1目介護保険準備基金繰入金7,645万4,000円は、第1号被保険者の保険料の軽減を図るため、介護保険準備基金を取り崩し繰り入れをするものであります。

2目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金561万3,000円は、平成21年度に実施された介護従事者の処遇改善のためのプラス3%の介護報酬改定に伴う第1号被保険者の保険料上昇を抑制するため、国から交付された介護従事者処遇改善臨時特例基金を取り崩し繰り入れをするものであります。

以上で、平成23年度深川市介護保険特別会計予算

の説明を終わりますが、ご審議の上、原案にご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○渡辺委員長 次に、議案第6号平成23年度深川市国民健康保険特別会計予算及び議案第7号平成23年度深川市後期高齢者医療特別会計予算について、瀨川市民課長。

○瀨川市民課長 議案第6号及び議案第7号についてご説明を申し上げます。

予算書の347ページをお開きください。議案第6号平成23年度深川市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億7,600万円に定めようとするものであります。

第2条で一時借入金の借り入れの最高額を8億円に定めようとするものであります。

第3条の歳出予算の流用につきましては、保険給付費の各項に計上いたしました予算額に過不足が生じた場合における、同一款内での流用について定めようとするものであります。

それでは、362ページから始まる歳出から、増減のある科目のうち主なものについてご説明申し上げます。

最初に、368ページをお開きください。3、歳出、1款4項1目特別対策事業費55万9,000円の増は、ジェネリック医薬品の利用促進など、医療費適正化特別対策事業の強化推進によるものであります。

次に、370ページをお開きください。2款1項療養諸費1,916万6,000円の減は、一般被保険者及び退職被保険者等にかかわる保険給付費の増減の差によるものであります。

次に、372ページをお開きください。2款2項高額療養費1,270万円の増は、一般被保険者及び退職被保険者等の高額療養費の増を見込んだものであります。

次に、378ページをお開きください。3款1項1目後期高齢者支援金1,077万円の増は、後期高齢者医療制度への支援にかかわるものであり、平成21年度の精算調整額を踏まえまして、増額を見込んだものでございます。

次に、382ページをお開きください。5款1項老人保健拠出金716万6,000円の減は、平成20年3月末日で老人保健制度が廃止となりまして、過去の過誤調整、精算分など、23年度において新たな医療費拠出金は発生しないと見込まれることによるものであ

ります。なお、事務作業については今後も継続されることから、それに伴う一部拠出金としまして、5款1項2目で2万3,000円を計上したところがございます。

次に、384ページをお開きください。6款1項介護納付金840万1,000円の増は、介護保険給付費の増によるものであります。

次に、386ページをお開きください。7款1項共同事業拠出金759万3,000円の増は、一般被保険者にかかわる1件30万円を超える高額レセプト件数等の増を見込んだものでありまして、後ほど歳入においてご説明を申し上げます共同事業交付金等に対応するものであります。

次に、388ページをお開きください。8款保健事業費451万5,000円の増は、主に特定健診等実施計画に基づきまして、特定健診及び特定保健指導の推進による増を見込んだものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。前に戻りまして、354ページをお開きください。2、歳入、1款1項国民健康保険税2,281万円の増は、平成21年の課税総所得金額をもとに、22年の所得動向などを推計し見込んだものであります。

次に、2款国庫支出金3,494万8,000円の減は、療養給付費等負担金及び次の356ページにあります財政調整交付金について国の予算編成留意事項に基づきまして算出し、見込んだものであります。

次に、3款1項療養給付費交付金1,062万2,000円の増は、退職被保険者等の保険給付費の増によるものであります。

次に、5款道支出金362万6,000円の増及び6款共同事業交付金345万8,000円の増は、主に先ほど歳出でご説明申し上げましたが、高額医療費にかかわる共同事業拠出金に対応するもので、国保連合会からの算定通知に基づき計上したものでございます。

次に、358ページをお開きください。8款1項1目一般会計繰入金2,523万6,000円の増は、財政安定化支援事業など繰り入れ増が主な要因となっております。

8款2項1目基金繰入金4,215万6,000円の計上は、会計上の必要性があることから事業準備基金より繰り入れをするものであります。

以上、国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきまして、引き続き、後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の409ページをお開きください。議案第7号平成23年度深川市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,330万円に定めようとするものであります。

次に、第2条で一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円に定めようとするものであります。

それでは、歳出から増減のある科目のうち主なものについてご説明申し上げます。

最初に420ページをお開きください。3、歳出、1款総務費40万6,000円の増は、事業運営に当たり必要となる事務費などの増によるものであります。

次に、424ページをお開きください。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金3億35万6,000円は、保険料負担金2億1,072万8,000円と保険料均等割軽減措置にかかわる保険基盤安定負担金8,138万5,000円及び後期高齢者医療広域連合への共通経費負担金824万3,000円からなるもので、昨年度と比較いたしまして1,596万5,000円の減は、主に保険料負担金の減によるものであります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

戻りまして、416ページをお開きください。2、歳入、1款1項高齢者医療保険料2億1,072万8,000円は、被保険者数を4,397人と見込みまして、特別徴収に係る保険料額1億1,369万4,000円と普通徴収にかかわる保険料額9,703万4,000円を計上したものであります。

次に、3款1項広域連合交付金47万8,000円は、被保険者に対する制度の周知や広報及び保健事業に要する経費として広域連合から補助を見込んだものであります。

次に、4款1項1目一般会計繰入金1億1,168万2,000円は、広域連合及び会計運営にかかわる事務費相当額3,029万7,000円と保険料均等割軽減措置にかかわる保険基盤安定繰入金8,138万5,000円からなるものであります。

以上で後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ただいま平成23年度国民健康保険特別会計予算と後期高齢者医療特別会計予算の二つの特別会計の予算についてご説明をさせていただきましたが、よろしくご審議の上、原案に賛同賜りますようお願い申し上げます。

○渡辺委員長 次に、議案第8号平成23年度深川市

農業集落排水事業特別会計予算、議案第10号平成23年度深川市下水道事業特別会計予算及び議案第13号平成23年度深川市水道事業会計予算の3件について、岩崎上下水道課長。

○岩崎上下水道課長 議案第8号、議案第10号及び議案第13号の合わせて3議案につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、予算書441ページをお開き願います。議案第8号平成23年度深川市農業集落排水事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,350万円と定めるものでございます。

第2条の債務負担行為及び第3条の地方債につきましては、後ほどご説明申し上げます。

第4条、一時借入金につきましては、借入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

歳出からご説明申し上げますので、454ページをお開き願います。3、歳出、2款1項1目農業集落排水施設維持管理費、前年比263万6,000円の増は、納内及び多度志処理場における各種ポンプのオーバーホール及び取りかえに係る修繕料の増によるものでございます。

同3目農業集落排水整備費、前年比300万円の増は、納内処理場が供用開始以来20年を経過し、主要施設の機能低下や故障した場合の部品供給も困難な状況となっており、国庫補助事業を活用し機器更新を図るため、事業採択申請書作成に係る業務委託費の増によるものでございます。

次に、456ページをお開き願います。3款1項1目個別排水処理施設維持管理費、前年比414万8,000円の増は、浄化槽法に基づく検査件数及び汚泥処理量の増によるものでございます。

同3目個別排水処理施設整備費、前年比113万4,000円の減は、合併処理浄化槽の設置基数につきましては前年度と同じ15基とし、内訳で7人槽を減らし5人槽をふやしたことにより工事費の減によるものでございます。

戻りまして、444ページをお開き願います。第2表、債務負担行為につきましては、水洗便所改造等資金融資によります金融機関に対する損失補償として、農業集落排水施設は150万円を、個別排水処理施設は375万円を限度として補償するものでございます。

第3表、地方債につきましては、個別排水処理施

設整備事業債を1,530万円に、資本費平準化債の農業集落排水施設では1,490万円、個別排水処理施設では1,160万円をそれぞれ限度額とするものでございます。

448ページをお開き願います。2、歳入、2款1項使用料は、前年比54万9,000円増の5,221万7,000円を計上しております。

3款1項1目一般会計繰入金は、前年比1,000万1,000円増の6,750万1,000円を計上しております。

以上で農業集落排水事業特別会計予算の説明を終わります。

次に、予算書485ページをお開き願います。議案第10号平成23年度深川市下水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億950万円と定めるものでございます。

第2条の債務負担行為及び第3条の地方債につきましては、後ほどご説明申し上げます。

第4条、一時借入金につきましては、借入れの最高額を2億円と定めるものでございます。

最初に、歳出からご説明申し上げますので、496ページをお開き願います。3、歳出、1款1項2目施設維持管理費、前年比85万4,000円の減は、電気料及び修繕料の減によるものでございます。

同じく、4目下水道建設費は、前年比1,434万円の増であります。事業費の内訳としましては、補助事業費が1億1,000万円、起債単独事業が600万円、純単独事業が180万円、総額1億1,780万円により、下水道整備をしようとするものでございます。また、下水道事業の施工箇所につきましては、予算参考資料の1番最後、46ページをご参照願います。なお、事業の内訳としまして、工事請負費は雨水の管渠布設工事と汚水ます設置工事でございます。また、委託料の内訳としましては、処理場の機器更新の計画策定であります長寿命化計画の策定業務、下水道事業に係る中期ビジョンの策定業務及び下水汚泥を処理するための堆肥化施設建設に係ります調査、測量及び実施設計などの業務委託を予定いたしております。

戻りまして、488ページをお開き願います。第2表、債務負担行為につきましては、水洗便所改造等資金融資によります金融機関に対する損失補償として、600万円を限度として補償するものでございます。

第3表、地方債につきましては、下水道事業債の一般分は5,070万円を、特別措置分は3,740万円を、下水道事業資本費平準化債は1億1,900万円をそれぞれ限度額とするものであります。

次に、492ページをお開き願います。2、歳入、1款1項1目下水道事業費分担金、前年比291万1,000円の減及び2項1目下水道事業費負担金、前年比32万円の減は、新規に賦課となります。汚水管渠整備の減少と5年間の分割納付であります。分担金及び負担金5年が経過し賦課が終了してきているためでございます。

2款1項1目下水道使用料、前年比248万2,000円の減は、下水道使用世帯数の減少や世帯構成の変化及び節水などによる処理水量の減少見込みによるものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金は、前年比1,708万7,000円増の2億3,708万7,000円を計上しております。

以上で下水道事業特別会計予算の説明を終わります。

次に、別冊の水道事業会計予算書の1ページをお開き願います。議案第13号平成23年度深川市水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

第2条、業務の予定量は、給水戸数9,827戸、年間総給水量250万立方メートルを予定しております。主要な建設改良事業としましては、配水管布設工事に504万2,000円を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入は6億1,900万円、支出は6億5,050万円と定めるものでございます。

2ページをお開き願います。第4条、資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入4,750万円、支出1億5,850万円とし、不足する額1億1,100万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

第4条の2、特例的収入及び支出の予定額につきましては、平成23年3月をもって廃止となる簡易水道事業特別会計に係ります。料金収入などの未収金101万3,000円と電気料金などの未払金4万円で、地方公営企業法施行令の定めるところにより整理するものであります。

第5条、一時借入金は、限度額を5,000万円と定めるものでございます。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、次の3ページをごらんいただきたいと思っております。職員給与費7,461万8,000円でございます。

第7条、他会計からの補助金は、一般会計から1,850万円の補助を受けようとするものでございます。

第8条、たな卸資産の購入限度額は、187万2,000円と定めるものでございます。

次に、15ページをお開き願います。予算説明書の収益的収入及び支出につきまして、初めに収入の主なものを申し上げます。

1款1項1目給水収益は、5億4,643万9,000円で、内訳は備考欄に記載のとおりでございます。

同じく、2目受託工事収益の給水工事収益1,042万円は、新規給水工事の公道部分に要します負担金収入でございます。

同じく、2目その他受託工事収益1,575万円は、道路改良工事などに関連します配水管の移設工事に伴う補償費でございます。

同じく、3目その他の営業収益2,463万6,000円は、他会計が負担をします職員給与費が主なものでございます。

2項2目他会計補助金のうち一般会計補助金1,850万円は、予算第7条で申し上げました一般会計からの補助金でございます。

16ページをごらんいただきたいと思っております。支出について主なものを申し上げます。

1款1項1目原水及び浄水費の受水費2億3,760万1,000円は、北空知広域水道企業団から受水量250万立方メートルを予定し計上しており、なお平成23年度よりの5カ年間に係る企業団供給料金の値下げ改定及び前年度より受水量で10万立方メートルを減少させたことによりまして、昨年度予算比較で4,809万円の減少となっております。

同じく、1項2目配水及び給水費の下から4行目、修繕費7,584万6,000円は、メーター器の定期取りかえ、配水管などの修繕及び老朽化した電気計装設備、ポンプなどの更新に要する経費でございます。

次に、17ページをごらん願います。3目受託工事費のうちその他受託工事費2,800万円は、道路改良工事などに関連して配水管等移設工事に要する経費でございます。

4目総係費の委託料770万9,000円は、検針業務な

どの業務委託を計上いたしております。

5目職員費につきましては、水道事業にかかわる9人の職員給与費を計上いたしております。

次に、19ページをお開き願います。資本的収入及び支出につきましてご説明申し上げます。

初めに、収入について申し上げます。1款1項1目出資金4,653万3,000円は、繰り出し基準に基づき一般会計から水道施設に係る元金償還に対する出資金4,223万3,000円と、平成23年3月末をもって廃止する簡易水道事業特別会計に係る繰越金相当額として、430万円を計上いたしております。

20ページをお開き願います。支出について申し上げます。

1款1項1目配水管布設費504万2,000円は、第2条で申し上げました配水管布設の工事請負費を計上いたしております。

2項1目企業債償還金は、元金償還として1億5,098万7,000円を計上いたしております。

次に、21ページの企業債調書中、平成23年度中起債見込額7,657万3,000円につきましては、23年3月末をもって廃止する簡易水道事業特別会計よりの引き継ぎ分を計上いたしており、新規発行はないものでございます。

以上で3事業会計予算の説明を終わりますが、ご審議の上、原案にご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○渡辺委員長 次に、議案第9号平成23年度深川市地方卸売市場特別会計予算について、伊藤商工労働観光課長。

○伊藤商工労働観光課長 議案第9号平成23年度深川市地方卸売市場特別会計予算についてご説明申し上げます。

467ページをお開き願います。第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ780万円と定めるものであります。

第2条で一時借入金の借り入れ最高額を500万円と定めるものであります。

歳出から説明いたします。476ページをお開き願います。3、歳出、1款1項1目市場管理費は、前年度より109万3,000円減の557万円であります。主な内容を申し上げますと、11節需用費のうち17万6,000円は、施設維持にかかわる費用であります。13節委託料43万6,000円は、施設保守点検などの設備点検費用であります。14節使用料及び賃借料471

万4,000円は、土地、建物や市場施設などの借上料であります。

478ページをお開き願います。2款1項1目元金183万1,000円は、平成17年度に借り入れをいたしました市債の元金償還であります。

2款1項1目利子30万円は、同じく市債の利子償還27万円と一時借入金の利子3万円の合計であります。

次に、歳入を説明いたします。戻りまして、474ページをお開き願います。2、歳入、1款1項1目市場使用料452万5,000円は、売上額を7億5,428万8,000円と見込みまして、使用料率1,000分の6を乗じたものであります。

2款1項1目一般会計繰入金327万4,000円は、市場会計の経営健全化を図るため、国が定めます繰り入れ基準に基づき、市債元利償還額210万円の50%、105万円と、市場管理費557万円の30%、167万1,000円及び収支不足分55万3,000円を合計したものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案にご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○渡辺委員長 次に、議案第11号平成23年度深川市土地区画整理事業特別会計予算及び議案第12号平成23年度深川市駐車場事業特別会計予算について、堀川都市建設課長。

○堀川都市建設課長 議案第11号、第12号の二つの特別会計予算についてご説明申し上げます。

最初に、議案第11号平成23年度深川市土地区画整理事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

517ページをお開き願います。第1条で歳入歳出予算総額をそれぞれ8,360万円に定めるものであります。

第2条、地方債につきましては、後ほどご説明申し上げます。

第3条で一時借入金の借り入れの最高額を3,500万円と定めるものであります。

歳出からご説明申し上げます。526ページをお開き願います。1款1項1目土地区画整理事業費は、前年度より5,870万4,000円減の5,255万円であります。主な内容を申し上げますと、13節委託料500万円は、画地測量における境界杭設置委託費及び土地区画整理事業換地完了に伴い、国土調査法第19条第5項に基づき、国土地理院から測量成果の認証を受けるための申請委託費であります。続きまして、15

節工事請負費350万円は、宅地造成などであります。22節補償補てん及び賠償費2,500万円は、換地処分に伴う清算金であります。なお、計画位置図につきましては、予算参考資料40ページに掲載しておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、戻りまして520ページをお開き願います。第2表、地方債につきましては、土地区画整理事業債の限度額を370万円とするものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。524ページをお開き願います。2款1項1目一般会計繰入金7,979万7,000円は、事業費と職員給与費及び公債費などについての繰入金であります。

4款1項1目土地区画整理事業債は、370万円の計上であります。

以上、深川土地区画整理事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第12号平成23年度深川市駐車場事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

541ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ261万円と定めるものであります。

第2条で、一時借入金の借り入れの最高額を200万円と定めるものであります。

歳出からご説明申し上げます。550ページをお開き願います。1款1項1目駐車場管理費は、前年度より7万6,000円減の260万円であります。歳出の主な内容は、発券機の消耗品費及び管理委託費となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、548ページをお開き願います。1款1項1目駐車場使用料は、前年度より8万4,000円減の165万6,000円を見込むものであります。

3款1項1目一般会計繰入金95万円は、最初の30分間が無料利用となる駐車料金相当額について、一般会計から繰り入れ計上するものであります。

以上、二つの特別会計予算の説明を終わりますが、ご審議の上、原案にご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○渡辺委員長 次に、議案第14号平成23年度深川市立病院事業会計予算について、藪市立病院管理課長。
○藪市立病院管理課長 議案第14号平成23年度深川市立病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

別冊予算書の1ページをお開き願います。初めに、予算本文について申し上げます。

第2条、業務の予定量は、病床数270床、年間患者数は入院が6万8,808人、外来は14万1,520人、1日平均患者数は入院が188人、外来は580人を予定しております。主な建設改良事業は、泌尿器科軟性鏡装置ほか、医療機器等整備に3,500万円を予定するものであります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、事業収益を43億8,485万4,000円、事業費用を47億3,629万4,000円と定めるものであります。

2ページをお開き願います。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、収入を2億6,332万8,000円、支出を4億2,713万6,000円と定め、収支不足額1億6,380万8,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに損益勘定留保資金で補てんしようとするものであります。

第5条、一時借入金の限度額を30億円と定めるものであります。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、病院及び看護学院の職員給与費24億1,799万2,000円、並びに病院長及び看護学院長交際費112万円であります。

第7条、他会計からの補助金は、共済組合追加費用などの経費に対し、一般会計から8,521万4,000円の補助を受けようとするものであります。

次に、18ページをお開き願います。予算説明書の収益的収入及び支出につきまして、初めに収入の主なものについてご説明申し上げます。

1款1項1目入院収益は、患者1人1日平均収入を前年度より628円増の3万4,542円と予定し、23億7,676万5,000円を見込んでおります。

2目外来収益は、1日平均患者数を前年度より40人減の580人、患者1人1日平均収入は、前年度より350円増の7,900円と予定し、11億1,800万8,000円を見込んでおります。

3目その他医業収益は、1億8,070万1,000円を計上しております。

1款2項医業外収益は、一般会計からの補助金及び負担金の減などにより、3億3,562万6,000円を予定しております。

19ページをお開き願います。1款3項看護学院収益は、前年度より352万8,000円増の8,969万9,000円を見込んでおります。

1款4項3目その他特別利益は、経営改善に係る支援として2億4,405万3,000円及び累積不良債務解

消に係る支援として4,000万円の合計2億8,405万3,000円を、一般会計から受けるものであります。

次に、支出について申し上げます。1款1項1目給与費は、退職手当組合の負担率の増、職員数の減などにより、前年度より1億818万6,000円減の23億4,494万1,000円を計上しております。

20ページをごらん願います。1款1項2目材料費は、診療材料の減などにより、前年度より800万7,000円減の7億199万3,000円であります。

3目経費は、委託業務の見直しなどにより、前年度より1,267万6,000円減の7億2,888万5,000円を計上しております。

21ページをお開き願います。下段になりますが、1款1項4目減価償却費は、前年度より1億225万5,000円減の6億4,911万3,000円であります。

22ページをごらん願います。1款3項看護学院費用は、職員9人分の給与費及び看護学院運営経費として、収入と同額の8,969万9,000円を計上しております。

次に、24ページをお開き願います。資金的収入及び支出ですが、初めに収入からご説明申し上げます。

1款1項出資金2億5,900万6,000円は、備考欄記載の項目に対する一般会計からの出資金であります。

25ページをお開き願います。支出について申し上げます。

1款1項建設改良費3,500万円は、予算書本文第2条の主要な建設改良事業でご説明申し上げました医療機器などの購入費用であります。

2項企業債償還金3億7,149万6,000円は、病院施設整備及び医療機器整備に係る企業債元金償還金であります。

3項1目修学資金貸付金は、看護学院の学生43人の利用を見込み、2,064万円を計上するものであります。

以上で平成23年度深川市病院事業会計予算の説明を終わらせていただきますが、ご審議の上、原案にご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○渡辺委員長 これでは平成23年度深川市各会計予算11件の説明を終わります。

お諮りします。本日の委員会はこれで散会したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、よって本日の委員会はこれで散会することに決定をいたしました。

なお、次回の委員会は3月16日午前10時から開きます。

(午後 2時53分 散会)



予算審査特別委員会記録（第2号）

平成23年3月16日（水曜日）

午前10時06分 開議

午後 5時01分 散会

（午前10時06分 開議）

○渡辺委員長 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

議案第4号平成23年度深川市一般会計予算ないし議案第14号平成23年度深川市病院事業会計予算の11件を一括議題といたします。

既に提出者の説明を終えておりますので、これより質疑に入りますが、前段、特別委員会理事会の中で確認されておりますことについてこれから申し上げますので、委員並びに理事者の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

審査の方法についてであります。まずは一般会計歳出の各款の項ごとに行います。基本的に、項が数ページにわたる場合であっても一括して行います。ただし、2款総務費1項総務管理費については、分量が多いためにページごとに行います。次に、特別会計及び事業会計は、全般を通じて行います。いずれの場合も、質疑される委員は必ずページを告げながら発言をお願いしたいと存じます。

質疑の方法については、特に前年度と変わっておりませんが、確認の意味で若干申し上げるお許しを賜りたいと存じます。質疑については、1項目ずつ行うことを基本としております。具体的には、予算の説明欄の項目について、1項目ずつ質疑していただき、その後答弁という形になります。その際、項目の細部については複数の内容がある場合は一括して行っていただき、答弁も同様ということでご理解をいただきたいと存じます。

なお、関連する質疑につきましては、従来どおり当該箇所で行うこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、円滑な委員会審査を行うため、委員長の議事整理権により取り進める場合、答弁留保も含めてありますが、よろしくご理解をいただきたいと存じます。また、予算審査が効率よく進められるように、質疑及び答弁につきましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

これより一般会計の歳出の質疑を行います。

1款議会費は、既に議会運営委員会を通じてご理解いただいておりますので、2款総務費から質疑を始めます。なお、先ほどお願いしましたように、1項総務管理費はページごとに質疑を行います。

それでは、2款総務費、1項総務管理費、44ページ、1目一般管理費から3目財産管理費まで。

○東出委員 1番最初に質疑させていただきますので、私からも今回被災された皆さん方、お亡くなりになった皆さん方にお悔やみ申し上げながら、お見舞いも重ねて申し上げたいと思います。加えて、今現在一番憂慮されるのは原発の動向でございます。ある意味では、一次災害以上の危機感を持って、今動静を見守っているというのが現況でございます。本当にこれ以上、被害が拡大しないことを心から望むものであります。それでは、質疑に入らせていただきたいと思います。

一般管理費の中の説明欄1番、秘書事務の中の市長交際費についてお伺いいたします。

さきの臨時議会の補正予算の中で、市長交際費についての本年度の補正が組まれた状況にあります。そんなことも含めて、新年度に対する市長交際費の考え方についてお伺いしたいと思います。

○早川企画課長 お答え申し上げたいと存じます。

市長交際費に関しましては、日ごろより節減に努めながら適正に執行させていただいているところでございます。委員のお尋ねにもございましたように、平成21年度から19年度、20年度の決算額を踏まえまして、予算額は110万円としてきたものでございます。さきの補正の質疑においてご説明申し上げましたとおり、式典、祝賀会関係事業あるいは慶弔の経費などの増によりまして、10万円の増額補正をさせていただいたところでございます。平成23年度の予算額は、22年度の補正後の額と同額ということで、120万円とさせていただいております。平成22年度の執行状況、23年度も同じような中身だとは思いますが、けれども、比率といたしましては、慶弔経費が28%、30%弱、それと式典、会議等の祝儀、これらが大体

67%という、この二つの項目が主な内容ということでございます。件数が毎年増加しているということで、今回10万円の増ということにさせていただいたところでございます。交際費につきましては、基準に基づきまして適正な支出をさせていただいておりますし、また、この支出状況につきましても、その内容をすべて市のホームページで公開をさせていただいているところでございます。今後とも経費の節減に努めながら適正な執行に心がけてまいりたいと考えております。

○水上委員 1目一般管理費、説明欄人事給与のところ、北海道との人事交流についてお伺いしたいと思います。

本市は、これまで道庁の職員と本市の職員とを相互に派遣し合い、お互いに高い効果を上げてきたと評価しております。人材育成といいますが、研修といいますが、そういった面で議会においても職員研修の必要性は、どの議員も重要としており、予算の面でも十分な措置をするべきと声を大にして提案されておりますが、私も全く同感であります。この人事交流というものは、そういった職員研修という意味合いでは非常に得るものが多いと考えております。特に、新年度は、高橋はるみ知事が道庁からの派遣を2倍にふやすとの方針も打ち出しているようですが、新年度の人事交流に対する考え方をお伺いしたいと思います。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○長野委員 ただいま水上委員から人事交流についての質疑がございました。関連しまして、若干申し上げます。

私どもの会派は、例年、当市のいろいろな政策課題を抱えまして、道庁に出向き要請活動をしております。そんな中で、やはりこの人事交流で、かつて深川市にいられた道庁の職員の方、そしてまた本市から道庁に派遣されている職員の方も含めて、有益な懇談、情報交換もさせていただいている経過がございます。そんな中で、人事交流の効果というものにつきましては、非常に大きなものがあると受けとめておりますし、有益な情報、そして道庁からの予算的なものも非常に配慮がされているわけでありませう。特に、本市基幹産業の農業の関係は、制度事業による予算確保というのが非常に大きな課題でありまして、適切なアドバイス、ご指導をいただいているのは非常に有益だと思っております。そんな意味

で、今後に向けての相互交流による派遣、人事交流につきまして、私のほうからも改めてどのようなお考えで今後取り組まれていくのか、お尋ねしたいと思います。

○高田総務課長 ただいま人事交流につきまして水上委員、関連いたしまして長野委員より質疑をいただきましたが、内容について関連がございますので、一括して答弁を申し上げたいと思います。

まず、お話にありました人事交流につきましては、ご承知のとおり、本市の職員研修規則にあります五つの研修形態のうち、派遣研修の位置づけのもと、これまで国や他の地方公共団体あるいはその他団体等へ職員を派遣しているところがございます。お話の北海道との相互交流による派遣につきましては、市町村と道との結びつきの強化及び広域的な見地からの市町村の取り組み支援を目的とした北海道の市町村への職員派遣推進方針のもと、道と市町村等の職員交流要綱に基づき対応させていただいているところがございます。交流の状況といたしましては、お話にありましたとおり、現在、北海道農政部と本市経済・地域振興部の交流といたしまして、相互に職員を派遣しているところであり、この現行の期間につきましては、平成21年4月1日から23年3月31日までの2年間を基本としておりましたが、本年の場合、統一地方選挙がある予定でございまして、道庁人事等が若干おくれるなどの背景もございまして、本市から派遣させていただいております職員につきましては、3月末をもって帰任するという形になってございますが、道から本市へ来られている方については、当面5月末までというような形で調整がされております。それで、新年度に向けてというお話でございしますが、当面の交流につきましては、一たんこの5月末をもって切れるというようなこととなります。しかしながら、今後において、これら制度を大いに活用していくという考え方は、本市も持っておりますので、これらの有効な活用については今後も検討してまいりたいと考えております。

それと、人材育成あるいは職員研修の観点からどうなのかというお話もございましたので、お答え申し上げます。この交流につきましては、特に職員の必要な基礎的、共通的な知識、教養あるいは社会常識を向上させるための基本研修ですとか特別研修とはまた別に、そういった大きな意味合いを持つところでもありますけれども、本市の場合そのほかに、そ

それぞれの職場における研修ですとか自主研修、そういった形態もある中で、特に北海道との人事交流については、大変効果的、有効なものと考えております。そこで、今後におきましても職員研修の位置づけという意味では、その趣は当然にして持っているわけでございますけれども、今後どのような形で新たな展開、また多様な展開を望めるかということを検討していくことも仕事の一つだと思ってございます。そういったようなことで、今回の交流については、当面一段落というような形で今考えているところでございます。

○水上委員 再度伺いたと思います。ただいまの答弁では、今期をもって派遣は終了、今後は検討という答弁をいただきましたが、職員研修にける予算が少ないと言われている中、この人事交流というのは絶好の研修機会ではなからうかと思うのです。この機会を利用して、ぜひ本市の職員も道庁に行ってもらって多くのことを勉強し、また道庁の職員にも来てもらい、さまざまな知識や情報を伝達してもらおう中、相互で個人の資質を向上させ、それぞれ北海道、深川市の発展に寄与できる職員となっていきたいという強い思いがあります。本市にとってこの人事交流のもたらす効果の一つに、やはり北海道とのパイプ役という大きな役目があり、先ほど長野委員もおっしゃっていましたが、大変多くの情報を得られるということがあり、本市にとっては非常に有利であると考えております。そのような機会をみすみす失ってもいいのかと思いますので、再度考え方をお伺いしたいと思います。

○長野委員 再質疑させていただきます。今答弁いただきましたが、平成22年度をもって制度は約束だから終わるというお話でございました。私は非常に効果の高い人事交流だと受けとめておりますし、道庁とのパイプ、特に予算的にも配慮されて交付されていると受けとめております。これまでの実績などの受けとめ方、さらには今後に向けて、本当にこれで途絶えていいのかという思いであります。今後は検討するというお話でございますけれども、やはりその辺のあいまいなことではなくて、それと今回、平成22年度で終わらせるというお話でございますけれども、北海道とどのような協議をされてきたのか。きっちり連携をとられてきたのか、確認の意味を込めて質疑させていただきます。

○高田総務課長 再質疑いただきましたので、お答

え申し上げます。

順不同になるかと思いますが、まず、結果的に平成22年度をもって、一たん途絶えるというようなことに形的にはなっておりますけれども、前段申し上げましたように、このことは基本的に現行の仕組みの中で、今後必ずしもこれをもって、交流をやめるとか、人を出さないとか、そういったことは毛頭考えているわけございません。質疑にありましており、これまでの人事交流の成果、効果というものは非常に大きなものがありますし、今後においても北海道との連携や密接な関係というものは、維持継続していくことが大事であると認識してございます。ただ、少し言いわけじみておりますけれども、本市には本市としての人事上のさまざまな課題等もございすることから、これまでの成果は成果としながらも、一定程度周囲を見回し、また今後の展開を展望すると申しますか、模索するというような形の中で、ちょうど区切りでございましたので、そういう形を今考えているというところでございます。道とどうというような形で整理をしてきたのかということでございますが、細かくは申し上げませんが、今ほど申し上げましたように、道の派遣の推進方針のくくり、個別の要綱の中で、2年の基本スパンがございまして、当初から平成20年4月からの交流を20年、21年、それから22年、23年という形、2年のサイクルで来ているものですから、これを道の総務部市町村課と我がほうとが整理をさせていただいて、正式な文書交換等もする中で進めてきておりますので、公式的にはこれで正しいと思っております。ただ、先ほど来言われておりますように、道庁との目に見えないようなパイプですとか、効果というものについては、これはやはり大事にしていくべきだということは当然思っております。それで、今現在、実は明確な予定は立っておりませんが、この道の推進方針の中には、こうした相互交流の形もございまして、またプロジェクトや何かに対しての支援というような、さまざまな形態のものもございしますので、そういったものも視野に入れながら検討してまいりたいということでございます。

○長野委員 答弁としては非常にきれいに聞こえると思います。

本当に道庁のほうで、そういった認識で受けとめておられるのかどうか。そして、今後、今後というお話はいただいておりますけれども、やはりせっか

く築いたパイプを感情的にも損なわないように、きっちりと整理されているのかということが、私は一番危惧される所所であります。そんな意味では、人事の時期ですから、急に今ごろどうのこうのということにはならないと。ある意味手おくれという状況かと思いますが、その辺のことも含めて今後の対応、考え方を改めてお尋ね申し上げたいと思います。これは今後の方針についてでありますので、答弁いただきたいと思ひます。

○高田総務課長 厳しいご指摘をいただきました。

確かに、現状の中で道庁との目に見えない感情的なものがどうかということにつきましては、大変申しわけありませんが、今この状況の中で正確に伝えることができないので、それについてはご了解をいただきたいと思ひております。ただ、先ほども申し上げましたけれども、深川市としての構えといたしましては、研修、交流ということについては、やはり大きな位置づけをしておりますので、委員がご指摘されたようなことを受けとめまして、ただ相手方といひますか北海道でございますが、北海道の都合ですとか、例えばうちはこの形を求めたいと言ひても、それに応じていただけるかどうかということもござひますので、そういったことの調整も含めまして、できる限り、可能な限りと申しますか、余り時間を置かないような形の中で皆さん方のご意向も伺う中で、どのような対応がよいか、また改めて検討して詰めていきたいと思いますので、何とぞご理解いただきたいと思ひます。

○北名委員 特別委員会の最初の発言でありますので、一言だけ、私も東北で起きました大災害に対して、心からお見舞いを申し上げるということをおきします。

私は、1目一般管理費の中で情報公開について質疑をいたします。

情報公開の状況を見ておりますけれども、今年度は11件の情報公開請求があり、部分公開なども含めて公開されております。11件の件数がどうこうという評価は私も持っていますけれども、きょう聞きたいのは、まず情報公開の請求があつて、公開を決定するまでが2週間以内となっております。そして、その2週間以内に部分公開にするとか公開にするとかを決めまして、申請者に報告をして、それからまた見る日にちが決まる、何日か後になるかと思ひます。

私が聞きたいのは、申請があつて決定をするまでの間の期間であります、2週間以内ということで、さまざまな日数がかかつて、それも件数、中身によって時間がかかるものとかがあるようで、10日以上かかっているのが11件のうち4件あります。ぎりぎり2週間というのも数件見受けられます。情報公開は、私はできるだけスピーディーに、速やかにやるということが基本だと思ひますので、この実態、何か中には2週間以内にすればいいという認識があるのではないかと、少し心配といひますか、そんな感じもするものですから、その辺についてどのようにお考えなのか聞かせていただきたいと思ひます。それが一つ。

あわせて、総務課の所管でやられているわけですが、その辺については、総務課として、あるいは所管として出先というか、いろいろな所管に資料の公開がされるわけで、責任を持った指導というか対応が必要ではないかと思ひますので、その点もどのようになっているかお尋ねします。

○高田総務課長 情報公開につきまして、お答え申し上げます。

今、委員から質疑ありましたとおり、本市の情報公開条例では、特別な場合を除き情報公開請求を受理した日の翌日から起算して、14日以内にその請求に応じる、または公開請求を拒否する旨を決定し、速やかに決定の内容を請求者に通知することとなっております。本年度におきましては、これも質疑にありましたとおり、11件の公開請求を受けてござひますが、完全公開とした文書につきましては、傾向として、事務処理等の時間を含め、おおむね1週間程度、10日、2週間というお話もござひましたけれども、おおむねその程度で公開の諾否を決定しているところでござひます。

しかし、後段にありました部分公開、つまり個人情報など、みだりに公にすることが適当でない公文書を含むものについては、その中身を十分見きわめまして、非公開とする部分がある場合にはそれを確定するなどの作業がござひますので、特に注意を払い業務を進めているところであります。したがって、公開の決定に至るまでに若干時間がかかっていると、現状では、先ほどお話のありました、ものによっては14日に近い形で公開決定がなされているというようなこともあります。また、公開決定の通知後の実際の公開日などにつきましては、それぞれ申

請者とお話をして対応しているところでございます。

質疑の公開のスピード化、短縮化ということにつきましては、おっしゃるとおりでございますけれども、個別の内容によりましては、少し慎重にかつ丁寧にやらなければならないということもございまして、場合によってはそういう時間が限られた2週間という期間の中で対応しているところでございますけれども、本来的には、おっしゃるとおり、それを2週間あるから2週間いっぱいを使って決定して通知すればいいということでは決してありません。もちろん私どもとしても、そういった速やかな対応ということは、実施機関であります所管には日ごろから申し伝えておりますし、総務課の立場といたしましても、そういった指導的立場に立ってやっているところでございます。

○田中(昌)委員 私の立場からも、今回の大震災に当たりまして、本当に犠牲に遭われた方に心からご冥福を申し上げますとともに、本当に1日も早い復興に向けて希望を捨てずに、希望を持って、ぜひ立ち向かっていただきたいと思っておりますし、我々もできる限りのことをぜひ、何とか支援していきたいという考えを持ちまして、今回の予算委員会に当たりたいと思っております。

まず若干、順番は後先になりますが、3目の財産管理費で質疑させていただきたいと思っております。

今回、「深川市の今年のごと」ということで、これまでも何度か質疑の中、あるいは一般質問等でもさせていただきまして、予算審議の中で、わかりやすい予算書ということで出していただけると非常に審議をしやすいということを申し上げさせていただきまして、今回、職員の皆さんは、大変お忙しい中だったと思うのですが、その中でこうやって出していただいたということに関して、心より敬意とお礼を申し上げます。今後はこういったことで、これはあくまでも案と一緒にのものですけれども、予算編成の段階でこういうものを整理していけば、もっともっとわかりやすい提案をしていただけるような形になるのではないかと思いますので、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

そこで、その中で、3年前まで一般会計予算の中で人件費が目ごとに配分されておりましたので、その際には人件費と、あと所管の人数の表示がありまして、これは昨年にも実は人数表記がないということで、予特の資料の中で出させていただきました。今回

も予特の資料で出していただいているのですけれども、資料で出していただかなくても、この予算書の中に人数表記を入れてくれると、この仕事に対して何人がかかわってくるのだということがわかりますので、ぜひそこについてはお願ひしたいということで、これまでも言っていたつもりなのですが、今回出ていなかったということで、やはり予算とそこにかかわる職員というのは密接な関係がありますから、そういったことで対応をしていただきたいということについて、答弁いただきたいと思っております。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○松沢委員 それでは、ただいまの質疑に関連して簡潔にお尋ねしたいと思います。

「深川市の今年のごと」が出されまして、この予算審査に間に合ったということについては評価をしたいと思います。ただ、余り日にちがなかったので、しっかり隅から隅まで、まだ見ておりませんが、やはりこの説明書については、非常に有効に毎年見させてもらっております。

それで、お伺ひしたいのは、昨年はたしか議員や役職を持っている人、連合町内会長さん、会長さん、三役の人などを含めて配布して、あと市民からの要望があったら、どなたにでも自由に渡すという方式だったと思うのです。かなり希望者はいると私は勝手に思っていたのですが、聞くところによると余りいないというようなことでした。去年の実績、それから発行部数などについてお答えいただきたいと思っております。

○平山財政課長 お二人の委員から、質疑いただきましたので、順次お答えしたいと思います。

初めに、田中昌幸委員からご指摘がございました款項に人数の表記をということでございますけれども、資料等に載せてありますけれども、目的別に業務に従事する職員数を表記するという点について、配置が明確な場合につきましては担当職員の数が明確になるということでありますけれども、一方で、やはり少ない人員で複数の業務をこなすことも多々あります。そういったことで、今後、複数の款や項にわたって担当する、所管するというのもありますので、こういったことで人数表記自体を固定的に考えるというのは、なかなか難しいという感じもしております。こういった資料と組み合わせる中で、予算を理解していただくという方向が望ましいと思

いますけれども、ご提言、ご指摘もありますので、今後この予算書への表記については、十分検討させていただきたいと思っております。

それから、言及いただきましたわかりやすい予算書につきましては、今回試行的に、各所管の了承を得て早目に作成をお願いいたしまして、本委員会の審査に間に合わせるように作成したものでございます。記述の内容につきましては、一部変更もあると考えておりますので、現段階における考え方を示したとご理解いただきたいと思います。そこで、質疑にありました発行部数あるいは配布先につきましては、昨年の実績では500部ほど作成して、町内会に、1町内約2部ずつということで300部ほどをお配りするという。それから両支所を初め公共施設、コミュニティセンターですとか、あるいはプラザ深川などに1部ずつ置いて、市民の皆さんに見ていただくということで、お話のありましたとりにおいでいただいた市民の方はいらっしゃいませんけれども、恐らくそういった公共施設の中でごらんをいただいていると思っておりますので、今後もこのような形で継続をしていきたい、また積極的にお求めになれる市民の皆さんには、お配りをしていきたいと思っております。部数的には、申し上げたとおり500部ですけれども、各公共施設には30部ほど置いておりますし、まず各所管にも当然ありますので、自由にお申し付けいただければ、そのような対応が可能ではないかと思っております。今後の対応といたしまして、わかりやすい予算書につきましては、こうした予算審査の論議を深めていただくという大きな役割があるのではないかと考えておりますので、こうした委員会審査の中で生かされ、できれば重複した資料が整理されれば、所管としてはもっとうれしいという部分もありますけれども、これらを十分見きわめた上で、今後の作成に生かしていきたいと思っております。

○田中(昌)委員 それでは、次の質疑をさせていただきますと思います。人事給与のところになるのか、消防団への市の職員の参加ということについてお伺いしたいと思います。

一昨年から消防団への職員の参加はできないのかというような話で、山下市長もかなり前向きな発言をしていただいているところでございます。なかなか業務、現課の職員の皆さんの状況であれば、時間をあけて、その消防団の活動に100%参加できるかど

うか難しいところもあるのかもしれませんが、やはり今回の災害のような防災に対する意識とか、実践というものが市の職員の中でも、それも比較的若いうちにそういうものを実践として経験できるというのは非常に価値の高いことだと思いますし、その消防団という100%ボランティア活動でされている方たちとの人的な交流というのも、非常に価値のあることだと思いますので、ぜひその部分を前向きに進めていただきたいというお願いをしているところでございます。その後の経過というか、消防組合とのかかわりもあると思うのですけれども、その辺とのかかわりも含めてどのような状況になっているのか、あるいは今後、どのような展開で考えていくのかをお伺いしたいと思います。

○高田総務課長 消防団参加の関係で質疑いただきましたので、お答え申し上げます。

委員ご指摘のとおり、昨年、予算審査特別委員会でも質疑等をいただきましたので、その後の経過ということで申し上げます。まず、このことにつきまして、市の基本的な姿勢といたしましては、団員の高齢化ですとか減少傾向ということが消防組合から言われておりますので、市におきましても若い職員が消防団ですとか消防行政に理解、関心を示していただき、かつ、みずからの意思でそうした団体等への加入、参画ということを目指していただけるように、さまざまな機会や場面を通じまして奨励していこうというスタンスがでございます。

そこで、昨年の11月30日でございますが、庁内の会議におきまして、消防組合よりこうした消防団員の募集についてということでお話がありまして、これを受けまして市といたしましては、そうした取り組み、消防団への加入説明会の開催等の準備、お手伝いをするというような形で総務課が多少なりとも動いてきたところでございます。そこで、実際の説明会は、昨年の12月13日に行われてございます。このときに庁内に声をかけて、集まっていた職員、20代から40代の職員でございますが、9人が参加しまして、その場において消防署から、それぞれ最近の状況でございますとか消防団の減少傾向、またそういったことが課題となっているというようなことを、るる説明したところでございます。参加者からは、消防団に入った場合の年間業務スケジュールですとか、加入に際しての条件というか基準といったようなものについて問い合わせがありまして、

消防からは団員としての身分ですとか待遇等についてということで、一定程度お話をさせていただいています。その中で、特に消防団加入に当たっての、いわゆる基準的なものとして、少し誤解があったのでということで改めて説明をさせていただいておりますが、一つには、年齢要件ということで、これまではどうしても若い人がという、委員ご指摘のとおり、若いうちの経験も大事ですし体力的なこともございますので、20代、30代というような形で言っている節があったのですが、実際は個人差もありますし、何よりも大事なのは意欲であると。そういった取り組んでくれる、またそういった業務にボランティア的な意識を持ってくれるということもありますので、ただ年齢だけで判断はしませんというようなご説明もさせていただいています。また、加入期間につきましても、当初5年から10年という非常に雑駁な話がありましたけれども、これは実は団員としての最低限の、いろいろな作業の習得をするために、例えばポンプ操作ですとか、いろいろな機械を使ったりするといったようなことのために一定程度時間がかかるということと、もう一つは、せっかくそういったことが身についた場合には、一定程度、1年や2年ではなく5年、あるいは6年という形の中でご活躍いただきたいという気持ちもあって、5年から10年とさせていただきましたというようなお話もありました。最後に、一応、もし団員になった場合はどこの分団に属するかということにつきましては、自分の住所のあるところの所属、団ということで、深川の方であれば深川地区、一已の方であれば一已地区というような形というような話がありました。その折に、私どもも同席させていただきましたので、一応総務課としては市のスタンスとして、どういうことになるかということで若干申し述べました。それは、市は先ほど来言っておりますようなスタンスがございますので、市といたしましては、もし加入をいただいて、そういったことに参画できるということになれば、出勤あるいは訓練の折には、職務専念義務を免除したいというような形ですとか、また一定の業務に従事するわけですから、報酬等の受け取りもありますので、これは当然そういった計らいを認めるというようなことで考えております。また、そのほか職場環境として、その消防団に出役、また参画できるような、しやすいような雰囲気づくりといったことにも意を用いていきたいというよう

な話もさせていただきました。

現実の話として、募集期間はというようなこともありまして、いつでもいいというお話もありましたけれども、一応、今回の場合につきましては、もし手を挙げていただけることになるとすれば、装備品というか服だとか制服だとか、そういったことの準備もいろいろあるということで、一応1月末を一つのめどにさせていただきますという形でお願いをしたところですが、きょう現在問い合わせたところ、残念ながら、まだそういったことの申し込みにはなっておりません。そういったような状態でありまして、今後におきましても、そういったことを急に言っても、なかなか成就しないということもありますので、こういったことを粘り強く、繰り返し周知し、また消防とも連携を深める中で、そういった空気が醸成されますよう努めてまいりたいと思います。

○田中(昌)委員 丁寧な答弁をいただいたのですが、最終的にはまだ希望者がいないということで、やはりぜひ上司の皆さんとか、そういう職場全体で、そこに参加をしたい、したくなるような雰囲気づくりというものを人事管理を担当されている方、あるいは各所管の部長たち課長たちが、そういうものを推し進めるというか、そういう取り組みについて、ぜひ全体の意識としてそういうものを持っていく必要があるのではないかと。なかなか出づらいというのは、多分業務の関係とかいろいろな部分があると思いますので、そういったところに安心感をつくる部分も、ぜひ検討していったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○高田総務課長 お答えいたします。

前段におっしゃられた防災の観点からも、それから、今消防が置かれている状況からも、そういったことに参画いただくことは大変重要なことだし、必要なことだと思っています。それと、あわせて今委員がおっしゃられたように、そのためには職場環境としての雰囲気、あるいは少しのゆとりというようなことは非常に大切なことだと思っております。と申しましても、具体的に今、どういう形で進めるかというビジョンはまだ持っておりませんが、今後そういったことについても、十分配慮したり、庁内において管理職等にそういった意識を持っていただくというような形で努めてまいりたいと思います。

○松沢委員 2款1項1目、45ページの説明欄8の

共用車両についてお尋ねします。

市長の専用車というのはなくなりましたけれども、今、共用車両の中でも1台、市長が八、九割方乗っている車が1台ございます。この車の平成22年の運行状況、それから、たしか運転手さんについては臨時職員対応だったかと思いますが、この辺の人員費も含めた年間の経費、それらについてどのようになっているか。

あわせて、これは私の頭の中ではセットで考えていますので、ハイヤーの利活用状況もどのようになっているか、お尋ねしたいと思います。

○高田総務課長 お答えいたします。

お話のありました市長が主に使っている車ということでございます。今現在、共用車として総務課が管理している車が16台ございますが、そのうち、今おっしゃった市長がよく使われている車ということで、これは黒のクレストでございますけれども、前段申し上げておきますが、市長が乗る車というのは特に限定をしているつもりはございません。市長公務の対外的な特殊性といったこともありまして、どうしてもおっしゃるとおり、八、九割、この黒い車に乗っているというのが実態でございます。しかし、状況によっては、曜日ですとか夜とかがといったことになりますと、他の車、プリウスですとか、場合によってはおっしゃるように、営業車を使うというような実態にあるものでございます。そこで、この車につきましては、平成11年車でございまして、本年2月末までの走行距離といたしましては、約8万2,000キロメートルでございます。年間走行距離については、本年度の走行距離見込みでございますが、約2万キロメートルでございます。それで、経費について、これはガソリン代で20万円程度使っているというのが実態でございます。それから、あわせて車両の運転手というお話がございました。これもご承知のことと思いますが、今現在、専属の運転手というのは、さまざまな理由もありまして置いておりませんで、臨時職員というのは、本来的には車両管理業務の臨時職員ということでございます。基本的に、市長は市外出張についてはJRです。それから北空知管内の近隣各町ですとか市内においては、車等を利用しているわけでございますけれども、そういった場合で、企画課が今現在、市長公務のスケジュール等をとっておりますので、そうした中で、総務課が管理している臨時職員が運転業務に当たる

ということも多々あるわけでございます。それで、臨時職員の人員費でございますが、共済費を含め、これは時間外も含むものですが年間約350万円でございます。しかし、実際におおむね週に1回程度、市外出張があるような傾向、それから朝夕の出迎え等を含めましても、実質的には3分の1程度が運転業務として携わっているというような形でございますので、経費比率は申し上げますけれども、そのような状況ということで、ご理解をいただきたいと思えます。

○早川企画課長 理事者のタクシーの利用状況につきまして、私からご説明を申し上げます。

タクシーの利用状況につきましては、平成21年度で、金額だけでございますけれども約9,000円、22年度は2月末現在でございますけれども、約1万5,000円となっているものでございます。基本的には、市内におけます日中の会合等への出席に際しましては、公用車によることが中心となっております。また、土日祝日、あるいは夜間につきましては、用務の開催場所やその状況に応じまして、タクシーの利用を基本として動いていることになっております。

○東出委員 1目一般管理費、説明欄3の人事給与のところでお伺いしたいと思います。

平成22年度については、対前年比約1,000万円の増。お聞きすると、ボイラー技師の人的配置が必要になったということでの増額であったということでございます。新年度に向けて、さらに500万円の増額というような状況で予算が組まれておりますけれども、この内容について、新たな人的配置等の必要があって、こういう500万円の増額の予算になっているのか、その中身について、お聞かせいただきたいと思います。

○高田総務課長 人事給与の関係で質疑いただきましたので答弁申し上げます。

人事給与につきましては、3,428万4,000円ということで、新年度で予算計上させていただいています。ご指摘のとおり、460万円ほどふえている中身ということでございます。これには二つ理由がございます。一つは従前、保健師、栄養士等の専門職の関係で欠員が生じたような場合は、総務課で予算を持たずに所管課で予算を計上しておりました。実はそういう形にしますと、年度途中で補正が生じたりとか、それから当初予算を持っていないければ、必要になったときに補正を生じたりとかという形になりますの

で、あらかじめ、今回の場合は1人分でございますが、総務課であわせて人事管理上の立場で持つというような形にしたものでございます。そのものが約360万円でございます。それから、もう一つは、これは例年でございますけれども、退職者と新規採用者の差が実態として生じてくるわけでございます。そうした場合に、そういったことに対応すること、さらには年度途中の退職者が出たような場合に対応するというこの意味合いを持って、臨時的任用職員の予算を昨年よりも約10カ月分ふやしてございます。この分が約180万円となっております。それから、減の部分ですけれども、最初の人事交流の関係で出てきましたが、その関係で職員が戻ってまいりますので、派遣地における住宅借上料の分が約76万円減となっております。それらを相殺いたしますと、約460万円の増となっているものでございます。

○田中(昌)委員 説明欄9番の契約事務でお伺いしたいと思います。

入札の予定価格の事後公表を試行しているという流れについては、お伺いしているところでございますけれども、やはり事前公表であれば、すべてオープンですから、それを調べるとか、その部分を予測するとかという行為はしなくていいのですけれども、事後公表となれば、そこにかかわるところに何らかの働きかけをすることで、それを知らうとする部分が出てきてしまったという事例が札幌市の入札の事例につながっているところなのかと思いました。担当されている職員の皆さん、これは契約事務をやっているだけではなくて、設計担当をやっている方も同じだと思うのですけれども、そういった方たちが安心して仕事をするためには、そういったことに対する措置、水際のところそういう働きかけ等があった場合における措置というものがやはり必要だということを、これまでも言わせていただいております。実は先日お伺いしたところ、そういうのもうできているのですという話を伺いまして、これまでもこの議会の中で、やはり入札契約事務に対しての公平公正化、公明正大化という部分については非常に興味を持っている部分でした。そういったところ、やはりどのような対策をとるのかということをお聞きしたいのですが、その対策はできているというお話ですので、その部分をまずお伺いしたいと思いますし、やはり興味を持っている議会に対しても、そういった内規なり条例なり、条例であれば議案提

案されるわけですけれども、そういった要綱等がつくられた場合には、やはり速やかに所管委員会である総務文教常任委員会に報告するとか提示するということをぜひやってほしかったと思いますので、その辺の経過も含めてどのような状況になっているのか、お伺いしたいと思います。

○遠藤財政課主幹 予定価格の事後公表についてお答えいたします。

工事等の入札に係る予定価格の事後公表につきましては、現行の予定価格の事前公表では、その価格が目安になり、適正な競争が行われにくくなる、建設業者の見積もり努力を損なわせる、談合が一層容易に行われる可能性があるなどの弊害を踏まえ、予定価格の事前公表を取りやめるなどの対応を行うよう国から通知があり、内部協議の結果、試行として実施要領等を定め、昨年7月1日以降の公告分から予定価格の事後公表を行っております。この実施要領の主な内容は、第2条で事後公表の対象工事を市長が別に定めることとし、現在、予定価格が2,000万円以上の土木一式工事及び建築一式工事としております。また、第5条では職員に対し、特定の者の利益、不利益を目的とした働きかけ等についての職員の対応について規定しております。本市では、予定価格の事後公表を実施するに当たり、予定価格を探ろうとする働きかけなど不正な動きに対する防止策として、働きかけを受けた場合には、その内容を市長に文書で報告すること、明示することにより、職員に対する働きかけを抑止し、また市長へ報告する内容を定め、働きかけを受けた職員が、直ちに報告書を提出することにより、負担を軽減し、事件等への未然の対処になるとの考えから、実施要領の第5条に働きかけに対する対応を明記し対応することにしました。これまでも入札や契約に関する制度の変更、改正などにつきましては、広く周知を図ってきたところですが、職員に対する働きかけの抑止のためには十分な周知が必要となりますことから、今回の試行につきましても、市民の皆様には市役所1階の設計図書閲覧室に要領の概要を掲示し、市ホームページへの掲載、市内報道機関を通じて、また事業者の皆様には深川商工会議所、深川建設業協会、深川測量業協会、道北電気工事業協同組合深川支部、そして建設関係の新聞を通じて、それぞれ広く予定価格の事後公表の試行実施を、あわせて働きかけに対する対応についての周知を図ってきました。今後、

本格実施するに当たりましては、他市の状況なども踏まえ、どのような対応がよいのか、今委員からの質疑にもありましたけれども、議会へのPRなど周知の方法も含めまして検討していきたいと思ひます。
○田中（昌）委員 答弁いただいていた部分若干あるので、再質疑させていただきたいと思ひます。

それだけ、いろいろな各業界団体にそういう説明をしていただいているのに、議会に何の説明もないというのは、やはりどうしてそういうことになってしまったのかということ、非常に疑問としか言いようがない。その辺の議論がどういうことだったのか、改めてお伺ひしたいと思ひます。

○遠藤財政課主幹 再質疑いただきました。

今回の予定価格の事後公表の実施に当たりましては、制度に直接関係のある方々に対しての周知に努めたところでありましても、議員の皆様に対しましては、試行の実施ということなどから特にお知らせしてありませんでした。今後、周知の方法などにつきまして、先ほども説明させていただきましたけれども、検討していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○田中（昌）委員 議会議論が全くないことであればいいのですけれども、ずっと一般質問でもあった話ですから、その辺はやはり議会というのはチェック機能の部分ですから、チェックの根拠がないとチェックができない話ですので、その辺についてはぜひ迅速に報告をしていただきたいと思ひます。質疑はそれ以上いきません。

もう1点の庁舎管理についてお伺ひしたいと思ひます。

昨年の補正予算により、庁舎内が全面的にFFストーブ化になっております。その際にも、防火管理をどのようにやっていくのかというお伺ひをしました。それに対する現状と、あとFFストーブによって庁舎内が、どれくらい暖房効率がよくなったのか、あるいは燃料費等について改善が見られるのか、あと職員全体の意識としてどのような状況になっているのか、その辺についてお伺ひしたいと思ひます。

○高田総務課長 FFストーブ化に伴っての関係で質疑いただきましたのでお答えいたします。若干順不同になりますが、お許しいただきたいと思ひます。

まず、庁内の暖房の関係でございますけれども、どういう形になったかということにつきましては、

まだ1シーズンたっておりませんので、決算ではございませんけれども、昨年までが、いわゆる重油ボイラーということでありまして、車両センターですとか、こちらの議会のほうですとか東庁舎は以前から灯油になっていまして、それを合わせまして約4万2,000キロリットルの消費でございました。ことし平成22年は、これは決算見込みでございますが、一応今のところ4万2,600キロリットルぐらいということで、燃料の種類は違いますが、量的にはほぼ同等かと思ひます。ただ、購入単価ということになりますと、当然原油単価の動向によりまして若干違ひまして、昨年が約290万円の実績に対して、ことしは約330万円の実績ということで、燃料が高くなっております。また、庁内の温度の状況はどうであったかということなのですが、FF化するに当たりまして、庁内には基本温度を20度から22度という設定を周知しておりました。しかしながら、ご存じのとおり、従前ボイラーのときに1階、2階、3階で温度差がかなりあったり、北と南で温度差があったということで、そういったことにかんがみまして、今度は個別に対応できるということですので、余り極端に温度が下がっているようであれば、それはもう所属、所属で適正な管理をしていただくことを前提に、職場環境の確保ということで認めるというような周知もしておりますので、庁内の空気といたしましては、全般的には非常に良好というような声が多いかと今受けとめてございます。

それから、防火管理の立場でございますが、これは昨年も申し上げているかと思ひますけれども、このFF化に当たりましては、当然、消防署とも協議を事前にしておりまして、消防署のほうからは、こういう形でFF化することは問題ないと。それから、実際の点灯というかスイッチを入れたり消したりする関係につきましては、今のところ朝当直に少し早目に来ていただいて、スイッチを入れていただく。帰りは、当然、所属が責任を持って対応するというところで、大きなトラブルもなく推移しているところでございます。そういうことで、基本的には今のところ良好かと思ひますけれども、経費のことも含めまして、今後さらに適正な庁舎管理になりますように、意を用いてまいりたいと思ひます。
○渡辺委員長 44ページを終わります。

次に、46ページ、4目会計管理費から7目納内支所費まで行います。

○水上委員 6目市勢振興費のところで、人材育成事業についてお伺いしたいと思います。

たびたび、この事業については伺っておりますが、私も十数年前にこの制度を使って研修させていただいて、大変有意義な体験をさせていただいておりますので感謝しているところですが、見識を広めるためにも研修や調査というものは大変重要と考えておりますので、市民の皆さんにその機会を逸しないように支援をすることは非常に大切であろうと考えております。

まず、実績を伺っておきたいと思います。いつも件数のみを伺っているのですが、この際ですから詳しい内容がわかれば、あわせて教えていただきたいと思います。

○早川企画課長 お答え申し上げます。地域づくりの担い手育成の関係でございます。

この事業につきましては、海外研修と国内研修と二つのものがあるわけございまして、平成23年度の前算額は140万円と、22年度と同額となっております。昨年も申し上げましたが、事業費全体の中で有効に活用を図ってまいりたいということでございます。

お尋ねの平成22年度の事業の状況でございます。平成22年度につきましては、5件の事業に130万円の助成をさせていただいたところでございます。まず、具体的に申し上げますと、地域づくり海外研修派遣・交流事業は60万円でございますが、こちらのほうは、きたそらち農協青年部5人の方でございますが、第22回の空知管内JA青年部海外農業事情視察研修、これはニュージーランドに行かれておりますけれども、この事業に60万円の助成をさせていただきました。それと次は、国内関係でございますけれども、地域づくり調査研修・交流事業というのがございまして、まず一つは、深川青年会議所11人の方たちが、国際青年会議所の世界会議の大阪大会に出席されて研修されるということで、これに対して20万円の助成をさせていただきました。それともう一つは、深川舞台芸術交流協会がいわき市で開催されました地域コミュニティ研修事業に参加されておまして、これに20万円を補助させていただいております。それと、個人の方なのですが、奈良県奈良市で開催されました、これは演劇関係の研修事業に参加されておまして、これに10万円。それと、地域づくり担い手育成事業の補助金といたしまして、

音江イルム太鼓の伝統芸能の継承と子供の健全育成の活動費ということで20万円の助成をさせていただいております。合計130万円という状況になっております。

○水上委員 もう少しお伺いしたいと思うのですが、この制度を利用してもらうためには、PRといいますが周知が必要かと思うのですけれども、広報などでは、だれがどこに行ったとか助成しましたというような情報は載っていてわかるのですが、たしか、これは報告書なども提出してもらうようになっていると思いますので、そういった中から少し詳しい内容を紹介することによって、深川市にはこんなことを勉強している人がいるのだといったような、人材としてのアピールもできるのではないかと思います。そういった意味で、今年度どのようにお考えか伺っておきたいと思います。

○早川企画課長 お答えさせていただきます。

今までも積極的に活用していただきたいということで、事前のPRですとか、あるいはいろいろな団体にこちらから出向きまして、ご説明させていただいております。今委員がおっしゃいましたように、その事業のことを広く知っていただくことでPRが促進されるという面は多々あるかと思っておりますので、どれをどのようにというのは今の段階では申し上げられませんが、平成23年度において少し工夫をして、こういう事業にこういう方々が参加したというようなこともあわせて、広く皆さんにアピールできるように考えさせていただきたいと思います。

○楠委員 6目の説明欄6番の男女共同参画推進事業について、お尋ねいたします。

男女共同参画計画は平成23年度で終わり、24年度に新たな策定に向けて検討されているということで、市政方針の中でも言われていたのですが、その中身と、それから前回のときは策定委員会などということをつくって計画を立てたということも聞いていますので、策定委員会等の計画はあるのかということ。

2点目としまして、現在、男女共同参画の中で、女性の委員とか審議会の委員を40%以上ということで定めていますが、委員会によっては女性がたくさんいるところもあるのですが、実際的には少ない状況にありますので、女性の委員の率を上げるために検討とか何かされているかお伺いします。

最後に、今の段階では計画の策定ということで条例制定まで至っていないわけなのですが、条例制定

についての考えもあわせてお伺いいたします。

○渡辺委員長 暫時休憩いたします。

(午前11時20分 休憩)

(午前11時48分 再開)

○渡辺委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

答弁を求めます。

○早川企画課長 男女共同参画計画の関係でお答え申し上げます。

平成22年12月27日に第3次男女共同参画基本計画が閣議決定をされたということございますので、本市におきましても、この基本計画に基づきまして、計画内容等について精査をさせていただきたい、24年度からの実施計画を策定していきたいと考えておりました。このためには市民の皆様のご意見等をいただくために、深川市男女共同参画市民懇話会というような会を設置させていただいて、市民意識の変化等を把握するという観点からも、アンケート調査につきましても、なるべく早く実施させていただくという考えでございます。大体この懇話会は、委員10人で2人の公募というものにさせていただいているところございます。

委員ご指摘の計画で目標としている審議会等への女性の登用率の関係でございます。これは目標を40%とさせていただいておりますので、平成22年4月現在で申し上げますと、全体としては33%という状況になっていると。それと、これも議員のご指摘にございましたように、基本的には、個々の審議会において、女性の登用率が40%に近づくということが求められておりますので、私どもといたしましても、この計画に沿って日ごろやっておりますけれども、さらに庁内会議等で目標などについても周知徹底をして、それぞれ所管されるところで登用率について一層の配慮を求める考えであります。

次に、条例制定の関係でございます。この条例のことにつきましては、市民の皆さんや事業所などにも一定の責務を課すということで、市民の理解が大変必要になるということでございます。先ほど申し上げました女性の登用率などの計画目標をしっかりと達成するように努めるということが、一つ大きな問題でございますので、今後、男女平等参画推進協議会と連携させていただいて、これまで以上に広報ですとか啓発活動なども進めさせていただきたいと

思います。そして、条例制定に向けての市民の皆さんの意識の醸成を図ろうと考えております。先ほど申し上げましたように、基本計画についての論議というものが進んでまいりますので、今後この関係についても男女平等参画推進協議会ですとか、あるいは先ほど申し上げました市民懇話会の中でご意見を十分に承っていきたいと考えております。

○楠委員 再質疑させていただきます。

平成24年度からの策定に当たっては、市民懇話会ということなので、中身では、10人と公募が2人ということで話をされていましたが、これは、まだ具体的には進んでいないのでしょうか。先ほど男女平等参画協議会とかという話がありましたが、そういうところからとか、どういうメンバーでなどということもまだ決まっていないということなのでしょうか。

○早川企画課長 人数については予算の関係もございまして10人ということで、公募も2人ということとは決定させていただいております。前回の計画にご参加いただいた方々というのもあるわけでございますので、大体その辺と整合をとってということで、確定的に今の段階で、この団体この団体というところは、まだ決めておりませんので、今後、予算が通った後になるかと思っておりますけれども、いろいろなご意見を聞いて早急に進めさせていただきたいと考えております。

○楠委員 重要なことなので早急に決めていただきたいのと、それからあわせて、条例もこの中で方向性とかというの審議の一つに入れていただきたいと思いますのですが。

○早川企画課長 委員から今お話がございましたので、条例の関係についても推進協議会ですとか、この懇話会の中で十分ご意見を承ってまいりたいと考えております。

○東出委員 6目市勢振興費の説明欄1番、国際交流推進についてお伺いいたします。

まず、青少年の海外派遣事業助成について、お伺いしたいと思います。国際交流推進費の中で、この事業に対する予算が201万6,000円ということで、予算づけがされていると思っておりますけれども、子供については3分の2の助成、1人45万円という形で見込んで30万円ずつ予算組みをされていると。逆に言うと、子供たちは1人、3分の1の15万円の自己負担が伴うと。

私がこれから質疑するのは、引率される方の分でございますけれども、当然、引率で行かれる方は、子供たちを連れて非常に責任のある中で引率いただく、大変ご苦労さまなことだと思っています。当然ですけれども、引率される方の経費は、すべて助成の中で見られる。加えて、さらに6万何がしの上乗せがされて、準備金、支度金というのか、そういう形で予算づけがされているということです。恐らく、これまでも公式訪問などのときにも、それぞれそういう形で支度金的なものもあったのかと思いますけれども、職員の旅費規定ですとか、そういうところののりよりの対応かと思うのですけれども、私が考えるに、今の時代、海外に出かけるからといって、こういう支度金が本当に必要なのですかということなのです。スーツケースを買わなければいけないだとか、着るものを買わなければいけないだとかという、そういう時代ではないのではないかと。本当に、そういう意味ではもっと気軽に皆さん海外に出かけられている、あるいはふだんこういうところに来るよりは、まだまだふだん着に近いような格好で出かけられているというのが現況ではないかと思うのですけれども、そこら辺の考えについて、改めてお伺いしたいと思います。

○早川企画課長 お答えを申し上げます。子供たちの随行者に係る経費の関係でございます。

これは委員がおっしゃいましたように、派遣の旅費45万円と支度料6万6,000円ということで、この随行者の方の旅費を見ている。これは国際交流協会への助成になりますけれども、私どもはそのように積算させていただいているところでございます。これは、委員も質疑の中で触れられていらっしゃいますけれども、この引率者の方というのは、中高生が渡航する際に引率すると、これはもう大前提でございますけれども、その派遣に当たって実施する事前研修、これは何回もあるわけでございますけれども、これへの参加ですとか、あるいはアボツフォード滞在中の生徒さん方のさまざまな対応に当たっていただくということで、研修目的を達成するために非常に尽力いただいているというのが前段一つあるわけでございます。それで、この6万6,000円の支度料は、委員がご指摘のように、職員旅費支給条例というものがございまして、この規定に基づいて今まで、この金額をお出ししていたものでございます。ですから、この支度料の関係の論議というのは、また別の

論議が条例にかかってまいりますので、必要ではないかと考えております。ただ、私ども国際交流を担当している者といたしましては、青少年カナダ交流訪問団に係る引率者へ支給している6万6,000円、この相当額については先ほど前段申し上げました内容でございますので、何らかの対応が必要ではないかと考えているところでございます。

○東出委員 一言だけ申し上げておきますけれども、それでは子供たちが支度するのは経費の中に入らないのかということでありまして、それでは子供たちにも3分の2の4万円の支度金の助成があっただけでいいかというような考え方もできるのではないかとお伺いいたします。答弁は要りません。

○川中委員 6目市勢振興費の説明欄4、北空知圏振興協議会についてお伺いいたします。

この件につきましては、私どもは今回の一般質問でもお伺いしたところでありますけれども、今定例会の中でも規約の改正で、振興協議会から幌加内町が脱退する、そしてオブザーバーという形の説明がございました。

そこで、幌加内町のオブザーバーという形がどういう内容になるのか。オブザーバーというのはどういう形で、それぞれ各部会がございまして、従来どおりに、そこに全部入ってくる形になるのか、そこら辺についてお伺いしたいと思います。

それとあわせて、平成21年度、22年度にそれぞれ協議されました課題、あるいはそれらの協議した内容等についてお伺いしたいと思います。

それともう1点、平成23年度に新たに課題として取り上げられている項目があるのかどうか、そこら辺も含めてお伺いいたします。

○早川企画課長 お答え申し上げたいと存じます。北空知振興協議会の関係でございます。

まず、1点目にございました幌加内町の関係でございますけれども、構成メンバーとしては、規約上は抜けられておりますけれども、オブザーバー参加ということでそれぞれ協議が整っております。ですから、今委員がご指摘になりましたような部会への参加につきましては、幌加内町の意向によりまして参加することはできるとなっております。

それと事業の関係でございますけれども、この協議会には専門部会というさまざまな会議がございまして、それぞれ総務、民生、教育、経済、建設とい

ったもの、あるいは温泉施設の事業部会というものがございます。これまで部会の中でもいろいろ検討させていただいているわけでございますけれども、平成21年度、22年度につきましては、約10件の懸案事項について研究、協議を行ってきたという経過がございます。現在戸籍の電算化ですとか、休日・夜間の救急医療体制の確保対策など6件については引き続き、今後も事務の効率化ですとか、課題の解決に向けた協議を進めていきたいと考えております。

また、新年度、平成23年度の検討項目といたしましては、ただいま申し上げましたように、前年から継続として協議という部分もでございますけれども、例えて申しますと、消費生活相談体制の広域化ですとか、あるいは公共交通の確保対策の研究というようなことも23年度は行う予定としておりますので、今後も専門部会での検討項目として取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○川中委員 ただいまの説明で理解いたしますけれども、特に新たな平成23年度の計画の中で、一般質問でも行いましたけれども、深川市立病院の支援体制の関係、それぞれ病院の関係につきましては保健所を中心に、あるいは検討委員会という形の中でいろいろ協議されているのは承知しているわけでありまして、自治体との関係の中での支援体制については、これは一つのいい組織体制がありますので、あらゆる機会を通じて今の市立病院の現況、課題、これを共通認識していただくのには、この協議会の中に民生部会がありますので、その中で北空知の医療圏の中における支援体制、これをぜひ項目の中に入れていただいて十二分な協議をしていただく、そういう体制がとれるのかどうか、そこら辺の考え方について再度お伺いいたします。

○早川企画課長 今、委員からご指摘がございました点につきましては、十分ご意向を踏まえまして、担当する課と連携を密にして検討項目の洗い出しのときに注意してまいりたいと考えております。

○渡辺委員長 暫時休憩いたします。

(午後 0時03分 休憩)

(午後 1時14分 再開)

○渡辺委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

○東出委員 国際交流推進のところでお伺いしたいと思います。

まず、姉妹都市である、アボツフォード市との相互交流のことでございます。昨年はアボツフォード市から公式訪問団が見えられて交流があったわけでございますけれども、今後の交流のあり方等についても、その中で協議されたというようなことも、これまでの議会議論の中でご報告も受けています。

そこで、1点目として、今度はアボツフォード市に訪問するということになるのだらうと思っておりますけれども、このことについては従前の2年ではなくて3年ということ考えているのかどうなのか、確認の意味を込めて質疑をさせていただきたいと思えます。

加えて、ことしから、仮称ですけれども、深川市経済交流調査団という形の中で派遣をして、将来の経済交流を視野に入れた、そういう調査団を派遣しようというようなことで、2団体分40万円の予算計上をされていますけれども、まず、どういう団体がこの派遣団体として行かれるのか。

加えて、ある程度、的を絞った形の中での調査、あるいは将来に向かっての協議ができるような形になっているのかどうなのか、そこら辺についてお伺いいたしますし、最初ですのでもう少し的を絞った形で、ある種の取っかかりというか、きっかけづくりみたいなことから始めたほうがいいのではないかと私は思いますけれども、そこら辺についてのお考えもあればお聞かせいただきたいと思います。

○早川企画課長 経済交流の関係についてお答えを申し上げます。

委員からもご指摘いただきましたように、本年度、ピアリー市長を初めとする6人の皆さんがアボツフォード市の公式訪問団として本市にいらしたわけでございます。その場の協議におきまして、これまでの2年ごとの相互訪問がございましたけれども、これは3年ごとに行うということが確認されたところでございます。

あわせて、経済交流については、両市の経済団体同士の交流の促進といったものの必要性などについても確認がされたところでございます。また、今回は公式訪問団の一員でいらっしゃいます姉妹都市委員会委員長のエアード・フラベルさんから、アボツフォード市の商工会議所から深川商工会議所への団体交流の促進についてのメッセージをいただいたということもございます。また、近年アボツフォード市は、バンクーバーのベッドタウンということで人

口が非常に増加していると。それに伴って、まち全体の概況なども大きくさま変わりしているのだということも伺っております。今後の両市の姉妹都市交流の活性化のためにも、ぜひアボツフォード市を訪問してもらいたいというようなこともお話の中に出てまいりました。それらを通じてなのでございますけれども、経済団体の交流促進と、物流ですとか、あるいは展示といった経済交流全般の可能性を探る目的から、調査団をアボツフォード市に派遣できないかということで、団体名のお尋ねがございましたけれども、市から深川商工会議所と、それからきたそらち農協に打診をさせていただいて、協力をお願いいたしますか、協議をさせていただいたということでございます。この2団体からは、平成23年度に派遣をするということについて、前向き、積極的な対応をいただけるという返事をいただいたところでございます。そういったことから、このたび商工会議所、きたそらち農協、それと市との三者によります、これは仮称でございますけれども、深川市経済交流調査団ということで派遣させていただくということでございます。これまで、この両団体と2回その内容について協議をさせていただいているところでございます。基本的には目的を持って、しっかり派遣できるようにということで、現在いろいろな調査などを進めているところでございます。

姉妹都市における経済交流というのはいろいろあるようでございます。大きなところでは商談会を行ったり見本市を開催したりという事例もあるようでございますけれども、私どもはこれが最初でございますので、こういったところからかということとは、今後派遣の時期ですとか、あるいは人数ですとか、こういった商品あるいはリスト、そういったものの具体的な中身について、両団体のご要望ですとかご意見を伺う中で協議を重ねていきたいと考えているところでございます。

○東出委員 内容については理解させていただきました。

2団体と市ということですが、市の方も一緒に行かれるということでもいいのかどうなのか、そこら辺の確認もさせていただきたいと思っておりますし、40万8,000円の予算の内訳がどうなるのか。1団体に対して、どれだけ派遣に対して助成をするのか、仮に職員の方も行かれるとしたら、40万8,000円で大丈夫なのでしょうか。

○早川企画課長 お答え申し上げます。

市の職員は1人分ということで考えております。市の職員の分は旅費のほうで見させていただいておりますので、この40万8,000円の中には市の職員の分、これは助成金で19節でございますので、その分は入っておりません。40万8,000円というのは、具体的には旅費の半額程度、基本的にはそう考えており、今後の協議になるのですが、団体からは1人がいいのか、あるいは2人なのかというような問題もございます。ただ、2人になってもその助成額はふえないという、この予算の中で団体として1人なのか2人なのかというのは今後の協議ということでございましてあくまでもこの予算の中で、市の職員は旅費の計上ということで対応させていただいております。

○田中(昌)委員 6目の市勢振興費のところ、権限移譲についてお伺いしたいと思います。企画課が権限移譲を受け入れる際の窓口ということで、総体的な部分でお伺いしたいと思います。

権限移譲ということで、昨年度からパスポートとか、そういう取り扱い等もありますし、新たに新年度についても、各種の権限移譲があると伺っております。

権限移譲は、仕事が増えてもお金が来ないということがよく言われるものなのですけれども、この辺についての交付金の額等について、具体的な例があれば教えていただきたいと思っております。

それと、やはり権限移譲を受ける段階で、いわゆるその業務に対して、一定の専門的な知識というのが必要になってくるケースがあると思っております。新たに新年度から始めるときに、本当に年に1回か2回しかないようなことであればいいのですけれども、そうでないケースも今後の権限移譲や何かで起きてくる可能性があるとするれば、やはりその前の段階で職員研修等も必要になってくる可能性もありますし、どこかに向いていくなれば旅費等の事務も必要ということが想定されるわけです。その場合に、各所管でそういうものを持ち得ていないようなケースもあるのではないかと思います。そのようなことで、そういった場合に今後どのような対応をしていくのか。やはりその企画課なり、総務課なりのところなのか、職員全体を束ねるところは総務課、この受け入れをするのは企画課ということで今は課長が2人並んでいますけれども、いつも一緒に並んでいる

わけではないと思いますので、そういったところの連携をいかにうまくやって、各所管なり担当者が円滑に、住民サービスが低下しないような対応をしていくということについて、どのように考えられているのか。

あわせて、その業務量はどれくらい想定されるのか、されていくのか、お伺いしたいと思います。

○早川企画課長 お答え申し上げます。

権限移譲の関係でございますが、北海道には道州制に向けた市町村への事務権限移譲方針というものがございまして、これに基づいて毎年重点的に移譲を推進する権限を選定いたしまして、市町村への要請をされているというようなところでございます。市といたしましては、迅速な決定が我がまちのまちづくりにもたらす効果と市民の皆さんの利便性の向上、これらの両方の観点からそれぞれの事務の移譲を受けることのメリットなどを勘案いたしまして対応させていただいているところでございます。

交付金の関係でございますけれども、これにつきましては、北海道権限移譲事務交付金というものがございまして、例えば、企画課が今度担当することになります特定非営利活動法人の設立の認証、NPOの団体でございます。こういう場合は1件につき2万200円という金額が平成22年度の交付金の額となっております。事務の内容あるいは時間によって交付金の金額はばらばらですけれども、一応そういう交付金をいただけるということになっているところでございます。

それと、業務量のことを先に申し上げますけれども、例えば今申し上げましたNPO法人設立の認証の関係ですけれども、実は、今、道で登録されているのは7団体でございますので、年間1件あるかないかというような状況ではないかと思っております。それと、ほかの業務もいろいろ大きいものが七つほどございまして、それらについてもほとんど年間1件あるかないか、ものによって数件程度というものもあるようでございます。業務量が少ないから受けたということではなく、先ほど申し上げましたように、メリットを考えて受けているわけですけれども、今回の七つの業務については、それほど膨大な量、業務にはならないのではないかと考えております。それと、北海道におきましても、その移譲事務ごとに、例えば空知総合振興局での説明会ですか、あるいは事務的なマニュアル、これをいただ

いたり、当然、事務に係る相談等についても十分対応すると、私どもの窓口の企画課と総合振興局との間では話がされているところでございます。

それと、委員がご指摘になったように、企画課で取りまとめさせていただいておりますので、今後ともそれぞれの担当課と十分連携いたしまして、ぜひこの権限移譲のメリットが生かせるような対応に努めてまいりたいと考えております。今後、ご心配いただいた旅費ですとか、あるいは研修等につきましては、それぞれの担当課が個別の法律に基づいての移譲ということで、道の所管といろいろ対応はしていただいているとは思いますが、今後、総務課とも連携をとって必要な対応にぜひ努めてまいりたいと考えております。

○東出委員 同じ6目市勢振興費の説明欄8番目、総合計画の策定についてということで、このことについては一般質問の中で山下市長から、策定に対する基本的な考え方、スケジュール等々も含めて答弁いただいたところでございますけれども、予算にかかわる部分で何点が質疑をさせていただきたいと思っております。

平成22年の予算の中で、この総合計画の策定にかかわって、約70万円の予算づけがなされている。新年度に向けては大変大づかみで失礼ですけれども、約100万円、30万円の増ということですが、さきの答弁の中でも、ボリューム的にはこれまでの総合計画に準じたような内容になるというお話もございまして、その意味では現実に計画書をつくる、印刷をかけるというような段階になって、こういう30万円増の予算組みで大丈夫なのか。

加えて、一般質問のときも申し上げましたけれども、まちづくりの指針を市民の皆さんに理解をいただき、示していくという意味でも、少なくともダイジェスト版の全戸配布は必要だと私は判断させていただいておりますが、これらの取り組みについて、予算上との兼ね合いも含めて、答弁いただければと思います。

○早川企画課長 お答え申し上げます。総合計画の関係でございます。

さきの一般質問で市長から答弁させていただいたところでございますけれども、基本的には第四次計画をベースに所要の見直し、新たな課題への取り組み、いろいろ検討を行った上で、簡潔でわかりやすい内容と申し上げたところでございます。

計画書本体につきましては、ボリューム的には大

体網羅するという形でございます。ただ、仕様のほうをなるべく節約いたしまして、現段階の第四次の計画はカラーの相当厚い内容になっておりますが、簡素なもので作成を考えておりますので、計上させていただいた予算で対応していきたいと考えております。

それから、ダイジェスト版という関係でございますけれども、ダイジェスト版を作成する場合、そのボリューム等の検討もぜひしたいと考えておりますし、印刷の場合は市内印刷を活用いたしまして、そういった形で対応させていただきたいと考えております。どのような形で、そのボリュームを考えて市民の皆さんにこの計画の概要をお知らせするのが一番いいのかということについて、ぜひ研究を進めたいと思いますし、今、設置させていただいております新しいまちづくり市民協議会もでございますので、そちらの委員の皆さんのご意見なども伺って十分に検討させていただきたいと考えております。

○渡辺委員長 46ページ、終わります。

次に、48ページ、8目多度志支所費から13目植林費までを行います。

○宮田委員 48ページ、2款1項11目職員厚生費の説明欄1、職員研修及び表彰について伺います。

相変わらず非常に低いと思われる職員研修費。私はこれまで研修コストが低いQCサークル活動や業務改善サークル活動、そしてOJT制度や午前中にも議論がありました、道との交流にも関連してくると思われませんが、このOffJT制度の導入について何度か伺ってきました。平成22年度の研究検討結果、また23年度の職員研修方針とその内容についても伺いたいと思います。

○高田総務課長 お答えいたします。

QCサークル活動、OJT等の研修の関係につきましては、これまでもさまざまご提言をいただいているところでございますが、今日、全国の自治体では、国や都道府県が提供する行政サービスの改善マニュアルあるいは先進事例等により実践的な研究、検討が進められ、そうした流れは本市においても一定程度ありますし、ある程度は定着しているものと考えております。

本市において、現状、職員は日常業務の中で具体的な意見や意識を持って業務に臨み、またそれらの見直し等に際しましては、具体的なプランや一定の流れに即した提案をするなど、言うなれば委員のお

っしゃる、ある種QCサークル的な発想は既に定着しているものとも考えております。私が思うには今後におきましては、これらをさらに促進させ、活性化させるための方策や職場の雰囲気づくりに意を用いてまいりたいと考えております。また、現在の部署から別の部署に一時的に異動し研修するOJT、さらに民間企業に出向き研修するといったOffJTにつきましては、研修制度の一形態として当然認識してございますが、本市における導入につきましては、残念ながら現下の職員数が少しずつ減少傾向にある中で、その実効性に若干検証等も必要かと思っておりますので、当面OJTにつきましては、現在の職場において、管理監督者、あるいはいわゆる先輩が部下職員や後輩に日常的に指導を行う、こういった教育的指導を行う基本部分をさらにしっかりやって、いい成果を得られるような形で進めたいと今考えております。その上で、必要なOffJT、いわゆる職場外に出てということでございますが、おっしゃったような派遣研修も含めまして、その職責に応じた形の中で、適当な形で取り入れていくことが一番妥当かと思っておりますので、いましばらくというか、現行におきましては、市町村職員研修センターでありますとか、市町村アカデミーに派遣することで行っておりますので、当面この形で推移させていただきたいと考えております。

次に、平成23年度の職員研修方針ということでございますが、職務の遂行に必要な知識ですとか技能及び教養の向上、あるいは職務を効率的かつ効果的に運営する公務員としての資質、意識、そうしたものを養成するといったことが基本方針でございます。具体的な研修内容につきましては、体系的には今ほども言いましたけれども、派遣研修を含む職場外研修、それから職場内における、いわゆるOJTということですが職場研修、さらには自己啓発のための自主研修、大きくは三つに分かれているところでございます。それで、職場外研修につきましては先ほども申しましたが、市町村職員研修センターに派遣することを主眼としておりまして、大きくは四つございます。一つは民法ですとか行政法ですとか地方公務員法ですとか、そうした基本的な法の勉強をするという研修をするといったような一般職員研修、これに一応10人を予定してございます。それから、指導者の能力、理論的説明力の向上等を目指す監督者研修、これは主に係長クラスですが、これに8人。

管理能力、自治体経営能力、行政評価能力等々の向上を図る管理者研修に8人。採用後4年以内の職員、割と若い職員ですが、こうした方々に行っていただく専門実務研修に5人ほどという形になっておりますし、また道外の市町村アカデミーというところにつきましては、対象者は、係長職以下4人ということでございますが、これには専門実務研修と政策課題研修と二つございますが、それぞれに意向を確かめながら行っていただくというような形でございます。それから二つ目として、職場研修でございますけれども、これは新規採用職員に4日程度でございますけれども、基礎的な知識を養成するために行っていただくということでございます。それからもう一つとしましては、接遇指導の養成といったことで、これは2日間程度でございますが、そういったことを考えています。そして最後に、三つ目の自己研修でございますが、これは職員がみずから行政事務の各般にわたって研究調査を行うということで、申請により1グループ当たり2万5,000円を限度として現在助成しているところでございます。新年度の予算につきましては、2グループを予定しているところでございます。

○宮田委員 Q Cサークルのところ、若干再度伺いたいと思います。

Q Cサークル的発想は既に定着しているものと考えられるということですが、私も4年近く市役所にかかわってきまして、市役所には優秀な職員の方がいるということは十分承知しているわけではありますけれども、心理学的にも証明されておりますように、そういった知識は、インプット、アウトプットをある程度繰り返さないと徐々に忘れていくものだど認識しておりますので、ぜひサークル活動といった行動に移せるように、今後努力していただきたいと思うのですが、その辺の基本的な考え方を再度伺いたいと思います。

○高田総務課長 おっしゃるとおり、それを決して否定したつもりはなくて、委員のおっしゃっている意味合いが徐々にではありますが、本市の職場にも定着しつつあるということをお願いいたします。したがって、今後さらには全く私も同感でございますので、そういった職場環境に努めてまいりたいと思います。

○田中(昌)委員 職員研修ということで今の答弁を聞いていまして、ここまで出てくるのだったら関

連でやるべきだったと思っておりますので、申しわけないですけれども、やらせていただきたいと思っております。

今かなり詳細な答弁をいただいておりますので、その点についてはあえて聞きませんが、毎年の職員研修は非常に重要なことということで、充実をしますという答弁をほぼ毎年、何度もいただいております。

実は、昨年の予算額86万3,000円からことしは82万1,000円と、また減ったのです。去年もたしか減ったのではないかという話を言わせてもらいまして、毎年減って、どうやったら充実するのだということが、結論として少しずれているのではないかと思いますので、やはりその方向性をどう考えているのか。その研修を受けに行くということも行きづらい状況になっているのだとすれば、職場の環境の部分についても、もう一回つくり直さなければいけない部分も出てくるのではないかと思います。そういった意味での状況、あるいは今回の研修費全体としてはまた減額されてしまっているということについて、どのような考えか伺いたいと思います。

○高田総務課長 お答え申し上げます。

まず、予算の関係につきましては、ご指摘のとおり昨年より数字的に少ないということは事実でございます。ただ、先ほども少し触れたかと思っておりますけれども、私どもが今考えているのは、やはりこういう経済情勢、それから財政情勢ですから、いかに効率的にやるかということも忘れてはならないと。もちろん機会を多く持つことは大切ではございますが、それで最近の傾向は、私が昨年4月から少し見ていると、各種の研修に多くの方々に行っていただいております。それで、うれしいと思うのが一つあるのは、もちろん研修に行って、個別の研修で復命という形で上がってくるのですけれども、その中に、やはり一種、今回の研修に当たってという、当然ではありますけれども、そういった感想文の中に非常に有意義であった、どういうところが有意義であったかということを書いてくれる、程度はありますけれども、そういったようなことがありまして、さきほどから言っている職場内におけるOJTというのと、外に向かったのOffJTというのがあるわけですが、今言っているように、どちらかというとお金を伴うのは外に向かったのOffJTなのですが、これももちろん充実はしたいと思っております。今まさに少ないスタッフの中で充実をして

いくためには、もっともっと職場内の研修を高めていかなければいけないというも片方で持っております。それで、少し答弁として答えが合っているかどうかわかりませんが、やはり質的なもの、それから意識的なもの、心理的なものということ、もう少しそこに意を尽くしたような研修計画を今後また再構築したいと考えておりますので、数字的には今回82万1,000円ということで、おっしゃるとおり年々減っているのではないかということなのですが、何とかそこに息吹を入れるというか、これまでも入ってはいるのですけれども、さらにもう少し意義あるものにして、研修に行かず側も行っていただく方も、ともに何か志を持っていくような、そんなような形で酌み上げていけないかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○長野委員 それでは、私も11日職員厚生費の職員の健康管理につきまして、1点お尋ね申し上げたいと思います。非常に議論伯仲でありますから、項目も多いので簡潔に申し上げますが、職員の健康管理につきまして現状どうなっているのかということで、何点かお伺いいたします。

まず、メンタルな面で、現状体調を崩されて休職をされている方々の人数などを教えていただきたい。

それから、メンタルヘルス関係の健康相談の内容、中身の傾向、大枠で結構ですからお教えいただきたい。この関係について、メンタル面に対しての予防対策、前段の職場の環境ばかりではない、社会的経済状況、いろいろございます。家庭生活もございませぬけれども、私のように弱い人間にとっては非常に、常に気になる懸案事項でございますので、どう取り組んでおられるのか答弁いただきたいと思います。

○高田総務課長 職員の健康管理に関しまして、質疑をいただきましたのでお答え申し上げます。

メンタルヘルスということでございましたが、まず前段に、平成22年度の状況を総括的に申し上げますと、病気休暇で休んでいる者ですが、市役所と市立病院を合わせまして34人でございます。さらに、病気が長期に及んで休職をされている方、これも同じく合わせまして4人でございます。そのうちメンタルヘルスと言われている部分で休職されている方は34人に対して6人。それから、休職4人に対して3人という現状でございます。この数字は、昨年度と比較いたしますと、病気休暇につきましては3人の増と、休職については2人減という形になってお

りまして、病気休暇のメンタルの内数ということでは増減なしでございますが、休職の2人減というのは、対前年を比較したときに同じく2人減というような形になっているところでございます。

それで、メンタルヘルスの対応ということでございますが、実は大きく言いますと、職場といたしましては3点ございまして、一つは心と体の健康相談ということで相談体制をとっていること。それから、万が一そういったことで職場を離れられ、また復帰されるというような方にあっては、職場リハビリテーション実施要綱というのがありますので、これに基づいた職場復帰支援をするというような形でございます。それからもう一つは、いわゆる予防にもかかわりますけれども、メンタルヘルスに関する研修会の開催というような形でございます。少し詳しく申し上げますと、1番目に言いました健康相談の関係につきましては、以前から申し上げているかと思いますが、平成20年4月より月2回という形で開始しておりまして、22年1月からは市民の方も対象にして、これは市民課の主催ということもございましたので、そういった形で今日まで対応していただいております。相談の内容につきましては、いわゆる心の病で治療している職員への対応ですとか、職場の人間関係、さらにはストレスの対応などについて、個別具体にご相談を受け、適切な指導をとということでお願いをしているところでございます。また、二つ目のリハビリテーションにつきましては、平成20年にこの要綱を策定いたしましたので、現実には1件は、こういったことの対応をさせていただいているところであります。それから、メンタルヘルスに関する研修会の部分につきましては、平成22年につきましては、市職員のみを対象としたものは行っておりませんが、先ほど申しましたように、深川保健所ですとか市民課の主催によりまして、市民を対象にした幅広い研修会、講習会については、職員の参加を促しながら実施しているところでございます。

○渡辺委員長 48ページを終わります。

次に、50ページ、14目水源林分収造林費から17目協働推進費まで行います。

○松沢委員 それでは、ここでお尋ねします。

昨年もお聞きしていますが、2款1項16目の説明欄6、ブロードバンド拡大整備事業についてでございます。一つは、もうとうに終わっているのかと思っていたら、なかなか終わっていないというように

見えるのですが、この進捗状況はどうなっているかということ、昨年もお聞きした地元への発注が、2割くらいということで答弁がありました。少な過ぎるのではないかといった経過があります。このあたりについてお聞かせください。

○小杉情報化推進室長　ブロードバンド拡大整備事業についてお答えいたします。

まず進捗状況でございますが、この工事は、全国的におくれが発生しておりまして、ご利用の皆様には、サービスのご提供が少しおこなわれているということで、ご迷惑をおかけしている状況でございます。ただ、本市の工事の内容につきましては、予定の光回線工事は、契約工期満了の3月22日までには完了できる見通しでございます。そこで、その後ご利用いただくというような形になりますが、先週NTT東日本から、サービス提供開始日を4月22日、金曜日ということで予定するという連絡が入っておりますので、この日から順次サービスをご提供してまいりたいと考えております。そこで、進捗の状況で、工事のおくれの内容について、先に少しご説明させていただきます。この事業は臨時交付金を活用しまして取り組んでおりますことから、非常に短期間のうちに事業に着手してまいりました。そのために光回線ルートの詳細調査と並行しながら事業を実施してきたところでございます。そのため国道や道道、それから市道、そして高速道路や河川、さらにはJRといったところの占用申請をそれぞれ行いながら、さらには電柱を途中で追加しなければならないようなところも多数ございまして、そうしたところの民地の借地手続なども行ってまいりました。さらに、そうした手続が終了いたしまして、またケーブルを張るための北電柱、さらにはNTT柱への添架申請を行うといったようなことで手続を了したことから、結果的には細切れになってしまうわけなのですが、そういったところから順次電柱に光ケーブルを張るという工事を行ってきたところであります。ところが、全道で54市町村が同時に取り組んでおりますことから、許可する機関も審査に非常に時間を要したということもございまして、さらに電柱の添架申請におきましては、既存の電柱の強度不足が調査の結果、幾つもわかりましたことから、添架申請をした後に再度ルートを変更して出し直すといったようなことも非常に多くございました。そういったことから電柱をさらに追加するといったようなこともござ

いまして、予定外の作業が大量に発生したということでございます。ちなみに、電柱の添架申請の手続数をご参考までに申し上げますと、当初と変更を合わせまして、およそ7,700本分の添架申請を行っておりますし、電柱を新たに追加した本数は1,020本、当初の計画では359本を予定しておりましたけれども、これを大幅に上回っているような状況でございます。そのようなことから、NTT東日本では、道外からの作業員も多数投入しまして対応してまいりましたけれども、なれない冬場の作業ということもございまして、申し上げましたようにケーブル敷設の作業が工期いっぱいまでかかっているという状況でございます。

それから、2点目の地元の貢献の経済効果のところでございますが、現在実施中の工事に関連した地元事業者の皆さんの受注額につきましては、今後の見込みを含めまして3,325万円ほどということでございます。これは、事業費総額が6億3,525万円でございますので、5%相当ということでございます。受注の内容といたしましては、IPボックス、これは中継設備を入れるコンテナのような設備でございますけれども、このボックスを設置します基礎工事を1社が受注しております。それから、電柱の建柱工事が2社、それと光ケーブルの配線時に支障となります樹木などの除去作業の請負が1社、そのほか現場事務所や資材置き場、駐車場といったところの借り上げ、それから作業車両の燃料代、作業員の宿泊、飲食代、これらを合わせて先ほどの3,325万円ということでございます。そこで、委員の質疑にもありましたが、昨年の予算審査特別委員会でもお答えしておりますが、平成20年度の前回の事業の効果と比較いたしますと、事業費規模に見合うだけの額には達していないわけではございますが、その理由について若干申し上げます。先ほども申し上げましたように、この事業は全国、全道一斉に取り組まれておりますことから、大量の資材が必要になってまいります。そのため調達滞りるところが出ないように、光ファイバーや電柱、部材などの調達はNTT本社が一括して行うこととなったものでございます。そのため、昨年は一部地元でも調達できた資材が、今回の事業では調達が困難になったということでございます。さらに、作業の発注の中身についてでございますが、各種の手続のおくれは先ほど申し上げましたが、作業のおくれから、作業期間に余裕がなくな

ったために発注のタイミングと地元業者の皆さんの受注のタイミングがなかなか合わず、思うように受注量が確保できなかった、十分な効果が出せなかったということで、担当としても大変残念ではございますが、申しあげましたような状況でございます。

○松沢委員 なる言いわけをしてもらいましたが、昨年こう答えているのです。

私も光ファイバー網整備は必要ないと思っていませんが、地域の経済振興対策としての交付金事業だったという前提で考えていくときに、やはり地元企業への発注、受注というのが非常に重要だと思っているのですが、昨年は「NTT東日本の考え方」といしましては、前年度同様に最大限の地域貢献を行う用意があるということでございますので、私どもといたしましては、今後の具体的な協議の中で事業費規模に応じた最大限の貢献がなされるように強く要望してまいりたいと考えております。」という答弁でした。今答弁されましたように、要望はしたのでしょうけれども、全く向こうは聞く耳を持ってくれないかということなのかと思いますが、地域への経済底上げの事業としては、少々適切でなかったのではないかなと思います。今の答弁を聞いていたのですけれども、その辺の所管の考えはどのように整理していますか。

○小杉情報化推進室長 今ほどのご指摘は、私も耳が痛く感じておりますけれども、先ほど申しあげましたように、NTT東日本北海道社では、何とか地元貢献をしたいということで、さまざまな手配を考えていただきました。例えば、作業の発注でございますけれども、深川市内での作業では、なかなか受注していただけるような業務がうまく回せなかったというようなこともありまして、それでは、ほかの町に仕事がないのかということで、その辺のところも調査していただきまして、ほかの町も含めて業者の皆さんと調整させていただいたという経過もございます。決して地元貢献をするつもりはないというような状況ではないと私は理解しております。また、この事業、光ブロードバンドの整備につきましては、今後も、例えば道路改良工事に伴いますケーブルの移設作業だとか、そういったものもわずかではありませんけれども毎年のように発生してまいると考えておりますので、そういった中でも地元の業者の皆さんに受注していただけるような方向で、また今後もNTTと話を詰めてまいりたいと考えております。

○宮田委員 2款1項17目協働推進費、説明欄9、街路灯設置事業について伺います。

昨年、地球環境への負荷が少ない省エネ、省電力のLED防犯灯についての質疑をさせていただきましたが、本市において設置されているLED防犯等の状況と普及の見込みについて伺いたいと思います。○早川企画課長 お答え申し上げます。

平成22年度の街路灯の設置補助の状況をまず最初に申し上げたいと存じますが、町内会から申請が14件ございまして、32灯に対しまして58万円ほどの助成を行ったところでございます。このうちLEDの街路灯、防犯灯でございますけれども、これは東大町の町内会が9灯設置しまして、市で補助させていただきました。平成23年度につきましても、深川市街路灯補助金交付条例というものに基づきまして、LEDの防犯灯についても助成の対象とするとしておりまして、街路灯の設置補助要望が多いということもございまして、今年度は助成額も若干ふやさせていただき、81万2,000円を現在見込んでいるところでございます。各町内会におかれては、白熱灯の生産中止の報道を受けたり、あるいは電気料金の削減を図るということから、既存の街路灯をLED灯へ切りかえるというご相談が多数私どものほうへまいっております。今後とも、LEDの防犯灯の普及は進んでいくと考えておりますので、所管の企画課といたしまして、町内会などのご要望に適正に対応して推進してまいりたいと考えております。

○宮田委員 ぜひ、今後も普及するように努力していただきたいと思いますが、1点だけ確認させてください。

昨年伺ったときに、テスト的という表現が適切かどうかかわからないのですが、稲穂町でたしか一つ設置していると伺ったと思うのですが、そちらの状況といえますか、この間トラブルだとか故障があったという情報があればわかる範囲で教えていただきたいのですが。

○早川企画課長 お答えいたします。

確かに、テスト的に導入された町内、あるいは文西コミュニティセンターの前の防犯灯LEDということも申し上げたような気がいたしますけれども、私どものところには、そういったものを見て故障したとか、そういうものはございません。逆に、全部かどうかわかりませんが、町内会からは十分な明るさだというようなお話は聞いたことがござい

ます。

○北名委員 同じく17目協働推進費で、私は平和行政について少しお尋ねをいたします。

予算措置もされていますが、私は深川市の平和行政は、なかなかいいと思っております。できるだけ参加するようにしておりますし、つい先日行われたピースコンサートも123人という非常に多くの人数が来られたと思います。平和朗読会は、私は残念ながら行けませんでした。62人の入場者がいたと。所管の努力を非常に多としておりますし、そのほかの行事についても非常に内容のいいものだと思っております。今度の災害を見るにつけ、命の大事さということもあわせて感じております。

そこで聞きたいのは、新年度においていろいろな行事の中で目玉になるようなのは、今年度の場合は上條陽子さんという画家の方のお話がありましたけれども、来年度はどういう形のものを準備されているか、あるいは特徴的な計画などもあればお尋ねをいたします。

○早川企画課長 お答えいたします。

平成23年度の取り組みでございますが、基本的には22年度と同様の内容と考えております。原爆パネル展、あるいは8月6日の非核平和都市宣言記念式、長崎祈念式、本年度は納内中学校にお願いしております青少年ピースフォーラムへの参加、それから平和のつどい、ピースコンサート、ピースコンサートは教育委員会での予算計上となっておりますけれども、それにかがやきの皆さんによる平和朗読会も予定しております。特に、平成23年度におきましては、この平和朗読会をアートホール東洲館で、来年2月1日から開催が予定されております丸木位里さん、俊さんの「原爆の図」展というのを今、東洲館のほうで計画されているようでございますので、それにかがやきの皆さんによる平和朗読会をぜひあわせて実施できないかということで、現在調整を進めさせていただいているところでございます。

○松沢委員 以前にもお尋ねしたことがあるのですが、地域限定でお聞きしたいと思っております。

北光町の個別の名前を言えばエーデルワイスから国道のほうに向いてくる道路になるかと思うのですが、非常に紛らわしいところが1カ所あります。私自身も五、六年前に接触事故を起こしまして車をつぶした経過がありまして、その後、この予算審査の場でも、急いで一たん停止の標識をつけてもらう必

要があるということを経験がありますが、この冬も地域の人から、何件か接触事故を起こしていたのだけれども、何とかあそこに一たん停止をどちらかにつけてもらわないと、どちらも自分が優先道路だと思って走ってくるというのです。そういうようなことで、エーデルワイスから前村板金のところへ抜けてくる道路の十字路のところへ一たん停止の標識は相当急いでやってもらわないと、ここは毎年冬になったら接触事故を起こしているらしいので、その辺の取り組みをお願いしたいと思います。

○早川企画課長 お答え申し上げます。

委員がご指摘された地点の一たん停止の設置の関係でございますけれども、この案件につきましては、一已地域に北親新会という会がございまして、これは第一稲穂、五月、新五月、それから第1、2、3の堺町の町内会で組織されているところからのご要望をいただきまして、昨年11月にもほかの要望とあわせて深川警察署へ要望書を出したところでございます。大変申しわけないのですが、一たん停止の標識の設置については公安委員会の所管でございまして、私どもとしては、そちらのほうへ要請するというのが業務ということになりますので、今後とも深川警察署など関係機関とも連携をとって、少しでも早く設置していただけるように努力をしてみたいと思っております。

○太田委員 それでは私のほうから、個別的な事象を申し上げますけれども、訴えたいことはトータルな中身であるということで受けとめていただきたいと思います。

今し方説明がありましたように、この標識の事柄というのは、公安委員会との最低でも協議というようなことだということは、かなり前からお聞きしておりますけれども、一例、深川12号線、これはアンダーパスからずっと北のほうに向かって行って、最終的には北新小学校のほうに行く道路なのですが、あと山2線、これは国道233号のほうまで山2線なわけですけれども、あそこところが道路改良して舗装化されたことで、非常に交通量がふえてもいるわけです。先般、あそこの交差点で、先般といっても年前になるのですが、ダンプカーと軽四輪が出合い頭の事故、これで軽四がつぶされてしまって運転手が九死に一生、瀕死の重傷というような形だったわけです。その事故後一たん停止の標識がついたわけですけれども、死人が出るか、そうい

う大きな事故でもなかったら、この標識というものはつかないのかと。これは信号機にも言えるわけです。やはり市民の思いとしては、今、松沢委員からも同じような主張があったわけですが、事故が多発するだとか、確かにその前提条件として公安委員会とのその部分というのはあるわけですが、以前から私も申しておりますけれども、やはりこの安全診断というものも道路改良なんかでも当然予想ができるわけですから、そういう部分で安全診断というものをして、点数でランクづけをしっかりとっていくといったところで、事故が起きる前から、やはりそういうものについては手当てをしておかなければならないということではないかと考えるわけですが、よろしくをお願いします。

○早川企画課長 委員がご指摘のように、事故が起きる前にというのは、それはもうごもっともなご意見だと思っております。私どもも、先ほども若干触れさせていただきましたけれども、深川警察署、公安委員会もございまして、あとは私どもで交通安全協会ですとか指導委員会も所管させていただいておりますので、それらの皆さんのご意見なども聞いて、しかるべく要望を続けて必要な箇所につくように努力してまいりたいと思っております。

○東出委員 協働推進費のところでお伺いいたします。町内会の再編についてということで質疑をさせていただきたいと思っております。

資料を出していただきましたけれども、資料を見せていただくとわかるのですけれども、町内会の中で町内会の戸数が10戸に満たない町内会が十五、六町内会あります。そのうち3戸という町内会、これは雇用促進住宅のところですので、これは例外的なところかと思っておりますけれども、それでも4戸の町内会が4町内か5町内ありますし、5戸あるいは6戸という町内会もあると。ある意味では、いわゆるコミュニティとしての町内会としての体をなしていないと言ってもいいのではないかと思うのですけれども、これは地形的な状況だとか地域的な状況だとか、いろいろな要素があるのだらうと思っておりますけれども、ここのことについては、簡単に言えば、町内会の統合を進めていかなければいけないと思うのです。これらの考え方については、当然、行政としては地元の皆さん方の考え方が最優先というスタンスだと思うのです。しかし、そこにはそれなりのいろいろな歴史なり町内間の事情なりがあって、何かきつ

けというか仲人役というか、そういうような一つの第三者的な要素が必要なケースも私はかなりあると思っております。そういう意味では、今の町内会のこういう状況を、かつて私は限界集落という観点からの質疑もさせていただきましたけれども、本当に数は少ない、高齢者が多い、あるいはご主人が亡くなられて、ほとんどの町内会の会員の方が女性しかいないとかという町内会もありますし、そういう意味では非常に難しい時代に入ってきていると思うのですけれども、そこら辺のところも含めて、行政としてこれらの再編について、やはり何らかの考えを示していく必要がありますし、役割を果たしていく必要があると思っておりますので、このことについて、答弁をお願いしたいと思います。

○早川企画課長 お答え申し上げます。

委員が今質疑の中で触れましたように、現在深川市では149の町内会がございます。10戸を下回っている町内会は、確かに16町内あるというのが現実でございます。現状、幾つかの町内会において、合併に向けての協議がされている、熟度はどの辺までかはわかりませんが、そういう話も若干伺っております。

町内会の合併につきましては、これも委員がおっしゃるとおりでございます。これまでの経緯ですとか、いろいろな地域的な事情があるものだと考えております。私どもは、毎年4月に全町内会長さんを集めました会議をやっておりますので、その中で市が持っております町内会の合併奨励交付金の話をさせていただいております。10月に各地区で行われます地区別の会議においても、このことは今までもご説明をさせていただいておりますし、今後もさせていただきたいと考えております。それと、あわせて各地区の町内会の連合会というのがございまして、その正副会長で構成されております代表者の皆さんの会議が年2回ございますので、今委員がご指摘になったようなことも踏まえまして、確かに余りに小さいのはという気も実際のところはしておりますけれども、企画課といたしましては、そういったご相談にも十分対応させていただくということ、あらゆる機会を通じて説明してまいりたいと考えております。

○渡辺委員長 50ページを終わります。

次に、52ページ、18目ぬくもりの里費から19目地域振興費まで行います。

○水上委員 19目地域振興費の説明欄、拓大の大学振興ということで、入学生自立生活助成についてお伺いしたいと思います。

毎年多くの学生が本市に居住し、地域産業の振興、活性化に貢献しているものと考えますけれども、この制度を導入して3年たっておりますが、まず実績をお伺いしたいと思います。

あわせて、この制度の周知はどのように行っているのかをお伺いしたいと思います。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○東出委員 私からも、拓大に対する助成の内容、これまでの助成のあり方と、新年度に向けての助成のあり方の中で、何か変更して違った助成の取り組みがあるのかなのか、従前どおりの助成の中身なのか、そこら辺のところをまず確認させていただきたいと思います。資料を見ると、ほとんどが学生確保というような形の中での助成のあり方になっているのです。私は学生を確保するために、こういう助成を使っていくという形ではなくて、大学そのものの質を向上させるところにこういう助成が使われないと、学生確保の問題はいつまでたっても解決できないという、私は私なりのスタンスの中でそういう考えがあります。学生が欲しいから大学の質、内容、そういうものが変わらないのに、来てほしいから直接的に助成金を出しても学生が集まるような大学になっていかないということです。ずっとそういう形で、学生確保のためだけの助成金を出し続けなければいけないという現象が出てくると思っているのです。だから、これまでもある意味では厳しく言ってきましたし、質疑もさせていただきましたけれども、そこら辺のところについてどういう考えをお持ちか、さらに加えて、本年あるいは新年度の学生確保の見込み、状況、この辺がどうなっているか、お聞かせいただきたいと思います。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○田中(昌)委員 拓大の、いわゆる助成のあり方という部分で、私からも1点お伺いしたいと思います。

一昨年から各学部、3学部5人ずつ、合計15人の授業料の助成を始めているということで、そのこと自体については非常にいいことだと思いますし、市内の高校卒業生の方が、非常に多く拓大に入学希望をされているという実態も、それ以降、非常に多くなっているという実態も伺っておりますので、非常

にいい内容だと思っております。しかし、その15人はそれでいいのですけれども、いわゆるAO入試を希望して、それから外れた方というのは、100%助成からゼロ%助成になってしまう実態にあります。全体としては、5人、5人、5人というのは、大学のほうで各学校に振り分けているのか、どういう選抜をしているのかわからないのですが、そういった内容なのですけれども、どうも同じ市内出身、市内高校を卒業した学生なのに、年間約120万円程度の授業料が2年間全く無料になる方と、全額払わなければいけない方が同じラインで、そういう状態になってしまっているというのには、どうも成績順とか、そういうのがあるのかもしれないのですけれども、例えば5人についてはそういう方、さらに何か拡充できるのであれば、プラスアルファについては半額とか、そういうような助成方法というもので、ある程度、漸減措置というか、そういうことも含めて助成という形をつくっていったらいいのではないかと考えます。

あわせて、今年度からは、この助成をいわゆる過疎債のソフト事業で組み込んでいるということをお伺いしておりますので、これまでですべて一般財源でやっていたことですが、今度は過疎債ですから70%は後年次で交付税措置されるということで、3割の負担で済むということは、一般財源に関して言えば、それなりのもう少し出す要素もないわけではないと。そういうことを考えますと、そういったことの拡充も含めて、全体に極端なギャップがないような助成制度ということでは考えられないのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○平地域振興課長 3人の委員さんから質疑がございましたので、順次お答えさせていただきたいと思っております。

最初に、水上委員からの質疑でございます。入学生自立生活助成の交付状況でございます。平成22年度の入学生197人のうち、市内に在住されていた10人と市外からの通学が可能な学生50人を除く137人のうち81人の方が助成申請され、交付要件等の審査を行い、全員に交付したところであります。審査につきましては、市外からの転入を確認する必要があることから、住民登録の情報をもって市内在住の確認を行っているところであります。

周知方法については、大学から送付する募集活動におけるパンフレットの送付時、あるいは合格通知

書と一緒に周知の文書及び申請書を配布、入学式前日に行われます住民票異動届の受け付けの際に、申請書の受け付け及び周知を実施しているところであり、今後にあっても、大学との連携を密にしまして該当となる学生、保護者の方への周知を図っていききたいと思います。

次に、東出委員から予算の内訳についての質疑がございましたので、お答えさせていただきます。大学への助成内容については、平成23年度におきましては、予算書に記載されております3,729万3,000円の中で、このうち補助交付金等にかかわるものが3,715万円ですので、この部分について説明いたします。大学への助成金として平成21年度に新設された地元入学生を対象とした奨学金制度分として、1学年15人分、2学年15人分の合計30人分と、従来より助成しておりました社会人入学生分として、1学年5人分、2学年5人分、合計10人分、これを合わせて40人分を対象とし、その経費の一部を助成するもので、該当するお金は3,200万円となっております。このほかに学生確保のために大学が実施している高校訪問あるいはオープンキャンパス、進学相談会などの経費を助成対象とし100万円の助成。大学が実施する地域交流助成事業として、ミュージカルの分の助成で20万円。市民公開講座等の開催助成金で15万円、これらの合計が大学に対する助成総額3,335万円となります。このほかに後援会の助成として、学生の自動車免許取得に対する助成として1人につき4万円、40人分で160万円。市外から市内に転入した学生を対象に1人につき2万円で、110人分で220万円。補助金交付金等の合計で3,715万円になるものであります。

次に、本市から大学に対する支援の考えでございますが、大学の学生確保を支援することにより、創造性豊かな人材の育成及び地域の振興、発展に寄与する高等教育の推進、さらに大学の安定的な存続と発展に資することを目的にしております。助成の対象としましては、学生確保に関すること、社会人入学生確保及び奨学制度に関すること、地元入学生確保及び奨学制度に関すること、その他、特に市長が認めた事業となっております。少子化が進む現状において、大学を取り巻く環境は大変厳しい状況となっていることから、今後も引き続き同様の支援を行っていくことが地域の大学として発展につながる重要なことと考えております。ちなみに、新年度の大

学の入学見込みでございますが、2月1日現在の情報では120人の入学の志願があるということでございます。

次に、田中委員から、地元入学生の奨学制度に対する対象外となった方たちへの配慮についてでございますが、この制度は、平成21年度に拓殖大学北海道短期大学が新設した地域振興特別奨学生制度について、大学が関係する地元高校へ赴き、制度の説明を行っているところであります。その内容につきましては、定員を15人とすること、選考方法については書類審査及び面接を行うこと、試験の区分についてはA0入学試験とすることなどとしております。15人を超える応募があった場合は、書類審査及び面接で選考し定員以内とすることとのことですが、大学側からは、平成24年度の学生募集にあわせ、制度の見直しを行いたい旨の申し出があったことから、本市としましても、過去2年間この制度を行っておりますが、この状況等を再点検し、検討すべき事項について整理した上、先ほどご指摘のありました過疎債、必要な財源についても、改めて考慮いたしまして協議を重ねてまいりたいと思っております。○田中(昌)委員 若干再質疑させていただきたいと思っております。

今後、ことし仮にやっても、それが実際につながっていくというのは、その次の次の年からですから、平成24年からの見直しということで、23年中に早期に見直しをして、募集要項をつくってやっていくということでの考え方については理解をさせていただきます。

やはり柔軟な部分というよりは継続的な部分というのも、大学という部分は非常に重要視されると思っておりますので、余り極端にころころ変わるの、何かその継続性がなくて信用がおけないふうに見られてしまうので、ぜひその見直しの際には拡充できるような方向も、協議の状況あるいは市の財政状況も含めてなのでしょうけれども、そういったことについては、ぜひ柔軟な姿勢を持つべきではないかと思っておりますし、これだけやはり経済的に厳しい状況になると、地元の子供たちにとって地元で大学に行けるといのは一つの大きなメリットでございますので、そういったところの希望が、この授業料についても、いわゆるそのメリットのある状況を多く作り出すということで、ご検討を今後も進めていただきたいと思いますので、改めてお伺いしたいと思いま

す。

○平地域振興課長 委員ご指摘のとおり、私どももその部分、十分理解しているつもりでございます。まさに継続性が大事というのは私どもも思っております。一方、先ほどご指摘のありました必要な財源、過疎債の充当でございますが、こちらについては、今の状況の中では期限があるものということで、その辺もあわせて考慮した上、大学側との協議を進めてまいりたいと思います。

○東出委員 19目地域振興費でふるさと会について、お伺いしたいと思います。

基本的には、東京深川会、関西深川会、札幌深川会、この三つが深川でいうところのふるさと会と思っております。私も、現実に議長当時、ふるさと会の皆さん方といろいろな形の中で懇談させていただいたり交流させていただいた経過からすると、関西深川会が、ここのところ開催されていないというのは非常に残念な思いをしている1人でございます。

質疑の中身ですけれども、ふるさと会の予算づけが本年の予算づけに比べ大きく増額になっているという見方をさせていただいていますので、ここのところの新年度の増額の理由、考え方についてお伺いしたいと思います。

○平地域振興課長 ふるさと会の予算の増額についてご説明申し上げます。

ふるさと会の予算は、平成22年度より14万4,000円増額しておりますが、この内容につきましては、新年度にありまして、札幌深川会の方たちがふるさと訪問をされると伺っているところでございます。このための経費として今回措置させていただいております。内容につきましては、歓迎の昼食会費として6万5,000円、市内の移動用のバス借上げ費用として5万3,000円、その他消耗品費として1万円、計12万8,000円。このほかに各ふるさと会の総会開催時に提供する品物の変更に伴う負担増として1万6,000円、合計14万4,000円が増となったものでございます。

○東出委員 もし、札幌深川会の皆さん方のふるさと訪問の距離からいくと、日常的にもいつでも訪問できる環境にあると思うのですが、あえてそういう形で訪問されるということの目的等があるのであれば、そこら辺もお聞かせをいただきたいと思っております。

○平地域振興課長 札幌深川会にありましては、昨年発足10周年を迎えたということで、この10周年を記念して、先般の総会で札幌深川会から記念品を贈呈いただいております。ただ、内容につきましては、まだ検討中ということで、目録での贈呈をいただいたところでありまして、この部分について、会員の皆さん、このふるさと訪問にあわせて来られたいというようなご希望でございましたので、その部分の予算措置をさせていただいたところでありまして。

○水上委員 同じく地域振興費のところ、駅周辺活性化対策についてお伺いしたいと思います。

この対策は、市長の市政方針の中でも重要政策課題の一つである人口経済対策として挙げられておりますが、どのような進め方をするのか、その方向性と駅周辺の活性化及び土地の利活用のビジョンを作成するというところで予算がついておりますが、その内容についてお伺いしたいと思います。

○平地域振興課長 駅周辺活性化対策についてお答えいたします。

説明欄6、地域振興181万6,000円のうち駅周辺活性化の検討にかかわる予算につきましては、53万8,000円となっております。その内訳につきましては、昨年11月に設置されました深川駅周辺活性化検討委員会の委員会開催の経費等として47万2,000円。同じく委員会の方たちが先進地へ視察される場合の経費として5万6,000円、その他事務諸費として1万円、合計53万8,000円となっております。次に、この駅周辺活性化検討委員会の開催状況でございますが、駅周辺の活性化及び土地の利活用について検討するため、先ほど申し上げましたとおり昨年11月に設置され、アドバイザーが1人、関係する団体から推薦のあった方9人、庁内の関係部課長9人の合計19人でございます。昨年12月16日に第1回を、本年2月1日に第2回をそれぞれ開催し、本市の人口の推移、地価公示価格の推移、土地の利用状況、店舗の状況などのほか、平成21年度に策定されました、まちなか居住等推進計画の中にあります市営駐車場の利活用案などについて説明を行い、委員各位との情報の共有を図ったところであります。

今後にありましては、駅周辺の活性化に係る基本的な方向に関する事、あるいは土地の利活用の具体的な方策に関する事について、この委員会の中で調査検討を進めていきたいと考えております。

○水上委員 ただいまの答弁で内容は理解しました

が、市政方針の中に高齢者の定住促進等を視野に入れた対策という文言があるのですけれども、この点についてはどのように盛り込んでいくのか。お考えがあればお聞かせください。

○平地域振興課長 今日置かれておりますこの深川市あるいは社会環境におきまして、高齢者の方たちの対策を検討しなければならないと私どもは考えております。委員会の中でも十分そういったご意見等もいただいておりますので、当然この部分についても、今後協議の中で検討していく内容と考えております。

○田中（昌）委員 地域振興費の説明欄2番のクラーク記念国際高等学校の振興でお伺いしたいと思います。

クラーク高校は、昨年からは農業体験というところ、新たな活動を展開しているという様子、ホームページなどを見てもそういうのがかいま見えるのですが、そういった状況の中、クラーク高校の深川市でのスクーリングの状況と、先ほど言いました農業体験等の活動状況について、どのような方向になっているのか、あわせて新年度どのような状況が予定されているのか、お伺いしたいと思います。

○平地域振興課長 クラーク記念国際高等学校スクーリングの状況についてご説明申し上げます。

クラーク記念国際高等学校にありましては、納内に本校があるほか、音江には元気の泉キャンパスが設置され、自然体験や環境などさまざまなスクーリングを実施しているところであります。参加人数の状況ですが、平成20年度では2,010人、21年度では1,884人、22年度では、現段階ですが1,770人となっております。この中には、全国のキャンパスに通学されている生徒のほかに、創志学園グループ内の愛媛女子短期大学や、環太平洋大学の学生の方たちにも利用されており、滞在日数につきましては3泊から7泊程度ということで宿泊されていると伺っております。

次に、元気の泉キャンパスの活動状況でございますが、自然体験施設として施設整備を行い、スクーリングなどで近接する農地を利用しての農業実習や自然豊かな中で行う環境教育など、深川の大自然の中でしか体験できない学習活動を行っているとお聞きしております。

新年度の状況につきましては、基本的には平成22年度と同様の活動をするように伺っているところで

あります。

○東出委員 同じくクラーク高校の支援のところでお伺いしたいと思います。

先日、クラーク高校の卒業式がございまして、深川本校、旭川分室と合わせて122人だと思っておりますけれども、卒業生が巣立っていった状況がございまして、そのときの話もございましたけれども、今回、北空知新聞等でも大きく報道されましたけれども、姉妹校といいますが、岡山の創志学園の野球部、わずか創部1年で選抜の出場を勝ち取ったと。同じクラーク傘下の高校という意味では、本校がある深川市にとっても非常に喜ぶべきことと、そんな感じがいたしておりました。折悪しくといいますが、初戦の相手が北海道の代表ということで、そういう意味で少し切なさもあるのですけれども、聞くところによりますと、山下市長もいち早く懸垂幕等も用意されたというような話もございましたけれども、そこら辺の応援ですとか支援するような考え方があるのであれば、この際明らかにしていただきたいと思っております。

○平地域振興課長 クラーク記念国際高等学校の姉妹校であります創志学園高校の硬式野球部におきまして、第83回選抜高等学校野球大会への出場が決定したことは、大変喜ばしいことと思っております。本市としましては、懸垂幕を掲示して応援する用意がございまして、新聞報道等でも皆さんご承知のとおりかと思っておりますが、開催自体の可否が18日に決定するというので、この決定を待っての掲示とさせていただきますと思っております。また、さらに選手の皆さんには、深川の美味しいお米を食べていただくよう、現在準備中でございます。今後にありましても、クラーク記念国際高校との良好な関係維持に努めていきたいと考えております。

○水上委員 中心市街地活性化市民会議についてお伺いしたいと思います。

中心市街地におきまして、たくさんの市民が集まるイベントを開催し、時に空き店舗を活用しながら、にぎわいを創出する活動を進めていることは大きな役割を果たしていると思っておりますが、新年度はどのような方針で活動されるのか。

また、具体的な内容等がありましたら、この際お聞きしておきたいと思っております。

○平地域振興課長 中心市街地活性化市民会議について、新年度の取り組み等についてご説明を申し上げます。

中心市街地活性化市民会議につきましては、業種を超えて広く市民の参画を得る中、まち中にぎわいの場を創出することを目的として活動しており、昨年の活動状況としましては、10月30日にふかがわ街ぶら500と空き店舗フェスタを同時に開催しているところであります。中心市街地で食べ歩きや買い物を楽しむイベントとして初めて取り組んだ街ぶら500では、当初の予定を超える52店舗が参加していただいたほか、空き店舗フェスタの会場では、似顔絵や占いのコーナーなどを設置し、多くの市民でにぎわったところでもあります。中心市街地活性化市民会議では、昨年実施しましたこの二つのイベントについて、参加いただいた各店舗からのご意見や買い物などをされた市民の方たちの感想などを伺い、次回開催に向け検討を重ねてまいりました結果、新年度にあつては、街ぶら500をさらに発展させていきたいといった結論に達しまして、本年6月17日金曜日と18日土曜日の2日間を予定し現在準備中でございます。2日間の開催となることで参加店舗がふえ、イベントの魅力が増し、市民の楽しみが一層広がり、より多くの方がまちをめぐってくれることを期待しているところでもあります。

今後にあつても、中心市街地活性化市民会議の皆さんと連携し、まち中にぎわいの場をつくるため、先進地の視察や同様のイベントなどを実施している他の地域の方たちと交流を図りながら、中心市街地活性化の取り組みを行っていく考えであります。

○東出委員 同じく19目地域振興費の中で、移住・定住推進についてお伺いしたいと思います。

このことについても、これまでの移住者の実績、あるいは体験者がどれくらい来られているか、こちら辺のところは、数字として今定例会の中でも明らかにされてきたところがございますけれども、補正予算の中で音江の共済住宅を改修して、体験者のための住宅を整備するというような話もございました。多くの皆さん方に体験に来ていただいて、どういう印象を持っていただくかということも非常に大事なことだと思います。音江もユースホステルがあって、そこのお客さんがよく歩いているのです。例えば深川駅から歩いているのです。地図をどういう見方をしているかわかりませんが、割と近いと思って歩いているのです。見るからに、なぜかユースのお客さんとわかるのです。よく車をとめて、どちらからですかという声かけをさせていただいて、どこ

から来て、ユースはまだ遠いですかみたいな話がよくあるのです。そういうときに、「あるよと。まだ6キロも7キロもある」というような話をしたり、「まだまだ結構距離がありますよ」とみたいな、子供連れだったりというような場合もありますし、そういうときは方向が同じですから乗っていきませんかというようなこともあるのですけれども、それはユースのお客さんの話ですけれども、いわゆる移住体験者の皆さん方にも、その移住体験用の住宅を持っている町内会ですとか近隣の皆さんですとか、そういう目配せというか配慮みたいなものが情報としてあれば、今どこの人が移住体験住宅に来て、例えば1週間なら1週間、2週間、あるいは1カ月というようなことがわかれば、さらに意識をして、そんな対応もできると思っています。きょうの市長の話でも、今回の震災でも、そういう受け入れみたいな話もありましたけれども、そういう気持ちとか思いとか、そういうところはやはり一番大事なのだろうと思うので、そこら辺のところについて、所管としての考えがあればお聞かせいただきたいと思います。日ごろの取り組みの姿勢については、私は高く評価していますので、そのことを最後に申し添えて、答弁を求めたいと思います。

○平地域振興課長 お褒めのお言葉をいただき、ありがとうございます。長期滞在事業についてご説明申し上げます。

平成21年度より実施しています長期滞在事業については、現在あけぼの町にあります教員住宅を利用して実施しているところですが、このたびの地域活性化交付金を活用いたしまして、新たに1棟2戸を音江地区に整備するものでございます。従前より、長期滞在施設を利用される方が訪れたときには、町内会やあるいは近隣の住民の方たちに事業内容などの説明を行ってまいりましたが、今回はリフォーム工事を行うということで、工事着手前に町内会あるいは近隣の方たちに事業内容の説明を行い、深川への移住を希望されている方たちを温かく迎えていただけるよう、お願いしたいと考えております。また、長期滞在事業に参加される方が訪れた際には、移住推進会議の移る夢深川の会員の皆さんとともに、深川のまちの様子や北海道の生活ぶりなどについて情報交換を行い、きめ細かいサポートを実施してまいりたいと思います。

○渡辺委員長 52ページを終わります。

暫時休憩をいたします。

(午後 2時54分 休憩)

(午後 3時04分 再開)

○渡辺委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

次からは、項ごとの質疑となります。

2項徴税費、56ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

徴税費を終わります。

3項戸籍住民基本台帳費、58ページ。

○田中(昌)委員 この項目での質疑ということで、転入者アンケートについてお伺いしたいと思います。

転入者、転出者の実態がどのような状態になっているのかということが、実態のところはわからないということで、3年前のときにぜひ調査をしたらいいのではないかとということで、戸籍住民係のところに来るときに、その調査をできればやったらいいのではないかとということで取り組まれたと聞いております。一般質問の答弁の中で山下市長からも、アンケートについてただいま集計中ですということをおっしゃられている機会もありましたので、そのアンケートの調査結果をぜひお伺いしたいと思います。

ずっと継続をしていることなのか、あるいは調査を途中でとめているのか、その辺の状況についてもあわせてお伺いしたいと思います。

○早川企画課長 お答え申し上げます。

転入出のアンケートの関係でございますが、社会動態によります人口動態の状況を把握するということで、昨年1月から12月、この1年間、市民課の窓口で転入転出の受付に来られた皆様のご協力をいただきまして、アンケートの調査をさせていただきました。転入では取り扱い件数609件に対し回答いただいたのは368件、60.4%でございます。転出では同じく728件に対しご回答いただいたのが458件と62.9%、合わせますと61.8%という回答率でございます。転入出の特徴でございますけれども、世代別ではそれぞれ20代、30代の方が多いと。転出では、20代が約半数を占めるというような状況になっております。ご職業といたしましては、いずれもお勤めの方が半数を占めていらっしゃいます。転勤、就職、転職など、お仕事の都合が理由の大半となっております。転出では、このほかに学生の方が20%を占めているという状況でございます。転入前の住所、あるいは

転出先についてお尋ねしましたところ、いずれも約80%の方が道内でございます。転出先で多いのは、札幌市が20%、旭川市が16%と都市部への転出が多いというような状況が見てとれるところでございます。これらのことから、若い世代の方の働く場ということで都市部への転出が多いと考えているところでございます。

今回のアンケートの調査につきましては、現状の社会動態の状況を把握するということで、1年間と期間を区切って実施したものでありますけれども、転入転出状況の時間的な推移というようなものを比較することも必要と考えますので、一たんここ1年でやめたわけでございますけれども、今後また、こういったものの実施については、少し検討させていただきたいと思っております。

また、アンケート調査におきましては、それぞれまちづくりに対しましての貴重なご意見ですとか、深川の印象というものも伺いまして記載いただいておりますので、今後の総合計画ですとか、あるいはまちづくりの参考資料としても活用していきたいと考えているところでございます。

○田中(昌)委員 再質疑ということで、1年間で一度閉じられたということで、経年変化も含めて今後また再開を検討していきたいというお話でしたが、あえてやめる必要はないという部分がありますので、ぜひ継続していればよかったのではないかと思います。それと、協力していただいた方が60%ということで、この手のものについては6割というのは結構いい数字ではないかと思いますし、やはり生の実態、本当の生の事実をとらえられるということで、まちづくりにも生かしていただきたいと思っておりますし、できればそういったことをホームページなり広報などにも特集で、もしあればいいのですけれども、そういったことで皆さんに示していただくような機会も今後あったらいいのではないかと思います。転出者が多いというのは、昨年1年間の609が転入で転出が728、件数ですので、ここに家族が何人いたかというのはまた別なんでしょうけれども、こうやって見る限りは、転出者のほうが多いということでいけば、やはりこれを1人でも2人でも転出者を減らし、転入者をふやしていくということにつなぐための方法というのか、原因がわかれば、それだけ次の方法、対策も立てられるのではないかと思いますので、そんなことで、継続については今言われたとおり検討

すると言われましたけれども、ぜひ検討すべきではないかと思ひますし、今のデータの公表について、あわせて伺ひたいと思ひます。

○早川企画課長 委員が質疑で触れましたとおり、60%というのは私どもといたしましても、非常に回答の率としては高いと考えさせていただいております。それと、細かいことは申し上げませんが、それぞれ深川の住みよさですとか、あるいはこんなところがよかった、あるいはこういうところがというようなご意見もいろいろいただいたものですから、どこまでかはわかりませんが、ぜひこの結果を多くの方に見ていただけるような、公表の方法について検討させていただきます。

それと、今後の継続の関係ですけれども、12月で締めてしまったものですから、いつからかというのは今の段階では申し上げられませんが、今後もやってみる価値が非常にあるものだと思ひますので、時期的なことはまた別途考えさせていただきますけれども、この結果を多くの皆様にご理解いただく、見ていただくのとあわせて、今後の継続についてもぜひ検討させていただきたいと思ひます。

○宮田委員 2款3項1目、説明欄1、戸籍住民基本台帳等に要する経費について伺ひます。

住基カードは、これは全国的にですが、平成20年3月末現在で234万件しか発行されていないようですが、本市における発行状況をまず伺ひたいと思ひます。

次に、全国で運転免許証を偽造して住基カードを発行しようとする詐欺未遂が多数発生しているようですが、本市の対策などについて伺ひたいと思ひます。

○瀬川市民課長 ただいま宮田委員から、住民基本台帳カードの発行状況と、以下短縮しまして住基情報と呼ばせていただきますけれども、この点と、それから偽造防止対策について、この2点について質疑をいただきましたのでお答えしたいと思ひます。

まず初めに、本市の住基カードの発行状況についてでございますけれども、これについては今回、予算審査特別委員会の資料として提出させていただいております。その基本的な増減についてはそちらの資料でお確かめいただきたいと思ひますが、平成22年度におきましても、e-Taxによる確定申告ができること、そしてこのことによって特別控除

5,000円が受けられるということもあったこと、また20年1月17日付の総務省からの住基カードの普及促進に関する通知によりまして、本市においては20年度から22年度まで、この3年間に限って交付の手料を無料にしているということが一つの要因になっていると思ひているわけですが、これによって22年度の2月末現在の発行枚数は205枚となっております。これは発行を始めた平成15年度から現時点までの総発行枚数を調べてみますと1,629枚と。人口比で普及率を見ても6.8%となっており、実は全道35市の中で1位という発行状況となっております。当然、発行枚数は札幌市のほうが多いに決まっているわけですが、普及率という点からすれば、そのような状況になっているところでございます。

次に、住基カードの発行に伴ってのその偽造防止対策についてでございますけれども、平成21年ころから偽造された運転免許証、これは本人確認のために使ひまして、なりすましによる住基カードの不正取得という事件が東京都内を初めとして近隣の町村で発生いたしました。このような状況を踏まえまして、総務省は、住基カードの交付の際に、本人確認を徹底してほしいということで、ICカード、運転免許証のチップ内にある情報を読み取ることができるパソコン及びそのソフトウェア、これはCDになりますけれども、これを全国の市町村に配布をいたしまして、そして申請があったときには、偽造なのかどうかをしっかりと確認した上で交付してくださいという対策を講じております。本市におきましても、これと同じ形で偽造防止対策の実施を進めているところでありますが、現在のところ、本市においては偽造あるいは変造された運転免許証による住基カードの不正取得というものは発生しておりませんが、今後も職員間で十分に連携を図りながら防止対策に努めてまいりたいと思ひます。

○東出委員 戸籍住民基本台帳費の旅券事務に要する経費、説明欄4番目のところでお聞きしたいと思います。

いわゆるパスポートの発行についてでございますけれども、先般たまたま北竜町の方、あるいは秩父別町の方から、深川市でパスポートを申請できて発行していただければ、近隣に住む者として非常に便利だしありがたいと、そんな話があったものから、新たな形で大きな財政的な負担があるのであれ

ばまた別ですけれども、そうでない形の中で、いわゆる北空知圏域の中でそういう便宜を図れるのであれば、近隣の町の皆さん方にそういう形で貢献できるのも非常にいいことだと思いましたので、そんなことが可能なのか、あるいはそういうことを取り組んでいく考え等について、お聞かせいただきたいと思えます。

○瀬川市民課長 東出委員から、本市のパスポート発給事務にかかわって、この発給事務の中に近隣町村のパスポート発給事務を含めて行うことが可能か、その辺のところの答弁をとということで質疑いただきました。

最初に、本市のパスポート発給事務の現状について少しご説明を申し上げたいと思えますが、ご案内のとおり平成21年6月より北海道から権限移譲を受けまして、私ども市民課でこの発給事務を行っております。平成21年度の発行状況につきましては、これは5年申請、10年申請、あるいは訂正申請というところのようですが、総体で246件の交付を行っています。また、平成22年度におきましては335件と、これは2月末現在での値なのですけれども、そういったような形で増加傾向にあります。また、その事務に要する時間的には、1件当たり15分から20分程度かかりまして、そして3人の職員で対応しているというような状況にあります。

そこで、東出委員からの質疑に対してですけれども、実は既に昨年8月26日、北空知圏振興協議会民生部会におきまして、この件を取り上げまして協議を行っているという経緯がございます。この会議の中で、本市のパスポートの申請の状況をお知らせしまして、実は年々ふえている状況にあり、300件を超える勢いであると。これに加えて幌加内町を除く4町では大体150件を超える申請があるとお聞きしておりますけれども、この事務をもし私どもで受けとすれば、本来の本市市民の戸籍謄本、抄本あるいは住民票、さらには印鑑登録証明書の交付事務にも支障を来すおそれがあるのではないかとということで、この時点では、少し厳しい状況ですということをお話しさせていただきました。戻りまして、市長にもこの内容をお伝えしました。一方では、小規模自治体が権限移譲を受けて、この発給事務を行うということにつきましては、やはり人的なもの、形式的な面で非常に非効率な面もございます。そういうことを反映してか、最近では道内、これは名寄市だとか、

深川市の近隣ですと滝川市それから砂川市では、周辺の自治体からの依頼を受けまして同業務を受託するというケースが出てきております。こういった状況がありますものですから、これも昨年の12月に、市長にこのことを報告しましたところ、市長は広域行政を一層推進するというスタンスをとられておりますので、市長からも、これは北空知全体として広域行政をやはり進めていく必要があるのだと、あわせて経済的な面も考慮に入れながら、いま一度協議を進めてほしいという指示がございました。私どもとしては、先ほど申しました先進地、例えば名寄市、滝川市、砂川市がどのような形で受け入れようとしているのかということ調査しながら、もし本市が受け入れるとした場合には、人員体制、それにかかわる経費といったものを試算いたしまして、新しい年度に入ってからなるうと思えますけれども、再度、関係町に対して、こういったような中身を提示し協議を進めていくという内容となっております。なお、近隣町村からそのような発給事務を受ける上での法的な規制はございません。なお、もう1点。沼田町におきましては、本年10月から北海道から権限移譲を受けまして、パスポートの発給事務の準備を進めているとお聞きしております。

○渡辺委員長 58ページ、3項戸籍住民基本台帳費を終わります。

次に、4項選挙費、60ページから64ページまで。

(「なし」と呼ぶ者あり)

4項選挙費を終わります。

次に、5項統計調査費、66ページ。

○川中委員 ここで、統計調査事務にかかわってお伺いしたいと思います。

既に平成21年度の財政収支、事務事業のゼロベースの見直しの中で、予算がカットされております市勢ハンドブック、皆さんご承知のとおり、この小さな冊子でありますけれども、これについてお伺いしたいと思います。

私どもは今日まで、この市勢ハンドブックを行政視察、あるいはいろいろな会議等で使わせていただいておりますし、大変コンパクトで持ち運びも便利ということで、深川市の内容が満載されておりますので、大変参考にさせていただいております。これらのものについては、私ども議員ばかりでなしに理事者側あるいは職員の皆さん方も、それぞれいろいろな会合等でも持ち歩きながら情報提供という形で

は非常に重宝されていたのではないかと思うわけ
あります。見直しの段階では、これはもうやむを得
ない、ゼロベースの見直しの中で2年経過して、平
成21年、22年と発行はされておりません。私も欲
しいと思って所管に行ってハンドブックを下さいと言
ったら、もう発行されていなかったの、非常に残念
だったのですけれども、予算復活折衝ではありませ
んけれども、いずれにしても、こういう貴重な資
料といえますか、これはやはり見直しの上に再度発
行していただければ非常に参考になる、助かるとい
う、そういう面でぜひ再考していただくようお願い
をしたい。

それとあわせて、今日まで取り組んでこられた中
で、予算がどれくらい立てられていて、何部発行さ
れていたのか。あわせてお聞かせ願いたいと思いま
す。

○高田総務課長 お答えいたします。

本市の市勢ハンドブックにつきましては、昭和38
年の市制施行以来、平成20年度まで毎年発行して
おりましたが、昨今の厳しい財政状況等にかんがみ
まして、さきの収支改善の見直しの際に、従前の取
組みの形を見直させていただきまして、平成21年度
以降は冊子とせず、ホームページの中で掲載してい
るというのが現状でございます。おっしゃるとおり、
従前の市勢ハンドブックにつきましては、その名の
とおり、手におさまるようなサイズで、内容も本市
の人口、産業、経済等々、統計資料が収録されて
おりまして、確かに持ち歩くにも大変便利との声も聞
かれておりましたけれども、当時の時代背景もあり、
印刷費用等の節減ですとか、また一方ではインター
ネットの普及等もございまして、前段申し上げた対
応として来たところでございます。

当時の状況としましては、平成20年でございま
すが、冊子の発行部数は1,000部、経費としては印刷
経費が約15万円程度ということでございました。そ
こで、今ほど川中委員から、その市勢ハンドブック
の有効性ですとか使い勝手のよさなどにかんがみ
て、復活の考えはどうかのだという質疑をいただき
ましたけれども、私どもとしては、市を挙げての収
支改善という趣旨の取り組みもございましたし、また
今般の厳しい財政状況等の側面もございまして、さ
らに言えば、新年度予算において、現在計上してい
ないということもございまして、今直ちにといい
うことは少し厳しい質疑であろうかと思っております。

ただ、そういったご意見、ご要望等を受けとめま
して、今後どういう形で臨むことが適当であろうか
ということについては、検討してまいりたいと思いま
す。

○川中委員 大変、当局のほうも重要な資料、手
軽な資料として有効かつ適切に利用されていたとい
う評価もされておりますし、事務事業の見直しの中
では、これはやむを得ない一面と私どももとらえて
おりますけれども、これは今ほど聞きますと、1,000
部つくって15万円かそこら。1部150円だそうで
す。無料で配布しようとしたら、やはりそれだけの
金がかかるわけで、やはりそれだけの便利なもの
は、たとえ150円、300円出してでも欲しいとい
う気持ちもありますし、財源を確保する意味では、
そのようないろいろな状況も踏まえながら、ぜひ
早期に実現していただければと思いますので、再
度お考えをお聞かせいただきたいと思いま
す。

○高田総務課長 お答えいたします。

おっしゃるように、さまざまな考え方もあろう
かと思えます。それでただ、こういったものがすべ
て有料で、ある意味、受益者負担の原則が導入
できるかどうかということもございまして、しか
しながら、今委員がおっしゃったアイデアとし
ては非常に貴重なことだと思いますので、そう
いったことも受けとめまして、さらに検討さ
せていただきたいと思いま
す。

○田中(昌)委員 2目統計調査費でお伺い
したいと思います。

今年度、平成22年度は国勢調査の年という
ことで、担当者あるいは国勢調査員になられた
方は、大変ご苦労されたのではないかと思いま
す。昨今のプライバシーの保護というものに
非常に過敏になっているとか、過剰になっ
ているとも言いかねない状況でありますから、
こういった調査をしようとする、防護する
バリアが非常に高くなってくるかと思いま
すので、そういった中で適切な調査をする
ということについては、大変ご苦労され
たと思えます。その点については敬意を表
したいと思いま
す。

そういった状況を踏まえまして、今回ど
のような状況で国勢調査を実施されてきた
のか。

あわせて、この国勢調査というのは5
年ごとに必ずやるということは、これか
ら日本国ある限り変わらないと思いま
すので、そういった中で今後の課題とい
うか、次の機会に対して、どのよ

うなことを伝えていくのか、その辺のことで今現在集約されているものがあればお示しをいただきたいと思えます。

○高田総務課長 お答え申し上げます。

今回の国勢調査では、前回、平成17年度の実施状況等を踏まえまして、委員からご指摘がありましたとおり、特に個人情報保護と調査票の提出に係る負担軽減などに配慮した措置が講じられたところがございます。具体的には、調査票を封筒に入れ、そのまま調査員に渡すという封入提出方式、それともう一つは、市に直接郵送される郵送提出方式の二つの方式の導入でございます。この結果、従前ですと他人もしくは調査員の目に触れていた調査内容が、いずれも調査員の目に触れないような形になりました。このおかげでしょうか、今回の調査では、前回に比べ調査拒否というものが減少した傾向にございます。3割以上の世帯が郵送での提出となりましたことから、そうした面においても、調査票回収のための労力といえますが、世帯のほうも調査員のほうも、そういったことでの労力軽減は図られたと感じているところでございます。しかし一方で、調査員による事前チェックというようなことは当然なくなりましたので、その分だけ、どうしても記載漏れですとか記載誤りというようなことが多くなりまして、結果として、調査員の労力は軽減したのですけれども、職員等による世帯等への電話照会ですとか再調査といった部分の業務は、従前に増してかなり増大したというところでございます。また、依然として、単身者ばかりではございませんが、不在世帯も多く、調査員が同じ世帯を何度も何度も訪れるといったようなことも随所で見られたと私どもは耳にしております。そうした面におきましては、多くの調査員の方々に大変ご苦勞をおかけしたと感じてございます。しかしながら、そうした中であっても、今回多くの調査員の方、そして多くの市民の方々にご理解とご協力をいただきまして、この調査を無事終了させていただきましたことは、担当所管として本当にありがたく感謝にたえないところでございます。

そこで、また5年後、国勢調査があるはずでございます。それに向けてというようなお話がありましたが、私どもとしましては、当然業務上のノウハウの伝達はもちろんですけれども、今回の経験ですとか反省に立って制度的な改善、要望といったものを、

国など関係機関に上げていって、さらなる改善をお願いする一方で、また本市としましても繰り返しになりますけれども、統計業務のノウハウをしっかりと伝達、継承して、さらなる効率性と正確性を保つような形で臨んでいきたいと考えております。

○渡辺委員長 5項統計調査費を終わります。

6項監査委員費、68ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

監査委員費を終わります。

2款総務費を終わります。

3款民生費、1項社会福祉費、70ページから72ページまで。

○山田委員 70ページ、3款1項2目の障がい者福祉費の説明欄8、地域生活支援事業費等について。

これはさまざまな事業をやっていますが、その中で北空知障がい者支援センターについてお伺いいたします。

これは、社会福祉法人広里会に委託して、旧深川ホテル、やすらぎホールを拠点として活動していたものでございますが、今度は総合福祉センターを改修して移動するということになります。ここでは、深川市障がい者ネットワーク協会の事務も兼務でやっているようでございますが、北空知障がい者支援センターの予算は、およそどんなものか。

それから、人員の配置の状況、それから、これは主に電話相談のようでございますが、相談業務の実績。

それから、その改修に当たっての考え方、あるいはその移転のスケジュール、それから改修に加えて、前向きにいかなければいけないので、改修した後の利点、位置をずらした利点と今後の運営方針についてお聞きします。

○山田介護福祉課長 お答えいたします。

本会議の初日に補正予算第7号で、総合福祉センターの改修工事費として3,465万円について議決をいただいておりますが、その改修工事が完了し、障がい者支援センターの移転前と移転後の影響と、その対応について質疑がございましたので、お答えしたいと思います。

まず初めに、相談支援事業と実績についてであります。相談支援事業については、障がい者地域生活支援事業のメニューの一つで、市町村で必ず実施しなければならない事業の一つとされており、障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むこ

とができるよう、障がいのある方から生活する中で心配事などの相談を受け付けたり、必要な情報の提供や便宜を提供するものであります。本市では、北空知管内1市4町及び幌加内町と共同で社会福祉法人広里会に委託し実施しているもので、24時間365日対応となっております。現在3人の相談員が業務を担当しておりまして、受け付け実績は、平成21年度1年間で2,527件の相談を受け付けており、内容は日常生活に関する内容が233件、各種障がいのある方が利用できるサービス等についての相談が529件、障がいに関する情報提供が755件などとなっております。そのうち、精神障がいの方からの相談が約83%、知的障がいの方からの相談が約12%となっており、精神障がい、知的障がいの方々からの相談が95%以上を占めております。相談の方法としましては、約4割が相談員の訪問による対応、34%が電話による相談、25%が支援センターへの来所により相談をされております。平成22年度においては、2月末までに1,721件の相談を受け付けているところでございます。

総合福祉センターへ移ることについての影響でございますが、総合福祉センターへ相談支援事業者が移ることにより、社会福祉協議会で高齢者の相談窓口を持っておりますので、総合福祉センターへ行けば高齢者と障がい者の相談ができるということで、場所もわかりやすくなり周知もしやすいと考えておりますし、また、総合福祉センターは、段差の解消など障がいのある方や高齢者の方にも使いやすいよう整備することにしておりますので、これまで以上に障がいのあるの方々にとって、利用しやすい施設になるものと考えております。また、ボランティアセンターも総合福祉センター内で活動していますので、ボランティアを必要とする障がい者の方とボランティア団体などがかわりやすくなることにより、障がいのある方々の社会参加の機会がふえることを期待しているものでございます。4月から工事完成までの期間の対応でございますが、現在、旧ホテル深川所有者からは3月末までに移転するよう要請されており、今月中に障がい者の地域活動支援センターとして利用しています旧青少年ホームへ移転する予定であります。総合福祉センターに相談支援事業所の事務所が完成しましたら、総合福祉センターへ移転する予定であります。年内に2回の移転をすることになりますが、利用者の方々には不便をおかけしないよう、移転に関する周知を図っていきたくと考

えております。

予算の関係ですが、予算については広里会への委託という形をとっておりまして、相談支援事業と創作的活動や生産活動の機会の提供などを行う地域活動支援センター事業を合わせて委託しており、平成23年度の委託料は、二つの事業を合わせて2,437万9,000円となっております。利用実績などにより、共同設置している5町から負担金を徴収しており、深川市の負担額は1,205万円程度と見込んでおります。○松沢委員 3款2項、70ページの説明欄11、グループホームの市内の状況について、お尋ねしたいと思います。

以前、なかなか深川市内での希望がある割には、立ち上がりができなくて苦労した一時期がありますけれども、その後、非常に順調に進んでいるというように聞いているところですが、市内でこのグループホームを利用されている状況、知的と精神があると思うのですが、それぞれの人数、戸数、定員、それから来年度に向けての充実、人数拡大の見通しなどを含めて、総体的に具体的にお答えください。

○山田介護福祉課長 お答えいたします。

障がい者グループホームの設置利用状況でございますが、障がい者グループホームは、共同生活を営みながら必要に応じて食事の世話や日常生活における相談、指導などの援助を行う施設であります。現在、市内には社会福祉法人広里会が運営するグループホームが10施設と、本年3月1日に完成しましたNPO法人深川市手をつなぐ育成会が運営するグループホームが1施設ありまして、合計で11施設のグループホームが市内で運営されております。定員の合計は57人で、現在の利用者は50人となっております。そのうち深川市内の方の利用は、14人となっております。また、障がい別では、知的障がいのある方が11施設で42人、精神障がいのある方が4施設で8人の利用となっております。また、グループホームで生活する方には、日中の活動という形で自立生活訓練、就労移行支援、就労継続支援などの訓練等給付サービスを受ける方と北空知障がい者支援センターの地域活動支援事業を利用している方がございます。

次に、需要の状況と今後の設置の見込みについてでございますが、今後の障がい者グループホームの利用見込みについては、平成18年の障害者自立支援法施行後、入所施設から地域生活への移行や退院可能

な精神障がいのある方の病院からの退院が進められている中であって、ひとり暮らしに不安がある方や支援を必要とする障がいのある方がグループホームを利用されており、今後も各施設などから地域生活への移行が進むのにあわせ、グループホームを利用する方もふえていくものと思われます。現段階でグループホームの新設の計画は伺っておりませんが、広里会の運営する1施設では、ことし4月から7人の定員を3人増加しまして、10人の定員としていく計画であるとお聞きしております。今後も、広里会も手をつなぐ育成会においても、利用者のニーズに対応できるよう、必要に応じた整備を図っていく考えであるとお聞きしております。

○北名委員 私は、地域人権啓発活動活性化事業について、これは1目社会福祉総務費の説明欄にもありますけれども、583万5,000円という大きな金額が出ております。特別な事業をやられると思いますので、まずその中身についてお尋ねいたします。

○天羽社会福祉課長 お答えいたします。

この事業につきましては、平成23年度限りの単年度の事業ではございますが、法務省の人権擁護局の委託要綱に基づきます北海道からの再委託事業となりまして、この予算額のほとんどが北海道からの委託金で実施する事業となっております。予定をいたしております主な事業についてご説明いたします。

一つ目には、人権の花運動としまして、市内の小学校に花の苗やプランターなどを提供しまして、子供たちが花を植えること、あるいはその共同作業を通じまして、人権の思想あるいは普及啓発を図っていききたいという事業です。

二つ目には、子供の人権に係る啓発事業ということで、予定しております内容としましては、ワークショップの開催ですとか、子供の人権に係る啓発冊子の作成などを予定しております。

三つ目には、講演会の開催といたしまして、女性の人権ですとか、障がいのある方の人権に関するものなどを考えております。

四つ目には、ラッピングバスの運行としまして、市内の路線バスの車体に人権に関する標語でありますとか図柄などをラッピングしまして、人権の啓発を図ろうとする事業であります。

さらに、このラッピングバスですとか各種啓発事業において使用いたします標語あるいは原画につきましては、市内の小中学校、保育所、幼稚園など関係

機関の協力をいただきまして、公募により選定を考えております。

○北名委員 今年度の単年度事業で、北海道からの再委託事業という中身だということがわかりました。

少し聞きたいのですが、一つは、この人権にかかわる運動としては、人権週間というのがあるのではないかと思うのですが、どの時期なのか。今言われたような中身はほとんど、その時期に集中して行われるのかどうか聞きたい。それからワークショップの中身はどういう形なのか聞きたいと。

それからもう一つは、全体で見れば形というか、講演会だとか標語だとかラッピングだとか、そういうのが多いような気がするのですが、ワークショップがそういうぐあいに当たるのかもしれないけれども、中身的に子供たちが人権の問題を考えるというのはもちろんですけれども、表現できるという場面が必要ではないかと思うので、そのあたりのことを少し聞きたい。

それから、人権ということで、どういう中身が出てくるのかということで最初お尋ねしたのですが、アイヌの人権の問題というのは、非常に私は重要な課題だと思っているのです。今この中で出てくれば、もう少しそのことを聞きたかったのですが、それについては、北海道にいる私たちにとって見れば、欠かせられない課題ではないかと思うのですけれども、どのような考えでいるのか、何か取り組みを考えられているか、お尋ねします。

○天羽社会福祉課長 まず初めに、この人権啓発活動の各事業の実施時期についてであります。それぞれ相当数の事業を予定しております。個別に集中してということは考えてございません。それぞれ適切な時期に実施をしてみたいと考えておりますが、市民総ぐるみ運動というのを毎年6月から7月ぐらいの時期に開催をしており、そのときには、この人権啓発にあわせた事業についても考えていきたいと思っております。

ワークショップの中身についてのお問い合わせがございました。これは、子供の人権について考える一つの機会として想定をしておりますけれども、この事業の中に子供たち自身の参加は今のところ考えてはございません。子供の人権について広く考えていただくために、市民の皆さんに参加を呼びかけていきたいと考えております。

アイヌの人々の人権について、この人権啓発の中

で想定があるのかという質疑だったかと思います。現在のところ、アイヌの方々の人権についての事業については予定をしていないところでございます。

○北名委員 予定していないというのはわかったけれども、その辺についての今後というのか、あるいは位置づけというのか、どのようにお考えかということをお聞かせください。

○天羽社会福祉課長 事業の実施に当たりましては、昨年から市内の人権擁護委員の方々と計画を練ってまいりました。そんな経過もありまして、取り組みの内容については、今のところほぼ固まっております。市としてそういった事業を実施するのは現状難しいと考えておりますが、もしアイヌの方々の人権に関する事業を実施したいという市民の方からの申し出がありました場合には、単年度の事業実施ということになりますけれども、どのような協力が可能なのか、検討してまいりたいと考えます。

○田中（裕）委員 それでは、3目介護職員養成研修支援事業についてお伺いしたいと思います。

85万円計上されております。まずは、この事業の現状をお知らせください。

さらに、この支援事業における就職率はどのようになっているのか。

また、行政と商工会議所との連携はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。この連携につきましては、先日会議所から連絡が来まして、担当の所管がすごくよくやられているということをおっしゃっていました。つけ加えておきます。以上3点お伺いします。

○山田介護福祉課長 お答えいたします。

事業の実績でございますが、介護職員養成研修支援事業は、深川商工会議所が実施する介護職員養成研修に対する支援としまして、平成22年度からは経費の一部として85万円を助成しているものでございます。

この研修の実績でございますが、平成22年度は、22年11月1日から23年2月4日までの研修期間で、19人の方の受講申し込みがあり、そのうち受講修了者が18人とお聞きしております。

修了状況でございますが、受講修了者18人のうち12人が施設介護職員やヘルパーとして市内の介護保険施設やヘルパー事業所に就労されておりまして、就労された10人のうち、半数の6人が新規に採用されたとお聞きしております。

市として商工会議所との連携でございますが、介護職員養成研修は、今後、高齢化がますます進行し、介護を必要とする方も増加することが予想される状況から、深川商工会議所が今日の厳しい雇用状況も踏まえ、雇用対策、高齢者対策の両面から、ホームヘルパー養成研修を平成21年度から実施している事業で、所管として実施初年度から、講義の講師や事業内容の助言等の協力を行っているところでございます。また、市としましても同様の視点、雇用対策、高齢者対策に立ち、さらに介護サービスの確保の上から有益であると判断し、事業負担の費用軽減を図るために、平成22年度から助成している事業でもございます。このように、深川商工会議所が実施している研修事業は道内でも珍しく、また介護職員養成として地域の介護保険施設やヘルパー事業所からも続けてほしいとの要請もあるとお聞きしております。所管としましても、この研修に参加していただき、資格を取得することによって、より専門的な知識や技術など介護の質の向上が図られ、就労の機会が高まるという効果が出てきておりますので、平成23年度も深川商工会議所が行う介護職員養成研修事業に対し、協力や助成などの援助を引き続き行っていきたいと考えているところでございます。

○山田委員 72ページ、3目老人福祉費にかかわってお聞きします。

昨年9月の第3回定例会の一般質問で、75歳以上の方の所在確認について質問いたしまして、実施の方向と答弁いただいております。当然、所在確認作業をやられたと思いますので、その結果について、人数あるいは調査方法も含めてお聞きします。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○北名委員 所在確認という話でしたけれども、似ている形になるかと思いますが、私は安否確認といいますが、そのことを聞きたいのです。

それで、孤独死という問題について聞きたいのです。結構、今老人世帯がふえてきていますし、これは深川市だけのことでなくて、ひとり暮らしの方の場合に人知れず亡くなるというケースがあるわけです。それがふえているということが言われています。少し中身の話をすると、去年あたりは暑い夏だったから、1人で亡くなって発見が何日もおくれた場合には腐乱しているというような状況などもあって、これからその問題は、今も非常に大きな問題だし、大きな問題だろうということで、やはり安否

の確認というのは日常的にできる仕組みというか、そういうことが非常に大事だと思うのです。その辺の孤独死の実態などもわかれば、そのこともあわせて、お尋ねいたします。

○山田介護福祉課長 山田委員さん、北名委員さんから安否確認について質疑がありましたので、順次お答えしたいと思います。

初めに、昨年、社会問題となった高齢者の所在不明問題について、これは厚生労働省の100歳以上の高齢者調査がありまして、全員の所在が確認されていたところでございます。また、100歳未満の方でも、所在不明という新聞報道等がなされ社会問題化していたことから、本市においても75歳以上の方の所在確認について、市長の指示を受け、平成22年10月1日現在の住民基本台帳法、外国人登録法により、市内に住所登録のある4,185人を対象に所在確認をしたところでございます。

調査の方法でございますが、医療保険や介護保険サービスの利用などの確認を行い、さらに地域の高齢者の実態を把握している民生児童委員さんのご協力をいただく中で、対象者の絞り込みを行ったところでございます。具体的には、厚生労働省が実施した調査で100歳以上の方の所在確認は終えているため、それを除く4,175人を対象者として、初めに後期高齢者医療制度、国民健康保険制度、生活保護制度、インフルエンザ予防接種事業、介護予防事業などの各種サービス等利用者の調査をしたところ、4,093人の利用者が確認され、さらに平成22年4月以降に住民基本台帳法による手続をされた方が14人で、合計4,117人が確認されたため、残る68人について確認が必要な方となったところでございます。そのうち、本市が実施している高齢者概況調査で、民生児童委員さんがご本人と面会確認済みの方、さらに本市職員が職務上、地域住民としておつき合いがある方が58人おられましたので、残る10人について確認調査が必要との認識から、介護福祉課の職員がご自宅を訪問、面会し、昨年12月8日に全員の所在を確認したところでございます。本市における75歳以上の所在確認では、新聞報道されているような問題もなく、自宅にいる方の所在確認について、ご家族の方やご本人の面会に対するご協力をいただく中、全員の方の所在確認ができたことで安心していただいております。

次に、孤独死の関係でございます。孤独死の実態

でございますが、孤独死とは、主にひとり暮らしの人がだれにもみとられることなく、当人の住居内等で生活中的突発的な疾病によって死亡することで、特に発症直後に助けを呼べずに死亡する場合がこのように呼ばれております。本市でも、ひとり暮らしの方が増加している状況にある中で、だれにもみとられることなくお亡くなりになる場合もあると思われまますので、深川警察署にその実態について確認をしましたところ、孤独死の定義や統計上幾つかの確認作業等があるため、残念ながらその数を報告することについては時間が必要で、また数が出たとしても未確定であるため、お答えできないとのことでありました。また、介護福祉課でも孤独死の実態についての人数把握が非常に難しく、数値的なものは押さえておりませんので、ご理解いただきたいと存じます。

○北名委員 実態把握できないと言いましたけれども、今、別な項目にある自殺者の対策だとかいろいろ対策をやっているけれども、実態をつかめなかったらどうにもならないのです。

それで、今はわからないと言ったけれども、全くわからないのか。警察で数はわからなくても、幾つかの事例があると、事細かに聞きたいわけではないけれども、あるとか、多少ふえているとか、市役所の介護福祉課というのはそういうつながりがあると思うのだけれども、その辺のことが何もわからないというのでは手の打ちようもない。その辺はどうなのですか。やはり、それに対する対策というのを設けていかないとまずいと思うのだけれども、いかがでしょうか。

○山田介護福祉課長 お答えします。

これまで新聞配達の方が1人そういった方を見つけたということの情報はいただいておりますが、数的に何人いるかという部分については、把握はしておりません。

孤独死の予防対策の関係でございますけれども、本市の高齢者福祉事業において、とりわけ高齢者の見守り等を目的とした取り組みとして、市職員による電話、訪問によるひとり暮らし老人等安否確認サービス事業や、民生児童委員さんを通じて年1回の65歳以上の方の状況調べにより、緊急通報システムの必要な方の確認を行う緊急通報システム整備事業、さらに地域の取り組みとして新聞販売店による安否確認サービスなど、きめ細かく実施しているところ

でございます。しかしながら、中にはどうしてもだれともかわりたくないという方もおられることも事実としてございます。そのような場合は、毎日新聞がたまっていないか、カーテンはあいたかなど近所の方々の協力もあり、地域で支え合っている現状がでございます。今後ますます高齢化が進むことが予想されますので、地域の皆さんにお力添えをいただき、孤独死が少しでも減少するよう、いろいろなかかわりを持っていただける、これらサービス事業の周知や利用促進に努めてまいりたいと思います。

○松沢委員 72、73ページの緊急通報システムのところでお尋ねします。

昨年の予特のときには、何十台でしたか、相当予備機の台数があるという答弁が出たように記憶しております。その後、申し入れ、そして8月、9月にかけての取りつけなどもあったかと思いますが、去年、申し込みが何台あって何台つけて、現状、総数として何台あるのかということと、予備機として何台あるか。この辺をお聞かせください。

○山田介護福祉課長 お答えいたします。

緊急通報システムは、緊急時に機敏に行動できない病弱なひとり暮らしの高齢者や重度身体障がい者などのお宅に、消防署に直接通報が入る緊急通報装置を設置するもので、平成22年度におきましては、新しい対象者に20台設置しまして、本年2月現在で239世帯に設置してございます。

予備機の状況ですが、市で57台保有をしております。

○北名委員 次は、除雪の関係です。

ここに福祉除雪サービス事業と出ていますから、この中身だと思えるのですけれども、この前の一般質問でも言ったように、冬の生活という点で、除雪は非常に大きな課題であるという点で、いろいろ考えて除雪のことも別に聞きますけれども、ここで聞くのは、いわゆる門口除雪だと思えるのです。

これは、私は大きく冬の生活をよくする決め手の一つだと思えるのです。これの実態と、これを私は飛躍的に数をふやすというか、必要なお金を投入というほどでもないですけれども、お金を使ってでもやるということが大事だとつくづく考えているのです。その点について、実態とあわせて、そういう考えがあるのかどうかということも含めてお尋ねします。

○山田介護福祉課長 お答えします。

補正予算第7号の審議でも答弁しておりますけれ

ども、福祉除雪サービスは、近くに除雪をしてくれる人がいない低所得者世帯で、冬季の除雪に困難を来している高齢者や障がい者世帯を対象に社会福祉協議会が実施している事業でございます。

平成22年度は、60世帯がこのサービスを利用しております。平成18年度は41世帯、19年度は43世帯、20年度は54世帯、21年度は56世帯と増加傾向にありまして、除雪が困難な世帯の方には大変喜ばれているものと評価しているところでございます。実施主体の社会福祉協議会や福祉除雪協力者として協力をいただいている皆様に感謝しているところでございます。なお、対象者の把握に当たっては、広報ふかがわの周知のほか、各地区の民生委員さんに対象者の集約をお願いして進めているところでございます。今後も、高齢者世帯などにとって、冬季の除雪が自立した生活を送るのに大きな問題でありますことから、この事業の対象となる方が広く利用できるよう、社会福祉協議会と連携し周知に努めていきたいと考えているところでございます。

○北名委員 きちんとした答えだったと思います、90点ぐらいの。それで今の制度をよく周知して、民生委員さんだとか、いろいろな方たちを通じて把握していきたいと。少しずつふえていると。本当にやってもらっている人は喜んでおります。少し負担している人もいますけれども、その負担をはるかに超えるような喜びというのは大きいわけです。

そこで私が言いたいのは、どの部分とはあえて言いませんけれども、ハードルを少し下げるといって、そして広くするというところに踏み込む時期ではないかと思うのです。いま一度お答えいただきたい。

○山田介護福祉課長 再質疑いただきましたのでお答えします。

現在は70歳以上の高齢者、重度身体障がい者、それから小学生までの子のいる母子世帯、病弱世帯で、総収入が生活保護世帯の1.5倍までの世帯を対象としております。負担能力のある方には、負担をしていただくこととしているところでございます。

これまでも一部利用者の負担もお願いしながら、対象となる高齢者の年齢の拡大や収入要件の緩和、門口から玄関先までの通路除雪の実施など、必要とされる方に、より多く利用いただけるよう改善に努めてきたところでございます。現在のところ、この基準を見直す考えはございません。今後も、高齢者世帯などにとって冬季の除雪が自立した生活を送る

には、大きな問題であることから、この事業の対象となる方が利用できるよう、社会福祉協議会と連携し周知を図り、利用者増に努めていきたいと考えております。

○渡辺委員長 1項社会福祉費を終わります。

2項児童福祉費、74ページから76ページまで。

○宮田委員 3款2項1目、説明欄14、少子化対策出会い創出支援事業について伺います。

この事業は、今年度より行われることになった新規事業で、昨年も若干の質疑をさせていただきました。したがって、今年度は、どのような取り組みが行われたのか、また次年度からはどのような目標や課題を持って、この事業を継続していく計画なのか伺いたいと思います。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○松沢委員 この事業についてお伺いします。

新しく平成22年度から始まった事業ですけれども、期待がある反面どのように取り組んでいくのかという少し危惧するところもなかったわけではございません。その後、3件ぐらいの事業が展開されたということですが、まずその内容についてお聞かせください。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○東出委員 私も、この事業の取り組みの状況、実施状況、それから取り組まれた団体、加えて私が聞いているところでは、深川市の中でこの種の事業を1事業20万円で5事業展開するというのは、かなり無理があるのではないかというような話を、実際に実施をされた団体の方から漏れ聞こえてきましたので、そこら辺のところには何か言及するようなことがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○天羽社会福祉課長 この事業についてお答えさせていただきます。

初めに、本年度の取り組みの実績ということでございます。本日現在、この交付金を活用しまして事業を実施された団体については、3団体でございます。事業を実施された団体の事業内容について、若干ご説明させていただこうと思いますが、それぞれ工夫を凝らして、男女の出会いのための事業を実施されていらっしゃると思います。

一つ目の団体の事業の内容としましては、地場産品への理解を深めていただけるような食事を提供されて、ゲームを行うなどパーティー形式での懇親会を開催されております。

二つ目の団体としましては、深川のまちの中で名前は知っているけれども、訪れたことがないというような、そういうディープポイントといえますか、そういったところをめくりながら、地域を学びながら交流して、その後、街ぶら500というイベントがありましたけれども、そこに参加をしながら交流を深めたとお聞きをしております。

三つ目の団体としましては、さきの事業に参加をされた若い方々が、自分たち自身で出会いの場をつくりたいと、そんな思いから応募されたということでした。同じようにゲームなどで交流を図られたとお聞きしております。

続きまして、新年度の事業予定、目標件数についてでございますが、これにつきましては本年度と同様に考えておりまして、件数としては、募集によるものが5件、1件10万円を上限としています。実行委員会形式での取り組みとしまして1件、上限50万円、合計で100万円を予算化させていただいております。この事業の目標といえますか、目的と課題についてなのですが、この事業につきましては、深川市における少子化の進展にかんがみまして、独身男女の出会いを創出する事業を実施する団体に対して交付金を交付し、独身男女の出会いを促進することによりまして、少子化の要因の一つであります未婚化、晩婚化の対策を図るということを目的としております。

課題ということで質疑いただきました。事業開始の初年度ということもございまして、先ほど申し上げましたこの事業の趣旨あるいは目的に賛同された若い方々が事業に参加をしていただくということで、独身の男女の出会いが促進され、また結婚に対するイメージアップが図られて、少子化対策の一つとして成果が上がることを所管としては期待してございます。このような事業の目的や趣旨を実施する団体において十分に認識していただきまして、この事業を活用していただけるよう努めることが優先的な課題と考えてございます。応募をしていただく団体のほうからは、事業の実績報告をいただくこととしております。また、追加調査ということではないのですが、できる範囲で、例えばカップルの誕生があればお知らせをしていただけるようなお願いもさせていただきます。

事業の内容によりましては、所管としては必要に応じてのアドバイスもさせていただくなど、市とし

てもかわりを持って対応したいと考えております。引き続き事業の検証、評価を行いながら目的を達成できるように所管として取り組んでまいりたいと考えております。

○宮田委員 いろいろと答弁をいただきまして、1点だけ確認させていただきたいのですが、昨年はそのことを中心に注意喚起のつもりで質疑をさせていただいたのですが、不正だとか悪徳業者等は確認できなかったということでもよろしいでしょうか。

○松沢委員 その後の報告もしてもらっているということでしたが、その辺はいつごろになるのか、まだ1件も出てきていないのか、確認したいと思うのですが、今の天羽課長の答弁も、所管課長としては、それこそ90点の答弁と思って聞いていましたが、私どもの耳に、どのグループがということまでは申しませんけれども、妙な話が飛び込んできたものですから、少し気になるわけです。

ある独身男性の方がそこへ参加しようと思って申し込もうとしたら、「ここは結婚だ何だという、そういう話をするつもりで来ても見当違いだよ」と主催者に言われたという話がありまして、それでは、本来市が取り組もうとしている方向と全然違うのではないかと。相当その方は憤慨しておりましたけれども、本来の目的に沿うようにして、ただ単なるコンパの場になったりしては、本来の市の貴重な予算を組んで行う事業としては不適切だと思いますので、しっかりその辺のチェックをしてほしいと思いますので、もう一回答弁してください。

○東出委員 私も再質疑をさせていただきたいと思います。

まず3団体の方が、それぞれこの事業に取り組まれたと。それぞれの事業で20万円の助成は満度に使われているのか。であるとするならば、ことしの事業、同じ5事業については、10万円という形で半額になっているところの理由です。これも本年度主催した方の話ですけれども、例えばそれぞれ男女10組ずつ集めたとして、しょせん1日ぐらいのイベントだと。この事業に1人頭1万円も助成を出す余裕があるのかという、そして、さらに五つも事業を展開する必要があるのかというような、そんな話があったので、そこら辺について再度お聞かせいただきたいと思います。

○天羽社会福祉課長 初めに、この事業の計画をされる方々には、計画書ということで申請段階で所管

に計画内容を書面でちょうだいしております。その際に、例えばトラブルですとか不正が生じないように、所管としましては、しっかり確認をさせていただいているところでございます。宮田委員から質疑をいただきました不正、悪徳業者といった各般については、本年度1件もございませんでした。

あと、本来の目的に沿った形で事業展開がなされるようにという質疑であったかと思っております。それについては全くそのとおりだと思っております。所管としましては、申請段階、あるいは事業を実施している段階におきまして、この事業の目的が達成されるような形で事業運営されるように必要なアドバイスをさせていただきたいと思っております。

東出委員の再質疑の中でございましたのは、参加人数に対して助成額が高額ではないのかといったことかと思っておりますが、これにつきましては、上限額を1件、1団体10万円と、募集の団体についてはこのように考えております。今年度の事業実績では、1団体10万円の上限額を使われた団体が2団体でございました。確かにそういったご指摘をいただくこともあろうかとは思いますが、この事業の実施の目的が本市における少子化の進行状況にかんがみて、未婚化、晩婚化という、その要因に対するの対策といったことでありますので、しばらくの間このような事業を考えていきたいと思っております。

○北畑委員 子ども手当にかかわって、質疑をさせていただきたいと思っております。

約3億2,700万円の大変巨額な金額でございます。市長の市政方針の中でも、国の施策が実行され次第、円滑な支給に努めますというような方針も出ております。そこで、まず聞きたいと思っております。

この予算執行、予算計上をされたということは、当然この執行を前提にされたと思っております。その辺、国の動向云々というようなこともありますけれども、この予算の計上と執行の対応について、まず1点お伺いします。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○田中(裕)委員 子ども手当について、関連で質疑をさせていただきたいと思っております。

この子ども手当については、全国の自治体から批判が相次いでおります。先月までに65の自治体が負担の拒否をしており、新年度の当初予算案に計上していないか、しない方針であると報道されております。その理由としては、民主党のマニフェストでは

全額国庫負担となっておりますが、実際は国と自治体で折半になっており、事前に十分な協議がなく、これは地方軽視だと言わざるを得ないと思っております。何点かお伺いしたいと思います。

初めに、全国65自治体が反対している中で、本市では計上されております。この考え方についてお聞きいたします。

次に、国会で、本年度の子ども手当法案が不成立だった場合、子ども手当はどうなるのか。児童手当に戻るのか、お伺いしたいと思います。

また、児童手当に戻るとして、児童手当から子ども手当に変更になる際、国の負担でシステムの改修を行っていると思いますが、さらに児童手当のシステムに戻さなければならないと思いますけれども、どのような対応をするか、お伺いしたいと思います。

○天羽社会福祉課長 お答えいたします。

初めに、子ども手当の本市における予算の提案あるいは執行の考えということでございます。予算につきましては、国の予算案における内容に基づき積算を行いまして、その予算提案や執行の考え方につきましては、国の施策が実行され次第、深川市におけます子ども手当の支給を速やかに行うために必要な措置と考えてのことでございます。

続きまして、法案が成案にならなかった場合の対応ということでございますが、現行の子ども手当の支給のための法律につきましては、平成22年度に限定された法律となっております。また、その法律の規定には、子ども手当のうち児童手当の額に相当する給付については、児童手当法に基づく給付とするといった規定が設けられております。そのために、実務上子ども手当として支給しておりますが、児童手当法と子ども手当法の二法が適用されているという状況となっております。このことから、新聞などの報道では、子ども手当法案が成立しない場合、旧児童手当が復活するといったような記事になっているものでございまして、仮に、子ども手当の支給に係る法律が成案とならなかった場合には、児童手当法に基づく児童手当を支給するということになるものでございます。

このシステムの対応についてお答えしたいと思います。現行のシステムにつきましては、平成22年度の子ども手当の支給にかかわりまして、システムの改修を行っております。つまり、子ども手当仕様ということになっておりまして、これが児童手当仕様

に簡単に改修ができるのかといいますと、そうではございません。児童手当として支給しなければならなくなった場合には、所得把握など相当のシステムの変更についても予定をしなければならないと考えております。

○北畑委員 再質疑をしたいと思います。

今ほど答弁をいただきましたけれども、支給される側の立場に立ってものを考えた場合、この1月に年少扶養控除がなくなりました。15歳以下は、なくなったというよりも実質増税ということになります。そういう意味においては、やはり国のいう3歳以下、1万3,000円を7,000円増額して2万円というものも一時期出ましたけれども、この大震災によって、また様相がかなり変わってきつつあると認識しております。支給される側に立って考えるならば、やはり本来、子ども手当及び昔の児童手当というのは、そういった子育てに関するアンケートをとった場合に、子育てで何が一番大変ですかといった場合に、お金がかかるというところから入っていったわけです。そんな意味では、やはり、ましてやマイナスの、国もどういう考えでこういうちぐはぐなことをやったのかというのはよくわかりませんけれども、やはり支給側に立ってみれば、計上した以上は、何らかの形でこれを市として対応すべきでないかという思いがございまして。そんな意味で、再度答弁を求めたいと思います。

○天羽社会福祉課長 再質疑に答弁をいたします。

子ども手当が支給されなかった場合、実質手取り額のマイナスなど、家計に与える影響として何らかの対応をとる趣旨の質疑かと思っております。

確かに、質疑の中にありましたように、実質手取り額がマイナスになるといった影響はあるものと認識してございますが、子ども手当の制度につきましては、国の施策として実施をされている事業でもございまして、独自で市が給付を行うといったようなことについては、現状検討していないところでございます。ただ、所管としましては、国の施策が決まり次第、円滑な支給に向けて努めてまいりたいと考えております。

○北畑委員 支給する側にとっては、子ども手当とそういう増税というのは別論議という話になるとおもいますが、やはり支給される側にしてみればそうではないと思っております。市長の市政方針にもありましたように、いわゆる国の一つの施策とし

て、国の施策が実行され次第と、今答弁がありましたけれども、やはり現実に深川市民の中で延べ2万3,019人という方が、当面はこの6月、かたずをのんで待っているというような状況かと思うのです。そんな意味では、再々質疑で恐縮ですけれども、2点お聞きしたいと思います。

年少扶養控除がなくなったことよっての一般的な例でも結構でございますけれども、その現実の影響額が1点。

それと、これは国でも何でもない、ここは深川市の市議会でございます。市としての、そういった認識、対応について再々度伺います。

○天羽社会福祉課長 年少扶養控除の影響についてということでございますが、これについては、個人所得の状況でありますとか、所得控除の額、こういったものによっても大きく変わってまいりますので、一様の説明については難しいものがあるかと思えます。ただ、国の資料から引用させていただきますと、3歳未満の場合、児童手当を月額1万円受給していたという世帯でございます。子ども手当の創設に伴う現在の額は1万3,000円ということで、3,000円の増額になってはございますが、所得税、住民税の年少扶養控除の廃止によりまして、平成23年度から、最終的には25年と段階的な増税となるので、児童手当制度のときと比べますと、実質手取り額は減少すると説明してございます。また、3歳以上につきましては、児童手当は5,000円でございます。これが1万3,000円ということであれば、大半の世帯では実質手取り額が増加すると、このような影響があるものと国の資料では説明してございます。

さらに、国の事業として、仮に支給されなかったときに手当の支給を待っている方々への対応ということでございますが、繰り返しになって恐縮ではありますが、この子ども手当制度については、国の事業として実施される制度でもありますので、本市独自の取り組みなどについては、現状考えていないところでございます。

○川中委員 それでは、1目児童福祉総務費の説明欄8、放課後児童特別対策事業についてお伺いいたします。

既に学童保育として、各小学校区で実施されております。これらにつきましては、大変年数もたっておりますし、それぞれ充実した内容で、保護者の皆さん方も安心して子供を預けられ、仕事にもつける

ということで、非常に喜ばれている事業でありまして、特にこの事業の内容についてお伺いいたします。

まず、学童保育の児童数、それから受け入れ学童保育所の実施場所、それから保育士の対応について、あわせまして、定数の関係で待機児童者があるのかどうか。それとあわせまして、障がい児の受け入れ体制がどのようになっているのか。もしいるとすれば、特別の対応等があるのかどうか、そこら辺をお伺いいたします。

○天羽社会福祉課長 お答えいたします。

初めに、この事業につきましては、通称学童保育と呼んでおりますが、保護者が就労などによりまして昼間家庭にいない、原則小学校3年生以下の低学年の児童を対象にしまして、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ろうとする事業でございます。

その利用の実態につきまして、直近の2月末の状況で申し上げますと、市内7カ所の学童保育において利用の登録をする児童の総数は170人でございます。

次に、受け入れを行う学童保育所の実施場所についてですが、小学校の余裕教室で実施をいたしますのが深川小学校区と一已小学校区、それぞれ1カ所ずつでございます。専用の施設で受け入れを行っておりますのが多度志小学校区の1カ所、ほかの4カ所につきましては、その小学校区にあります保育所内で実施してございます。

実施に当たりましては、納内小学校区を除きまして、ほかの6カ所については、市内の法人保育園を運営いたします社会福祉法人に委託し実施してございます。

保育士等の対応についてであります。学童保育所での児童の指導には、保育士職などを有する専門の指導員が配置されておまして、遊びですとか生活の場として確保されるように、その対応に努めているところでございます。

次に、待機児童の有無ということでございます。現状、待機者はございません。

また、障がいのある児童の受け入れにつきましては、これは保護者が就労などで昼間家庭にいない学童保育の対象児童という要件に当てはまるという前提ではあります。特別児童扶養手当などを受給する一定の障がいを持つ児童の場合、小学校6年生まで利用が可能でございます。現状、障がいを持つ児

童の受け入れの実績につきましては、3カ所の学童保育で4人のお子さんを受け入れてございます

○太田委員 説明欄10、プレーパーク推進事業のところで1点お伺いしたいと思います。

事業費としては、昨年から9万円ということで変わらないわけでありませけれども、中身については、この9万円というもので、運営委員会というような組織の自主運営といいますが、そういったところをお願いをしていると聞いております。そのこのところを否定するわけではございませんけれども、ただこのプレーパークの趣旨からいって、小さな子から中学生くらいまでの子供自身が、やはり自主的に夏なり冬なり、それぞれ創意工夫をして遊ぶ。その中から社会性ですとか協調性、また危険予知、そういったところの判断能力、また人を思いやる心の醸成と、さらには創意工夫をする創造性と、そういうようなものが培われるというようなことであろうと思いません。そういったことから言うと、やはり日常的に、子供たちがそういう場所で遊べる形というものに、ある程度誘導していくということが行政の立場としても必要ではないかと。

そこで、大人のかかわり方としては、少し距離を置いてそういうものを眺めるといったような形が望ましいのではないかと思います。お答えいただきたいと思えます。

○天羽社会福祉課長 お答えいたします。

このプレーパーク事業につきましては、平成15年度から調査研究を始めまして、16年、17年、この2年間については、市としましてプレーパークを実施したところです。ですが、委員の質疑の中にありましたように、平成18年度からは、市民によります自主運営のためのプレーパーク運営委員会が組織されましたので、この後は、市ではプレーパークを実施する運営委員会を支援するために運営補助を行ってございます。

子供たちが遊べる意義、こういったことについては大変重要なことと認識をしておりますが、日常的なプレーパークの実施ということについては、現在このプレーパークの実施が運営委員会で行われておりますので、ご要望ということで、運営委員会に十分お伝えしてまいりたいと思っております。

○田中(昌)委員 3目保育園費でお伺いしたいと思います。

保育料の見直しは、3年連続になると認識をして

おります。財政収支の見直しで、国基準から25%軽減していたものを、17%軽減に保育料を値上げした後、第3子については無料化というような取り組み。ことしは、第2子についても無料化をすることで、あわせて今年度については財源を過疎債に求める、そんなような内容が示されております。どこまでの財源を過疎債に求めるのかをもう少し確認しなければいけない部分なのですけれども、少子化対策ということ、子供のための対策をしていこうという意欲はすごく高く評価させていただきたいと思えますし、実際に保育園に子供を預ける保護者の方にとっては、非常にありがたい話だと思っております。

しかし、であれば25%軽減をなぜ改悪したのかということに戻らざるを得ないと考えるところです。そして今年度その財源を過疎債というところに求めておりますから、少なくとも5年間、この財源を有効に生かしていくことで確保されるのであれば、おおむね1,000万円程度と言われていた25%軽減から17%軽減での保育料の値上げという部分、この部分についての見直しというものも、やはりしていくべきではないかと考えますので、その点についての所見をいただきたいと思えます。

あわせて、「今年のしごと」の27ページに、この保育料の特例という説明がありますが、残念ながらこれでは、どういうことなのかわかりません。もう少しかみ砕いて、どういうときにはどうなのですかということがはっきりわかるような説明にしたいと思えますし、やはり3人のときはどうこうというのと、2人のときはどうこうという、この差は非常に制度としては複雑怪奇に近づいているのではないかと思います。

これまでも保育料については、いわゆる2人目については、保育料の安いほうの子供の減免措置2分の1というのが従前あったと記憶しているのですけれども、その辺は、これ以降については市の独自の制度ということになるかと思うのですが、そういったところをもう少しかみ砕いて、制度についての説明をお願いしたいと思いますし、この内容について、もう少し工夫をしたらいいのではないかとすることも含めて答弁いただきたいと思えます。

○天羽社会福祉課長 保育所保育料の軽減の内容について、最初にご説明をさせていただこうと思えます。

この軽減の内容については、大きく分けて三つの

種類がございます。一つ目は、国の徴収基準額から現行17%軽減した保育料設定としているもので、この軽減につきましては、入所するすべての児童に適用されるものでございます。

二つ目は、平成20年度から開始しているもので、保育所に入所する児童が3人以上の場合に適用します深川市独自の多子世帯向けの軽減でございます。内容については、3人以上入所する、いわゆる多子世帯については、2人目と3人目の保育料の軽減割合が卒園するまで継続するというものです。国の基準では、上の姉や兄が卒園して入所の1人目や2人目になりますと、全額負担、半額負担というように、その軽減割合が変わっていきます。入所する児童のうちで、1番目なのか、2番目なのか、3番目なのかということで、保育料の負担割合が変わるということですが、本市独自のこの多子世帯向けの軽減では、現行でいえば最初に6割の軽減、無料の児童という場合には、その子が卒園するまで6割軽減、無料が継続すると、こういった内容でございます。この特徴のあります軽減については、あくまで入所する児童が3人以上の場合に適用されるものでございます。

三つ目としましては、新年度から新たな軽減としまして、入所する児童の2番目の子供については保育料を無料化しようとするものです。現行については、入所児童の2人目の保育料については、国の基準では半額とされているところ、深川市では軽減を1割上乗せしまして6割軽減としております。新年度はこれを無料化しようという内容でございます。この場合、先ほどとは違ひまして、上の子、姉や兄が卒園しまして保育所に入所する児童が1人目になった場合、この場合の無料化は終了しまして、保育料の負担が生じてまいります。

次に、質疑のありました17%軽減を見直してはということについてでございます。深川市につきましては、今ほどご説明させていただきました3人以上入所の場合の特徴ある本市独自の軽減措置、あるいは新年度から第2子保育料の無料化を実施しようとしてございますが、この25%を現行の17%に見直すといった経過の中では、深川市全体で取り組むとしております平成21年度からの財政収支改善の取り組みの一つとしまして、保育料の軽減については、12.5%に見直す案をお示したところでございました。この改善案につきましては、関係する団体

あるいは関係者からの陳情や要望、そして議会での議論をいただく中で、平成21年と22年については2年間の経過措置として、軽減率17%の保育料としていただいております。このような経過からいたしますと、平成23年度の保育料については、財政収支改善案のところで当初ご提示しております12.5%の設定が基本となるところではございますが、新年度は17%軽減の設定を継続するという事で予算案を提案させていただいております。これにつきましては、一つには、少子化の進行は非常に深刻な状況にあって、この少子化の進行に歯止めをかけることが急務であるということ。また、二つ目には、その軽減の財源としまして、過疎債を活用できる見込みとなったことから17%という予算案とさせていただいております。このような経過からいたしますと、25%に戻すということについては現状難しいものと考えてございます。過疎債の充当額につきましては、予算書の予算案の中では990万円充当する予算とさせていただいております。

さらに、保育料軽減の内容について、三つの内容がありますということでご説明いたしましたが、なかなかわかりづらいというようなお話しも聞いております。予算の議決をいただきました後、速やかに保護者の方々には、この保育料軽減の内容につきまして、制度を有効に活用していただくためにも周知に努めていきたいと考えております。

○田中(昌)委員 今、この説明書の中身が、これではわかりづらいのではないかとということについての答弁はなかったと思うのですが、対象者に積極的に説明するのは当然のことだと思うのですが、やはり全体で、そういう制度を持っていますというのを知らせるべき内容だと思うのです。そのためには、なるべくわかりやすい制度であるべきではないかと感じます。特に、3人目、3人以上といっても同時に1回3人入らない限りは、その制度は適用されないというのは、せっかく3人目ができたのに、上と下が6歳以上離れたことによって3人という部分の適用がされないというのは、せっかく多く子供をつくっていただいた人たちに対して、もう少し、その支援という部分は、たまたま6年以内に3人目までができた人と差をつけるということにはしないほうがいいのではないかとこの部分も、今後の検討課題なのかもしれませんけれども、制度のわかりやすさという部分も含めて、やはり同じような対応を

とれるような方策というものも検討すべきではないかと思しますので、その点について改めてお伺いします。

○天羽社会福祉課長 わかりやすい予算書の内容につきましては、現時点で委員の皆様にお配りしているものは、途中経過のものということでご理解をいただきたいと思えます。今後、市民の皆さんにお出しするときには、委員からご指摘のあった部分について十分受けとめながら、わかりやすく制度をお知らせできるようにしていきたいと思っております。

それから、同時に3人以上入所しない家庭であれば、この軽減を受けられないというご指摘であったかと思えますが、先ほど来説明しております3人以上入所の多子世帯の軽減、そして新年度から実施をしようとしております第2子の無料化、これらについては、世帯単位で保育料を納めるというところに着目した軽減でございます。といいますのは、2人いる世帯でも2番目の子供さんは無料になる。3人いる世帯でも2番目と3番目の方は保育料が無料になる。1人いる世帯でも1人の負担ということで、1人、2人、3人の世帯でも保育料の負担は1人分ですというような内容でございまして、こういう世帯単位での負担軽減といったことの観点から、この事業を実施させていただきたいと考えております。

○長野委員 同じ保育園費のところ、保育士さんの関係ですけれども、臨時及び代替職員の関係でお尋ねいたします。

保育士さんの関係につきまして、年休だとか病欠、産休、それぞれご事情がある中での対応の予算措置と受けとめておりますけれども、これらにつきましては、入所児童の内容についても若干違つと漏れ何っております。それらの対応の予算と受けとめ、これらの保育士さんに対する雇用の方法、公募だとか登録だとかいろいろな方法があると認識しておりますが、それらの雇用の方法あるいは勤務形態等につきまして、お知らせいただきたいと思えます。

○天羽社会福祉課長 お答えさせていただきます。

初めに、雇用の方法ということでございます。この予算の中には、大きく区分いたしますと二つありまして、一つ目には、保育士の配置基準に基づきまして、保育士の基準人数を満たすために不足する職員数について、臨時的な任用という形で雇用をさせていただく場合、それとも一つについては、職員などが年休や出張などで休みの場合に、日々代替で

雇用させていただく場合と、二つの方法がございます。この雇用に当たりましては、広報等でお知らせをいたしまして、事前登録をさせていただくということの基本にしております。期間雇用の方、日々雇用の方につきましても、事前に登録をいただきながら雇用をさせていただいているという状況でございます。

○渡辺委員長 2項児童福祉費を終わります。

お諮りします。本日の委員会はこれで散会したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、本日の委員会はこれで散会することに決定いたしました。

なお、あすの委員会は午前10時から開きます。

(午後 5時01分 散会)



予算審査特別委員会記録（第3号）

平成23年3月17日（木曜日）

午前 9時58分 開議

午後 6時27分 散会

（午前 9時58分 開議）

○松沢副委員長 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

議案第4号平成23年度深川市一般会計予算ないし議案第14号平成23年度深川市病院事業会計予算の11件を一括議題とします。

質疑を続けます。

3項生活保護費、78ページから行います。

○山田委員 それでは、2目扶助費の保護率についてお尋ねいたします。

予算審査特別委員会の参考資料もいただいております。それから、資料要求によつての資料もございまして。それは平成23年1月のデータであります。これによりますと、保護世帯が347世帯、人数が454人、保護率が19.1パーミルとなっております。全道の状況などもございまして、保護率の最高が53.1パーミル、最低が10.1パーミルということで、深川市はちょうど真ん中ぐらいという感じでございます。産炭地などを除いて考えますと、地方都市の保護率としてはやや高いという感じをいたしておりますが、ここで1点、全国の保護率の状況がわかれば、お知らせをいただきたいと思っております。

もう一点でございますが、不正受給につきましてお尋ねいたします。

生活保護は、働きたくても働けない人を救おうという、崇高な互助、扶助あるいは博愛の精神に支えられている制度であります。一生懸命働いて、何とか頑張つて納税している人にとっては、ある種の考えを持つ人もおられるようでありまして、当然のことながら、不正受給に対しては特に厳しい目が向けられております。生活保護費をもらいながら働き、その収入を申告していないというような話も仄聞いたしますが、そのような実態が深川市であるのかどうか。あるとすれば、その状況と対応について伺います。

○三ツ井社会福祉課主幹 最初に、生活保護の動向についてお答え申し上げます。

全国の状況ですが、最新の数値としては、昨年11

月の速報になりますが、被保護世帯が約142万7,000世帯、保護人員が約197万7,000人、保護率は15.5パーミルで、ことし1月には200万人を突破しているのではないかと考えられています。このたびの大震災によって、さらに適用者はふえるものと考えられております。次に、全道の状況ですが、最新の数値である1月の速報によれば、被保護世帯は約11万2,000世帯、被保護人員は約16万2,000人、保護率29.3パーミルで、全国では大阪府に次いで高い保護率になっております。全道35市では、保護率31.6パーミル、空知10市では24.8パーミルという状況で、いずれも増加傾向となっております。ちなみに深川市は、全道で低いほうから16位、空知では低いほうから3位ということになっております。次に、本市の状況ですが、直近の3月1日現在の被保護世帯は347世帯、被保護人員は455人、保護率は19.2パーミルで、昨年3月1日現在と比較し、世帯数で17世帯、人員数で19人、保護率で1ポイントの増加となっており、全国、全道と同じく増加傾向となっております。もう少し本市の生活保護の状況を見ますと、新規開始の大半は、近年の景気低迷による失業や賃金の減少により、貯蓄等を使い果たし、困窮に陥った稼働能力を有するその他世帯と、年金収入がなく、あるいは少額のため、貯蓄等を使い果たし、困窮に陥った高齢者世帯で、最低生活費や医療費を賄えなくなり、申請に至ったものであります。したがって、この増加傾向は最低生活保障にかかわる年金医療制度の問題や経済雇用環境の改善が図られない限り、今後も続くものと考えております。

続いて、不正受給についてお答え申し上げます。

事実と違った申し出をしたり、不正をして保護を受けていたと認定され、生活保護法第78条の規定に基づく費用徴収、いわゆる保護費の返還の決定を行った件数と金額についてであります。平成20年度は5件、297万5,000円、21年度は8件、131万4,000円、22年度は7件、122万6,000円となっております。不正受給の内容ですが、稼働収入があつたにもかかわらず申告しなかつたものが半数を占め、そのほか

生命保険の解約返戻金や遡及年金の受給の無申告などとなっております。稼働収入であれば、申告により一定の基礎控除や必要経費を控除することができますが、無申告で、当方の調査で後日判明した場合は一切の控除は認められず、全額返還していただくこととなりますので、本人にとっても大変不利益となりますし、日々の生活保護費の中で工面して返済をしていただくということとなります。所管としては、これまでも生活保護のしおりや生活保護だよりなどの文書で、収入申告など届け義務の遵守や不正受給した場合には法による罰則もあり得るといった説明をするとともに、居宅訪問においても定期的に収入申告書の提出を求め、不正受給が繰り返されないように周知徹底を図っているところでありますが、なお一層の指導を行ってまいります。

○田中（昌）委員 1目生活保護総務費説明欄2の生活保護適正実施推進事業についてお伺いしたいと思います。

予算案の説明のときに、生活保護就労支援員の内容ですということでした。この就労支援員の活動の状況、あるいは就労支援員を別建てでやることの意義、やらなければならないような状況というか、今のケースワーカーの皆さんの活動の実態と比較して、その支援員がどのような状況で、効果があるのか。そのようなことと、この予算の内容についてお示しいただきたいと思います。

○三ツ井社会福祉課主幹 最初に、就労支援員の活動内容についてお答え申し上げたいと思います。

就労支援員につきましては、生活保護受給者の就労にかかわる相談支援体制を強化し、早期の就労と経済的自立を促すため、昨年8月から配置しており、平成23年度においても引き続き配置するため、生活保護適正化推進事業費として、所要の経費、人件費331万2,000円を計上しているものであります。これは国のセーフティーネット支援対策費事業費補助金で、10分の10の補助があります。就労支援による就労支援対象者は、就労意欲も就労能力も一定程度あるものの、就労に当たっての支援が必要な方を対象に選定しているもので、現在36人の方々の相談支援に当たっております。具体的には、居宅訪問や来所していただいている面談により、支援対象者の就労に対する意識や考え方をお聞きし、就職できない原因や就職活動の問題点を把握しながら、就労意欲の喚起や動機づけを図り、就労に向けての心構えや準備

について助言指導しているものであります。また、一定の段階にある方には、ハローワークの活用方法や求人情報の収集方法などをお教えするとともに、適宜就労支援員が収集した求人情報を提供し、履歴書の書き方や面接の受け方などについて支援を行っております。支援対象者には、少なくとも月2回の就職活動状況の報告を求め、その活動を振り返ってもらい、支援対象者自身が課題や目標を設けて活動できるよう、指導しているものであります。この配置につきましては、先ほど山田委員の質疑の中で述べましたけれども、稼働能力のあるその他世帯がふえてきているということで、就労に対する相談支援体制を強化しようということで配置しているものであります。

また、ケースワーカーがこれまで就労支援にかかわってきましたが、そういった方々に対しては月1回ないしは月2回の訪問指導をしているわけですが、なかなか細かいところまでできなかったということで、就労支援員を配置することによって、ケースワーカーにかかわって、対象者には先ほど述べましたように、今は重点的に月2回以上の面談を行っていますので、そういったことで、ケースワーカーの業務の軽減ということにもつながっていますし、就労に対する指導が細かいところまで行えるということで、昨年8月から配置しているものであります。○田中（昌）委員 内容については若干わかったのですが、例えば社会福祉主事の有資格者でなければならないという制限はあるのか。あるいは相談に行ったときの体制は、2人で一緒に行くという話だったので、それは日常ケースワーカーが行っている訪問回数にカウントされていくのかどうか。でも常に一緒に行ったら同じ回数なのですが、そうでないケースがもし生まれるのであれば、そのケースワーカーへの直接的な軽減措置にもなると思うので、それについての内容をもう少し深く教えていただきたい。あと、実際にもう既に半年近く配置しているということで、効果がどのように出ているのかもあわせてお伺いできればと思います。

○三ツ井社会福祉課主幹 まず、就労支援員の資格ですけれども、資格は特にありません。ほかの自治体を見ると、ハローワークのOBを雇用しているということが多いようですけれども、私どもについては、そういった資格のある者を条件にしておりませ

ん。それにかわる実績ないしは経験を積んだ方ということで採用しております。

最初に、訪問活動で2人というお話でしたけれども、基本的には1回目は、自宅も含めて見させていただいてということで、最初はケースワーカーが同行しますが、その後については就労支援員単独で活動するというようになります。また、訪問回数に関しては、先ほどご説明しましたが、稼働能力のある世帯については月1回を原則、また少しパート等々で働いている方には月2回というような場合もありますけれども、年3回以上の訪問に関しては、就労支援員との面談でかえることができるという国の通知がありますので、最低2回はケースワーカーが直接訪問しなければいけません。それ以降については、月1回ないしは2回、当然会って、状況を把握することができますので、ケースワーカーの訪問活動が就労支援員の活動にかえられるということで、ケースワーカーの活動が一部軽減されるということでもあります。

次に、実績についてですけれども、昨年8月から取り組みを始めているもので、さまざまな事情を抱えている支援対象者とともに、実際は活動を模索しているという面もあります。この間の成果としては、支援対象者の意欲向上や就職活動方法の改善の面で一定の前進が図られているものと考えておりますし、また、実際に就労できた方が6人、うち就職等により自立可能となり、保護廃止となった方が3人いらっしゃいます。現在、新年度に向けて、深川市においても求人が若干ふえてきているということもありまして、この春、3月、4月、5月ぐらいまでが一つのめどという形で、今、鋭意努力をしている最中であります。ただ、一般の生活保護受給者は、一般の求職者と比べて、やはり社会性や就労能力などの面で、少なからずハンディキャップを抱えているということもありまして、就労支援員を配置していても、その仕事が容易ではないことは事実であります。担当ケースワーカーあるいはハローワークと連携しながら、さらに就労相談支援の活動を強めていきたいと考えております。

○北名委員 私も扶助費の関係でお尋ねしたいのですけれども、生活保護という制度は、制度そのものは非常に周知されていると思うのですが、内容的にはまだまだ知らされていないというか、知られていないというか、あるいは正確に知られていない。う

ちがあるから受ける対象外だろうとか、あるいは働いていけば受けられないとか、いろいろなことを思っている人も随分います。中には、それと同時に、まだ世間の偏見というか、そういうものがあって、自分は受けられる条件にあるのだけれども我慢するという人もいます。いろいろなことがあるのです。そういう状況の中で、これは正しく制度を知って、その上でみずから判断するというか、申請するかしないかということになっていけばいいと思っています。一つだけ先に言っておきます。今年のしごとにも生活保護が出ています。この文言などには後で注文したいと思いますが、それは別にします。今年のしごとに、この制度のポスターのことを出しているというのは非常に私はうれしく思っておりますし、そのポスターの状況についてひとつ質疑します。ポスターの張り出しをお願いして送付しているところの一覧表をいただきましたら、44カ所に張り出していると。ほとんどが公共施設ですが、若干、民間の施設、あるいはおふるも1件ですがあるという感じで見ております。私もこういうところを気をつけていて、張られている姿を見ると、いいなというか、ちゃんと張っているなという思いがするのですが、時々そうでなくて、前には張ってあったけれども張っていないというところの状況を見て、張ってもらいたいという気もいたします。その辺についての実態なり見解を聞きます。

それから、バージョンというのですか、今のポスターは3回目ぐらいかと思うのですが、変えてきているようですので、これについても聞かせてください。

もう一点は、自動車の保有についてです。これは、私というか私どもといいますが、北海道とも交渉したりして、もう今の時代は自動車の保有を認めることが必要ではないかということも随分言っております。とりわけ北海道は広域であるとかいろいろな状況もありますし、その点で、簡潔でもいいですから、自動車の保有が認められる状況はどういう状況なのか。それから、これは厚労省段階の出来事になりますから、その点で、当市の態度、北海道の態度、あるいは全国的な動きも、あと一步のところまで来ているという感じもしてはいるのですけれども、その辺を聞きたいと。もう少しつけ加えれば、クーラーがだめな時代がありましたし、もしかしたら電子レンジなどもだめな時代があったかと思うけれども、

どんどん時代の流れというか、時代に合わせてそれがオーケーになってきていると思うのです。車についてのその点について、お尋ねいたします。

○三ツ井社会福祉課主幹 最初に、生活保護の周知ポスターについてお答え申し上げたいと思います。

生活保護の住民周知については、市のホームページで制度紹介をしているほか、先ほど委員からもありましたが、平成22年度においても、昨年5月に新たな図柄のポスターを作成し、公共施設等44カ所に掲示をお願いし、周知に努めているところであります。ポスターの掲示の徹底ということでないかと思いますが、依頼先に常時掲示などをお願いするのは、当方としては適当ではないと考えております。各施設にはたくさんのポスター等の掲示依頼があり、限られた掲示スペースの中、管理者の皆さんはご苦労されていますので、所管としては、他の掲示物の関係から期間限定で掲示となっている場所もあるでしょうし、また破損や汚損で廃棄されている場合もあるかと思っておりますので、毎年度、適当な時期に新たな図柄のものを作成し、掲示を依頼していきたいと考えております。

次に、自動車の保有についてですが、生活保護受給者の自動車の保有及び使用につきましては、原則認められておりません。これは、自動車は一般的に資産として売却価値があること。老朽化し、売却価値がない場合でも、維持費に相当な金銭が必要となり、最低生活を保障する保護費からの捻出が難しいこと。交通事故等で損害を与えた場合に補償する能力がないこと。自動車を保有していない低所得者との均衡から、社会的に理解を得ることが難しいことなどの理由から、認められてこなかったものであります。ただし、現在、通勤用自動車については、自動車以外に通勤する方法が全くないか、または通勤することが極めて困難であり、かつその保有が社会的に適当と認められるとき、あるいは保護の開始申請時において、失業や傷病により就労を中断しているが、おおむね6カ月以内に就労により保護から脱却することが確実に見込まれるときで、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住している場合とか、現に保有する自動車の処分価値が小さいなど、一定の要件を満たす場合に、保有を認めて差し支えないようになってきております。一定の要件がありますので、そういう条件を全部満たした場合に認めるということになっております。自動車の保有につきま

しては、地域の実情や保護を受給している方の自立助長の観点から、国においても保有要件が段階的に緩和されてきております。平成20年度には、公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある勤務先に通勤する場合の通勤用自動車の保有が認められ、21年度には、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する場合の通院用自動車の保有も認められるようになってきております。

○北名委員 自動車の件についてももう少し聞きたいのは、国はそうになってきて、少しずつ変わってきている、緩和されてきているというのだけれども、道なり市なりは、そうしろという要望、さらに緩和しろとか、その辺の姿勢はどうなのかということを一つ聞きたい。

ポスターの件については、なるほどという感じもするけれども、少し弱腰です。お願いするけれども、常時してくれとは言わないと。やはり気持ちとしては、しっかり、ぜひ、常時張ってくださいという気持ちでない。破けたりしたら仕方がないし、その施設の事情でそうなる場合はいいけれども、やはり頼むほうとしては、これは大事だからぜひ張ってくださいという姿勢が欲しいということが一つ。前にも言ったことがあるけれども、ポスター掲示を始めたころは、あちこちのふるにあったのですが、たくさんはなかったけれども、張っていました。しかし、ふるがなくなってしまった、公衆浴場が。今一つだけ43番におふるが書いてあるけれども、そこでやはり床屋さん、私もある知っている人に言ったら、いいよと。床屋さんにも、いろいろな人が集まる場所だから、ぜひお願いしたらいいという考えなのだけれども、どうですか。

○三ツ井社会福祉課主幹 最初に自動車の保有についてでありますけれども、北海道では、道内の地理的な状況や交通機関の状況から、実態として、就労には自動車がないとなかなか就職できないという問題もありますし、その収入が自動車の維持費を著しく上回るぐらいの収入がある場合だと、それによって稼働能力を活用して自立自助につながっている場合もあると。あるいは、通勤に使用する軽自動車については、国民感情からすればそんなに損なわないのではないかと。また、維持費負担も少なく、実際に就労につながっていくことにもなるということで、国にさらに緩和を要望しているとお聞きしております。

続いて、ポスターの再質疑でありますけれども、ポスター周知に対する効果について、若干私どもと見方が違うと考えております。確かに平成13年から取り組まれておりまして、広く市民に生活保護制度をポスターで周知するという事に関しましては、生活保護制度のマイナスイメージだとか、そういったものを抱く方々に対して、制度に対する社会的認知度を高めていくということでは大きな意味があり、一定の効果を持っているのではないかと考えておりますけれども、実際に生活に困窮され、さまざまな問題を抱えて生活保護の相談に来られる方々は、ポスターをなかなか目にする機会や環境になっていないのではないかと考えております。また、ポスターやチラシに役割というか機能もありますから、そこにたくさんの期待をしても、それはなかなか進まないのではないかと、私は思います。大事なことは、人が介在してしかるべき相談機関に伝えていく、そういった仕組みをつくっていくことではないかと考えておりますので、医療機関や介護、福祉等で相談に当たっている方、あるいは市役所の納税、あるいは国保税等の窓口当たっている方々、そういった方々と連携して相談が繋がっていくような仕組みづくりに力を入れていきたいと考えております。したがって、最後に質疑にありました床屋さん等の掲示に関しては、そこまで拡大する必要はないと考えております。

○北名委員 弱腰ですね。

私、個人の床屋さんのことを言ったからこういう答えもありと思うのだけれども、床屋組合というのがあるので、そこで、いいと言ったところには張ってもらっていいですか。それはお願いするという事でいいですか。

○三ツ井社会福祉課主幹 生活保護法は昭和25年5月に施行され、60年以上の長い歴史を持っていますし、この間、生活保護に対するテレビ、新聞等の報道もたくさん出ていますし、先ほど言いましたけれども、広く周知されている、福祉制度の中では最も周知されている制度であろうと考えています。

先ほど言いましたけれども、大事なことは、生活困窮者が生活保護の適用につながる仕組みをつくっていくことでありますし、実際の相談においても、民生委員さんや町内会の役員、あるいは市民税、国保税、あるいは病院での医療相談等からこのことにつながっておりますので、先ほど言いましたけれど

も、今のポスター掲示場所を拡大する考えはありません。

○松沢副委員長 質疑を続けます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、3項生活保護費を終わります。

次に、4項災害救助費、80ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

4項災害救助費を終わります。

5項総合福祉センター費、82ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

5項総合福祉センター費を終わります。

6項国民健康保険費、84ページ。

○長野委員 6項1目の国民健康保険費の繰出金の関係をお尋ねしたいと思います。これは国保の特別会計への繰出金と理解をすることでありますが、2,500万円ほどの増加という内容のようでございます。増額の内容についてお尋ねしたいと思います。

○瀬川市民課長 ただいま長野委員から、国民健康保険特別会計繰出金が増額となっている理由についての質疑をいただきましたので、お答えいたします。

国民健康保険特別会計への繰出金には、実は法によって定められている法定繰出金と任意繰出金の二つがございます。本市で行っているのは法定繰出金のみでありまして、内容は五つあります。簡単にその五つの内容についてご説明申し上げます。

まず一つは、所得の少ない世帯は7割、5割、2割の保険料の軽減措置を受けることができるわけですが、この軽減された額に対して、特別会計に繰り出す保険基盤安定費繰出金があります。二つ目に、国保の事業を行うための事業費の繰出金。三つ目に、国保の事業を行う人件費に対する繰出金。そして四つ目に、出産育児一時金に対する繰出金。そして五つ目、今回の質疑の答弁の中身になるのですけれども、国保財政安定化支援事業繰出金というものがあります。これは国保財政の安定化を支援するための財源として、地方交付税の中に算入されまして、そしてそれを一般会計から国保会計に繰り出すというものであります。この最後に申し上げた五つ目の国保財政安定化支援事業繰出金が、前年度に比べて増額となったことから、2,500万円ほどの増額になったところでありまして、実はこの交付税に含まれている国保財政安定化支援事業の繰出金は、満額の繰り出しとはなっておりません。国保財政の状況は年々厳しくなっておりまして、基金を取り崩しての財

政状況となっている。そういったことから、平成23年度から当初予算において、その交付税に算入されている額の満額を支給するとなったことから、増額となったということでございます。

○松沢副委員長 6項国民健康保険費を終わります。4款1項保健衛生費、86ページから。

○宮田委員 4款1項2目、説明欄1、予防接種事業について伺います。

小児用肺炎球菌ワクチンとヒブワクチンの予防接種については、本市においても全額公費負担で行われてきたところであります。ところが先日、3月9日付で市役所より、私もその一人であります。保護者あてに、これらワクチン接種の一時見合わせについてのお知らせ文が届いておりますが、このことに関する詳しい説明や再開の見通し等について伺いたいと思います。

○瀬川市民課長 宮田委員から、小児用肺炎球菌ワクチンとヒブワクチン接種の一時見合わせについての質疑をいただきましたのでお答えいたします。

本件につきましては、3月5日、これは土曜日になりますけれども、深川保健所から、ただいま申し上げました小児用肺炎球菌ワクチンとヒブワクチンを含む同時接種による死亡報告、それに伴って接種の一時見合わせ、あわせて見合わせ期間を3月5日から7日までとするという緊急連絡が入りました。これは、今申し上げました二つのワクチンを含む同時接種後の死亡例が、3月2日から4日までの間に全国で四件発生したということに起因するもので、これを受けまして、私ども市としては、即日3月5日に深川医師会及び接種を委託している医療機関に、この厚生労働省からの緊急情報を流して報告したところでございます。週明けの7日月曜日には、再度深川保健所から、厚生労働省において、薬事食品衛生審議会医薬品等安全対策部安全調査会と子宮頸がんワクチン接種予防後の副反応検討会の合同会議を8日に行うという情報が入りまして、さらにこのことから、7日までの一時見合わせを8日までにするという連絡が入りました。これも関係団体には連絡をしております。8日に開催されましたこの二つの合同会議におきまして、この死亡例と今回のワクチンの因果関係について協議が行われましたけれども、現段階では因果関係は認められないということで、今後さらなる情報を集めまして、そしてこの二つの調査会と検討会の合同会議を開き、検討していく。

それまで見合わせを継続するという結論が出されまして、それに基づきまして厚生労働省も一時見合わせるということを継続したことから、この結果をさらに深川医師会及び接種委託医療機関に伝えたとところでございます。市としましては、この厚生労働省の3月8日の結果を踏まえまして、3月9日付で、今、委員のお手元に届いたという通知ですけれども、接種対象者及びその保護者に対しまして、不安と混乱を防ぐために接種が見合わせとなったその中身と、今後、国から接種に関する方針が示された段階で改めて個別通知をいたしますという内容の文書を発送したところでございます。以上、少し答弁が長くなった嫌いがございまして、死亡事例が発生してから私どもが接種対象者あるいはその保護者、そしてまた接種医療機関に対してとった内容と経過についてのご説明をさせていただきました。

次に、ワクチンの接種の再開についてでございますが、現在のところまだ見通しが立っておりません。したがって、市としましては、今後厚生労働省の動きに注視をしながら、新たな結果が出された場合には、これまで申し上げました接種委託医療機関並びに接種対象者、そしてその保護者に対し、内容をお伝えするとともに、混乱、不安が生じないように適切な対応に努めてまいりたいと考えております。○楠委員 86ページ、2目予防費の中の説明欄4番目の妊婦健康診査事業についてお伺いいたします。

妊婦の検査事業というのは、妊婦健診14回で、道、国の補助を受けて実施しているものだと思いますが、それが完全無料化ということではなくて、何か上限があって、上限を超えた場合にはその分は個人負担ということも聞いているのですが、その中身についてお伺いしたいと思います。

さらに、何年前か前、妊婦さんが救急車等で救急搬送されたときに受診拒否をされてたらい回しということが報道されて、問題になっていたことがあったと思います。その妊婦さんの中に、この14回とか定期的いきちんと健診を受けていなくて、駆け込み出産という例が何かあったということも聞いています。深川市において定期的に健診を受けていない方だとか、駆け込み出産的なことがあったのかどうか、お伺いいたします。

○瀬川市民課長 楠委員からの妊婦健康診査にかかわって、2点質疑いただきましたので、まとめてお答えさせていただきます。

最初に、妊婦健診の公費助成額につきましては、北海道と北海道医師会が協定を結びまして、道内の産科医療機関で受診した場合には、1回目から14回までの健診を受けるその周期ごとに、必要な健診内容と、そして助成額が決められております。各健診に要した費用と公費助成額との差額が生じた場合には、これはご本人に負担をいただくことになっております。助成額は1回に当たり970円から1万2,300円の間で決められておまして、妊婦が受ける14回分の総助成額、これは北海道では5万1,030円となっておりますが、医療機関によっても健診費用が若干異なります。妊婦への聞き取りをしたところでは、無料、もしくはおおむね1回最大3,000円程度の自己負担がある場合があるとお聞きしております。したがって、完全無料ではなく、健診の中身によっては一部負担金が生じるという状況になっております。

次に、妊婦の健診の状況についてでございますけれども、今年度出産された方が119人おります。この119人の妊婦さんへ調査をしてみますと、ほとんどの方が適切な時期に必要な健診を受けられているということがわかりました。ただ、その中の7人の妊婦さんにつきましては、実は妊婦届を12週目から13週目に入ってからおくれて出したために、初回の健診の時期がおくれたというケースが生じております。このことから、担当課といたしましては、やはり母体と胎児の健康確保が一番大事なわけですから、適切な時期に必要な健診をしっかり受けさせていただきたいということ、今後もしっかりとした普及啓発を図りながら、安全な出産によって母子の健康を確保していきたいと考えております。したがって、委員がご心配されている、妊婦健診を受けずに、飛び込みで出産に至ってしまう危険な出産はなかったものと受けとめております。

○楠委員 14回の健診についてなのですが、おおむね3,000円くらいの個人負担ということで、今、答弁があったのですが、やはり少子高齢化という観点からも、全額補助というか助成というのを、出産育児一時金では深川市独自として条例で決めていくということなのですが、そういうことも踏まえまして、深川市が独自で例えば完全無料化とか、そういう考えはないのか、お伺いいたします。

○瀬川市民課長 大変残念ですが、今のところはそういう考え方は持っておりません。

○北畑委員 私のほうからは、女性特有のがん検診

について、端的に2点お伺いいたします。

一つは子宮頸がん、それから乳がんの女性特有のがん検診でございます。目標値が国全体では50%ということですが、いまだ深川市においては50%に達していないという話を聞いております。

そこで、今年度、平成22年度の受診率の状況、それから、なぜなかなか検診率が上がっていかないのか。その辺のさまざまな諸課題及び今後の諸課題に対する方向性があると思いますので、その辺お伺いします。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○楠委員 今の件に関連しまして、市ではいろいろ周知だとか呼びかけだとか、努力されてきたと思うのですが、その呼びかけとか受診率を上げるために取り組まれてきたことと、平成23年度もあわせて継続していくと思うのですが、23年度に向けた具体的な取り組み等もあわせてお伺いします。

○瀬川市民課長 ただいま、女性特有のがん検診にかかわって2人の委員から質疑をいただきました。

最初に、平成22年度の女性特有のがん検診の実績についてでございますけれども、3月1日現在で申し上げますと、子宮頸がん検診につきましては、対象者531人に対して受診者数が123人、受診率23.2%でございます。乳がん検診につきましては、対象者850人に対して受診者数が238人、受診率で28%となっております。前年度の同期の受診率と比較してみますと、本年度の子宮頸がん検診では2.5%の増となったところであり、また乳がん検診については逆に4.3%減という状況になっております。これに、2月中に申し込まれた方がこれからまだ受けてきますので、これをオンしていきますと、最終的には、子宮頸がん検診受診率は34.1%となる見込みであり、これは昨年度と比較すると7.2%の増と。それから乳がん検診受診率は35.5%の見込みでありまして、これは残念ながら、わずかではありますが、昨年度と比較して1.5%減になるという状況になっております。昨年からの事業が展開されているのですが、私どもは昨年同様、やはり受診勧奨、戸別訪問、こういったものが受診率につながるということで、勧奨のはがきだとか、あるいは未受診に対するはがきによる勧奨等を実施して、受診率の向上に努めてきたところでございます。もう一つ、がんの発見につきましては、今のところ、受診者で結果が判明している方々の中には、乳がん検診及び子宮頸がん検診とも

になかったという報告を受けております。

次に、今年度の実績から出てくる課題、これをどう解決して平成23年度につなげていくかということですが、北畑委員の質疑にもあったとおり、国はこの目標値を50%に設定しています。残念ながら市においては、先ほどご説明申し上げましたが、乳がん、子宮頸がんともに35%前後の状況で、国の目標にまだ達していません。ただ、昨年よりは若干伸びてきている状況にあります。そこで、今年度の状況を分析してみますと、子宮頸がん検診につきましては、20歳と35歳で若干落ち込みがあると。それから、乳がん検診については50歳と55歳で受診率に若干落ち込みがあるということで、私どもとしては、この特定年齢にターゲットを絞って、特にこの部分についてはしっかりと受診勧奨していきたいと思っております。そのことが受診率を全体的に底上げすることになるのではないかと考えております。

最近ではやはり子宮頸がん、乳がんは不治の病ではないことをしっかりとお伝えするとともに、子宮頸がんについては、近年、若年層で罹患するケースが非常にふえているということ。また、乳がん検診につきましては、罹患して死亡するケースもふえているということ。こういったことも対象者の方にしっかりとお伝えしていきたい。そのためにはやはりマンパワーが必要になってきます。当課の場合、自殺対策だとか、あるいは新型インフルエンザ、さらには三つのワクチンの新しい事業が次々と出てきておまして、このマンパワーがやはり受診勧奨する上でも必要なのではないかとということで、北海道緊急雇用創出事業を活用し、ことしの1月から保健師を1人雇用いたしまして、そのがん検診と特定健診、この二つに絞って受診率を上げるべく、受診勧奨などを現在しっかりとやっているところでございます。したがって、平成23年度におきましても、この雇用をさらに継続していく考えでおりますことから、個別の電話勧奨、訪問による受診勧奨をしっかりと行って、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

それから、楠委員の平成23年度の予算の関係ですけれども、今年度と同じく、やはり子宮頸がん検診につきましては20歳から40歳まで、それから乳がん検診については40歳から60歳までの、5歳ごとの年齢に当たる女性すべてを対象として、無料クーポン券を発送して、そして検診の必要性の周知と、今後

継続した定期的な検診に向けての勧奨をしっかりと行いながら実施していく予定でおります。なお、計画の対象者として、子宮頸がん対象者数は518人、それから乳がん対象は804人と把握しておりまして、目標値も国が設定した50%に設定して、今回、総事業費396万4,000円を今議会に提案したところでございます。

○川中委員 86ページ、3目環境衛生費の説明欄2、墓地維持管理等196万3,000円についてお伺いをいたします。

市内には20カ所近くの墓地があると仄聞しておりますが、どの墓地も北海道開拓に生涯をささげた屯田兵、あるいは先達者の先祖が葬られている由緒ある墓地であると認識しております。感謝の念を持って心して管理していくのが生ける者の使命と考えております。

そこで、この予算総額196万3,000円の内訳についてお伺いをいたします。

管理体制については、予算の大半が墓地の草刈り等の委託料と思いますが、予定している整備等があるのかどうか。特に、墓地内の道路あるいは水道等の管理設置状況についてお伺いをいたします。

一方、最近では特に核家族化が進みまして、墓地の維持管理が大変で、管理ができないということで、お寺のほうの納骨堂に納めている方がふえていると聞いております。そんな中で、市内の主な墓地においての許可区域内の使用状況、特に申請、返還等があるかと思いますが、それらも含めてお伺いをいたします。

○佐藤環境課長 墓地の維持管理費についてお答え申し上げます。

深川市の墓地につきましては、深川市墓地条例におきまして、委員ご指摘のように20カ所定めておりますが、現時点の管理状況を申し上げますと、使用許可のない吉住、湯内、屈狩、鷹泊の4墓地を除けば、平成23年3月現在で、市内16カ所、区画としまして7,056区画の墓地を管理しております。主な墓地で申し上げますと、丸山にあります一己墓地で2,518区画、ムムにあります東墓地で791区画、妹背牛町との境界にあります西墓地で531区画、音江墓地で722区画、納内墓地で751区画、以上が500以上の区画がある墓地でございます。全体の管理区画のうち、未使用も含む使用許可をしております区画は5,483区画。まだ使用可能な空き区画は現在で約1,550区画ござい

ます。

答弁順序が前後いたしますけれども、墓地使用許可の申請受付及び区画の返還状況についてお答え申し上げます。

直近の3年間の動向では、平成22年が直近になりますが、申請が27件で返還が28件、21年度は申請が19件で返還が71件、20年度は申請が21件で返還が31件。特に、平成21年の返還件数が多いことにつきましては、深川市の墓地条例では、市民の方が墓地の申請後、使用許可を受けてから5年以内に墓地を建立するなど、使用しない場合は使用許可の取り消しができるということもございまして、数年に1度、空き区画の調査をするなど、適正な維持管理の観点から墓地使用状況の調査を実施しているところでございます。平成21年度はそのような追跡調査を実施いたしました結果、未使用のまま返還の申し出をする方、また子供さんが所在する市町村に転出をする際に、将来にわたってお墓を守っていかれるご家族の事情等もございまして、遺骨を移すと、改めて埋葬する改葬ということでございますが、その改葬などの理由から返還を申し出る方がいらっしやいまして、委員がご心配しておりますとおり、近年はもう改葬といえますか、遺骨を移すと、そのようなことでの返還のケースが多くなっているというような状況でございます。

次に、墓地施設の状況及び施設の維持管理でございます。給水設備的なものを含めた水回りの状況でございますが、設備がありますのは10カ所でございます。その状況、内訳でございますが、水道の施設があります一已墓地につきましては、老朽化した墓地内の5カ所の給水設備を平成18年度までに整備を完了しておりまして、また妹背牛墓地に併設してあります西墓地につきましては、妹背牛町側の墓地にあります水道施設を利用させていただいております。また、モーターにより地下水をくみ上げているのは、納内墓地とメムにございます東墓地。地下水を利用しての手押しポンプ方式があるのは、内園墓地と音江墓地でございます。また、同じ手押しポンプでありますけれども、タンク等を埋設しまして対応しておりますのは、更進墓地、多度志墓地、稲田墓地、屯田墓地の4カ所でございます。埋設しておりますタンク等への給水は、担当職員により市の給水車を利用して補給するという体制をとっております。お盆時期のお参りがふえる時期につきましては、適

宜パトロールしながら、水がれのないような対応もしているところでございます。

次に、施設内の通路の整備状況でございます。

墓地敷地内のメイン通路に市道が通っております一已墓地と納内墓地及び西墓地の3カ所につきましては、市道を管理しています都市建設課でアスファルト舗装、または切削合材による補修整備をしております。また、一已墓地につきましては、大雨の際の砂利の流出やお盆時期にお参りされる方々の混雑緩和などから、車の通過が想定されます箇所につきまして、平成6年に東西に3カ所、144メートルほど、7年に火葬場の南側からL字型に128メートルほど舗装整備をしております。その他の墓地、特に小規模な墓地の敷地内につきましては、各区画間の通路が狭いこと、また斜面に沿った場所も多いことから、車が入り込むというようなことを想定しての整備は難しいものと考えておりますので、当面、砂利等の整備をしております。

また、最後に、特に予定している整備等について質疑をいただきました。

予算書に計上しております維持管理費196万3,000円の内訳でございますが、16カ所の墓地の共有する施設の簡易な修繕費も一部でございますけれども、主なものは、墓地の環境維持のため、敷地内の草刈りなどの委託費でございます。墓地の敷地整備につきましては、所管といたしましては限られた予算の中でありまして、市内に多くございます墓地の全体的な整備を最優先にと考えてございまして、ただ現状墓地は市内に16カ所ございますので、十分に整備されていない箇所も当然ございます。お参りに来られました方にご不便をおかけしている墓地もございまして、利用状況や緊急性、重要性、また市の財政事情なども考慮しながら、今後、それらの対応につきまして検討してまいりたいと思います。○田中（裕）委員 2目の特定不妊治療助成事業についてお伺いしたいと思います。

この特定不妊治療助成事業については、北海道で実施されている助成事業の対象となる、市民が受けられる助成事業であり、個人負担の軽減を目的とした事業だと認識をいたしております。

そこで、心配されるのが窓口であります。不妊治療を行う、例えば病院やクリニックでは、同じ目的の夫婦や女性が主となっているため、余り気にしませんが、助成を受けるため市役所の窓口に行つて申

請をするのであれば、その窓口の環境次第では行きにくく、プライバシーを守らなければいけないと考えるものであります。せっかくよい事業でありますので、そこまでの配慮が必要と思いますが、その対応についてお伺いします。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○東出委員 ただいまの特定不妊治療助成事業について、田中裕章委員の質疑に関連して質疑をさせていただきたいと思います。

この特定不妊治療については、昨年の予算審査特別委員会の中で、深川市でも、こういう子供さんに恵まれないことで本当に悩んで、あるいは大きなお金をかけながら治療されている方、そういう中で苦しんでおられる方が、なかなか数的には把握できないかもしれませんが、相当数、私はおられるという判断をしながら、そんな質疑をさせていただきました。こういう形で取り組みを始めていただける。ある意味感謝を申し上げますし、高く評価をさせていただきたいと思います。

そこで、ことしの取り組みの事業の中身、あるいは件数等々、その助成の中身、そこら辺のことも含めてお聞きしたいと思います。

○瀬川市民課長 新年度から事業を予定しております特定不妊治療費助成事業について、お二人の委員から質疑をいただきました。

最初に、田中委員の、この事業に当たって助成を受けられるご夫婦へのプライバシーの配慮について、市としての対応についての質疑からお答えさせていただきたいと思います。

今回予定している特定不妊治療と申しますのは、体外受精とそれから顕微受精の二つが対象となるわけですが、いずれも非常に高額であるということで、治療を受けたいという希望があってもなかなかそれをためらうというご夫婦のために、委員がおっしゃるとおり、経済的な支援の一環としてこの事業を創設いたしました。したがって、取り組もうとするからにはやはりぜひ受けていただきたい。しかし、委員ご指摘のように、やはり申請時点でのプライバシーとか、そういったところを考えていかなければ、なかなか利用に結びつかないのではないかと考えております。そこで、この点については市長からも、しっかりとそのプライバシーに対しては配慮しなさい、工夫を凝らしなさいという指示がありまして、その工夫の一つとして、申請は郵送でも可

であるということがまず1点。それから二つ目に、希望があれば、市の保健師が自宅に訪問させていただきまして、そこで手続をとることも可能であるといったこと。それから三つ目として、申請書は当然本市の窓口にありますけれども、北海道の特定不妊治療事業の窓口である深川保健所にも設置することをお願いしようとしています。それから四つ目として、深川市のホームページからも申請書をダウンロードできるような形に。申請に関してはこの四つについて配慮しながら、市民の皆様にもお伝えして、この事業のなお一層の推進に努めてまいりたいと考えております。さらに、事業の周知に当たってでありますけれども、当然広報ふかがわ、それから市ホームページにも掲載するとともに、実は北海道がこの治療に対して指定している27の医療機関がございます。ここにもお電話等をかけまして、もし私どものこういったような中身を置いていただければ、そういったことも置いていただいて、そしてPR等に努めていき、またあわせてプライバシーに配慮しながらこの事業を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、東出委員の同事業の内容、概要についての質疑に対してお答えさせていただきたいと思います。

最初に、今、田中委員への答弁の中でも申し上げましたが、当事業の助成となる特定不妊治療というのは、体外受精と顕微受精の二つであるということ。それで、市の助成を受けることのできる者の要件でございますけれども、特定不妊治療を受けた法律上婚姻をしている夫婦で、北海道特定不妊治療費助成要綱に基づく助成の決定を受けた者、さらに夫婦のいずれかが深川市に住所を有する者であるということでもあります。ただし、同一の治療に対しまして他の市町村から同じ助成を受けた者、また受ける見込みの者は二重の助成になりますので、こういう方は対象外とさせていただいております。

次に、助成額及びその期間についてであります。助成額は1回の特定不妊治療費に要した費用から、北海道の要綱による助成額15万円を差し引いた額の9割に相当する額を助成額とし、1回の治療に対する助成額の上限額を15万円としております。これは、独自の助成制度をつくっている他市町村と比べると、非常にいい内容と思っております。それから、助成回数ですが、1年度当たり2回を限度として通算5

年間。この通算5年間の中には、助成申請しない年度は含めないとしております。なお、厚生労働省は今国会にこの特定不妊治療の助成を緩和する内容を盛り込んだ予算案を提出しております。もしこれが可決成立するとすれば、北海道の要綱が改正される見込みでありまして、そのことに伴って、本市における要綱も改正する予定ではあります。その緩和の中身は何かと申しますと、先ほど1年度当たり2回を限度と申し上げましたけれども、実は国のほうは初年度3回までという内容になっております。ですから、こういった内容にもし北海道の要綱が改正されるとすれば、本市でもこれに合わせて改正をしていく内容ということになっていきます。

平成23年度の予算につきましては、申請件数を15件見込みまして、225万円の助成費とそれに伴う事務費等を合わせて、総額228万5,000円を計上させていただいたところでございます。

○田中(昌)委員 1目の保健衛生総務費の説明欄2番、在宅当番医事業委託についてお伺いしたいと思います。

在宅当番医ということで、深川医師会に委託をしまして、休日当番ということをお願いをしていると。この議論につきましては、昨年10月以降、市立病院を活用するところも制度としてでき上がっておりますので、その努力、成果については、そのご尽力に敬意を表したいと思いますし、関係する皆様のご理解も本当にありがたいということでお礼を申し上げます。

今回のこの624万8,000円はほぼ地方債で、いわゆる過疎債での充当ということで、この後、衛生費の市立病院への病院費というところでも、この地方債が1,265万5,000円という内容をあわせまして、8ページの地方債の休日夜間急病診療体制確保対策事業債1億8,900万円ということで伺っているところでございます。深川市において、この地方債、過疎債のソフト事業を活用して、救急医療体制を確保することについては、非常に方向としてはいい考えだと思っております。しかし、2次医療圏ということで考えますと、北空知という医療圏でございますから、これまでいろいろな努力をされて、各町にも投げかけをしているという話は伺っておりますので、それはそれとして評価しながらも、これまでやはり市立病院への支援、あるいは日曜当番医等の支援に対して、各町の皆さんからの支援はなかなか認め

られないというお話も聞いているところでございます。深川市でソフト事業というところで過疎債を活用している。過疎債の活用のところで、これまで提起をさせていただいておりますけれども、やはり財源がないということで各町の皆さんは、市立病院の支援に少し及び腰のところがありますので、この過疎債のソフト事業を活用すれば、財源はあるわけです。各町の皆さんの財布に手を突っ込むようなことを言うわけにはいかないのですけれども、広域のいろいろな協議の場で、そのソフト事業を活用する過疎債のソフト事業については、上限がそれぞれありますから、この分に回す部分はないですと言われればそれまでかもしれませんが、やはり話のきっかけとして、この過疎債のソフト事業をぜひ協調して活用していきませんかということで、各町からの北空知2次医療圏の救急医療あるいは医療を確立していこうというべきではないかと思えます。そういう方法でもって、やはり財源がなければ、各町の首長もそうやすやすとほかのまちの病院を支援するというにはなかなかかなりづらい。それは理解せざるを得ないと思うのですけれども、こういった過疎債を活用するということで、支援の輪を1歩でも2歩でも半歩でも進めていけるようなことを投げかける、このことについて、どう考えているかということです。

先日の医療フォーラムの中で、北竜診療所の浦本先生がお話をされておりました。やはり北空知、浦本先生自身も、自分のメンタルも少し損なうような状況になって、市立病院で診療することで非常に助かっているとおっしゃっていました。やはり北竜町の方は市立病院に、休日などには来るわけです。やはりそういうところを確立するために、協調して過疎債ソフト事業を活用しませんかという提起を、ぜひしてはどうかということでお伺いしたいと思います。○山田介護福祉課長 お答えしたいと思います。

各町に負担をお願いすることについてでありますけれども、在宅当番医制は、本市が深川医師会の協力をいただく中で、急病患者のために休日及び夜間、深夜の急病診療体制を整え、市民の健康保持に寄与する目的で行っているものでございます。また、北空知4町と幌加内町及び雨竜町については、深夜の急病診療体制を確保するために、夜間急病テレホンセンターの利用に関する協定を、各町がそれぞれ深川医師会と取り交わし、利用しているところでござ

います。現状、各町の負担につきましては、夜10時以降の深夜の時間帯にテレホンセンターを利用して受診した場合のみ、医師会に対し負担をしておりますが、休日当番医や午後10時までの診療体制確保については、深川市が全額負担しているという形になってございます。昨年10月から新たな救急医療体制を実施しておりますが、これと並行しまして、北空知圏振興協議会の民生部会において、北空知医療圏として今後も引き続き体制を確保するための各市町の連携の内容と、それに関する課題や連携時期等についての協議を昨年10月から始めたところでございます。北空知地域の救急医療体制を守っていくためには、各町からの負担をいただくことにより、一層円滑な運営も期待できると思っておりますし、ご提案のありました過疎債の利用についても大変有効な財源であると考えておりますが、各町それぞれ地域医療体制の確保に対する考え方や財政事情もありますので、今後、北空知圏振興協議会の民生部会において、テレホンセンターを有効活用する方策の検討も含め、北空知圏域の救急体制の確保策を検討していく中で、具体的な連携方法などについて協議をしていきたいと考えているところでございます。

○東出委員 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業について伺いたします。

先般の補正予算の段階でも、一部リスクというような表現の中で質疑をさせていただいております。先ほどヒブワクチンあるいは肺炎球菌ワクチンの同時接種後の死亡事例という質疑もございましたけれども、その中で、この子宮頸がんワクチンの接種後のリスクという形の話もございました。先般の質疑の中では、アジュバント成分についてでしたけれども、そういう任意接種ということも含めて、リスク部分の説明責任をやはりきっちり果たすべきだという形での質疑をさせていただいております。こちら辺のところに対する新年度事業の中での対応をどうしていくのかについてお聞かせいただきたいと思っております。

○瀬川市民課長 東出委員から、子宮頸がん予防ワクチンにかかわって、接種後の副反応発生状況等の確認、そしてまた市の対応についてということで受けとめさせていただきまして、答弁をさせていただきたいと思っております。

ご案内のとおり、委員から今ご指摘のありましたとおり、1月28日に開催された臨時議会で、この補

正予算が可決されまして、2月1日から接種を行っているところでございます。そのときの答弁の中でも、今後はそういったような健康被害、あるいはそういったものを確認しながら、また国、道にも確認し、そして進めてまいりたいと答弁させていただきました。これを踏まえて、実は接種開始2週間後の2月15日に、こる合いを見計らって、接種を委託している八つの医療機関にワクチンの供給状況と副反応を含めた健康状況についてどうなっているかということをお聞きした経過がございます。この時点ではワクチン供給には支障はなく、円滑に行われているというお答えでした。ただ、副反応と健康被害については若干ありましたので申し上げますと、一接種医療機関から、小児用肺炎球菌ワクチンを接種した翌日に39度の熱を出したお子さんがいたという事例が報告されましたが、この件につきましては市立病院との連携の中で、どういう処置をしていいかということをお聞きし、大事には至っていないということであります。また、その後2月22日に、ある一医療機関から、子宮頸がんワクチン接種を約70人の方に接種したところ、2人の方が迷走神経様反射、簡単に申し上げますと、立ちくらみのような形で、接種後、ふらふらと来るような症状が2人ほど見られた。しかし大事には至らず、その後は、良好だという報告を受けています。本市で発生した状況については、大事には至ってはいないものの、やはり北海道においてもこういった状況を確認し、1カ月をめどに八つの医療機関にこういう事例があったということをお伝えしようとしているやさきに、実は今般もご案内のとおり、3月3日に子宮頸がん予防ワクチンの全国的な偏在に基づいてワクチンが不足するという不測の事態が発生し、十分な供給ができるまで厚生労働省は見合わせるという事態になりました。また、委員の質疑にもありましたとおり、これはあってはならないことでしたけれども、やはり肺炎球菌の関係とヒブワクチンの同時接種によっても死亡例が発生したということで、3月8日付で北海道から、厚生労働省が接種を一時見合わせることを継続するという内容が入りました。これを踏まえて、私どもとしては次の対応をとっております。

一つは、子宮頸がんワクチンの不足についての対応ですけれども、これは3月4日付で、指定医療機関に対し、子宮頸がん予防ワクチン不足により未接種者の接種をどうか見合わせていただきたいと。あ

わせて、このことをお願いするとともに、接種対象者とその保護者に対しまして個別通知をしまして、その中に、今回発生した中身と、そして一時見合わせいただきたいと。その理由としては、既に接種をした方の2回目と3回目を優先させたい。なぜかという、やはり免疫効果を高めるということ。そして、今後、厚生労働省の内容がはっきりした段階で、接種料金も含めてお伝えしたいという通知を出しております。それからもう一つ、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌の死亡事例に係る分については、先ほどご案内のとおり、3月9日付で一時見合わせる内容と今後の対応についての個別通知をしたという経過でございます。ただいま2月1日から始まった中身と、市が対応した3月9日までの経過についてお話しいたしましたけれども、今後におきましても、これは国、北海道からのこの三つのワクチンに対する情報をきちっと収集しまして、そして新たな情報が出た段階では、接種医療機関、それから対象者、さらにはその保護者に対しまして、混乱が起きないように、また不安を与えないように、適宜情報を提供して、今後の接種事業に万全な体制をとってまいりたいと考えております。

○北名委員 7目になりますが、乳幼児医療費についてお尋ねします。

大幅に増額されまして3,766万8,000円と。これは、小学生も含めて医療費を無料にするという非常に大きな前進でありまして、これは山下市政の目玉の一つになるかと思えますし、高く評価をいたしたいと思えます。この中身についていまいしご説明をいただきたいということと、こういう形で国の枠を超えて、無料化の前進をさせると、私はペナルティーという表現を使うのですけれども、国のほうから、そういうのが来るという非常にけしからぬ状況があるのですが、その辺の状況についてはどのようになるのか、お尋ねいたします。

○瀬川市民課長 北名委員の質疑にお答えしたいと思います。

それで、一般に地方単独事業と呼んでいるのですが、こういう乳幼児医療費の助成だとか、あるいは身体障がい者に対する重度医療の助成を行うと、国は医療費が余計かかる、波及するというところで、これにかかわる部分については、実は国保の補助金をカットするという中身があります。これは地方単独事業の実施に伴う国庫補助金の削減ということであ

ります。これは、一昨年話になって恐縮ですが、鳩山前首相が昨年の衆議院予算委員会の席で、地方単独事業の補助金カットについては全力で努力したいという前進した答弁がありましたので、私どもも非常に期待をしておりましたが、現時点ではこれはそのまま残っております。厚生労働省は、これをなくすためには約65億円の公費が必要だという試算を出しております。市といたしましても、当然、市国保の保険者という立場においても、やはりこれは削減してもらっては非常に困る。ましてや地域主権を掲げている現政権においては、ぜひこれは廃止をしていただきたいということから、平成21年度以降、国、厚生労働省、あるいは北海道、さらには国保連合会に対して、この地方単独事業の実施に伴う補助金の削減をやめていただきたいという要望を、現在、継続して提出しております、23年度の北海道市長会春季要望事項の中にも盛り込んでいます。この部分については、今後も機会をとらえまして、継続して国、関係機関に対して強い要望を継続してまいりたいと考えております。

○北名委員 聞き方が悪かったのかもしれませんが、これまで幾らそういう金額がカットされたのか。今度拡大することによってその金額がさらに拡大されていくのか、お尋ねしたいと。

あわせて、深川市は今度、小学校卒業まで無料になるということなのですが、全体の様子として、おわかりになればいいですけれども、この状況というのは全道でどのぐらいにランクされることなのか。すごいところは高校卒業までというところもあるわけですけれども、そこまでにはなかなかいかないと思いますけれども、その辺の様子についてお尋ねします。

○瀬川市民課長 2点、再質疑をいただきましたので、お答えしたいと思います。

この地方単独事業の実施に伴う削減の額なのですが、これは非常に残念ですけれども、いろいろな係数をかけていく中で算出していくということになりまして、これはさきに行われた社会民生常任委員会の中でも質疑をいただきまして、お答えさせていただきましたが、残念ながらこれを具体的な数値を出すことができないので、ご理解をいただきたいと思えます。

それから2点目の、この乳幼児医療費の助成拡大によって、全道35市の中でどのぐらいのランクにな

るかという質疑でとらえさせていただきました。35市の状況を調べた中では、函館市、千歳市、そして北斗市の三つの市で、今、北海道が給付事業の要綱に書かれている以上に上乘せしているのですが、中でも北斗市は、私の記憶が正しければ、たしか中学生まで無料にしていると聞いております。ただ、今回議決をいただいて、深川市が新年度から乳幼児医療費の助成の拡大をするとすれば、これはもう上のほうのランクに入ることは間違いありません。

○田中（昌）委員 86ページ、3目環境衛生費の説明欄6番、浴場確保対策でお伺いしたいと思います。

これまでも浴場確保対策という部分では、いろいろな経緯がございますけれども、昨年からとうとう深川湯1湯になってしまいました。この深川湯さんの営業について、現状どのような状況になっているのか。また、今後の営業の継続等についての展望についてお伺いしたいと思います。

深川湯さんは、週4回の営業とお伺いしておりますけれども、近況ということで何か変化があれば、そのことについてもお伺いしたいと思います。

○佐藤環境課長 浴場確保対策につきまして答弁申し上げます。

質疑ありましたように、平成21年5月に、市内北光町にありました五月湯さんが諸事情により廃業されて、市内1店となりました深川湯さんにつきましては、全国的に全道的にも多くの町から浴場が減少していく中、経営継続の努力をいただいておりますことを、所管としましても感謝の念を持っているところでございます。そこで、現状ということでございますので、週4日、年間220日ほど営業しておりますして、年間5,500人から6,000人が利用しておりますして、2年ほど前に五月湯さんが廃業された後にアンケートをとりましたけれども、五月湯さんがなくなったことの影響はなく、大体同じ5,500人から6,000人ぐらいの利用で推移しているというのが現状でございます。深川市におきます浴場確保対策の関係でございますが、深川市の公衆浴場確保対策事業補助金交付要綱に基づき、経営困難な公衆浴場経営者に対して助成を行う制度がございます。現行の助成内容でございますが、北海道も同様に助成がございまして、北海道が行っております公衆浴場確保対策事業として支援しております助成額20万円、市でもそれと同額の20万円のほかに、平成20年度に増額をさせていただきました特別加算金60万円を合わせ

た合計80万円。あわせて、上下水道料金の一部、4分の1を限度の助成を行っているところでございます。その合計が87万9,000円という内訳になっているところでございます。

また、最近何かということございまして、昨年4月に、深川湯さんから煙突の改修がしたいという申し出がございまして、ご相談をいろいろした結果、公衆浴場の施設設備につきましても補助金の交付対象となっておりますので、北海道にも申請をいたしまして、北海道からの補助決定を受けました後、当市におきましても、北海道の補助金と同額、昨年の第4回市議会定例会で35万5,000円ほど補正をさせていただきましたけれども、道からの補助金と合わせて、合計71万円の煙突改修費等の施設整備の支援をさせていただいたところでございます。当然、煙突を直すということでございますので、引き続きしばらくは経営の継続をしていただけるものと我々も思っております。今後の対応につきましては、浴場確保の担当としましては、利用者の増加が当然、経営の安定が図られるということでございますけれども、家庭におけるふろの普及、また昨今の燃料代等の高騰など、経営をめぐる環境は極めて厳しい状況にあると今後も推測されますことから、これまで同様、公衆浴場の支援、存続に向けまして、浴場経営の実態把握や経営者との話し合いも行いながら、できる限りの支援を行いまして、市内浴場経営の存続確保に努めてまいりたいと考えております。

○松沢副委員長 1項保健衛生費を終わります。

2項清掃費、92ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

2項清掃費を終わります。

3項病院費、94ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

3項病院費を終わります。

4項診療所費、96ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

4項診療所費を終わります。

5項水道費、98ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

5項水道費を終わります。

4款衛生費を終わります。

暫時休憩します。

（午前11時33分 休憩）

(午前11時44分 再開)

○松沢副委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

5款労働費、1項労働費、100ページ。

○楠委員 労働費の中の1項1目の説明欄6番目、育児休業取得支援事業についてお伺いをいたします。

一般質問の中でも、育児休業取得支援事業を実施するということで答弁がありまして、企業者、事業主に対しての支援ということで話されていたので、その内容をお聞かせ願いたいと思います。

○伊藤商工労働観光課長 お答えをいたします。

この事業につきましては、育児休業取得者が出ました企業に対しまして、1企業10万円の助成金を支給するものでございます。支給要件につきましては、1点目といたしまして、その企業におきまして、本年4月1日以降、育児休業を取得し、復帰した従業員が生じたこと。2点目といたしまして、6カ月以上継続雇用されておられまして、その従業員が3カ月以上にわたって育児休業を取得し、復帰後1カ月以上継続雇用されていること。3点目の要件といたしまして、1企業につきましては1回のみの助成とすることとしております。また、この事業の助成対象企業の要件でございますけれども、1点目といたしまして、深川市内に本社があること。また、助成金対象休業者の勤務先につきましては、深川市内の事業所であることとしております。2点目といたしまして、常時雇用する従業員が企業全体で100人以下であり、雇用保険の適用事業所の事業主であること。3点目といたしまして、市税の未納及び過去に重大な法令違反のないこと。さらに、国、北海道が行っております育児休業取得を促進する他の制度対象企業は除くこととさせていただいております。市といたしましては、これら各種支援制度を市広報やホームページなど、あらゆる機会を通じましてより十分に周知を図り、これらの制度を活用いただくことで、市内中小企業におけます育児休業取得の促進を図り、雇用環境の改善、充実に努めてまいりたいと考えております。

○楠委員 再質疑します。

1企業につき1回のみの助成ということなのですが、例えば1企業について2人とか、複数いた場合も関係なく10万円なのか。これは今年度の事業なのですが、今後も継続する予定はあるのか。お伺いします。

○伊藤商工労働観光課長 お答えをいたします。

基本的に、私どもが今考えておりますのは、育児休業を取得する方が複数出ましても1回と考えております。それと、事業の継続の関係でございますけれども、やはり国の制度がさまざま見直しされておりました、1年単位で変わっております。しかしながら、やはりこういう制度ですから、1年単位で見直しをすることなく、やはり3年ぐらいのスパンで見直しをかけていきたいと考えております。

○田中(昌)委員 100ページの労働費で、説明欄5番目、雇用機会創出事業についてお伺いしたいと思います。

全体にかなり大きな額での創出事業ということになっております。事業の内容につきましては、この資料の69ページのところにおおむね書いてありますが、それぞれ緊急雇用創出なりふるさとなりという内容がありますので、その辺の分けも含めて説明をいただきたいと思います。

この表では、時期がわからないものですから、これはまたその後で少しお伺いしたいと思いますけれども、時期がかぶらないように分散して雇用がうまく調整されるものなのかどうか。あるいはこれまでこういう創出事業を経験されている方は、また新たに雇用創出の中で応募ができるのかどうか。その辺も含めてお伺いしたいと思います。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○北名委員 関連して聞きますが、今ほどのお話にありまして、説明はこの資料で見えていますけれども、前年度からこれはふえているわけです。その点の様子も含めて、教えてください。

○伊藤商工労働観光課長 お答えをいたします。

平成23年度に計画をしております事業につきましては、12事業でございます。そのうち緊急雇用創出推進事業につきましては、道から市町村への基金の補助事業費枠が示されまして、深川市への平成23年度の事業費枠につきましては約1,200万円でございますけれども、5事業約1,286万円を補助申請いたしまして、現在内定通知をいただいているところでございます。なお、歳出予算の計上額につきましては、社会保険料の本人負担分などの歳入156万円を含めた額となっております、市の予算上は約1,442万円となっております。それと、介護、福祉、環境、観光などの成長が期待される雇用分野、いわゆる重点分野事業と申しておりますが、平成23年度の補助事業

枠につきましては、当初約1,837万円、さらに国の補正予算によりまして積み増しがされまして、追加枠といたしまして約1,171万円が示されまして、補助事業枠、市の事業枠ですけれども、合計約3,308万円となっております。市といたしましては、5事業約4,032万円の補助申請をしております。これも現在内定通知をいただきまして、先ほども申し上げましたけれども、この部分につきましても、社会保険料の本人負担分などの歳入が43万円ほどありまして、約4,075万円を計上しているものでございます。緊急雇用創出推進事業にかかわります市の平成23年度予算額につきましては、今申し上げました一般分野と重点分野を合わせますと、約5,517万円とさせていただいたものでございます。次に、雇用の人数、期間等につきましては、市が失業者を新規に雇用して直接実施する事業につきましては、6事業でございます。また、企業や法人などに委託して行いますいわゆる委託の関係ですが、4事業でありまして、これらに伴う雇用数につきましては19人、雇用期間につきましては、先ほど委員からのお尋ねにもございましたが、期間の開始、終期も含めまして、3カ月から1年間までさまざまありまして、延べ3,168日を予定しているものでございます。

次に、ふるさと雇用再生特別対策推進事業についてでございますけれども、この事業につきましては市町村の予算枠はございません。道基金の事業予算の枠内となっております。本市におきましては平成21年、22年度に3事業をこれまで実施をしてきております。北海道予算の関係がありまして、重点分野に移行し実施することとなりました1事業を除きまして、2事業で5,696万3,000円、雇用日数につきましては、継続雇用が10人、事業拡大に伴う新規雇用1人の合計11人となっております。雇用日数につきましてはいずれも1年間でございます。延べ2,712日を計画申請し、これも現在内定通知をいただいているところでございます。事業の開始時期、終期の関係につきましては、それぞれ年度当初からスタートするもの、また昨年もありましたが、冬季間の事業として組ませていただくものと、さまざまございます。それと、継続雇用の関係でございますが、継続については、緊急雇用なのか重点分野なのか、ふるさとということで、それぞれ扱いが異なっております。基本的に緊急雇用は一時的なつなぎの雇用ですので、6カ月ということになっておりますが、

制度の見直し等さまざまありまして、一概にここで申し上げられませんけれども、介護の分野であれば更新も可とか、いろいろございます。ふるさとのほうはもちろん継続しております。

北名委員からお尋ねいただきました部分なのですが、若干大きなくりの中の質疑かと思ひまして、お答えをさせていただきます。ことしの部分と拡大しているということで、本年度がまだ終了しておりませんが、平成22年度の緊急雇用創出推進事業につきましては、一般と重点分野を合わせまして13事業でございます。そのうち、市が直接、臨時職員を雇用しまして実施している事業は9事業、雇用人数は16人となっております。また、企業や法人などへの委託事業は現在4事業で、雇用人数は12人ということでございます。ふるさとのほうは現在、先ほど1事業につきましては重点分野に振りかえをさせていただいたということがございますけれども、本年度は3事業が委託事業となっております。10人の継続雇用と新規が1人となっております。平成21年度にスタートしましたこの制度ですけれども、昨年度から介護分野を含めた重点分野の事業が追加されておりまして、事業費等につきましては拡大をしているということでございます。

○田中(昌)委員 再質疑ということで、市の直接雇用と事業者に委託をするという雇用形態がありまして、市の直接雇用であれば、臨時職員の単価とか非常勤職員の単価とかというところで雇用することになるのでしょうかけれども、この額が高いか安いかわかるのはこれまでも言及がありますので、今はその話はしませんが、委託先の雇用単価、働かれる方の単価への抑制とか制限みたいなことというのは、具体的にはどのようにかけられるのか。きちんと受託をしても、雇用されている方に賃金として支払われるかどうかということについてはどのようにしているか、お伺いしたいと思います。

○北名委員 ここに事業の雇用人数だとか、延べ日数だとか、事業費だとか、事業内容が出ていますが、これは現場から上がってきたのを精査して押さえて決めていったと思います。例えばの話が、イルムケップスカイラインの環境整備事業というのがあるのですけれども、これはもっといろいろ要望があったけれども、今回はここまで抑えたという感じで押さえていいのでしょうか。この件について、もっとほかに要望があったとすれば、お知らせしていただ

きたいのですが。

○伊藤商工労働観光課長 再質疑にお答えさせていただきます。

委託事業に当たって、委託先に雇用されます職員の賃金単価の関係でございますが、基本的にはその企業の賃金体系にかなった額、従前からお勤めになっておられる職員さんと同等の待遇と聞いております。そちらのほうも補助事業ですから、当然、道のチェックが入りまして、緊急雇用で雇用された場合に単価が従前の従業員さんに比べて低くなることはないものと確信しております。

北名委員からございました、ほかのこの事業にかかわっての要望でございますが、平成22年度から、介護の分野としまして、例えば商工会議所さんからの要望における講習会、それとか各種医療法人とかかわりのある介護の要請等さまざまな分野、また庁内にあります、21年度の事業スタートに当たりましてさまざまな要望を全庁的にお聞きしまして、その中から緊急度合いと優先度合いを判断して、事業を実施しているものでございます。

余談になりますけれども、先般、消防組合からも、この事業に取り組みをできないかということがございまして、市町村枠を使ってしまうと市の予算枠がないということもありまして、空知総合振興局のほうをお願いをして、道の予算枠を回していただいた事業もありまして、さまざまな分野のご意見を賜って進めてきているつもりでございます。

○松沢副委員長 5款労働費を終わります。

暫時休憩します。

(午後 0時00分 休憩)

(午後 1時12分 再開)

○渡辺委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

6款農林水産費、1項農業費、102ページから106ページまで。

○長野委員 102ページ、農業委員会費の非農用地の利活用促進事業についてお尋ねしたいと思います。

この事業につきましては、農家の皆さんからも非常に好評でありますし、道内外からも非常に注目をされて、いろいろ取材を受けたり、評価の高い事業であり、長年の懸案の田寄せ、畑寄せ、離農跡地の解消に大きく寄与しているところでありますけれども、2点お伺いいたします。

1点目に、今までの事業の活用状況についてであります。

2点目には、今後の対応についてお伺いいたします。

○山本農業委員会事務局長 非農用地利活用促進事業について質疑をいただきましたが、これは昨年まで農業農村活性化農村環境保全事業として取り組んだ業務の名称を変更したもので、継続しての事業となるものです。非常に好評でして、昨年からの市の単独費として650万円で事業を継続しているもので、新年度も同額の650万円を予定いたしております。当初、初の試みでもあり、反響も大きく、地元の北空知新聞に掲載していただいたことに端を発しまして、日本経済新聞、全国農業新聞にも掲載されたところであり、さらに昨年の農家の友3月号にも取り上げていただいております。各地からの照会もあったところで、また、今年度夏の東北・北海道農業活性化フォーラムの場におきまして、河合会長による事例発表の機会を得まして、北海道代表として大いにアピールしたところでございます。昨年は国費から市費に変わったことによりまして、予算額も一番最初に事業をスタートしたときの2,700万円から見ますと、650万円と少なくなっておりますので、少しでも多くの方々に事業参加をいただきたいという思いから、助成上限額を135万円から70万円に下げたのの実施となっております。昨年の実績につきましては、参加者12人、廃屋撤去は9棟、対象地28筆で、面積合計では1.7ヘクタールに上っております。そのほとんどが宅地から田に変わり、効率のよい圃場となっております。始まってまだ年も浅いということで、非常に好評で需要も多く、皆さんの要望に十分おこたえできないほどであります。初めのうちですから、過去の整理を含め、当面は要望が多いものと想定しておりますけれども、少しでも効率のよい圃場になることによって、農家への支援の一助となればと考えております。

新規開田抑制策の中での振りかえによる田寄せ、畑寄せということは、非常に大きく手間のかかる事業でございます。これらが田寄せ、畑寄せの事業をとらなくても適用除外になることになれば、どんどんさらに進むと期待しているところであります。今後も精いっぱい対応してまいりたいと考えております。

○川中委員 102ページ、3目農業振興費の説明欄14、

アグリサポート事業400万円についてお伺いいたします。

農業を持続的に発展継承していくためにも、後継者育成は欠かせない必要不可欠な課題であります。担い手確保の観点から、農業以外の新規就農者を確保することが重要であり、雇用の創出を図り、農業の新しい可能性と地域に新しい活力を生み出すことにもなります。

ふるさと雇用再生特別対策推進事業に取り組んでから3年目を迎えるわけでありましてけれども、この3年間、それぞれ補助を受けながら事業を展開し、将来的には自立を目指すところであります。労働費にもかかわりますけれども、サポート事業として何点かお伺いいたします。

1点目に、予算400万円の内訳。

2点目、今日までの事業取り組み状況と雇用体制について。

3点目、新規就農希望者が就農するための受け入れ態勢について。

4点目、組織の自立化に向けた方策の取り組み状況について。

5点目に、現状の問題点と今後の課題について。

以上5点、お伺いいたします。

○藤田農政課長 アグリサポート事業についてお答え申し上げます。

アグリサポート事業につきましては、平成21年7月から厚生労働省の雇用対策事業を活用いたしまして、株式会社深川振興公社に委託をいたしまして、実施をしているところでございます。平成23年度からは、本年度までの農作業サポート業務に加えまして、今後発生が懸念されます耕作放棄地の発生を未然に防止し、地域の農業生産力を維持する体制づくりに取り組むこととしておりまして、遊休化している農地、または遊休化するおそれのある農地での農業生産を、可能な範囲で委託する計画としてございます。

予算額400万円の内訳につきましては、こうした事業を行うに当たっての必要な農業機械、施設の導入等に要する経費でございまして、具体的には、トラクターやソバ等の畑作物や園芸作物の生産に必要な一連の作業機器などのリース料のほか、農地賃借料などとなっております。

次に、今日までの事業取り組み状況と雇用体制であります。深川振興公社では、本事業の円滑な推

進を図るためアグリサポート事業部を新設しまして、専任のコーディネーター1人を設置して取り組んでおり、平成21年度はサポート従業員3人、22年度はこの3人を継続雇用した上で1人を追加し、合計4人のサポート従業員で事業に取り組んでいるところでございます。農作業サポート業務は、これまでほぼ順調に実施されてきておりまして、平成22年度においては4人の作業員がおりますが、ハウスでの花卉栽培と水田圃場管理への継続派遣が1人、ハウス栽培トマトの作業への継続派遣が1人、残り2人につきましては、農家などからその時々への依頼に応じまして、防除作業、酪農家の搾乳作業、米穀集出荷施設の受け入れ作業などに従事しております。なお、冬季間においては、畜産関係のサポート業務のほか農作業サポート業務、あるいは将来の営農に当たって必要となる知識、技能、作業資格の取得を目的として、各種研修への参加や農業関連免許の取得なども行ってございます。

次に、新規就農希望者が就農するための受け入れ体制の関係でございまして、アグリサポート事業の実施に当たりましては、関係機関・団体が連携しながら取り組むことが大変重要であると考えてございまして、深川振興公社、きたそらち農協、農業改良普及センター、深川市などで構成いたします懇談会を随時開催いたしまして、サポート従業員の将来の就農も含め、事業の実施に当たっての課題や中長期的な方向性などについての意見交換や検討を行い、体制の整備を図っているところでございます。新規就農者の育成という本事業の大きな目的の実現に向けまして、日々のサポート業務を通じまして、サポート従業員の資質向上とサポート従業員の地域への溶け込みを図るとともに、就農計画が具体化した場合においては、農業委員会や農協を初めとする関係機関・団体と密接な連携を図りながら、就農の実現に向け、農地や資金の確保などにつきまして、適切な対応をしてまいりたいと考えてございます。

次に、組織の自立化に向けた方策の取り組みでございまして、アグリサポート事業の主要な財源でございまして厚生労働省のふるさと雇用再生特別対策事業につきましては、平成23年度で終了いたしますが、市といたしましては、24年度以降につきましても一定程度の支援が必要と考えてございまして、深川振興公社自身が十分な利益を上げて、自立化を目指した運営に取り組むことも大切だと考えてございます。

このため、農作業サポート業務の安定的な実施や農地の保全を目的とした営農部門での収益の安定確保に努めるとともに、コントラクター業務の本格実施などにつきましても、関係機関・団体と十分に検討してまいりたいと考えているものでございます。

次に、現状の問題点と今後の課題であります。現状の問題点といたしましては、農作業のない冬季間においてサポート業務を十分確保することが難しい状況になってございますので、畜産部門でのサポート業務の拡大のほか、農畜産物の加工や農業関係施設の管理業務など、さまざまな業務の可能性について幅広く検討しているところでございます。

今後の課題といたしましては、委員ご指摘のとおり、将来におけます組織の自立化が一番の課題とも認識してございますので、組織の自立化に向けた方策の取り組み状況は、前段申し上げたとおりでございますが、いずれにいたしましても、自立化については大変難しい課題でございますので、事業の進捗状況を常に評価、検証しながら、国に対して効果的な支援を求めていくということも含めまして、関係する機関・団体と十分に連携しながら、課題の解決に向け検討してまいりたいと考えてございます。

○東出委員 3目農業振興費、説明欄9番、果樹振興事業のところでお伺いしたいと思います。

ここ数年来、果樹農家にもぼつぼつ後継者が育ち始めている。深川市が事務局を持っていたいただいている外郭団体の主たる果樹協会の中にも青年部ができるような状況も生まれつつある。決して多数ではありませんけれども、そういう若い人たちが中心になって、新たなそういう動きも出てきている。昨年については、秋の段階で、道の駅でりんごフェア等を開催して、非常に好評いただいたという話も伺っています。

そんな状況の中にあって、果樹振興事業について予算を増額して取り組んでいただけることは、タイムリーだと思っております。そういう意味では、この事業の中でどのようなことに取り組まれるのか、その点についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○藤田農政課長 果樹振興の関係についてお答え申し上げます。

果樹振興につきまして、これまで果樹栽培技術向上のために、市果樹協会が実施いたします研修会などの事業に対する支援、果樹新種導入のために、苗木代の20%以内の支援を行ってきてございまして、

平成22年においては、総額37万9,000円の予算としていたものでございますが、新年度につきましては、これに加えて、市果樹協会が実施する果樹販売拡大のための事業、委員も今、触れておられましたが、それに対します支援といたしまして、新たに果樹販売拡大PR推進事業を創設いたしまして、その分の支援額22万3,000円を合わせ、総額60万2,000円の支援を予定しているものでございます。この果樹販売拡大PR推進事業の具体的な内容につきましては、昨年同様、道の駅ライスランドふかがわにおけるリンゴの販売、PR、市内園地等を対象として、スタンプラリーの実施も予定されておりまして、これらにかかわるチラシ、ポスター、山間地看板やスタンプなどの作成経費といたしまして、44万5,000円の事業費を見込んでいるものでございますが、これらの2分の1以内の支援を予定しているものでございます。消費者の果物離れや長期化する消費不況など、厳しい環境の中で市内で生産された安全、安心で高品質な果物の消費拡大を推進することは、市内果樹生産の活性化に大きく寄与するものと考えてございますので、果樹協会と連携しながら、事業の着実な推進をしっかりと図ってまいりたいと考えてございます。

○北畑委員 104ページ、農業水産業費の農業農村整備費にかかわってお伺いします。

農業基盤整備は、政権が変わりまして、民主党によって、がくっとなくなったというか、戸別所得補償のほうに回ったということで、かなり事業的には厳しい状況になりました。そして、この平成22年度で5カ年計画の一つの区切りということで、どうなるかを見守っておりましたら、高橋北海道知事の決断により、23年度から名前を変えて、続続パワーアップ事業というもので、また5年間継続するというところでございます。

この事業内容、特に要望量だとか内容に関して、まだはつきりわからない部分もあるかと思うのですけれども、わかっている部分だけお知らせ願えればと思います。

○藤田農政課長 ただいまの土地改良事業のいわゆるパワーアップ事業についてお答え申し上げます。

本事業は、本道の農業農村を持続的に発展させていくために、担い手を育成支援するための生産基盤整備や公共性の高い基幹水利施設整備につきまして、

北海道と市町村が連携し、農家負担を7.5%から10%までに軽減する持続的農業農村づくり促進特別対策事業といたしまして、委員も触れておりましたが、平成18年度から22年度までの5年間実施されてきたもので、本年度をもって第3期目が終了いたします。このパワーアップ事業につきましては、現在、北海道議会でも予算審議中でございます。最低限必要な経費だけ盛り込んだ骨格予算となっております。農家軽減等負担率の詳細もいまだ北海道から示されておりませんが、第4期目として、平成23年度から27年度までの5年間を新パワーアップ事業といたしまして、名称も新たに食料供給基盤強化特別対策事業とし、農家負担軽減に取り組む予定としてございます。

本市の平成23年度の事業内容につきましては、道営土地改良事業の事業主体でございます北海道や関係土地改良区と協議を行い、23年度の市内における対象事業費は、道営農地集積加速化基盤整備事業等4事業、6地区において、本年度より7億2,000万円多い約18億1,000万円で、関係する土地改良区からの要望量のすべてが北海道より内示を受けているところでございまして、市といたしましては、この事業費の市負担額を道営土地改良事業推進のために予算計上しているところでございます。

○松沢委員 102ページの農業ステップアップ推進事業について伺います。

この事業の内容をお聞かせ願いたいということと、あわせて昨年もお尋ねしていますが、この事業の中に緑肥作物の種子の補助事業があるわけで、これには私自身、注目をしているところなので、その分を少し丁寧にお答えいただきたいと思います。

○藤田農政課長 松沢委員から、農業ステップアップ推進事業と緑肥作物導入に対する支援の内容ということでございますが、これらの予算は分かれてございますけれども、それぞれご説明申し上げたいと思います。

初めに、深川農業ステップアップ推進事業についてでございますが、本事業は、市といたしまして、農業振興を図る上で必要であるものについて、市単独で支援を行うものでございまして、これまで北海道の交付金を活用し、市の地域再生チャレンジ推進事業で支援を行ってきた米のPR対策など、北海道の交付金の交付終了に伴いまして、平成23年度より本事業で支援を行うこととしたため、前年度対比300万

円を増額いたしまして、900万円の予算額としているものでございます。質疑の主な事業の内容を申し上げますと、農協が取り組む米の低たんぱく化に向けた施肥設計を行うための土壌分析費用及び乾田促進のための暗渠資材に対する支援、二つ目といたしまして、深川産米のイエスクリーン栽培の導入促進のため、種子消毒用農薬導入に対する支援。次に、農協が取り組む農産物の残留農薬検査に対する支援。次に、市鳥獣害防止対策協議会が取り組むエゾシカ捕獲のためのハンター育成などに対する支援。次に、平成18年の深川マイナリー建設に伴い、農舎の新築や改造、フォークリフトなど機械装置の購入に対し融資を受けた農業者に対する利子助成。次に、畜産農家と耕種農家の間の堆肥の循環システムを構築するための堆肥運搬に対する支援。次に、深川産農産物の試食など地産地消対策推進に対します支援や深川産米等PRのための支援。これらを行うこととしてございまして、市の予算額を合計900万円とさせていただいているものでございます。本事業は、これまで名称や内容の見直しを行いながら推進してきているものですが、今後ともJAきたそらちなどと十分連携しながら、予算の効率的、効果的な執行に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、緑肥作物の関係でございますが、この事業につきましては、畑作地帯の地力低下が懸念されるために、一般畑作輪作体系の中に、アカクローバーやエンバクなど、緑肥作物の組み入れまたは混播した場合に、緑肥作物種子の購入費の2割以内を支援するものでございまして、クリーン農業推進事業の中の畑作緑肥栽培促進事業によりまして、昭和61年度から支援を行ってきているものでございます。平成22年度の事業の実績につきましては、市内7戸の生産者等が、約28ヘクタールの農地にエンバク、アカクローバーなど約2,330キログラムの種子を播種しておりますが、種子購入費約56万7,000円の20%に相当する11万3,000円の支援を行っているところでございます。緑肥の活用は、農業の生産性向上や安定生産、化学肥料の使用量低減に伴う安全・安心な農産物生産やコスト低減などに欠かせないものでありますので、今後ともJAきたそらちなどと連携を図りながら、事業の着実な推進に努めてまいりたいと考えております。

○松沢委員 畜産の振興について、1点お尋ねします。

市長の目玉政策の一つであります和牛の導入事業ですが、そういう中でも、えさ高、資材高で非常に厳しい局面を迎えていると思っておりますが、それを乗り切っていくためには、特に和牛の生産については、何としても肉質の向上というのが欠かせないことだろうと思っております。この辺に対して、所管として直接技術指導するということは正直言って不可能だろうと思うので、どういう形が適当なのかも含めて、先進地からの指導者、技術者を招いての講演会だとか技術指導とか含めて、高規格の肉をつくっていくための取り組みをぜひやっていかなければ、この事業はなかなか成功していかないだろうと思うわけですけれども、その辺の考えをお聞かせください。

○藤田農政課長 高品質な和牛の生産に関するの質疑でございますが、本市の黒毛和種、肥育牛の出荷頭数は、近年順調に増加してございまして、平成22年は156頭で前年の約2.3倍となっております。肉質につきましては、枝肉の格づけで見ると、A4以上のいわゆる上物率が50%以上となっております。全道的に見てもよい成績となっておりますが、一般的に肉質は遺伝的な資質、血統ですが、これは生産者の飼養管理技術に大きく影響を受けますので、今後とも優良な繁殖雌牛の導入等によりまして、資質向上を図るとともに、生産者一人一人の飼養管理技術の向上に努めることが大変重要であると考えてございます。きたそらち農協では、現在、将来の地域ブランド化を目指しまして、品質向上のための技術的な取り組みとして、黒毛和種肥育農家で組織する深川肉牛組合とともに、関係団体の協力を得ながら、米粉の給与試験に取り組んでいると承知してございます。市といたしましては、これらの農協や生産者の主体的な取り組みが効果的なものとなりますように、委員もお話しされておりましたが、必要に応じて農業改良普及センターなど、あるいは技術指導を受けるための派遣なども含めまして、適切な指導を求め、側面的な支援にしっかり努めてまいりたいと考えてございます。

○松沢委員 別の件で、もう一点だけお聞かせ願います。

同じ104ページのふるさと農道の件ですけれども、3,750万円の予算が組まれておりますが、これまで、たしか向陽のほうの農道の整備というのがあったように思いますが、それも含めてまた新たにどこか出てきているようですが、その辺の事業内容、そして

何年間ぐらいで完成していくのか、今後の計画を含めてお聞かせください。

○藤田農政課長 ふるさと農道につきまして質疑をいただきましたので、ご説明申し上げます。

この予算の内容につきましては、今、委員が触れておりましたとおり、向東2地区に加えまして、一巳石狩線の2地区を予算化しているものでございます。工期の関係もございましたが、現在の予定では、平成24年度完成ということで進めているものでございます。

○長野委員 4目畜産の関係のところ、私からも1点、死亡獣の処理支援事業についてお尋ねしたいと思います。

このことは、かつて深川市には家畜の処分場というものがございまして、平成20年3月末で供用が廃止をされた。その後の対策として、大型獣、家畜の関係で大型なものですから、南幌町まで運搬をしないといけないというようなことで、畜産農家に対して、協議の上、その支援策を講じた対策と承知しております。現在までの支援の現状並びに今後の考え方について、お尋ねしたいと思います。

○藤田農政課長 死亡獣の関係につきましてお答え申し上げます。

この関係につきましては、従来まで死亡獣畜の処理については、24カ月齢以上の死亡牛についてはBSE検査が義務づけられているために、北海道の支援を受け、処分業者に検査、処理を依頼しておりましたが、24カ月齢未満の死亡牛につきましては、市が設置した死亡獣畜取扱場において、年間800頭程度、埋却処分をしてきた状況でございます。しかし、取扱場が満杯となりまして、平成20年3月31日をもって廃止したことに伴い、24カ月齢未満の死亡牛についても処分業者に依頼し、処分することとしたものでございますが、牛1頭当たりの処理料が、運搬費を含め3カ月齢未満で9,450円、3カ月齢以上24カ月齢未満で1万6,800円と高額でありまして、生産者の大きな負担になりますことから、死亡獣畜の適正かつ円滑な処理を推進することを目的に、農家負担の激変緩和措置として、平成20年度より処理経費の一部を支援することとしたもので、新年度は処理経費の35%を支援する予定としてございます。

支援の内容につきましては、激変緩和措置という考え方から、平成20年度においては処理運搬経費の50%を支援いたしまして、それ以降年5%ずつ、補

助率が30%となるまで削減することとしてございまして、これ以降につきましては、その時点で検討することとしてございますが、現在の配合飼料価格の高騰や市場価格の低迷などを踏まえますと、厳しい経営状況にあると認識してございまして、今後についても何らかの支援が必要と考えているものでございます。具体的な支援内容につきましては、その時点での情勢を踏まえまして検討していきたいと考えておりますが、いずれにいたしましても、持続した農業経営が展開できるように対応してまいりたいと考えております。

○渡辺委員長 1項農業費を終わります。

次に、2項林業費、108ページに入ります。

○東出委員 6款2項1目林業振興費のところでお伺いいたします。

いわゆるTPPの問題でありますけれども、農業分野でのことは、大きく騒がれているというか、関税等々のことに関しまして大きく取り上げられている中でございますけれども、林業についても、昭和30年代に自由化されている。そういう意味では、関税という心配は余りないのかと思いますけれども、お聞きすると、ロシアから入ってくる材料の一部に関税がかけられている、あるいは加工された合板等々で関税がかけられて入ってきているということもございまして、これらのことによる影響、林業そのものが業、いわゆるなりわいとして今の時代の中で成り立っていない状況の中、さらにこういう状況にさらされたときに、本当に将来的なことも含めて危惧をするわけです。これらの影響について、行政としてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○藤田農政課長 TPPの林業への影響ということでございます。

我が国の林産物の関税につきましては、これまで数次にわたる交渉等により引き下げが行われ、現在は丸太や製材品等で無税となっている一方、製材品の一部、合板、集成材等の関税率は3.9%から10%となっております。農林水産省では、合板等の林産物の関税が撤廃され、その対策が十分講じられない場合における影響を試算してございまして、それによれば、生産量減少率は5.7%、生産減少額は490億円となっております。また、北海道森林組合連合会の試算によりますと、本道の林業、木材産業への影響額は約33億円となっております。仮に林産物の関税が撤廃された場合、本市においても、林業、木材産

業への直接的な影響にとどまらず、地域の経済、雇用、山林の多面的機能の発揮に多大な影響を及ぼすことが懸念されております。

北海道森林組合連合会では、昨年11月に北海道農業協同組合中央会、北海道漁業協同組合連合会とで組織する実行委員会の主催によりまして、この国の形を問う総決起大会を開催し、TPP交渉への参加反対を強くアピールしたところでございまして、このような取り組みにより、農林水産業全体や地域経済全体への影響を広く訴えていくことが重要であると考えているところでございます。本市のTPPに関します考え方につきましては、昨年の第4回定例会で市長からお答えしているとおりでございますが、今後におきましても、国の動きを十分に注視しながら、関係団体と一体となって林業経営の安定が図られるよう、国への要請等について万全な対応をしてまいりたいと考えております。

○長野委員 同じく1目の林業振興費のところの、有害鳥獣の駆除につきましてお尋ねしたいと思います。

本市におきましては、エゾシカを初め、キツネ、最近ではアライグマによる被害も深刻化しております。既に補正でありますとかいろいろな対策で、電牧さくなどの取り組みもされておりますけれども、この駆除の部分で、今年度予算が計上されているところです。議会の中でも、数多くの議員の皆さんから、提言やら論議があったところでございます。

そこで、今年度取り組む予定の有害鳥獣の駆除の具体的な内容をお知らせいただきたいと思っておりますし、またアライグマによる被害の実態、今後の取り組みなどがありましたら、お聞かせいただきたいと思っております。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○北名委員 私も同じことを聞きたいわけですが、まず駆除について。今アライグマ、エゾシカと出てきたわけですが、そのほかについてもあるのかと思いますので、あれば、どういうカウントで幾らということでもやられるのかお尋ねします。

○藤田農政課長 有害鳥獣につきましてお答え申し上げます。

市では、エゾシカ等による農産物被害等を防止するために、猟友会北空知支部の推薦ハンターを駆除員といたしまして委嘱し、道への捕獲許可申請を行い、許可を受けた上で駆除を依頼し、出勤実績に応

じて賃金を支給する形で、現状取り組んでいるところでございます。平成22年度におきましては、エゾシカの捕獲をより一層推進するために、北海道の許可を受けまして、捕獲期間を2カ月延長し、4月から11月まで捕獲を実施してきた経過にございまして、22年度は本市としては過去最高の199頭の捕獲実績となっております。しかし、依然、農作物被害等が減少していないという状況から、新年度におきましては、新たな取り組みといたしまして、エゾシカ駆除を行った委嘱ハンターに対しまして、1頭当たり5,000円を支給する報償金制度や駆除したエゾシカの廃棄物処理料金の70%相当分の支援を行うこととし、より一層の捕獲を推進することにしてございます。この予算の具体的な内容でございますが、有害鳥獣駆除出役者に対します賃金といたしまして135万円、エゾシカ駆除に対します報償金といたしまして250頭分で125万円、駆除したエゾシカの廃棄物処理料金に対します支援として25万円、アライグマやキツネなどの捕獲のための箱わなの購入費といたしまして5万1,000円、その他有害鳥獣駆除業務に要する消耗品など3万1,000円、合計で293万2,000円の予算を計上したところでございます。今後、これらの新たな取り組みについて、委嘱ハンターに対します説明会の開催を予定しているところでございますが、北海道やJ Aきたそらちなど関係機関・団体とも連携をとりながら、被害防止のためのエゾシカのより一層の個体数調整に努めてまいりたいと考えているものでございます。

次に、アライグマによる被害の実態関係でございますが、アライグマにつきましては、ペットとして輸入されまして、1970年代に飼育個体の遺棄や放逐により、屋外に定着して、全国各地において分布が確認されている状況にあります。北海道においても年々発生市町村が拡大し、平成22年9月現在、道内市町村の約4分の3に相当いたします136市町村において、生息確認、また目撃されている状況にございます。また、このことに伴いまして、アライグマによる農業等被害額も年々増大し、平成10年度以降、おおむね3,000万円推移してきたものが、21年度においては約6,600万円と過去最高の被害が発生しております。質疑の、本市におけるアライグマの被害の実態関係でございますが、深川市鳥獣害防止対策協議会が実施しました生産者からの聞き取り調査によりますと、平成21年度においては、カボチャ、アス

パラなど約1ヘクタール、35万円の被害が報告されてございます。このような中で、北海道においては、箱わななどを活用した捕獲対策を実施してございますが、本市においても、深川市鳥獣害防止対策協議会が主体となって、平成22年度に道費を活用し、箱わな15基を導入し、アライグマなどの捕獲対策を推進している状況にございます。

今後もしっかりと被害防止対策の着実な推進を図ってまいりたいと考えているものでございます。

北名委員から、ほかの被害というようなこともございましたが、市の委嘱しているハンターでは、カラス関係も駆除いただいております。前年の状況で申し上げれば、カラスが78羽、そのほかキツネ、アライグマ等々もございまして、数字的には把握してございません。

○長野委員 1点だけ再質疑させていただきますが、それぞれ予算として計上されて、有効な手だてとして成果が得られるものを期待するものでありますが、今までの狩猟免許の取得状況だとか、くくりわな、過去のそういった実績、捕獲頭数、そういったものがわかればお知らせをいただきたいと思っております。

○北名委員 シカの駆除に対して、1頭5,000円は非常に期待されていたものであるし、歓迎されるものであるし、エゾシカが今、六十数万頭と非常に多いということで、有効な手だてだと思っております。

そこで、若干聞きたいのですが、写真判定で行うということをお願いしておりますけれども、その写真判定のメリット、デメリット。他のまちでそういう写真判定しているところがあるのかどうか。その写真はだれが写すのか。もちろん、ハンターが写すのではないかと思うのですけれども、トラブルにならないかという心配をする向きもあるのですけれども、その辺のことはどうですか。

○藤田農政課長 初めに、長野委員から質疑のございました狩猟免許の取得状況でございます。

市といたしましては、有害鳥獣駆除をしっかり推進していくという観点から、ハンターの高齢化についても議会で質疑をいただいていたことから、免許取得に向けてしっかりと推進をしてきたところでございまして、平成21年度につきましては、多くは農業者でございますが、わな免許取得が49人、銃免許取得が3人、計49人となっております。平成22年度につきましては、わな免許が17人、銃の免許が4人と承知しているところでございます。

次に、くくりわなの導入状況でございますが、平成22年度に市内で123基を導入してございます。

次に、北名委員から質疑のありました、報償費の写真判定にかかります、初めにメリット、デメリットということでございます。

新年度から新たな取り組みということで、公費を使って報償費ということで考えてございますが、職員が現地に行って確認するのがやはり一番望ましいだろうと思いますが、本市の場合は、音江、多度志、納内というようなこともありまして、職員体制の関係からそれはやはり難しいだろうという中にあります。報償費を支出する、公費ですから確認するために、どういう部分、どのような形がいいのかと、いろいろ内部で検討した結果、今考えていることは、市で共通の看板を用意いたしまして、そこに捕獲した年月日だとか捕獲の場所を書きシカと一緒に写真を写すことです。この報償費自体は、先ほどお話し申し上げたように、市の委嘱ハンターにお願いするという観点から、その写真をもって判定することが、簡略にしっかりと内容の確認ができるという、どちらかといえばメリットとして進めてまいりたいということでございます。デメリット部分としては、委員も触れておられましたが、写真ですから、不正といいまいしょうか、その辺の問題も若干あるのかと考えてございますが、どちらにいたしましても、市といたしましては、市の委嘱ハンターに報償費を払って捕獲をしてもらうということ。それと、4月早々にでも、その委嘱ハンターの皆さんにお集まりいただきまして、この取り組みの内容もしっかりご説明申し上げまして、初年度ではございますが、有害鳥獣駆除に向けて推進していきたいと考えているものでございます。

他のまちであるのかということもございました。それぞれいろいろな取り組みをしてございまして、写真で確認をしている自治体もございまして、あるいはその写真とシカのしっぽを一緒に提出させているということもございます。ただ、しっぽの場合はなかなか、確認で持ってきてもらうわけですから、その保管の場所も必要だということもなりますので、その辺の部分もあるということでございます。

その確認は、当然、市職員が写真をもって、内容の状況の確認をしたいと。そんなことで、しっかり前へ進めていきたいということでございます。

長野委員から、駆除の実績でございますが、く

りわなでのエゾシカの駆除は、平成22年度17頭ということになってございます。

○渡辺委員長 2項林業費を終わります。

6款農林水産費を終わります。

次に、7款商工費、1項商工費、110ページから112ページまで。

○山田委員 110ページ、2目の商工振興費、説明欄6、経済センターの維持管理費2,169万5,000円にかかわってお尋ねいたします。

深川市経済センターは、指定管理者制度によりまして、深川市商工会議所に管理運営を委託しているものでございますが、商工会議所が使用している建物の1階部分、これが区分所有ということで所有権を設定して、商工会議所の所有となっております、その下地は市の所有のため賃貸契約となっております、市が土地代をいただいている状況で、さらに2階のアートホール東洲館は深川市美術交流協会に管理運営を委託していると。3階は多目的ホール、そのほかに自由通路がある等々で、非常に複合した施設という状況になっています。

そんな中で、予算の中身がどうなっているのかというのが少しわかりづらいということで、この内容の説明をお願いしたい。あわせて、多目的ホール等を賃貸している使用料、この収入などについてもお知らせをいただきたい。

○伊藤商工労働観光課長 お答えさせていただきます。

今ほどお尋ねがありましたように、深川市経済センターにつきましては、1階は商工会議所が入りまして、2階はアートホール東洲館と会議室がございまして、3階につきましては多目的ホールや三つの会議室がありまして、駅北側への自由通路の四つの機能をあわせ持つ複合施設となっております。施設の延べ床面積につきましては、約2,938平方メートルありまして、このうち市の部分、公共施設分につきましては約2,071平方メートル、商工会議所が持っている分につきましては約542平方メートル、自由通路分が325平方メートルとなっております、この施設の維持管理費につきましては、市と商工会議所の面積案分となっており、それぞれ負担をしているものでございます。

予算の説明欄にございます経済センター維持管理費2,169万5,000円の内訳でございますけれども、需用費につきましては725万5,000円で、そのうち消耗

品費が35万5,000円、灯油などの燃料費が250万円、電気、水道、下水道等の光熱水費が370万円、修繕料が70万円となっております。また、質疑でも触れておられましたけれども、委託料につきましては、1,438万9,000円のうち、指定管理者であります深川商工会議所への委託料が1,418万7,000円、それとエレベーターの保守点検委託料が20万2,000円となっております。このうち、商工会議所への委託料につきましては、空調点検業務が200万円、消防設備点検が48万5,000円、電気保安業務が27万円、センター運営業務、これは受付とか使用料の収納で154万円、それと保守管理業務、これは清掃とか夜警の関係で900万円、機械警備が34万円、防火対象物の点検が5万2,000円、除雪業務が50万円となっているものでございます。また、経済センターの使用料、会議室とホールの使用料につきましては、216万円程度の予算措置をさせていただいております。

○水上委員 商工振興費のところで、深川地域資源活用会議についてお伺いしたいと思います。

これまで地場産品を活用してさまざまな商品を開発してきているということは承知しております。特に黒米は、本市の拡大による登録品種ということで、地域の特色ある資源でありますので、これらを活用した食産業の創出というのは、さらに価値が高いのではないかと考えております。

また、以前から私がお勧めしておりました黒米バーガーも、イベントの際のグランプリで見事1位を獲得するなど知名度も上がり、努力のかがあったと思います。そのような話題も取り入れながら、これからの活動に取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、この会議の実績を教えてくださいたいと思います。

あわせて、新年度はどのような取り組みを考えているのか、伺っておきたいと思います。

○平地域振興課長 深川地域資源活用会議の新年度の事業内容の詳細については、今後、活用会議の中で協議されることとなりますが、方向性としては、メイン事業であります黒米プロジェクトを継続いたしまして、イベントや学校給食などを通じて黒米のさらなる普及を図るほか、5月ごろには、黒米乾燥ラーメンが商品化される見込みであります。商品化に向けた研究事業としましては、現在、深川産のうるち米に黒米やリンゴを配合したどぶろくを試作中であります。平成23年度には、関係者との試

飲会などを経て、商品化の可能性を模索していくことになろうかと考えております。また、シードルについては、深川振興公社が販売元になり、昨年7月に発売し年内に完売となったことから、平成23年度は増産した上で、7月に開催されますまあぶフェスタで販売を開始するとのことですので、活用会議としましては、シードルのPR面で協力していく予定でございます。

新年度の取り組みでございますが、活用会議の事務局を預かる立場としてお答えさせていただきますと、今申し上げました取り組みに加え、うるち種の黒米である芽生さくらむらさきが昨年10月に品種登録をされましたので、この品種について、これまでのきたのむらさきと同様に、深川市の貴重な資源として、芽生さくらむらさきを活用した商品化に向け、取り組んでいきたいと考えております。

○田中（裕）委員 2目の商工振興費、中小企業支援事業についてお伺いしたいと思います。

2億3,712万1,000円が計上されております。この事業は、中小企業の負担軽減になくてはならない事業でありまして、商工会議所への委託事業であると認識しております。まずはこの事業の内容をお聞かせいただきたいと思います。

○伊藤商工労働観光課長 お答えをいたします。

中小企業支援事業につきましては、足腰の強い中小企業を目指しまして、事業費2億3,712万1,000円を予算計上しているものでございます。その主な内容といたしましては、中小企業保証融資や中小企業振興資金の貸し付けの原資といたしまして1億9,200万円を、国、北海道、市の融資制度を利用しました中小企業者の負担軽減を図るための利子補給と保証料補給の、合計いたしまして3,059万円を、計上しているところでございます。また、中小企業の金融、税務、経理、経営指導等の相談につきましては、商工会議所内に設置されております深川地方中小企業相談所に業務委託をしております。委託料といたしまして841万6,000円を予算計上しております。さらに、商店街振興組合連合会が行いますイベント事業、中心市街地活性化事業、調査研究事業、環境整備に対しまして、495万5,000円の計上をさせていただいているものでございます。

○田中（裕）委員 今、内容についてはお知らせいただきましたので、わかりました。

一步踏み込んで、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

と思いますが、中小企業相談業務の内容と利子補給の融資制度ごとの金額はどうなっているのか、お伺いします。

○伊藤商工労働観光課長 お答えさせていただきます。

まず、中小企業等の相談業務の内容でございますけれども、経営相談事業の相談内容につきましては、いわゆる巡回をして歩く巡回指導のうち、経営一般が201件、労務関係につきましては153件、税務関係が82件、合計448件となっております。また、書面窓口相談といたしまして、労務関係が646件、経営一般につきましては264件、税務関係が202件、金融が200件となっております。合計いたしまして1,315件の相談に当たっていただいております。また、金融のあっせんにつきましては、あっせん件数118件となっております。そのうち貸付件数が112件、あっせん金額が13億380万円、貸付金額12億2,700万円の金融の相談、あっせんをしたと報告を受けております。

次に、利子補給等の内訳でございますけれども、中小企業保証融資利子補給分が97万2,000円、中小企業の振興資金の利子補給が142万9,000円、保証料の負担分が93万5,000円を計上させていただいております。また、国、北海道が行います融資の一部を市内企業がご利用された場合の利子補給といたしまして、2,725万4,000円の計上をさせていただいているものでございます。

○田中（昌）委員 2目商工振興費の説明欄2番の夏冬まつり等の中で、夏まつりに限って質疑をさせていただきたいと思っております。

昨年、しゃんしゃん祭りから夏まつりに変わって、その際にもいろいろ課題、困難等もあったと認識しております。最も混乱したのは日程だったと思っております。やはり観光振興ということで、夏冬まつり等も含みますと、太子祭、深川神社祭、それから鷹泊湖水まつり、氷雪まつりについては、もうほぼ日程が固定化してしまっていて、そこに参加してこうという皆さんは、年間行動計画として組めるのですけれども、夏まつりがいつやるのかということで、この日程によっていろいろほかのものの日程の変更を余儀なくされるようなケースもあるかと思っております。全市的なお祭りを企画するというのであれば、せめて日程だけでもしっかりとしたものを事前に、なるべく早くアナウンスをするべきでないかと思っておりますので、その辺についての考え方、あわせて今後、

ことしやる場合のどのような体制でやっていくのかについて、お伺いしたいと思います。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○松沢委員 昨年、この場所で非常に熱い議論になった項目でもございますが、昨年ああいう形で夏まつりが行われました。この夏まつりの総括、そして、来年度どんなような方向でやっていくのか。去年やられたことが土台になり、一つの方向性になるのかと思っておりますが、さらにそれに満足することなく発展させてもいかなければいけないことと思っておりますが、その辺の考えをお聞かせください。

○伊藤商工労働観光課長 お二人の委員からそれぞれお尋ねをいただきました。内容につきましては、若干重複しているところがあると思っておりますが、お許しいただきたいと存じます。

まず、1点目の田中昌幸委員から質疑のありました、夏まつりについての日程は早く周知すべきということでございます。この種のイベントにつきましては、通常、毎年同時期に開催され、関係者によって準備が進められていくものと思っておりますが、深川夏まつりにつきましては、昨年がリニューアルといたしますが、初回ということもありまして、開催時期だけではなく、期間や内容につきましても大変流動的な部分が多く、よりよい内容のものにしていくためには、市民の皆さんのご意見やご要望はもちろんのこと、ご協力をいただいた関係機関・団体の方々の評価、また次年度へ向けた考え方、このようなことも十分お聞きした上で取り進める必要があるものと考えております。現時点におきまして、花火大会の関係から、7月の最終週を第1案として検討を進めているところでございますけれども、新年度のできるだけ早期に実行委員会を開催させていただきまして、日程が決定され次第、その周知に努めてまいりたいと考えております。

もう一点、松沢委員からの総括とことしの考え方ということで、若干重複いたしますけれども、昨年の夏まつりにつきましては、新しいお祭りを楽しみにしていただきました多数の市民の皆さんのご参加をいただき、盛会のうちに終了することができました。市民が交流を深める場を提供するとともに、市の商工業等の振興、発展に寄与するという所期の目的をおおむね達成できたのかと思っております。これはひとえに、準備期間が十分でない中で多大なご協力をいただきました多くの関係機関・団体の

方々のご支援によるものと感謝しているところでございます。ことしの夏まつりにつきましては、昨年の開催内容をベースにいたしまして、ご協力をいただきました関係機関・団体の方々とは十分協議をさせていただきながら、新たな行事についても参加団体を募りたいと考えておりました、先ほどと同様になります。新年度の早期に実行委員会を開催できますように準備を進めまして、よりよい祭りとなりますよう取り組んでまいりたいと存じます。

○東出委員 2目商工振興費の説明欄4番、企業誘致等のところで伺いいたします。一般質問でも伺いしておりますので、端的に伺います。

ことしの企業誘致に取り組む考え方、まず1点伺います。さらには、広里工業団地ですけれども、予定地内の農業者と新年度の中で、どのような協議なり関係をつくっていくのか、そこら辺のところについてお聞かせいただきたいと思っております。

○平地域振興課長 企業誘致等についてお答えいたします。

平成23年度の企業誘致の主な内容でございますが、誘致活動といたしましては、企業事業所誘致活動の基礎資料となる企業立地意向調査、あるいは信用調査を経て、企業訪問を行ってまいりたいと思っております。さらに、PR事業といたしまして、広里工業団地の案内看板の設置を考えております。次に、企業誘致のための環境整備でございますが、広里工業団地の道路等の整備について、市道音29号線の改良工事、これにつきましては3年次の3年目ということで、今回完了する予定でございます。同じく、道路にあわせて、雨水幹線工事等を行います。さらに、石狩川左岸の第2排水区の雨水幹線工事、これについても4年次の4年目ということで完成させていく考えでございます。

次に、工業団地内の農業者との協議でございますが、工業団地内の農業者への対応については、本定例会の一般質問でお答えしましたとおり、新年度において、団地内の農地所有者の皆さんを対象に個々の事情の把握に努めてまいりたいと考えております。そこで、事情を把握するための協議の場の持ち方がありますが、今回はある程度、具体的などころまで及ぶことが予想されておりますので、個人に帰属する内容の場合には、どうしても個別の対応にならざるを得ないと受けとめておりますが、それ以外の場面ににおきましては、可能な限り全体的な協議の場を

設定して、皆さんが率直にお話し合いしやすい環境づくりに向けて、意を用いてまいりたいと考えております。

○水上委員 深川市ものづくり産業振興事業について伺いしたいと思います。

企業にとって、研究開発が一番エネルギーと資金を必要とするところですので、新たな支援のこの事業は大変期待するものでありますが、この事業の具体的な内容とどういう場合に対象となるのか。また、件数等をどのぐらいと想定しているのかを、まず伺いしたいと思います。

それと、助成をもらってある程度はそういう研究開発等は進むのですけれども、その後、停滞したりだとかストップしてしまうというケースも間々あると思うのですけれども、フォロー体制等は考えていないのか、あわせて伺っておきたいと思っております。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○東出委員 私も、ものづくり産業振興事業のところについて伺います。

同じ目の中で、特産品開発普及事業というのがございますけれども、これらとの違いと事業の中身です。それから、先ほど農業予算の中では、農林産物産物付加価値向上推進事業という新しい産品を生み出す、あるいは物づくりにかかわる事業というものが、幾つか予算の中で見られるのですけれども、やはりこれらのところは、縦だけではなくて、横のつながりも連携しながら、本当にいいものを開発していく、あるいはつくっていく。そういう姿勢を持って取り組んでいただきたいと思っておりますので、そこら辺のところについても考えをお示しいただきたいと思っております。

○平地域振興課長 お二人の委員から質疑をいただいたところですが、答弁内容が前後することをお示しいただきたいと思っております。

最初に、ものづくり産業振興事業の内訳でございますが、ものづくり産業振興事業費740万7,000円についてですが、平成23年度に新設した事業名でありまして、これまで企業誘致等の経費に含んでいました深川地域資源活用会議交付金225万円ときたそらち新産業協議会負担金15万7,000円を移行するとともに、新たに今回創設いたしました深川市ものづくり産業活性化補助金500万円をもって構成しております。深川市ものづくり産業活性化補助金の内容についてですが、新規事業となります深川市ものづくり産業活

性化補助金の内容を説明いたしますが、市内の製造事業者や北海道食材を活用する飲食店など、既存事業者の支援を目的に創設するものであり、新たな製品や技術の研究開発事業、あるいは既製の製品や技術の改良事業を補助対象とするほか、これら製品や技術のPRに係る経費についても補助の対象にしたいと考えております。補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内で100万円を限度とし、5件分、500万円の予算を計上したところであります。

次に、ものづくり産業活性化補助金の対象者と件数についてですが、市内で製造業を営む事業者すべてを対象とし、50社ほどが補助の対象になり得るものと考えております。飲食店関係につきましては、風俗営業を除く飲食店やレストラン、パン、菓子店などを想定しておりまして、その数50店舗ほどに上ると見ております。その中で、北海道食材を活用した商品やメニュー開発を行う事業者を補助の対象にするものであります。

事業者へのフォローとの質疑でございますが、この補助金は、既存事業者の研究開発に係るスタート時の支援を含んでおり、事業目的が明確であれば、基礎的な研究開発事業も補助の対象に考えています。また、製品等の商品化に係る補助にあっては、試作改良のために購入した設備などの生産段階で活用いただくことも可能とすることで、商品化へのスピードを高めるとともに、研究開発により完成した製品等のPR事業も補助対象とすることで、販路の開拓につなげていただくなど、新たな事業の始まりから販売までの幅広いスパンでの支援を予定しているところであります。

特産品開発普及事業との違いについてであります。特産品開発普及事業は、毎年札幌大通りで開催されております全道の物産展、さっぽろオータムフェアの出展や人材育成など、特産品の開発普及を主とした事業であるのに対し、ものづくり産業振興事業につきましては、市内の製造業を中心とする既存事業者の製品や、技術開発の支援を行ったり、農畜産物を活用した産業を創出するなど、ものづくり産業に着目してその活性化を図ろうとするものであります。

○松沢委員 特産品の開発について伺います。先ほど水上委員からも質疑がありましたけれども、私は拓大の研修所、旧深川農高の有効活用という観点でお伺いしたいと思えます。

先日、拓大の服部事務部長さんとお会いしまして、いろいろな話をしたのですが、例の黒米の開発というのも非常に有意義だし、このことに関連づけて、研修所でブルーベリー栽培をしたいというようなお話もしておられました。どちらもアントシアニンという健康維持物質が大量に入っているということで、これから注目しているのだという話をしました。研修所の加工室は非常に広くボイラー、あるいは蒸気がま、それから缶詰の機械などもあるわけですが、これらを作動するべく、本校のほうに予算申請もしているのだという、非常に頼もしいお話をされていたのです。

そういうことで、ぜひ深川市としても、この辺の連携を強めていって、一定の予算も当然持ちながら、地域の特産品の開発に力を入れていく、協力し合う、そのあたりをぜひ連携をとってやってほしいと思えますが、考えを聞かせてください。

○平地域振興課長 拓大と連携した食品開発の取り組みの状況についてご説明いたします。

市では、平成19年度から深川元気会議地域産業活性化部会、現在は深川地域資源活用会議に改称してありますが、この団体と一緒に食品開発を進めており、その構成には、拓殖大学北海道短期大学にも加わっていただき、連携を図ってきているところでございます。

具体的な取り組みとしましては、先ほどお話のありました大学が開発しました黒米に着目し、黒米関係の商品開発を推進しており、これまでに23の事業者にかかわっていただき、65品目の商品が誕生しているところであります。また、大学が昨年10月に登録を終えました黒米の新品種、芽生さくらむらさきについては、大学の圃場で今シーズンより本格的な作付を行うということですので、収穫後には加工事業者さんの皆さんにサンプルの提供を行いたいとお話をいただいているところでありますので、今後なお一層、大学と連携した商品開発の取り組みが進むと考えております。さらに、大学が取り組んでおりますサツマイモについてですが、大学より、栽培技術確立後の活用方法が課題との相談を受け、サンプルを市から市内の事業者さんに提供し、商品開発をお願いしましたところ、菓子類の商品化につながるなど、黒米以外の素材についても大学との連携が進んでいるところであります。

次に、旧農業高校加工室の活用についてですが、

この旧深川農業高校の施設については、現在、拓殖大学北海道研修所として、一般教室などを宿泊室に改修し利用をしており、加工室の整備が具体化した段階で、今お話のありましたことなどについても大学にお伝えしながら連携を図っていきたいと考えております。

○松沢委員 私は、今の課長の答弁には大いに期待を持たせてもらいたいと思いますが、やはり多少なりとも市独自の予算も持ちながら拓大と話をしているかないと、スムーズにいかないのではないかと、常々思っているのです。今後その辺も含めて、せっかく今いろいろな、六十何品目と言いましたが、新しい地場商品の開発がようやく芽が出てきたと思っているのですが、大いに期待したいと思ひますし、この予算の計上も含めて、ぜひ強力で拓大との連携を強めていくという立場で、もう一回お答えいただきたいと思ひます。

○平地域振興課長 拓殖大学との連携ということで再質疑いただきましたが、私もも今まで以上に強力で連携する覚悟でありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○田中（昌）委員 観光振興費の道の駅の維持管理のところでお伺いしたいと思ひます。

道の駅の入り込み客が、平成22年度2月末では80万人を少し切れるというような資料もいただいております。やはり入り込み数がかなり減ってきています。高速道路の無料化の影響とか、いろいろと言われているかもしれませんが、もう道の駅建設をしてから8年になろうとする時期でございますから、やはりあの手の商業施設では、大胆なりリニューアルの時期を一定程度の中でやっていかなければ、そういうものを維持するということにはなかなかならないと思ひます。

その辺のリニューアル等については、またの機会に聞かせていただきたいと思ひますけれども、今回、昨年の指定管理者の指定で、また振興公社が管理を受注されました。その後テナントの募集をされていたようですが、これまでの方がまたテナントとして入るのかもしれませんが、その中で物産振興会、これはもともと深川の駅前なり駅の中で展開をしていたものが道の駅に入って、予測の範囲なのですけれども、年間の売上げが億の単位になるのか、それぐらいのものになるのかと予測をしているところでございますけれども、やはり、これまでも

そうなのですけれども、任意団体ということで、経営基盤をしっかりと可視化できるような状況にあったほうがいいのではないかと、これまでも何度か言わせていただいております。いわゆる株式会社、あるいはNPO法人というような手法も現在ではあるわけですから、そういったところで、やはり経営基盤の確立というところも含めて、法人化というような姿勢をもっともっと進めて、そういう話を行政の側からも投げかけていくようなことについて、これまでどのような取り組みをされて、どのような状況になっているのか。やはり扱い高が非常に大きい団体ですし、深川市のものを販売していると、もし何らかの事件等があれば、その責任問題というのやはりいろいろ追及される部分ですから、その辺の組織というものもしっかりしておいたほうが、いろいろな面の危機管理においても有効ではないかと思ひますので、その点についてもお伺いしたいと思ひます。

○伊藤商工労働観光課長 道の駅のテナントの関係で質疑をいただきました。昨年、一昨年と質疑をいただきまして、これまで質疑の経過につきましてはそれぞれ関係者にお話をしているところでございます。

そこで、道の駅そのものは、今ちょうど年度が変わりといひますか、指定がえがございまして、テナントは従前と変わりませんが、契約を進めているところでございます。ここにかかわりまして、指定管理者から市にいろいろさまざまな各種報告書等は提出されまして、その部分につきましては公文書として情報公開条例の適用を受けるわけですから、原則公開となります。その部分にかかわりまして、売り上げ状況等も報告されておりますが、これらの公表につきましては、一部収支決算の明細などとともに、事業活動に該当する部分については個別に判断するとされております。そこで、テナントは任意団体でありましたが、法人化すべきということでありまして、団体のほうでは、今後のあり方を問う法人化検討委員会を立ち上げるとともに、専門家の知識を提起してもらい、法人化の是非の検討を進めるとされております。市といたしましても、法人化につきましては、酒類等の販売免許、資格取得など、さまざまなメリットがありますことから、望ましいものと、進めていただきたいものと、このように考えているところでございまして、先日、関係者の方

に現在の進捗状況についてお尋ねしましたところ、時間がかかってはいるが前へは進んでいると聞いておりますので、いましばらく見守りたいと考えております。いずれにいたしましても、行政執行上の関連情報の公開は、時代の趨勢と受けとめておりまして、透明性が高まり、市民理解が深まるよう、法人化に期待しているものでございます。

○楠委員 112ページになりますが、4目消費経済費の説明欄2番目、消費者行政活性化事業についてお伺いいたします。

今、さまざまな消費者問題がありまして、深川市としましても、消費者センターの充実を図っていると思いますが、その中での事業内容についてお伺いします。

○伊藤商工労働観光課長 お答えを申し上げます。

消費者行政活性化事業の平成23年度予算425万8,000円の主な内容といたしましては、消費者講演会や相談員の学習会、これらの開催などに35万円、相談員並びに事務担当職員の研修会参加に77万円、相談員の増員に伴いまして35万8,000円を計上しております。また、消費者啓発事業といたしまして、啓発用品等の購入が15万円、チラシ印刷と折り込み料ほか8万円でございます。合計いたしまして23万円。それと、消費者センターを訪れる方が近年多くなっておりますが、その方々の相談者へのプライバシーに配慮いたしまして、相談スペースの間仕切りを考えてございます。これに伴うことと、消費者センターのP I O - N E Tシステム機器の配置がえなどのための室内改修に80万円。先ほど申し上げましたが、相談員を増員することに伴いまして、電話設備の改修を考えておりまして40万円。また、消費者センターの室内改修に合わせまして、パンフレットを置く棚とか書庫の購入、プロジェクターやスキャナー、デジカメ、DVDなどの研修用備品の購入などに135万円を予定しているものでございます。

○東出委員 2目商工振興費の中で、商工振興。先日、補正で発売をされましたプレミアム商品券についてお伺いをいたします。

13日に3,000セットを3時間で完売、おめでとうと申し上げたいと思います。本当に売れ行きがいいものだ。このことに関しては、もう少し薄く広くという発想があってもいいのではないかなというようにお話をさせていただいていましたけれども、案の定、プレミアム分が2割というような状況の中で、

3時間で完売になり買われた方は大変喜んでおられるでしょうし、求められて手に入らなかった方は本当に残念な思いをされていると思います。そういうすそ野を広げることで、個店あるいは地元の商店街に足が向かうということは、これはもう間違いのない事実です。そういうチャンスをあえて逸したという意味では、私は残念に思っていますし、大型店とのバランスも、もう少し地元の個店に対する配慮があってもいいのではないかと考えています。

先日の商工会議所との懇談会のときに、ある商工会議所の幹部の方が、私がそういう形でお話を申し上げたら、そんな話は聞いていないと。2割という話なのか、おれたちまだ聞いていないというお話でございました。この辺のところも含めて、商工会議所とどういう協議をされて、その経過の中で、最終的にプレミアム分20%、3,000セットの販売となったのか、協議の経過をお聞かせいただきたいと思えます。

○伊藤商工労働観光課長 お答えいたします。

プレミアム商品券の発行事業に当たりまして、会議所とのこれまでの経過についてでございます。まず、商工会議所のほうからプレミアム商品券発行事業の取り組みをお願いしたいという要請、要望が文書で来ておりまして、前の臨時会にご提案する前の段階で、日にちのメモを今持ってきておりませんが、提案する前に事前にお話を申し上げてきているところでございます。ご了解をいただけたということではなくて、私どもの考え方、20%のプレミアムで、3,000セットを販売したいのだということで補正予算を組ませていただきますからということで、協議はしてきてございます。その議決後、最終的にはそれぞれの商工会議所、商店街振興組合、料飲店組合と商店会も含めまして、実行委員会が結成されたのが2月24日となっております。若干日にちが置かれたように思いますが、さまざま諸般の事情と申しますか、プレミアムの20%等に臨時議会でいろいろご指摘も受けていることの精査もいたしまして、最終的に2月24日に深川市商店街振興組合、今度は実行主体になりますのは、商店街振興組合がなるということで、この辺も変わっております。それと、各商店街振興組合及び商工会議所による深川プレミアム商品券事業実行委員会が組織されまして、その中で、名称や発売日のほか使用期間、加盟店の負担など、実施要綱の詳細についての検討が行われたと

ところでございます。その協議の中で、市としましては、市から地元小売店に配慮した取り組みといたしまして、専用券の導入と利用者の新たなメリットとしてのプレミアム分の増額についてご提案をさせていただいております。各商店街振興組合などの代表の方々のご意見も伺いながら、最終的には20%のプレミアム、1セット当たり500円券を4枚、合計いたしますと2,000円ですけれども、大型チェーン店を除く既存小売店専用券とすることの決定をいただいたところでございます。

以上、経過とさせていただきますが、私も3月13日午前10時の発売開始前に参りまして、職員も何人が手伝いに行っておりますが、ある程度整然にといいますか、時間に来ていただければ、ご購入いただける状況にあったということで、3時間、午後1時に完売をさせていただいているところでございます。○水上委員 2目商工振興費のところ、空き地空き店舗活用事業についてお伺いしたいと思います。

本事業に関しましては私も機会あるごとに質問させていただいておりますので、端的にお伺いしますが、まず直近の実績をお伺いしたいと思います。

あと、この制度の対象者と対象地域が2年前に見直されておりますが、その効果はどうであったのかお聞きしておきたいと思っております。

次に、空き地空き店舗情報のホームページの件ですが、商工会議所が管理しているということで、このホームページを見ますと、情報がかなりふえており、かなり詳しい内容となっておりますので、その活用についても伺っておきたいと思っております。

最後に、この制度は、1年の時限措置であります。が、継続されるということで、新年度の内容を伺っておきたいと思っております。

○伊藤商工労働観光課長 お答えさせていただきます。

1点目にございました空き地空き店舗活用事業の助成制度の活用状況でございますが、平成16年9月に制度が創設以来、21年度までに21件利用がございまして、約3,410万円の助成を行ってきたところであります。本年度、平成22年度におきましては、新たな助成対象者が1件ございまして、昨年度からの賃借料の助成分を含めまして、約260万円の助成予定でございます。これらを合わせますと、合計いたしまして22件、約3,677万円がこれまでの助成総額となる予定となっております。次に、助成対象者の業種

別内訳でございますけれども、小売業が7件、クリーニング、美容室などのサービス業が9件、食堂、レストランなどの飲食店が6件となっております。本事業につきましては、中心商店街の活性化を図るという事業目的に沿いまして、一定程度の効果を上げているものと考えているところでございます。

次に、平成21年度に助成要綱の一部改正をいたしまして、区域の拡大と対象者の拡大をいたしております。この改正につきましては、これまでの助成対象者は中小企業者及び商店街振興組合ということになっておりましたが、それに加えまして、社会福祉法人、公益法人、NPO法人までに拡大をしたものでございます。改正後、昨年まで、区域拡大によりますものが2件、対象者の拡大によりますものが1件、それぞれ交付決定をいたしまして、改正の目的である、より商店街の活性化を図るための効果があったものと考えているものでございます。

次に、3点目にございました深川商工会議所がインターネット上で発信いたしております、空き店舗空き地情報についてでございますけれども、この情報の内容といたしましては、平成21年度に市が行いました空き地空き店舗状況調査結果に基づく情報も一部含まれているものでございまして、市のホームページに掲載をしております空き地空き店舗活用事業制度からもリンクがかなうように、相互の連携をとっているものでございます。市の助成制度の問い合わせ等がございましたときにも、これらの情報がある旨お知らせをし、それぞれ活用していただいているところでもございます。今後も、本助成制度と、空き地空き店舗情報につきましては、深川商工会議所と連携をとりながら、十分なお知らせをしてみたいと考えております。

次に、4点目にございました制度の今後の方向性についてでございますけれども、現在の要綱そのものは1年ごとの時限措置とされております。本年度からこの助成制度につきましては、過疎対策事業債の対象となりますので、この事業債を財源に、今後も実施する、継続したいと、このように予定をさせていただいているところでございます。

○水上委員 内容に関しましては、今、お答えいただいたことで理解しましたが、空き地空き店舗情報ということで、この空き店舗がどのように活用がされているかという事例などを、あわせて情報として発信してはどうか。所管に聞きますと問い合わせも

数々あると。この事業に対しての問い合わせもあるということで、ホームページで物件の情報、またあわせて事例、こういう活用がされているというようなことがあれば、よりイメージしやすいのではないかと思いますので、その件に関してどのようにお考えか、伺いたいと思います。

○伊藤商工労働観光課長 お答えさせていただきます。

市といたしましては、先ほどの答弁と同じになりますけれども、ホームページに掲載いたしまして、活用を周知するというようにしておりますが、この助成制度を利用して開設された方なり、現在どういう状況にあるかということの周知は、確かに十分ではございませんでした。新たに開業した方を支援するという意味も含めまして、活用された方の事例等もホームページに掲載するなど、工夫を重ねていきたいと思っております。

○田中（昌）委員 3目観光振興費のところ、観光振興事務になるのか、その点について伺いたしたいと思います。

ここはいわゆるイラストマップ、案内図というか、そういうものについて、ご提言を含めて質疑をさせていただきたいと思っております。

これからやはり春に向けて、深川市内でもカタクリの群生地とか桜の名所とか、いろいろなものが出てくると思いますし、時期になればサクランボとかリンゴ狩りとか、いろいろなものが今後出てきます。サクランボとかリンゴについては、それぞれ独自に白黒印刷というか、普通の印刷で、マップなんかは各所に置いてあるのを見るのですけれども、一方で、看板を設置したほうがいいのではないかという声もあります。よほどしっかりした看板でなければ、その看板を発見できなかつたら、その行きたい目的地を通り過ぎてしまうというようなケースが多々あります。そういったことからすると、目的別のイラストマップを道の駅とか深川駅に置いておけば、かなり行きやすくなるのではないかと。どうしても深川市の人、北海道の人全体がそうなのですから、よそから全く知らない人が来たことを前提に、そういう案内ものをつくっていないのです。神戸に行きますと、神戸ではいわゆる異人館とかを中心としたものとか、歴史的なものとか、あと酒蔵みたいなものそれぞれ目的別、地域別というイラストマップ、非常に見やすい、そこにぜひ行ってみたいと思う

ようなイラストマップとともに、裏側に施設のそれぞれ案内があるというような、そんなところがありまして、さすが大観光地だと思っているところなのですけれども、深川市でも、それほど大きな予算をかけなくても、イラストマップはつくれるのではないかと思いますし、例えば丸山のところ、なかなかわかりづらいですけれども、国道233号を留萌方面に走って、ビックハウスの信号機を目印に右に曲がったら突き当たりますとか、あと丸山のお寺のさらに裏側ですみたいなコメントが入っていて書いてあれば、非常にだれでも行きやすくなる。道の駅には観光案内をする方もいるのですけれども、言葉で説明するよりは、そういうふうにしてあるものを一枚渡して、ここですよと行くほうが非常に便利でわかりやすいのではないかと思いますので、そういったものの取り組みがいかがなものかと思っております。それと、それをぜひつくるのも、市内にいる方、絵をかいたり、そういったことに興味を持っている方の協力をいただくとか、公募してそんなようなマップをつくってみませんかみたいなことでやっていけば、それぞれ個性の生かされたわかりやすいイラストマップをつくってもらえるのではないかと思いますので、そういった取り組みについてどうしてお考えを持っているか、伺いたしたいと思います。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○東出委員 観光振興事務ということですし、本来、今、田中委員から発言のあったような中身については、私は観光協会あたりが一番取り組むべき中身と思います。

そこで、無理して関連と言ったわけではないのですけれども、私は観光協会あたりが非常に動きがないといいますが、組織そのものにも動きがないですし、活動そのものにも動きがない。というのは、新陳代謝がないという感じがしてしょうがないのです。市内の中でも、直接観光という形でないにしても、例えば輝人工房だとか昴の会だとか、若い皆さん方が、深川市の観光に結びつくような団体とかそういう活動をしている組織がたくさんあるのです。そういうものが観光協会あたりに行って、構成員に入らないかという呼びかけ、もう旧態依然として、丸山だとか、音江の国見公園だとか、そういうところの人たち、いわば少し年齢も高い人たちという言い方が、年齢が高いから悪いという意味ではないのですけれども、非常にそういうところでは新陳代謝が起

きていないと。

そこで、そういう、今、質疑があったようなものに取り組むべきところは、私は観光協会だと思しますので、そここのところの構成だとか新陳代謝をしていく考え方、そこら辺のところについて考え方をお示しいただきたいと思えます。

○伊藤商工労働観光課長 2点の質疑をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず1点目に、田中昌幸委員から質疑がありましたイラストマップの関係でございます。

質疑の中にありました、神戸のイラストマップは、地区別のももございまして、温泉マップとか、灘の酒蔵といった目的別のイラストマップ、A4判の統一した体裁で作成しております、大変きれいでありまして、観光情報が非常にうまくまとまっているという感想を持っております。本市におきましても、観光ガイドのほか、深川グルメマップ、フルーツ狩りマップといった目的別のイラストマップを作成し、道の駅などの主要な施設等には配置しておりますけれども、委員からご指摘があった点につきましては、それら更新時期に、質疑にありましたような内容も含めまして、十分検討して取り組めるものから順次対応していくという考えでございます。

また、制作者を公募するということにつきましても、平成21年度に観光ポスターのデザインを公募して、最終的に決定したという経過もございまして、市民の皆さんの力をおかりするというのを、一緒になってつくり上げていく過程も非常に大事なものと認識しておりますので、この点につきましてもあわせて検討してまいりたいと思っております。

2点目に、東出委員から質疑のございました観光協会の関係でございますが、深川市観光協会につきましては、市内の観光資源開発の促進と紹介、宣伝並びに観光関連事業の主催、協賛を通じまして、本市産業、文化の興隆発展に資することを目的といたしまして、昭和46年4月に設立されたものでございます。組織構成につきましては、約60からなります機関・団体と会社、個人商店などの会員から組織されておまして、2年に1度の総会において、会長、副会長、理事などの役員が選任されておられます。そこで、質疑にございましたご指摘の件でございますけれども、平成22年度の活動を申し上げますけれども、観光行事の推進のため、各種観光事業の協賛、援助及び協力としまして、ふかがわ夏まつりやふか

がわ冰雪まつり、そして市内で行われます各種イベントの協賛や協力ということ、また観光宣伝活動の推進のため、ポスター掲示、パンフレット、ガイドマップなどの修正と更新や市外へのPRとしてのパンフレットの送付などです。ただいま申し上げましたように、観光協会の役割、立場が、後援、協力という形でありまして、ある意味地味と申しますか、黒子的な立場での活動が多いことから、活動内容が見えてこないという懸念もございまして、今後につきましては、会員の輪をさらに広げることで、新しい方にも加入していただき、活動内容の充実を図りまして、本市観光の振興につなげてまいりたいと考えております。

○田中(昌)委員 かなり前向きな答弁をいただきまして、ありがたかったですけれども、一言言い忘れたことがあるので、余計なことなんでしょうけれども、つけ加えさせていただきたいと思えます。

観光とかそういうことに来られる方、あるいはそういうものを見ながら来られる圧倒的多数、現在はやはり女性なのかと。女性の方であれば、かなり高齢の方から若い方まで、そういうところに赴く方が非常に多いという印象を私も持っていますし、多分そういう分析は外れていないと思います。残念ながら、私どもぐらいから上の男というか、おやじどもがそういうものをつくっても、全く感覚に合わないのが現状でございますので、ぜひそういったことにも配慮して、制作する側、あるいは制作するときの意見をいただくところは、そういう方たちが興味を持つようなものもぜひ取り入れながら、制作をしていただければと思います。多分、私の感覚でも全然追いつけないと思っていますので、おおむね同じような世代と同じような方たちなので、そういったことも配慮していただければと思いますので、そのことについてもう一言、答弁いただきたいと思えます。

○東出委員 当然だと、そんな思いで聞かせていただいていたいました。

先ほど夏まつり等々の質疑もありましたけれども、昨年の夏まつりの実行委員長さんは観光協会の会長さんであります。そういう下支えの団体だとかそういう協会、そういうところが、これほどスピードが早い時代にあって、しかも若い人たちの発想、そういうものが必要な時代にあって、2年に1回しか総会をなぜ開かないのですか。

(発言する者あり)

○東出委員 改選は2年に1回で、総会は毎年やっているということですか。それはそれでいいです。

それでは、1年の中でどんな会合があって、どういう会議が開かれているのか、そういうことも含めてお聞かせいただきたいし、例えば実行委員長をされた会長さんがおられるわけですから、その夏まつりあたりについても、観光協会では、どのような支援だとかそういうことも含めた話し合いなり体制がとられているのか、そこら辺についてもお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○伊藤商工労働観光課長 お答えをさせていただきます。

1点目のイラストマップの関係でございますが、委員ご指摘のとおり、さまざまな配慮を持ちまして十分対応してまいりたいと、こんな気持ちであります。

また、2点目の観光協会の関係でございます。2点目の観光協会につきましては、1年に1回、通常は4月に総会を開いております、1年間の事業報告、決算報告、さらに新年度の事業計画、予算案の審議をしてございます。年に1回の開催ということで、どうしても刷新をされないといいますが、更新されないといいますが、言葉は悪いですが、マンネリになっておりますけれども、さまざまいろいろなところでお会いする機会もありますし、実行委員会の中に入っておりますお会いすることもございます。委員ご指摘のとおり、やはり新しい方の目線も入れながら、観光行政を進めてまいりたいと思っております。

○渡辺委員長 7款商工費を終わります。

暫時休憩します。

(午後 3時12分 休憩)

(午後 3時33分 再開)

○渡辺委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、8款土木費、1項土木管理費、114ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1項土木管理費を終わります。

2項の道路橋梁費、116ページ。

○田中(昌)委員 道路橋梁総務費でお伺いしたいと思います。

橋梁長寿命化というところで、既に3年目になる

のかと思います。これまでもホームページ等で、その調査のデータについての公表などもされておまして、市内にこんなに多くの橋があるのだと感じますし、その管理は、今後非常に重要な業務の一つとなっていくのだと考えております。

この際ですので、来年度の橋梁管理事務の長寿命化事業について、どのような形で行っていくのか。それから、今後この調査が終われば、実際に改修という形になっていくと思うのですけれども、そういった際に、どのような制度に基づく、どのような国の補助なのか交付金なのか、そのようなものがどのような状況になって、今後、行っていく考えであるのか、お伺いしたいと思います。

○堀川都市建設課長 お答えいたします。

市におきましては、今、田中昌幸委員が質疑のとおり、橋梁の長寿命化修繕計画策定に向け、平成20年度より補助制度や交付金を活用し、橋梁の健全度を把握するための橋梁点検に取り組んでいるところであります。橋梁点検の方法は、ホームページ上で記載しておりますが、橋梁点検は目視を基本とし、橋梁部材の腐食、ひび割れや支承装置の機能障害、下部工の沈下、傾斜など12項目について、損傷状況に応じたAからEの5段階評価や損傷の有無を評価するもので、長寿命化修繕計画策定時の優先順位の基礎となるものであります。

現在の状況であります。広報やホームページに掲載し、市民の皆さんにも公表しておりますが、現在、市が管理している橋梁286橋のうち、平成20年度に16橋、21年度に33橋、22年度に21橋の計70橋の点検を完了しております。先日議決をいただきました22年度補正予算により、132橋の点検業務を発注したところであります。今後の予定でございますが、平成23年度までに残り84橋の点検を実施する予定でありまして、小規模なボックス構造となるものを除き、24年度に点検結果を基礎資料とした長寿命化修繕計画を策定し、市民の皆さんに公表するとともに、25年度以降、長寿命化修繕計画に基づく損傷箇所の修繕及びかけかえ等を実施する予定であります。

その修繕計画に基づく損傷箇所の修繕及びかけかえについての国等の事業でございますが、今現在、北海道に確認しましたところ、国費率65%の交付金で対応される予定であると伺っておりますので、今後とも国なり道の指導に基づいて計画を実行していきたいと考えております。

○長野委員 私からは、2目道路維持費のところ、道路の維持補修の関係でお尋ねを申し上げたいと思います。

このことにつきましては、大変市民要望の多い道路整備でございますけれども、限られた財源の中で新規事業も非常に少ないことから、現状の道路を大事に長もちさせる。今の橋梁の話と同じでございますが、長寿命化はなかなか難しいわけですが、それも求められているところであります。そういった意味では、日ごろ維持補修に汗を流されております所管の皆さん方に敬意を申し上げたいと思います。

そこで、維持補修の状況、推移、今後の考え方についてお尋ねしたいと思います。

○高場都市建設課維持管理センター長 お答えいたします。

最初に、道路維持補修の現状についてでございますが、深川市の道路維持補修につきましては、道路の舗装修繕、未舗装道路の修繕、道路側溝の修繕及び土砂撤去などを初めとして、道路の維持管理に係る一切の作業を行ってございます。道路の老朽化とともに損傷の度合いが増してきているという現状でございます。維持補修に当たりましては、その性格上、緊急を要するものが多いということから、市の直営により作業を行うものが大半でございますが、作業規模が大きいものや作業内容により、業者を通じて維持補修を行ってきているという現状でございます。

次に、道路維持補修費の推移ということと、今後のことについてでございますが、道路の維持補修費の全体の予算で申し上げますと、各年度により多少のばらつきはございますが、平成19年度4,470万9,000円から、23年度では5,371万3,000円ということで、増加してきている傾向でございます。増加の主なものといたしましては、修繕料で280万円、街路樹の委託料で430万円、道路の補修にかかわる工事費で400万円増加をしております、その他の経費で若干210万円の減額がございますので、これらを合わせまして、今申し上げました5,371万3,000円ということの予算となっております。

今後は、さらに道路の老朽化に伴い、維持補修に多くの費用がかかってくると思われそうですが、限りある予算の中で最大限の効果を上げられるように工夫をしながら、維持補修に努めてまいりたいと考えております。

○松沢委員 ここで、マイマイガの防除についてお尋ねします。

平成22年度夏は、非常にガが大量発生しまして、私どものところにも、市民の方から早く防除をやってほしいということで要望が来しました。しかし、なかなか所管の皆様方は、予算がないとかというようなことで、これに取り組みなかつたという経過もありますし、議会で質問したという経過もあります。もちろん、平成23年度においては、発生状況を見きわめながらの対応になるとは思いますけれども、昨年、あなた方が腰を上げたときには、ガの幼虫というか、毛虫がちょうどこのボールペンを半分に切ったぐらいの大きさになって、高齢者事業団で、朝、街路樹に殺虫剤をばあっとかけていったのですが、下へ落ちてはなかなか死ななくて、歩き回って、ひどい目に遭ったという、そんな経過がありますが、去年どのぐらいの予算を必要としたのかということと、23年度については、状況を見て、恐らく去年の経過からいくと、何か異変が起きない限りはまた大量発生するのではないかとおそれますので、その対応を迅速にやっていただきたいと思っておりますので、考えをお聞かせください。

○高場都市建設課維持管理センター長 街路樹のマイマイガに関してお答え申し上げます。

街路樹のマイマイガ対策につきましては、ここ数年の大発生に伴いまして、街路樹等への樹木に大量のマイマイガが寄生をして、歩行者の方はもとより、近隣の住宅にも被害が及ぶという状況になってきてございます。

今、委員からお話しありましたように、昨年は特に街路樹に寄生をしたマイマイガに対する苦情が、大変多く寄せられました。これを受けまして、私どもとしては、今も委員の指摘のあったように、若干遅かったような気もしますが、7月に緊急措置といたしまして、現地調査の上、特に被害の多い街路樹を中心に、市道の11路線、約880本、予算では40万円程度でございますが、これらの費用をもちまして防除を実施した経過がございます。本年もマイマイガの発生が予想されておりますので、マイマイガの発生状況などを確認しながら、できる限り早い段階で防除を実施してまいりたいと考えています。

○太田委員 8款2項2目の説明欄4、除排雪についてお伺いいたします。

金額的にはやや3年間、同じような額で推移して

おりまして、このことについては経済建設常任委員会でも多少議論しているところでありませぬけれども、この冬に入るところでは、所管から前年とさほど変わらないというような説明で、この除排雪に関する部分については深く議論をしていなかったわけでありませぬ。今日に至って、国や道の段階で、除排雪のやり方が経費を抑えるというようなことで、車歩道の雪を残す排雪の仕方、このようなことで変わってきていると。この点、深川市としてどういう対応をしているのか。

具体的に、いま一つは、事象としまして、そういった影響なのか、蓬来通線の7番と8番の間の、例えば歩道の突き当たりが、本来そこは抜けていなければならぬのですけれども、2メートルぐらいの感じの壁になっているということで、横断歩道を渡ってきた人が、そこを当然通れないわけですから、車道のほうにどんどん出てきて、どうしたものかと思ったら壁になっていたと。早急にそここのところは、都市建設課で手を打っていただいたのですけれども、そこら辺について、そういった事象がほかにはないのかどうか、この辺をまず伺いたいと思ひます。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○北名委員 除排雪に関して関連します。

大分、一般質問も含めてやりとりしてありますので、簡潔にお尋ねしますが、雪国であり、あるいは除雪にかかわっているどの地域もいろいろ工夫していると思うのです。深川市でも非常によくやっているというぐあいに思ひますが、そこで、いろいろな工夫があると思うので、よその事例を研究、見に行くか、聞き取りするか、いろいろ方法はあると思うのですが、それをやっていただいて、見劣りしないというよりも、進んだ形をつくっていったらいいのではないかと提案がありますが、いかがでしょうか。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○宮田委員 除排雪に関して伺ひます。

除排雪につきましては、私も毎年のように伺ひてまいりましたが、この事業につきましてはゼロベース査定、財政収支改善により一部削減されたということもありました。しかし、市内外の市民の声を聞きますと、相変わらず評判がよいように思ひます。

この除排雪事業に関して、収支改善見直し後の市としての評価や総括について伺ひたいと思ひます。

○高場都市建設課維持管理センター長 3人の委員からそれぞれ質疑をいただきましたので、順番にお

答えを申し上げたいと思ひます。

最初に、太田委員から質疑がございました関係でございますが、ここ数年の深川市の除排雪作業にかかわる内容というか、予算関連等々で申し上げますと、委員ご指摘のとおり、平成21年度2億8,222万6,000円、22年度では2億7,837万2,000円、23年度2億8,828万8,000円という状況でございますが、ほぼ同額程度の予算で推移をしています。したがひまして、国、道では予算削減等がされておりますが、深川市の状況といたしましては、今申し上げたようなことでございますので、深川市としての除雪作業の内容につきましては、除雪出動基準や排雪回数などを変更することなく、例年どおりのレベルを保ちながら実施をしてきてござひまして、今後ともこのような取り組みで進めてまいりたいと考えてござひます。

次に、歩道の除雪について、若干ご指摘がございました。蓬来通線の7番から8番にかけて、横断歩道部分の除雪がされておらず、横断歩道を渡る市民の皆様が大変ご不便をおかけしているという状況にございました。これはご指摘のあった即日除雪を行ひまして、改善いたしました。これと同様の事例が、実は1町飛んだ区間になりますが、6丁目線の1条から2条に横断する箇所でもあったところなんです。これも即日、除雪を行って、通行できるよう改善してきたところでござひます。今後におきましては、歩行者の皆様のお安全な通行を確保するために、このようなことがないように、十分注意を払いながら、歩道除雪等々を行ってまいりたいと考えております。

次に、北名委員より、同じく除排雪に関して、質疑がございました。除排雪については、一般質問で市長からも答弁を申し上げておりますが、除排雪を担当する所管といたしましては、これまで創意工夫をしながら、より丁寧な除排雪となるよう努力を積み重ねてきております。委員ご指摘のように、さらにレベルアップを図るようなことで、他市の先進事例として旭川市などは、部分的ではござひますが、若干、門口除雪を実施したり、そういう場合もござひます。ただ、これはきっちりと調査をしてござひませんので、旭川市に出向きながら、先進地としての調査などを行ひながら、今後どのようなことで深川市として対応が可能なのか、調査研究等々をしてまいりたいと考えております。

次に、宮田委員から、財政収支改善に伴ひます除

排雪費の関係について質疑がございました。財政収支改善に伴います除排雪費につきましては、平成21年度当初予算の除排雪費全体で、1,790万2,000円を削減した経過がございます。その際、削減内容を大まかに申し上げますと、歩道除雪路線の見直しによる委託料の削減で350万円、雪捨て場管理業務委託料の削減で500万円、排雪ダンプの借り上げ等の削減で1,000万円、このほかに経費増などもございまして、都合1,790万2,000円の削減額としたものでございます。これら削減に伴いまして、歩道除雪路線の見直しなどが、市民生活にとって大きく影響が出るだろうということも想定をされましたので、私どもとしては、いろいろな方法を考えながら、極力見直しによる削減を少なくするための検討を加えながら、結果としては、当時、燃料価格が相当高騰していたということなどもございまして、これが安定したということや、歩道ロータリ車の購入による委託料の単価の節減等により、歩道除雪路線を見直しすることなく、前年同様の歩道除雪等々をしてきたところでございます。いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、この削減に伴って影響が出るようなことはないよう、所管としてもさまざまな工夫を凝らしながら、今後努力してまいりたいと考えております。

○太田委員 次に、説明欄3のロードヒーティングの関係についてお尋ねしたいと思います。

予算額といたしまして1,441万6,000円という金額が計上されています。特にロードヒーティング、一般質問で今回も問題になっていました駅前関係でありますけれども、いわゆる歩道の除雪というようなことでは、このロードヒーティングは電気で融雪をしていると。ただ、その部分が断線をしている箇所があるということで、この段差が生じていると。ただ、決定的に、どうにもこの段差が解消できないということでは、いわゆる空き店舗のところについては、店舗の責任でそこのところを融雪することですから、そこのところは永久に除雪段差の解消にならないという状態になるのだと。こういうことでありますから、一般質問のやりとりの中で、関係各所と協議をするということで伺っていますけれども、ただ、ここに来たら、融雪というものはもう段差解消にはならないと。この冬を見ましても、2月の末ですか、土現が入って人的にそこのところは解消したわけですけれども、それまでの間、やはり

馬の背になった状態が、大体一冬継続されていたという実態にあるわけですから、そういったものを解消するとすれば、もう電気融雪をあきらめて、機械除雪に移行するというのを、協議の前提として行っていくということが必要ではないかということをお願い申し上げます。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○北名委員 この点についてと、もう一つ、ロードヒーティングについてというのを、私、出しておりますので、この二つについて、今、言いたいと思うのですけれども、一つは、今のことについては、この前の一般質問で市長答弁もありましたけれども、民地が60センチあって、市の部分が1.5メートルあって、さらに道の部分が1.5メートルあると。そして、さらに車道との間に道の部分があるという状況なのです。今太田委員がおっしゃったとおりなのですが、もうロードヒーティングでこの先やるということにはならないわけです。もうはっきりしているのです。断線だらけであるし、市もこれについては手を打たないで来てしまいました。ですから、そういう点では、ここについては、はっきりもう方向が出ると思うのですけれども、その場合に、今までロードヒーティングの場合には、商店街振興組合さんとの負担割合があったけれども、状況は一変するわけです。ですから、道から大いに負担していただける分はあると思うのですけれども、民地の部分についての負担云々という状況にならないと思います。ぜひそういう立場を明確にしてというか、話し合いの中でそういうことを頭に入れながら臨んでほしいと思います。

もう一点は、ロードヒーティングという表題で言っているところで、私はここで、6丁目のアンダーパスの関係でお尋ねをしたいと思うのですが、きょうもあそこを通りました。しょっちゅう通るところなのですが、氷の部分があるのです。アンダーパスのところもロードヒーティングになっているので、全部なっているという意識で入って行くから、氷の部分があるというのは非常に危険な状況にあります。これは、いつからそういう状況が生まれてきたのか、原因は何なのか。大体ははっきりしているけれども、その辺のことも含めて、どういう対応をとるのかお尋ねします。

○高場都市建設課維持管理センター長 お答えをいたします。

最初に、駅前通りのロードヒーティングについて、太田委員、北名委員より質疑をいただきました。駅前通りのロードヒーティングにつきましては、さきの一般質問において市長よりお答えを申し上げておりますが、北海道が2月に雪割り作業を実施することを受けまして、実は雪割り作業の前に、どの程度通電されていないところがあるか現地調査を行っております。結果としては、蓬来通線から仲町通線間、これは両サイドでございます。両サイド押しなべてのお話でございますが、両サイドでは55%程度、それから仲町通線から本町通り間では65%が通電をされていないということを確認してございます。ブロックごとに通電状況があるものですから、そういうことになります。一ブロックが断線をする、それが全部通電されないということでございますから、大きな数字になるのでございますが、いずれにいたしましても、今、お話ありましたように、この駅前通りのロードヒーティングにつきましては、幅員3.6メートルのうち1.5メートルが北海道、そして残り2.1メートルは深川市と地元商店街であります共栄商店街が整備して、このロードヒーティングの修繕などにつきましては、整備当時に共栄商店街とロードヒーティングに関する維持管理協定を締結してまいりまして、修繕等の費用負担につきましては、この維持管理協定に基づき、共栄商店街の皆さんの負担が伴うということになってございます。したがって、今の質疑で、この負担について、歩道除雪を入れて、ロードヒーティングを直すということではなくてということもありましたが、それらも含めて、いずれにしても北海道、深川市、それから地元の商店街である共栄商店街、この三者が同じ認識を持って、そして同じ状況で取り組みをしないと、三者ばらばらでは話になりませんから、これらを含めて十分協議をしていきたいと。共栄商店街につきましては、維持管理協定等に基づいて必ず負担という話が出てきます。これらも含めて十分商店街と協議をしながら、ロードヒーティングの修繕、あるいは今ご提案のあったように、歩道除雪車による除雪、これらを含めて具体的にどのような解決方法があるか、これらについて検討してまいりたいと考えております。

次に、北名委員から6丁目のアンダーパスのロードヒーティングについて、お尋ねがありましたのでお答え申し上げます。

6丁目のアンダーパスのロードヒーティングの状況でございますが、現在、故障のためにご指摘のように部分的に断線をしている箇所がございます。また、一部、節電のために実は通電をしていない箇所もございまして、この通電していない箇所というのはスロープ部分、一般的にはここは余り凍ることがないと私どもで判断しているところでございますが、そこがございまして。現状では、地下歩道部分の勾配が変化するところにおいて、ちょうどボックスを入れてすぐのところ、少し勾配が変わってきます。そこに氷が張って滑りやすい状況になっているというのが現状でございます。

断線をしているということの認識でございますが、いつからということをはっきりは申し上げられませんが、実は平成16年に、路面の温度センサーのふくあいがあることが判明して、その際にセンサーも修繕をしてございまして、その後、19年から私どもが節電のために通電を休止したりして、今のような状況になってございます。いずれにいたしましても、今現在はそういう状況で、大変危険な状況にあるということも認識をしておりますので、融雪剤の散布、あるいは氷割り作業の実施、また一部、節電のために通電していないところも通電するとか、さまざまなことで対応してまいりますが、基本的な解決にはなっていないというのが現状でございます。

このことから、今後の対応といたしましては、本年は故障箇所の修繕を行うべく予算計上させてもらっておりますので、これらを含めて状況改善に努めてまいりたいと考えております。

○北名委員 停車場線、いわゆる駅から旧拓銀の間の歩道の関係でしょっちゅう言うのだけれども、一つは、市として本当に反省してもらいたいし、恐らく反省していると思います。一番の動線となっている駅からのメイン通りが、ことしの2月の頭に改善されるまでは、ずっとああいう状況で放置というかなってきたと。ことしだけではなくて、去年もこのことを議論したし、おととしぐらいもあったような気がします。

それを踏まえて、改善の方向でいくのですけれども、私はもうこういう、ことし土現さんがやる前のような状況にはしないという決意を述べてもらいたいのです。そうしないと、商店街との話だとかいろいろあるけれども、私はそれでいつも話してもらっただけけれども、ああいうことはしないという若干の

反省と決意をお願いします。

○高場都市建設課維持管理センター長 再質疑いただきました。

市としても、今お話がございましたように、この駅前通りというのは深川市の玄関口であって、顔でもあるというようなことで、その辺も十分認識をしております。深川市としても、不十分ではございますが、今までにそれなりの努力はしてきたつもりではございます。いずれにいたしましても、市長答弁でも申し上げておりますが、次の冬までには、先ほど申し上げましたように、地元の皆さん、それから北海道も含めて、結論を出してまいりたいと考えておりまして、次期については、そういうふうにならないような形で対応してまいりたいと考えています。

○太田委員 説明欄1のアンダーパスの歩道の警報装置の関係について、質疑したいと思います。

これは一般質問でも指摘をしてきて、そして早急に対応しますということで、以前、壊れていた部分をすべてきれいに即刻直していただいているわけですが、ただ、ここのところを見ていましたら、両側に4個、4個で、8個の赤色ランプがあるわけですが、後でゆっくり通って点検してみましたら、半分が切れているのです。ですから、ここでまた同じようなことを指摘させていただきましても、業者とのいわゆるメンテナンス契約の内容がどうなっているのかがやはり不思議に思うのです。そこら辺がまずどうなっているのか。そして、まだそんなに、以前指摘をしてからたっていないような気がするのですけれども、非常に球切れが早いと。ですから、今、長寿命LEDランプにいつそのこと取りかえたほうが、実質的には人件費、請負契約などの部分で安くつくのではないかと思いますので、そこら辺について答えていただきたいと思います。

○高場都市建設課維持管理センター長 6丁目線のアンダーパスの警報装置についてお答え申し上げます。

昨年の第3回市議会定例会でも太田委員からご指摘がありまして、松浦部長より答弁申し上げましたが、今回、太田委員からご指摘を受けまして、現場調査をいたしましたところ、8カ所ある警報装置のうち4カ所の警報装置の赤色灯の内部の電球が球切れをしているということを確認いたしましたので、早速電球を取りかえるよう手配をしたところでござ

います。

定期点検ということで、メンテナンスの関係で質疑がありましたので、定期点検の状況についてお答えしますが、6丁目のアンダーパスにつきましては、清掃保守管理業務などを含めまして、年間を通じて業務委託をしております、日常的には3日に1回の割合で清掃業務などを実施しております。ただ、施設内の点検については随時という形で、現在契約をしているところでございます。

次に、LEDの電球への切りかえというご提言がございました。現在のこの警報装置なのですが、これは通常の警報装置と違いまして、実は200ボルトの電球を使用しております。メーカーに確認をいたしましたところ、現在このタイプのLED電球は生産されていないということでございますので、生産がされ次第、そういうものに切りかえるということではございますが、今の時点ではそういうような状況になってございます。いずれにいたしましても、今後の対応といたしましては、この警報装置は安全対策上または防犯対策上、重要なものと考えてございますので、施設の定期的な点検を実施するように指示の徹底をしながら、市民の皆様が安心して通行できるよう、安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○田中(昌)委員 説明欄4番の除排雪の中で、今年のごとの45ページにあります除排雪事業助成金というところで質疑をさせていただきたいと思っております。

前年度540万円から今年度590万円と、財政収支の見直しのタイミングだったかどこだったか、従前600万円だったと思っております。一度下げたのですけれども、また以前の水準まで戻すような状況になる。これは一定の市内全体の路線、そういう助成の申請が上がったところ全体に対して、今年度までだったら540万円、来年度から590万円を分け合うような仕組みだと認識をしているのですけれども、路線数がふえれば、それだけ助成率が落ちてしまうということで、その辺の現状がどのように推移することで、今回50万円の増額ということになっているのか。その辺、市道と私道とそれぞれあると思うのですけれども、その辺の関係も含めてお示しいただきたいと思っております。

それと、先ほど旭川市でやっている門口除雪みたいな話があったのですけれども、ある程度やはり門

口というか、歩道の除雪をするのだけれども、その出入りで結構大変なところが、路線によってはあるのかと。例を出せば、公園通線などはかなり交通量も多いですし、車道と歩道の除雪の間にたまっている雪も多いと。そういったところで、その出入りに対して非常に苦慮されている方もいるというところが、連檐していますから、こういう除排雪の助成制度の中で、連檐して希望者が出てくれば作業効率もいいですから、助成制度のもとで門口除雪に取り組んでいくようなこともどうかと思っているところですので、その辺についてお考えがあればお伺いしたいと思います。

○高場都市建設課維持管理センター長 除排雪助成についてお尋ねがございましたので、お答えいたします。

除排雪助成の現状についてでございますが、平成22年度につきましては、申請件数で66件、実施延長で7,051メートル、受益戸数で672戸、助成額では540万円となっております。毎年、わずかながらに申請件数がふえてきているというような実態がございます。さらに、助成しております市道と私道の内訳で申し上げますと、申請件数では、市道で17件、私道で49件。実施延長では、市道では2,310メートル、私道では4,741メートル。助成額では、市道で159万円、私道では381万円となっております。次に、助成制度の予算の関係で申し上げますが、平成16年度に700万円という予算を組んでございます。それから平成17年度に600万円、18年度から22年度まで540万円という状況になってございまして、先ほど申し上げましたように、申請件数や実施延長がふえているために、年々助成率が低下してきている、減少してきている状況にございました。したがって、私ども所管といたしましては、平成17年度に600万円の予算計上をしている段階では、除雪と排雪の助成率が50%、30%ということで決まっています、うち予算の範囲内で、先ほど委員がご指摘ありましたように、押しなべて分けてしまうというようなことになっているのですが、助成率で申し上げますと、平成17年度は除雪で40.3%、それから排雪では24.2%となっております。平成22年度はまだ助成が確定しておりませんので、21年度の実績で申し上げますと、除雪が36.9%、それから排雪が22.2%ということで、下がってきているということになってございます。私どもとしましては、この平成17年度の助成

率レベルに戻すべく、前年度より50万円増の590万円というようなことで予算計上させていただいたところでございます。

続きまして、門口除雪に関するところで、この助成制度として取り組んでみてはということですが、これも大変難しい問題がたくさんあると思っております。門口除雪は、さきの一般質問等々でも、高齢福祉という立場でもやってもございまして、私どもはある意味、市全体を押しなべてこの門口除雪をやらなければならないという立場でございますから、そういう意味では、どういう状況になるかは、先ほど北名委員への答弁でもお答えを申し上げましたが、先進地の事例なども十分調査をしながら、今後、どのような方法が可能なのか、調査研究してまいりたいと考えています。

○渡辺委員長 2項道路橋梁費を終わります。

3項河川費、120ページ。終わります。

次に、4項都市計画費、122ページから124ページまで。

○太田委員 8款4項3目説明欄1番、公園長寿命化計画のところでお伺いいたしますが、公園の部分で特に世の中をにぎわすのが、子供の遊具のふくぐあいによる賠償事故、こういったことが起きるわけですけれども、この公園の長寿命化というような部分、耳新しい言葉でございますので、内容についてご説明いただきたいと思います。

○高場都市建設課維持管理センター長 公園施設の長寿命化計画について、お答え申し上げます。

公園施設長寿命化計画につきましては、国土交通省が平成21年4月に、公園施設長寿命化計画策定補助制度を創設したことによりまして、深川市におきましても、この補助制度により、深川市が管理する都市公園の公園施設につきまして、安全性の確保及びライフサイクルコストの削減等々の観点から、公園施設長寿命化計画を策定しようとするものでございます。計画の中身についてでございますが、これは国土交通省が定めます公園施設長寿命化計画策定要領に基づき行うものでございますが、おおむね10年以上の計画期間を定めまして、都市公園の健全度を把握するための点検調査、これは今、委員からお話ありました遊具の点検とか、さまざまな施設の点検等を含んだ点検調査。それから、日常的に維持管理に関する基本方針、それから、公園施設の長寿命化のための基本方針等を定めるものでございます。

現在、深川市が管理しております都市公園は、深川総合運動公園を初めとして22カ所ございまして、古いものでは、公園開設より既に38年経過している公園もございます。公園施設の修繕はもとより、施設そのものの改築更新等々も必要になっております。したがって、今回、計画策定のために委託料として1,200万円を予算計上いたしましたが、公園施設長寿命化計画の策定によって、安全で安心して利用できる公園として、今後、公園施設の適切な維持管理に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○田中（裕）委員 3目公園費の今後の公園整備についてお伺いいたします。

公園整備については、当市では緑の基本計画を定めておりますが、かなり前に策定されたものと記憶いたしております。当市を見ますと、新興住宅地がふえてきていると感じますけれども、最近、市民の皆様から、小さくてもいいから公園が欲しいという声がちらほら聞こえてまいります。新興住宅地の公園造成の考え方と、今後の計画等がありましたらお答えください。

○堀川都市建設課長 お答えいたします。

公園の整備につきましては、市民の皆様豊かな環境の中で、より安全で快適な生活を送っていただくことや災害時の避難地、救援の拠点としても重要な位置づけをしているものでございます。これらの目的のため、平成14年に緑の基本計画を定め、公園の配置を含めた緑の将来像を示す中で、総合的かつ計画的な施策の推進に努めています。

質疑にありました新興住宅地の公園造成についてでございますが、公園の分類といたしましては、主として、街区内に居住する住民の利用目的に設けられている街区公園に該当するものと考えております。深川市における街区公園は、市として整備したもの、開発行為などの宅地造成に伴い設置されたものを合わせまして、17カ所ございます。公園造成の要望につきましては、緑の基本計画などを基本に位置や規模、施設内容の整合性、また財政状況などを十分見きわめ検討させていただきたいと考えております。

○渡辺委員長 4項都市計画費を終わります。

5項住宅費、126ページから128ページまで。

○田中（昌）委員 5項住宅費の住宅総務費のところでお伺いしたいと思います。

いわゆるまちなか居住推進という部分で、ここで

は住宅助成制度についてお伺いしたいと思います。

住宅助成制度が始まっておりますが、持ち家促進というところで、特にまち中にぜひ住んでいただきたいというような活動、行動の中で、いわゆるまちなか居住ということで、そういう誘導策の中での名称ですけれども、やはり市内経済の発展に寄与しているものではないかと考えております。

今回、住宅助成制度の継続なのですが、これまでこの制度に基づいてどの程度の実績件数が出てきているのか。あるいは、市内でやればより助成額が大きくなりますと。従前聞いたところによりますと、市内は半分以下というようなことも聞いておりましたが、その辺、市内業者と市外業者の割合がどのような状況になっているのか、お伺いします。

それと、割合がどういうことかは、どれぐらいの動きが、極端に市内業者、市内工務店の皆さんのところが成長するというのはなかなか難しい状況ではあるかと思うのですけれども、いろいろなところを聞きますと、各工務店さんがやはりそういう助成制度を活用して、市内のところに発注してください、受注させてくださいというような活発な動きも、見えてきているのではないかと感じているところでございます。そういったところで、どのような状況なのかお伺いしたいと思います。

それとあわせて、次期に向けてというか、今後、その辺をどのようにこの制度をうまく生かしていくかというところを見ていくために、今、既にその助成制度を活用されて建てている市内の方がおられると思いますので、そういった方に、その市内業者、市外業者、あるいはこの助成制度をきっかけに建てる意欲が出ましたとか、そういうようなことを直接聞いて、聞き取りをする中で、直接聞いたらなかなか答えてくれないのであれば、無記名のアンケートでもいいのですけれども、そのようなことを参考にして、いわゆる需要がどのような状態になっているのかというのを丁寧に整理していくことについて、どのような考えを持っているか、あわせてお伺いしたいと思います。

○佐藤都市建設課建築住宅室長 田中委員からの質疑にお答えいたします。

初めに、住宅持ち家促進助成制度の実績についてお答えいたします。

住宅持ち家促進助成制度のこれまでの実績につき

ましては、平成21年度27件、22年度23件、2年間の合計で言いますと50件となっております。市内業者と市外業者の比率でございますけれども、2年間の合計50件で申し上げますと、市内業者25件となっており、それ以前の3年間の確認申請における新築住宅の件数では、平均しまして市内業者が約4割、市外業者が約6割という割合になっておりましたことから、若干ではありますけれども、市内業者の受注がふえている状況となっております。

次に、市内工務店がやる気を出しているのはいか、どういった状況になっているかという質疑でございますが、個人住宅新築の受注に当たりましては、市内の工務店も相当の努力をしているものと思っておりますけれども、市外のハウスメーカーなどと比較しますと、営業を専門としている人の数、新聞、チラシなど広告の量、またデザインですとか平面プランなどの豊富さなど、市内の中小工務店にとりましては非常に厳しい状況になっていると思っております。住宅持ち家促進助成制度の取り組みをした2年間での実績では、市内・市外業者の受注比率が4割・6割から5割・5割になったことを見る限り、助成制度の取り組みの影響が、若干ではありますけれども、あったのではないかと考えているところでございます。

もう一点、アンケート調査につきましては、この住宅助成事業、3年間継続して今とり行おうとしているところでございますけれども、この事業の事後評価をしてみたいと考えてございます。その中で、アンケート調査という方法についても検討してみたいと考えてございます。

○田中(昌)委員 調査というか、そういったことで、実際に市内の工務店で建てた住宅、見学会なども積極的にやられているようですけれども、できればこの助成制度を活用して家を建てた入居者の、その家を建てた方のオーナーの声みたいなものが、ホームページみたいなコーナーで出してくれば、よりその制度の活用を前向きに考える若い方たち、そういう方たちがふえれば、前向きになっていくのではないかと思います。そんなこともぜひ取り入れながら声を、さらに顔として見せるようなこともやっていってはどうかと思うのですけれども、その点についても検討してはいかがかということで、再質疑させてもらいます。

○佐藤都市建設課建築住宅室長 再質疑にお答えし

ますが、先ほどアンケート調査についても検討していくということで、詳細については考えてございませんが、現時点で考えているのは、実際新築をされたオーナーの方に直接、全戸の方にお問い合わせできるか、そのうちの一部の方にできるか、詳細については現段階では決めてございませんけれども、直接将来的な住宅助成制度が、こういったものが深川市にとっていいのかということを考える意味からも、直接、建てられた方のご意見を聞いてまいりたいと考えてございます。

○北名委員 ここで私は2点聞きたいわけです。

1点目は、総務費の中で、住宅リフォーム助成について。中断していましたが、また時限的に行うということで、3月15日から受付を開始したと。この様子についてお知らせいただきたい。

2点目は、2目の管理費についてであります。今、大震災が起きまして、全国的にも全道的にもさまざまな取り組みをされている中で、深川市でも住宅を用意しているという話が新聞で報道されてきました。この辺について、どのような状況なのかまずお尋ねします。

○佐藤都市建設課建築住宅室長 初めに、リフォーム緊急助成制度の受付状況についてお答え申し上げます。

今年度、国の経済危機対策、きめ細かな臨時交付金を活用しまして、さきの第1回臨時議会において2,100万円の補正予算を議決いただきまして、年度内の早急な実施に向け、取り組んだところでございます。

受付状況でございますけれども、申し込み受付日を3月15日とし、初日の受付件数が116件、助成額の合計が約2,000万円となり、2日目で予算限度額に達したため、受付を終了したところでございます。このことにつきましては、昨年度初めて取り組みをしたリフォーム緊急助成制度において、100件をめどに受付を開始しまして、そのときは1カ月半の期間を要して予算限度額に達しましたことから、本年度も同様に考えていたところでございますけれども、開始2日目で終了は想定しなかったものであり、市民にとりまして相当関心の高い制度であったものと思っております。

次に、東北地方における地震などに伴う被災者の住宅確保についてお答えをいたします。

これにつきましては、3月12日付で、国土交通省

から、東北地方における地震に伴う被災者の住宅確保のため、各都道府県公営住宅担当部長あてに、平成23年度東北地方太平洋沖地震等に伴う公営住宅の取り扱いについての依頼文書が出されておりまして、それに伴いまして、北海道より各市町村の公営住宅担当部局へ調査依頼の文書が来ているところがございます。調査内容につきましては、被災者に提供可能な公的賃貸住宅の戸数調査でありまして、本市におきましては、現在のところ、提供できる市営住宅の戸数につきましては6戸ということで報告をしているところがございます。今後におきましては、被災者からの入居希望があった場合につきましては、国土交通省からの文書の中にも、最大限の配慮をお願いする旨の内容が書かれておりますので、十分配慮しながら取り扱いをしてまいりたいと考えております。

○北名委員 プレミアム商品券は3時間で完売し、リフォーム助成は2日間で受付終了したと。ある意味ですさまじい事態です。それほど要望が強いということのあらわれであります。

それで、少し聞きたいのですが、2,100万円が完了したわけですが、幾らの仕事をするうちの2,100万円なのか、効果額といえますか、その辺を聞きたい。

それから、恐らく受付は終わったけれども、いや本当はやりたいのだという人はいると思うのです。補正なり、それから継続なり検討に入ってほしいと強く思いますが、考え方を聞きたい。

もう一点の、公営住宅の震災に伴う対応です。原発の退避も出ておりますし、避難も出ておりますから、状況は物すごい動いているし、一般的には、寒いこちらにはどうかという気もしましたが、状況は何とも言えない。来る可能性は大いにあると思うのです。最大限の配慮ということを言われているし、そうしなければいけないということであったと思います。来られた方たちには、本当に温かく感じてもらえるような、そういうことが最大限の配慮だと思うのですけれども、それについてはどのように考えているか、お尋ねいたします。

○佐藤都市建設課建築住宅室長 再質疑にお答えさせていただきます。

初めに、助成制度の効果額についてでございますけれども、一昨日受付をしまして、助成額の調整等でも事務処理でも目いっぱいというのが現状でござ

います。現状、詳細の効果額についてはもう少々時間をいただきたいと思いますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、リフォームを今後の補正予算での取り組みを考えてはという2点目の再質疑でございますけれども、実際、先ほど申しましたように、受付を終了したばかりですので、現時点においては補正予算での取り組み等については考えてございません。平成23年度、取り組みを予定しておりますバリアフリー改修、耐震改修助成制度につきましても、今回のリフォーム助成制度と比べると対象範囲は限定されることにはなりますが、所管としては十分活用できるものと考えてございますし、国で取り組みを継続しております住宅エコリフォームについても、受付期間の延長がされていることから、これらについても有効に利用していただきたいと考えているところがございます。

震災の被災者について、最大限の配慮ということで、深川市に来たときはできるだけ温かくというような内容だと思うのですけれども、所管としてもそのとおりだと思います。それは公営住宅を管理している所管だけでなく、市全体の大きな考え方ということになるかと思います。本日も細かい調査等の情報が北海道から入ってきたりして動いている状況でございますけれども、現状については、北名委員が言われたように、もう大変な状況というのは新聞、テレビ等でその辺は把握しているつもりでございます。深川市に来た場合については、公営住宅に關して言うと、あきの戸数は少ないですけれども、できる限り最大限、温かい対応をしてみたいと考えてございます。

○北名委員 室長への質疑ですから、限られたお答えですけれども、その限られた中では精いっぱいお答えをしていただいたと思います。

それで、2点目はいいですけれども、1点目をもう一回聞きたいのですが、補正なんていうことは今すぐ簡単に言えることではないから、それは横へ置きまして、今回2,100万円ですけれども、前回の何倍かと考えれば、これは億の仕事ではないかという気がするのです。精査していないというのは認めた上で、そのぐらいの感じがするのですけれども、前回は何倍でしたか。その辺、わかればお聞きします。

○佐藤都市建設課建築住宅室長 昨年取り組みました住宅リフォームの実績でございますけれども、最

最終的な件数が105件、契約額のほうでございますけれども、約1億3,600万円となっております。ですから、今回につきましては、最終的に受付件数が120件ということになってございますが、金額につきましては、平成21年度の1億3,600万円よりも若干上回るのではないかと考えてございます。

○長野委員 それでは、3目住宅建設費のところ、仮称でありますけれども、まちなか団地についてお尋ねいたします。この件につきましては、補正での議論もあったところでありまして、改めまして2点ほどお伺いいたします。

仮称であります、まちなか団地の建設予定地を一条4番に選定をされたようでございますけれども、選定に至るまでの経過について、お尋ねしたいと思います。

それから2点目に、昨日の水上委員からの質疑の駅周辺活性化対策についても、一部、触れられておりましたけれども、駅周辺開発が予定されている区域と、非常に今回隣接をしている。若干離れておりますが、隣接をしている地域でございますので、将来ビジョンも含めまして、その区域と建設予定地との関係について、あればお伺いしたいと思います。

○佐藤都市建設課建築住宅室長 初めに、建設用地選定に至るまでの経過についてお答えいたします。

公営住宅の建設計画につきましては、平成16年度に策定しました公営住宅ストック総合活用計画に基づきまして、建てかえ及び個別改善などに取り組んでいるところでございます。平成21年度におきまして、まちなか居住等の推進に向けての方策を定めることを目的としまして、まちなか居住等推進計画の策定をする中で、公営住宅ストック総合活用計画についても見直し、まち中での公営住宅建設に取り組む計画としたところでございます。計画では、平成23年度において、用地の購入並びに基本・実施設計と考えており、候補地の選定準備を進めていたところでございます。そんな中、昨年、用地購入について、平成22年度における国庫補助金の活用により、建設用地の購入が可能となったことから、1月の臨時議会におきまして、補正予算の承認をいただいたところでございます。仮称まちなか団地の建設場所につきましては、まちなか居住等推進エリア、またはその近郊と計画書の中でもうたっておりまして、数カ所の候補地について、駅、商店街、病院までの距離、建設に必要な面積、また周辺の環境などにつ

いて検討しました結果、一条4番が公営住宅建設について適切な場所と判断し、選定したものでございます。

次に、駅周辺開発予定区域と公営住宅の建設場所の関係についてでございます。

公営住宅につきましては、先ほども申し上げましたように、公営住宅ストック総合活用計画に基づき、建てかえなどの事業を推進しておりまして、仮称まちなか団地の建設につきましては、まちなか居住等推進委員会の皆さんのご意見をいただく中で、まちなか居住推進に向けた一環として公営住宅の建設をすることとしているものでございます。駅周辺開発予定区域につきましては、現在、市内各団体の代表の方を含めた、深川市駅周辺活性化検討委員会の中で、駅周辺の活性化、土地利活用の具体的な方策について調査検討されておりますので、委員会での検討内容によりましては、今後、公営住宅についてもかわりが出てくる場合があるのではないかと考えているところでございます。

○渡辺委員長 5項住宅費を終わります。

8款土木費を終わります。

次に、9款消防費。

1項消防費、130ページ。

○太田委員 消防費、防災の関係について、何点が質疑してまいりたいと思います。

まずもって、このたびの東日本大震災に対しまして、未曾有の犠牲者が出たということで、心からお見舞いを申し上げなければならない。予想をはるかに超えた今回のこの地震、そして大津波、またそれに追い打ちをかけるかのように原発の制御不能による被曝、これら多くの問題をはらんでいるわけですが、いろいろな基準などの見直し、こういったものについては、国の段階で進められるわけですから、まず緊急的、本市として具体的なこの対応について、先般、この委員会の前段に、市長から4項目にわたる緊急の取り組みについて提起があったと受けとめておりますけれども、改めてお伺いします。

一つ目には、今回、1万3,000人を超える死者及び行方不明者の数が今日的に報道され、被災者、生存者の方たちをテレビを通して見ているわけですが、もうここには住めない。そして、この人の場合は、関東の姉のところに移住をすると、報道に対して気持ちを吐露しているわけでありまして、札幌市などは既に、緊急的に住宅を確保し、そ

こに受け入れるということを表明していると。深川市として、この深川市で多くの空き住宅ということになれば、これは国との関係ですけれども、雇用促進住宅が見る限りかなりあいているわけですけれども、そういったものを活用しながら、このことを早急に取り組めないかということがまず一つ。

二つ目には、これは消防の関係になるわけですが、緊急的に消防車1台、そして署員を何人が派遣するというようなことがあるわけですけれども、そのこのところの今後のローテーションなり今後の対応というようなことについて、お伺いしたいと思います。

それからもう一点、支援物資の深川市からの発送ということで、例えば今現在見ていたら、本当におにぎりをみんなで分けて食べていたり、カップめんを何日ももたせて食べていたりとか、本当にひどい報道がされているわけですけれども、そういうことですか、気温が零下になって非常に寒いと。寒い中、本当に、その中で命を落としている人もいますわけですけれども、そういう状態の中、深川市として毛布ですか、米ですか、早急にこの対応をすべきでないかと私たちは思うわけです。この辺の対応について、今回の東日本大震災の関係について、求めていきたいと思えます。

それから、深川市民の安全、安心の視点から、あと二、三お伺いしますけれども、実は先日、ある会合で、そのこの会の会長さんのあいさつの中に、北海道新聞の地震情報の記事の中で、北空知の中核都市である深川市の名前がなかったと。11日ですから、12日の新聞です。私も改めてそれを見直してみたら、やはり空知のほとんどの名前があるけれども、深川市はなかったという指摘なわけです。この会長さんいわく、やはり市役所は何をしている、議員は何をしているみたいな言われ方がされるわけですから、理由はどの辺にあるのか、地震計が壊れていたのだらうと思えますけれども、今後深川市として、不可抗力的な部分もあるかと思えますが、その辺の所見をお聞きしたいと思います。

次、今回の三陸沖地震の被災で、また先般のゲリラ豪雨で、奄美大島あたりで、非常に未曾有の雨にやられまして、山の下の老人施設が川になってしまって、老人の方が流された。本当に予想としては、相当の死者が出たのではないかと状況の中であつたけれども、結果的に奄美大島全体で、2人の犠

牲者でおさまった。なぜそういう状態であつたかということ、深川市としても、今、洪水ハザードマップなどから、いわゆる避難箇所を非常に努力していただいて、しっかり確定していただいたと。しかし、その後、身体障がい者ですかお年寄りの方、または身重の方たちの搬送というようなことでは、遅々として進んでいない部分があるところを、やはり奄美大島のこの事例に見習う面があるのではないかと。この辺の深川市の、遅々として進んでいない事柄についてお伺いしたい。

最後に、いわゆる原発の事故で、予備電源というものが稼働しなくなったことよって、ポンプが働かないで、原発の事故が非常に拡大していったと。深川市に置きかえてみましたら、市立病院なり頭脳の中心的なこの本庁舎なり、やはりそういう予備的な電源というものが恐らく確保されているのだらうと思えますけれども、そういったものの状態はどうなっているのか。

あわせて、それに対する日常的なメンテナンスです。このところが実際どうなっているのか。立派な設備があつたとしても、そのメンテナンスがいいかげんでありますと、いざというときに稼働しないと、このようなことになるわけですから、そこら辺の状態をお伺いしたいと思います。

最後に一言。備蓄についてどのような考え方かと。このことをお聞きして、質疑を終わります。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○北名委員 私は、地震の震度の表示について。

今と同じことなわけですけれども、11日の翌日の新聞を見まして、周辺町はあるけれども深川市がないというのを見まして、そのことを尋ねたい。

それから、お話の中で出てきましたから、地震ハザードマップのことも聞いたほうがいいのかと思ひまして、深川市においてはどうなっているかお尋ねしたい。

○高田総務課長 防災対策について、太田委員、それから北名委員から質疑いただきましたので、関連する部分も含めまして、順次お答え申し上げます。

まず初めに、太田委員からございました、3月11日午後発生いたしました東北地方太平洋沖地震に係る対応についてでございます。

このことにつきましては、昨日の本特別委員会開会前に、市長より被災された方々へのお見舞いと、未曾有の事態にかんがみ、本市といたしましてもで

き得る限りの支援を行うことの決意を申し述べさせていただいているところでございます。繰り返しになりますけれども、その内容につきましては、一つには、被災地における救援活動のための職員派遣、また一つは、住宅をなくされた被災者の受け入れ、また被災地に対する見舞金の送付、あるいは職員を初め市民の皆さんからの義援金の受付というようなところでございます。

そこで、まず太田委員から質疑ありましたけれども、空き家住宅等を活用しての被災者の受け入れについてはどうなのかというようなことでございました。先ほど住宅費の関係でも一部、公営住宅の関係について触れられておりますが、私のほうからは、今把握している状況について、若干申し述べさせていただきたいと思っております。現在、本市では、市営住宅、それから教育委員会が所管する共済住宅、雇用促進住宅、それから民間賃貸住宅ということで、すべてではございませんが、民間とそれから雇用促進については、よそ様のものがございますから、あれですけれども、一応市全体のキャパといいますか、空き家状態を極力把握すべく、対応しているところでございます。さきにお話もありましたとおり、空知総合振興局を通じての公営住宅等の調査もあり、若干、ふくそうしておりますけれども、その状態の中で、今現在把握しておりますのは、市営住宅につきましては6戸、共済住宅につきましては22戸、雇用促進住宅につきましては76戸、民間住宅につきましては64戸ということで、これは、現在、市のほうに登録されている民間住宅という意味でカウントしたものでございます。そこで、これらのものが今、直ちに使えるかということにつきましては、これは、しばらく空き家にあったということでありまして、室内の清掃も含め、またボイラー等々の関係もございまして、実際の使用に際しましては、ある程度、時間と手を入れなければならないものもあるかと思っております。住宅の関係については、今、そのような状態でございます。

次に、2点目の消防の職員派遣等ということで、今現在確定しているのが、消防の緊急消防援助隊北海道隊への派遣でございます。昨日、ホームページに掲載しましたときには、委員がおっしゃったように、消防車両1台と隊員5人で一つの隊を組んでということで、今待機中ということで載せさせていたいただきましたが、実は昨日、北海道の幹事市である小

樽市の消防から連絡がございまして、本市においては消防隊員が3人、車両は伴わないということです。今聞いている話といたしましては、3月23日から、1週間程度、北海道隊の第4次派遣道央隊ということで、苫小牧で合流し、秋田の港のほうへ入るという話を伺っております。当初は一応5人で1隊を二つ用意いたしまして、待機していたところでございますが、その考え方は恐らく変わっていないと思っておりますが、今現在、ローテーションについては承知していないところでございます。

その次に、3点目の支援物資の市からの発送の関係でございます。

これにつきましては、3月14日現在で、北海道の危機管理局より調査がございました。このことは、皆さんもご存じのとおり、ばらばらに被災地に物を搬入すると現地での混乱が予想されますので、北海道がそういったことの一元化を図り、さらに国がこの搬入、搬送に当たっては、自衛隊に一元化するという方針を打ち出したことから、こういった調査が現在進められておりまして、近々、できるだけ早くということで対応しております。したがって、本市におきましてもこの調査に呼応したような形で臨んでいるところでございます。実はその一方で、本市としての独自の動きということも、今、模索しておりまして、本市が保有している、言ってみれば備蓄的なものについて、コンパクトにこれとは別に対応できないかということも、今現在、取り組んでおりますので、またそういったことが取りましまりましたら、お知らせしたいと考えております。それから、そのほかのいわゆる、おにぎりですとかカップめんですとか、寒い状況にありますことから毛布等々というお話もございましたけれども、実は本市における備品としての毛布については、これは実は日本赤十字社のものを預らせていただいているので、社会福祉課で管理しており、今40枚程度あると聞いてはおりますけれども、これはまたそちらのほうの対応で使用されるということで、我が市においては今のところ、在庫はございません。食料につきましても、本市が今、保有しておりますのは、乾パン、スティックパンなどの、いわゆるこれまで防災の啓発用に使う資材として備えていたもので、量もわずかでございまして、とても支援するような数はないのが実態でございます。したがって、そういった部分については対応は無理かと。しかし

ながら、病院等々で、医薬品だとか、その他もろもろの部分については、今調査をしまして、対応ができるだけ集めてみようかというところでございます。お米の関係もありますけれども、これも今、実は、お米その他食料については、被災地の状況がわからない中で、ただいたずらに送ることは、災害の常識上、余り好ましくないというようなこともございますので、当面様子を見ているところでございます。

次に、北名委員からの関連の質疑も含めて、地震計の関係について申し上げます。

ご指摘のとおり、今回の大地震が発生した翌日、3月12日の新聞に、本市に係る地震情報の報道がございませんでした。しかし、3日前の宮城県北部地震、今、考えますと今回の大震災の前兆ということが言えるかと思いますが、この地震情報につきましては、3月9日の北海道新聞に、深川市震度2と記載されてございました。本市の震度計につきましては、気象庁設置のものではなく、地震研究等のために財団法人防災科学技術研究所が設置している強震計というのが正しい言い方でございます。場所はといいますと、市役所の裏手の駐車場の奥に、おわんをひっくり返したような形で1基置いてあるのがそれでございます。そのほかに、音江と多度志地区にそれぞれ1基ずつ配置がされております。その強震計の観測データというものが、防災科学技術研究所、あるいは気象庁につながりまして、それから各報道機関、マスコミ等に通じまして、通例であればそこから情報発信される仕組みとなっているものがございます。

今回、表示が出なかったということは、3日前には新聞に載っているわけなので、実は、私どもも大変不審に思いまして、早速、設置者である茨城県つくば市のその研究所に問い合わせをさせていただいたのですが、回答といたしましては、3月11日発生の大震災が余りにも大きくて、その影響が大きくて、皆さんご存じのとおり、東北地方を中心に全国各地で破損、障害が生じていると。したがって、もしかしたら深川市の場合もそういったことかもしれない。そういった可能性が高いというような回答でございました。しかしながら、災害時の情報のよりどころとしましては、テレビ、ラジオ、新聞などがございますので、特にこうしたときの情報は非常に重要なものと私たちも認識しております。今回、図らずもこうした事態を招きましたことは、まことに遺

憾であり、私どもの立場としても大変申しわけなく思っているところでございます。そういうことでございますので、今回の事柄、それから原因究明につきまして、直ちに問い合わせをしたいところでございますが、今、状況が状況なところでございますので、この後、適当な時期を選んで、研究所に原因究明について強く働きかけをしていきたいと。それからまた、各報道機関ですとか、北海道ですとか、関係機関との連絡調整も、どのような形になっているか調査してみたいと思っております。

次に、水害マップをつくったその後が遅々として進んでいないと、厳しいご指摘をいただきました。がしかし、災害弱者の対応につきましては、本市では、ハザードマップ作成配布の以後におきましては、災害時要援護者避難支援プランと申しまして、特に委員がおっしゃるとおり、高齢者ですとか、幼児ですとか、足の弱い方ですとか、いわゆる自力で避難が困難な方々を支援するという意味で、そういったプランを立ち上げております。このことにつきましては、内容が日々変わるものですから、常に更新更新というような形になるものがございますけれども、介護福祉課を中心に実際にはこの作業を社会福祉協議会に委託しておりまして、その中で現在、各町内会長ですとか、民生児童委員の関係者の方々にそれぞれご協力をいただき、取り組んでいるところでございます。こうした中で、実際問題として、ある程度の情報のストックができておりますので、今現在、こうしたものを活用して、これらの情報をご本人の了解を得る中で地域の方々にお知らせし、また地域の方々がそれらをサポートしていくというような動きになってございますので、目に見えてはいないかもしれませんが、そういったような体制にあるということで、ご承知願いたいと思います。

次に、市立病院の非常電源の関係についてご指摘をいただきました。本庁舎もということでございましたので、あわせて申し上げます。

市立病院の関係でございますが、防災対応の観点でございますので、私のほうから、病院から聞き取りした内容をもって答弁とさせていただきたいと思っております。市立病院は、災害拠点病院の機能を有する施設として、一定の基準に沿った耐震構造を有しており、地震による医療機器や施設設備の損傷程度を低減できる建造物として、電力、飲料水等の災害時のライフラインを48時間以上確保する施設として整

備されているとのことであります。非常時の電源供給といたしましては、とめることのできない医療現場に対しまして、最低限必要となる電力を2日間以上供給できるよう、無停電電源装置を1台、自家発電装置は予備機を含め2台を装備しており、日常点検につきましては、メーカーによる保守点検はもとより、電気事業法の保安規程に基づき、3年に1度、施設全停電状態での事前設備の点検も実施しているということでございます。過去の停電時においても安定的に稼働していると聞いてございます。また、火災のみならず、地震災害も想定した防災訓練も年2回実施し、緊急時に円滑な対処が行えるよう、確認をしているということでございます。

次に、備蓄の関係でございますが、これにつきましては、現状本市では、先ほども述べさせていただきましたけれども、災害時の食料品等の備蓄につきましては、残念ながら現在は行っておりません。理由につきましては、食料などはどうしても保存期限が限られておりまして、さらに災害を想定しての備蓄ということになりますと、一定程度の財政的負担も生じますし、また保管場所の関係もございまして、これまではそうしたような状況にございます。しかし、一方では、近年、北海道がセブンイレブンやローソン、またセイコーマートなどのコンビニエンスストアと、災害時における物資供給に関する協定書などを取り交わし、これを活用しているということでありまして、この中での取り組みといたしましては、その道の協定をもって市町村も協定を取り交わしたものとみなすというようなことがありますので、これが実際、どの程度かわかりませんが、有効に働くものと聞いております。しかしながら、今回のこうした出来事、やはり来ないと思っても、いつかは想定外のことがありますので、きょうの報道では、他市のことで余り言うべきことでありませんが、いろいろとやりとりもあったようですので、これを契機に、本市としてもこれまでの考え方を改め、少し前向きな形で検討はしていかなければいけないものと考えているところでございます。

もう一点あわせて、北名委員から質疑をいただきました、地震に係るハザードマップの関係でございます。

災害による被害を軽減するために、自分の住むまちの状況を知る、危険性を知るといことは大変重要でございます。生命、身体、財産等を守るために

は、そうしたマップの力をかりることも重要なものとは認識してございます。そこで、質疑の地震マップについてですが、実は洪水マップにつきましては、平成17年のときに総務課が中心となって作成し、市民の方々に配布させていただいたという経過がございます。北名委員もご存じのとおり、実は本市にはそういうネーミングのものがもう一つございまして、これは何かと申しますと、地震マップという平成21年に深川市が耐震改修計画を策定いたしましたときに、その産物といたしまして、大地震に備えてと称して、揺れやすさマップ、さらに地域の危険度マップというものも作成してございます。この計画自体が、昭和56年以前に建築された、いわゆる建築基準法という耐震の基準を満たさないものについて、今後、改修していくというような趣旨に基づいて進められたところでございます。しかしながら、そこから派生してきましたマップについても、広い意味では防災対策の一つになるものとは考えているところでございます。しかしながら、私どもといたしましては、このマップが実は、目的がそもそもがそうした改修計画のためのマップということから出ておりますので、ハザードマップのように、それぞれの避難地域が特定されたり、そうしたような部分の要件が少し満たないと思っております。したがって、そうしたことの取り扱いについて検討を要すると考えております。

それから、本市における非常電源の話でございました。

ご承知のとおり、何度も使い古した言い方ですが、この庁舎は昭和41年の建物でございますので、とても今言われるような設備としての非常電源、あるいは自家発電の装置というのは、この本体に組み込まれてございません。例えばこういう中で明かりが消えたときに、それが直ちに立ち上がるような、そんな立派なものは実は持っていないところであります。しかしながら、非常用といたしまして、発電機というものを2機持っております。それについては、1機は当直室ですぐ作動できるような形で、その付近に置いてありますし、もう1機は屋外にカバーをかけて稼働できるような発電機を1台有しております。これらについては、法で言う定期的なものというのはそれほど厳しくないのですが、常に稼働できるような形の点検はしております。先日も、この震災がありましたので、早速稼働できるかどうかやっ

てみましたところ、動かなかったものですから、早速修理をいたしまして対応したという経過がありません。

○太田委員 2点だけ再質疑します。

災害弱者の関係ですけれども、回答の中で、どんどん対象者が変わっていくのは当然です。子供は2年、3年すれば大きくなりますし、お年寄りも、残念ながら命を絶えるという方もおられる。やはり独居老人だとかそういうところを、地域でどうカバーしていくのかというシステムづくりが大切ではないかと思っておりますので、その名簿をつくれればいいというようなことではないと思っております。

それと、もう一点は、備蓄の関係でのいわゆるコンビニなどと協定書を交わしていると。ただ、水害なんかでばさっと来てしまったら、地域での協定書というのはなかなか発効しないと。よく言われているのは、遠隔地のいわゆる姉妹都市関係を結んでいるところ同士がそういう協定を結んで、災害のときにお互いに助け合うということがよく言われているのです。ですから、深川市の場合でしたら、例えば東京の深川との交流などもあるわけですから、あそこは江東区になるのですか、そういうところと協定をつくっていくとか、今後取り組みを考えていくというようなことで、その辺について答えるところがありましたらお願いします。

○北名委員 私からは、先ほど言いました件で少し言いたいのですが、実は地震計は、強震計というものです。あったのだと。たまたま11日のときの地震のときには作動しなかったという話でした。その前段の9日の、宮城で震度5弱という、まさに今度の大地震の前ぶれであったその地震のときには、震度2というのが表示されていたのだと。ただ、先ほどの話はわかるのですけれども、その11日のときの災害についても、深川市周辺町は震度表示がされているわけなのです。そういう点では、どうしてなのかというぐあいには思っております。間が悪かったという感じはしますけれども、市民の皆さんも注目されていますので、ぜひその辺のことはしっかりと、今後ないような形にしていきたいと思います。この答弁はなくていいと思っております。

それから、地震ハザードマップについてですが、私も今回、これを聞こうと思って初めてわかったわけですが、その当時は、広報にも出ているのです。広報の短い文だけ読めば、本市は比較的地震による

被害の発生が少ない地域ですが、市の西側には、沼田・砂川付近の断層帯があるなど、断層を震源とした内陸型の大地震が想定されます。こんなことも書いてあるのです。それで、市にも今、一番注目というか、関心も持っていますので、何らかの形で、できるだけ早くこういうお知らせをしていただきたいと思います。いかがですか。

○高田総務課長 再質疑にお答えさせていただきます。

まず、太田委員から、災害弱者に係る独居老人関係の世帯で、地域でどのような形でということですが、これにつきましては、細かく言うと切りがないのですが、一応、先ほどこのプラン自体は、現在その作業は社会福祉協議会に委託していると申し上げましたが、もともとの情報は福祉サイドが持っておりますので、その福祉サイドの情報というのは、いわゆる日々の活動の中から生じるものでございまして、その中に個人情報も多く入っておりますので、そういったものを常に更新する中で情報を委託先に渡してやる。それを地域の人にまたフィードバックする形の中で、地域の町内会ですとか、そういったお世話をしてくれる人たちが、老人をよく見知っている方々が対応してくれると。そういうことの繰り返しということで、そうした輪がどんどん膨らんでいく形で、より強いきずなと親度が深まるというか、そういうような形になるものだと思います。

それから、備蓄品につきましては、姉妹都市を提携しているようなところとどうだというようなお話がありまして、それももちろん地縁、血縁という形の中では非常に有効だと思いますし、今回もそうした動きはあるやに聞いております。今回も同様に、遠隔地につきましては、やはり搬送の問題がありますので、そういったことももちろんいいことだとは思いますが、とりあえずはやはり身近なところで助け合うというのが、一番、ポピュラーというか、普通という感じは持っています。しかしながら、いろいろな形態がありますので、それについてはどのような形がいいか、また研究をしていきたいと思っております。

それから、北名委員から言われました地震ハザードマップの件でございますが、先ほども申し上げましたように、今の状態だけではやはり市民に対して市が出すには少し心もとないと。しかしながら、出さないということではなくて、そういったデータ、

資料を活用して何か工夫を加える中で、今後、いい方向に展開させていきたいと考えておりますので、いましばらく研究させていただきたいと思っております。

○北畑委員 私のほうからは、本市の防災について、数点、根幹的なことをお聞きしたいと思います。

今回の東日本大震災の状況は、本当に悲惨なものがございまして。やはりどうしても、あれが我が町で起きた場合どうなるのかと、まず想像するというのが第1番かと思っております。

その上で、本市における、防災というよりも、災害が起きた場合に、まずはその状況把握、そして救援、復旧、復興という順番でいくと思うのですが、それをまずつかさどるのは、体制的な防災体制そのものだと思います。それもやはり二つありまして、一つはシステムのソフト面、それから防災の中心拠点となる部分、これはどこなのか。以前の答弁では、市庁舎になると。そして、もう一つ大事なものは、実際にそういった被害状況の把握から救援に至るに、現実的に動いていただけるのは、市の職員の方々だと思います。そんな意味では、防災拠点に問題はないのかという部分と、あと、そういったシステムの部分でどうなのか。当然、いざそういう災害が起きた場合には、山下市長が中心となって、本部長となって、もし山下市長が被災をされた場合には副市長、そして教育長というソフト的な部分があると思っております。

そんな意味では、もしこの市庁舎そのものが拠点であるならば、ハード、ソフト一揃いにつぶれた場合というものを、思いたくはありませんけれども、そういう心配をします。そんな意味では、どういう体制、対応をとられていくのか、お聞きします。

○高田総務課長 お答えします。

委員のおっしゃるとおり、災害時における基本的な対応につきましては、市の防災計画に基づき、災害対策本部を設置し、さらに防災関係機関と言われる陸上自衛隊、警察、消防署、また町内会連合会などと密接な連携を図る中で、相互に連携を図りながら対処していくことになるものでございます。その際、おっしゃるとおり、災害対策本部は市庁舎にということになりますけれども、その中で、災害対策本部の主な業務を担うものは市職員でございます。それはそれぞれ総務班、広報班、あるいは救援班といったように、それぞれに分かれておりますが、第一義的にはおっしゃるとおり、まずは状況把握とい

うことから始まります。その次に行くのが、被災に対する対処ということと同時並行的に、被災者の救援、救出、そういったことになろうかと思っております。そうした中で、どんどん次の作業が出てくるわけですが、それにつきましては長々となりますので、省かせていただきますけれども、そうした中で、一番今、問題となっているのは、今回の災害でもそうですが、やはり避難所等のあり方。搜索は搜索としてもちろん大事ですが、そういった生き延びた方々の対応ということが非常に大事でございます。先ほど来申し上げておりますとおり、本市におきましてはなかなか、これはよいことですが、災害が割と少ないという土地柄もありまして、そういったところについて若干、不十分さも最近目立っておりますので、そういったことにはこれから気をつけていかなければと思っております。

それから、一方で厳しくご指摘いただきましたけれども、本部の拠点施設の問題でございます。

先ほど来言っておりますように、この庁舎は40年余りもたっておりますので、耐震という部分においては非常に不安な部分が実はあります。しかしながら、過去にそれを改修するのに幾らかという試算をしたところ、数億円という形で出てきておりまして、必要なことは認めつつも、なかなかそれに踏み切れなかったと。そして今日に至っているというのが現実でございます。お話にもありましたとおり、市庁舎が使用できないときはどうするかということでございますが、防災計画の中では、隣接しております健康福祉センターが本部になるというようなことでございます。今後そういったことが起こらないことが一番でございますが、必ずしもそういったことが100%ないとは言いきれませんが、そういう場合はどうするかということなのですが、これからということになりますけれども、そもそもの防災計画の見直し、あるいはそういった本部の設置の場所の問題、さらにはもっともっと広い目での抜本的な対応も必要となるかもしれません。しかしながら、これからそういったことを想定してやる場合には、余りにも幅が広く、非常に財政的な負担も多いものですから、現実的な側面もやはり着実に見ながら、何が一番急がれるのか、そういった視点を持って、またさらに研究、検討してまいります。

○渡辺委員長 9款消防費を終わります。

暫時休憩します。

(午後 5時29分 休憩)

(午後 5時39分 再開)

○渡辺委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

10款教育費、1項教育総務費、132ページから134ページまで。

○水上委員 教育総務費のところ、生涯学習推進費、学校支援地域本部事業についてお伺いしたいと思います。

本事業は、3年間の委託ということで一区切りが終わったわけですが、所管としてどのような評価をしているのか、最初にお伺いしたいと思います。

この事業の一つの効果でもあります教師の負担軽減という部分でも、どうであったかということをお伺いしたいと思います。新年度、引き続いて行われるようですが、継続される経緯をあわせてお聞かせください。

最後に、ボランティアの方というのは人材バンクに登録していただいているようですが、その登録状況と実態を教えてくださいと思います。

○大西生涯学習課長 学校支援地域本部事業につきましてお答え申し上げます。

学校支援地域本部事業につきましては、平成20年度より3カ年間の文部科学省の委託事業として取り組み、人材バンクに登録いただいた地域ボランティアの人たちのご協力をいただき、市内のすべての小学校、中学校において事業が実施され、学習支援や環境整備、登下校の見守りなどの活動が行われたところであります。

質問の1点目、3年間の評価についてでございますが、地域の人たちがボランティアとしてそれぞれの特技などを生かして、多くの支援メニューを実施することができましたことから、子供たちにとっては、豊かな体験と、よりわかりやすい学びができたと思うところでございます。また、学校での教育活動にボランティアとして地域の人たちがかわることで、地域の子供は地域で育てるという意識を高めることにもつながったと考えているところでございます。

次に、教師の負担軽減についてでございますが、本事業によりまして、本市に関する学習が地域ボランティアの皆さんの協力によりまして、さまざまな体験や郷土の歴史や文化を学ぶことができたことに

より、副読本などの資料のみによる学習に比べ、より効果的、効率的に授業が行われたと考えるところであります。また、事業の実施に当たっては、学校の求めに基づきまして、地域コーディネーターが地域ボランティアとの調整を行う仕組みでありますことから、そのような調整作業も含めまして、教師並びに学校の負担が軽減されたと認識しているところでございます。

次に、事業を継続することとなった経緯についてでございますが、1点目の質疑でお答えしましたとおり、これまでの取り組みにおきまして一定の成果を上げていることに加え、これまで築きました人材バンク、地域ボランティアの仕組みにつきまして、市民の皆さんの気持ちが詰まった大切な貴重な財産であると考えますことから、平成23年におきましても、経費の一部を市が負担することになりますが、継続して事業に取り組むこととしたものであります。

次に、人材バンクについてでございますが、平成22年度の登録状況につきましては、個人登録で49人、団体登録では18団体となっております。人数としましては、個人・団体合わせて延べ899人の登録となっております。登録いただいている方に対する、実際に活動いただいた方の実人数の割合につきましては、平成22年度の実績といたしましては、個人は登録49人に対しまして、活動された方が15人で、割合としましては30.6%。また、団体は登録18団体に対しまして、活動された団体が14団体でありますことから、割合としては77.8%となっております。なお、この割合につきましては、学校の求めに応じて支援メニューが決まるものでありますことから、人材バンクに登録した方に必ず活動の場面があるという状況ではありません。

次に、地域ボランティアの活動状況についてでございますが、今般配布いたしました平成23年度予算説明書の32ページに、22年度実施事業の内容を記載してございますが、22年度におきましては、農業体験や読み聞かせなどの学習支援が、すべての小学校6校、それと中学校5校において実施され、件数では55件、それから参加されたボランティアの延べ人数では127人となっております。また、校庭の木の剪定や草取りなどの環境整備活動では、5校で実施件数8件、延べ55人の方が参加されております。また、事業所に協力をいただいている職場体験では、3校で3件、延べ42事業所の協力をいただいております。また

登下校の見守りが、6校で延べ70日、人数にしまして延べ849人という結果になってございます。

○水上委員 地域全体で学校教育を支援するという目的は、十分果たされているのではないかと判断しておりますし、今の答弁で、地域と学校と非常によい関係が築かれているのではないかと理解するところですが、今後についてはどのようにお考えか、この際ですからお伺いしたいと思います。

○大西生涯学習課長 今後の取り組みにつきましては、基本的な仕組みですとか事業の流れについては、本年度と同様の状況となる見込みでございます。継続するというところでございますので、本年度におきましても、引き続き人材バンクへのボランティア登録を呼びかけることとしておりまして、それらの登録状況も含め、学校に対応できるメニューなどをお知らせする中で、支援活動を取り進めてまいりたいと考えております。

○田中(昌)委員 4目教育調査振興費の説明欄9番の学習サポートプログラム事業でお伺いしたいと思います。

新しい事業ということだと思いますが、34ページで、児童生徒の確かな学力をはぐくむため、各学校の取り組みを支援する専門職員を教育委員会に設置するとなっております。児童生徒の学力向上に資する各種取り組みを行います。非常勤職員の報酬ということで269万円となっているようですが、こういった方、今は教育委員会には1人、学務課には1人というような状況です。そういった方たちとの仕事の内容の違いというか、そういったことがどのようなことなのか、学力向上ということですから、机上の部分ではなくて、学校現場での対応というのか、そういうものがどのように具体的に行われていくかが問われる部分ではないかと思えます。

それと、非常勤職員ということでございますけれども、どのような方を採用していくのか、お伺いしたいと思います。

○小林学務課長 学習サポートプログラムについて、お答えいたします。

初めに、事業の概要について申し上げます。

この事業は、市内小中学校の児童生徒の確かな学力をはぐくむため、平成23年度から新たに実施する事業でございます。事業の主なものとして、児童生徒の学力向上に向けた学校での取り組みを支援する

専門職員を、教育委員会事務局に1人配置するものでございます。また、学力向上に資する各種の取り組みや家庭における子供の生活習慣や学習習慣の改善に向け、保護者の理解と協力を促す取り組みを行うものでございます。具体的な取り組みとしましては、専門職員1人を非常勤職員として事務局に配置することといたしますが、専門職員は、学校での学力向上を図る取り組みについての相談や指導、また困難性を抱える児童生徒に対応する教員への相談指導、支援などを行うほか、学習サポートプログラム事業において実施する各種プログラムの推進、また家庭学習の推進や特色ある教育の実施に向けた研究などを行うこととしておりまして、こうしたことから、専門職員には、教育一般に関して豊かな識見を有し、学校教育分野における専門的知識と指導技術を有する人を充てたいと考えているところです。なお、専門職員に要する予算につきましては、今ほど委員からお話のありました、主に報酬等の人件費で269万円を計上させていただいているところでございます。

また、学習サポートプログラム事業におけるそのほかの取り組みといたしまして、長期休業中の夏・冬休み中に、小学生の児童を対象として学習サポートを行う考えです。生活習慣が乱れやすい長期休業中に、学校で学習の支援を行うことで、規則正しい生活習慣や学習習慣を身につけることができ、学力の向上に資するものと考えます。このほか、家庭での生活習慣や学習習慣の改善が図られるよう、保護者に理解を深めていただけるように、保護者向けのリーフレットを作成し、配布をしたいと考えております。これら長期休業中の学習サポート及び保護者向けリーフレット作成に要する予算として131万円を計上させていただいているところでございます。

このほか、特に予算は要しないものと考えておりますが、学校や保護者の協力を得ながら、読書活動推進、全校一斉参観日、小中学校の連携推進などの取り組みにより、効果の上がる対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○渡辺委員長 1項教育総務費を終わります。

2項小学校費、136ページから138ページまで。

○長野委員 小学校費の1目学校管理費のところ、学校評議員の関係でお尋ねしたいと思います。

この制度ができてからしばらくたつわけですが、いい制度であっても、非常に子供たちあるい

は学校運営のために、その時々、教育現場との乖離がないように、常に現場感覚をお持ちであること、さらには地域の有識者であったり、その評議員の皆さん、日ごろ学校教育に関してアドバイスをいただいているものだと思いますけれども、事業の中身と現在までの状況をまずお尋ねしたいのと、この評議員さんがどの程度年数がたった段階で交代されているのか。その推移と、またどのような方が就任をされているのか。その辺、概略で結構ですけれども、お知らせをいただきたいと思います。

○小林学務課長 学校評議員に関する質疑にお答えいたします。

初めに、この制度設置の考え方でございますが、学校評議員制度は、地域に開かれた学校づくりを推進するため、地域住民の学校運営への参画を制度的に位置づけているものでございます。本市では、平成15年度から学校評議員制度を導入し、市内小中学校全校に学校評議員を委嘱しておりますが、学校評議員制度の導入により、学校運営に関して、保護者や地域住民の意向を把握、反映できることや学校としても、学校運営の状況などの説明責任を果たしていくことができ、これにより地域に開かれた学校づくりや、学校、地域の実情に応じた、特色ある教育活動を展開していくことができるものと考えているところでございます。

活動の内容、状況でございますが、活動内容については、学校評議員は学校長の求めに応じて、学校の運営について意見を述べることになってございます。学校長がこの意見を参考にして学校運営を行い、開かれた学校づくりを進めていくものでございます。活動状況につきまして、会議の開催状況でお答えさせていただきますが、年間2回から3回会議を開催しており、平成22年度は、小中学校全校合わせまして、30回程度の開催となる見込みでございます。

評議員につきましては、元PTA役員、同窓会長、民生委員・児童委員、町内会長等団体役員など、各学校の区域の中、幅広い分野から、各校3人から5人、教育に関する理解と識見を有する方々、全体で42人を委嘱しているところでございます。評議員の委嘱につきましては、校長が決定をし、校長の推薦により教育委員会が委嘱をするということになっておりまして、評議員の任期につきましては、委嘱の日からその年度の末日までの1年間の委嘱ということになってございます。これまで多くの方にお務め

をいただいておりますが、本年度委嘱している評議員のうち、この制度を導入した平成15年度当初から委嘱をしている方が6人、16年度から委嘱をしている方が1人、17年度からが5人、18年度が3人、19年度からが7人、20年度からが9人、21年度からが5人、そして本年度から6人という状況でございます。

○北名委員 私はここで3点聞きたいのですが、いずれも中学校のことに重なっていますので、小学校費のところでも聞きますが、中学校のことも言わせてもらいます。

それで、まずコンピューター室の黒板、白板についての質疑であります。この間、今答弁されている課長、それから係長にお願いして幾つかの学校を見てきました。いろいろなことが勉強になりましたし、校長さん、教頭さんとお話しして、現場の皆さん方のご苦労というか、子供たちの様子も含め、非常に学校というのは私も好きだと。昔はそうであったかどうかは別にして思いました。

そこで、最初に、今言いましたコンピューター室の関係ですが、コンピューターがほこりや何かを非常に嫌うということは私でもわかることで、資料を出していただきましたら、中学校は五つの学校とも、ホワイトボードというのですか、白板になっています。しかし、小学校は、白板のところは2校ありますが、3校が黒板、1校が黒板の上にホワイトマグネシート、磁石の白いやつを張りつけてあるという状況になっています。これに対する考え方といたしますか、どうしてこういう状況になっているのか、どうするのかということを含めて、費用のこともあるかと思しますので、お聞きいたします。

それから2点目は、家庭科室の水道栓についてであります。これも資料を出していただきまして、いろいろなことがわかるのですが、お湯と水が混合栓という形、これが一番いいのだろうと思っておりますけれども、こうなっているのが小学校で2校、中学校で1校あります。では、そのほかの学校はどうなっているかということ、水とお湯が別々になっているのです。単栓と書いてありますけれども、別々になっていて、受けるところで、一緒になって出てこないわけですから、お湯はお湯、水は水という形で出てくると。これが非常に不都合、不便だということでは、私は本当に何年も前、相当前ですが婦人の家のところでそのことを指摘して、公民館なんかも随分直し

まして、フレキシブルという蛇口にすればお湯と水がまざるということで、ずっとやってきたのですが、いまだにそうっていないと。たまたま行った学校がそうっていないと、管理職の方にどうかと言ったら、都合が悪いということを書いていました。それがかなりあります。一つだけ、深川小学校は単栓で、水だけでお湯はないというのは、これはもっとレベルが低いと思います。これも、どうしてというのは酷なのかもしれないけれども、直してあげる必要はあると思うのです。そう思いますので、何かその辺についての考えがあれば、こうなっていることについての考えとあわせて、これからのことについても聞きたいと思います。

3点目は、黒板についてであります。12月の議会、それから3月の議会での一般質問で、いろいろ議論しましたが、どうもわからないというか、わからないのは、私もこれを契機に、教育行政の中できちんとしてほしいと思って言っているのだけれども、何か突っ込まれると思っているのか、何でそういうぐあいに言うのかわからないのだけれども、少し納得いかないのです。そこで、きょう、教育長も部長もいるけれども、課長のお答えになると思うけれども、やるとすれば時間や期間というのはどのくらいかかるのか。それから、費用は幾らくらいかかるのか。この間の答弁では、委託だとか直でやるとか、いろいろなことによって費用も違うのだと言っていましたから、それぞれ、もう時間も少したっていますし、これはもう調べれば簡単にわかることなので、今の時点ではもうわかっていると思うのです。その辺について、まずお聞かせ願いたい。

○小林学務課長 北名委員より3点質疑がありましたので、順次お答えさせていただきます。

初めに、コンピューター室の黒板、白板の設置状況についてということで、北名委員から各学校の状況、それぞれお知らせをいただきましたので、この部分については答弁から割愛をさせていただきます。

コンピューター教室に白板を設置している理由としましては、黒板を使用することにより、チョークの粉などでコンピューターに影響を与えることがないようにという考えから、白板にマジックで書くことが望ましいためではないかと考えられます。小学校にあっては、前段申し上げましたとおり、黒板を設置している学校がありますが、これらの学校については、委員のお話の中にもありましたように、磁

石式のホワイトマグネシートを既存の黒板に磁石で張りつけるような形で設置をして、ホワイトボードという形で使用されていたり、また学校に設置をされている移動式のホワイトボードを使用するなど、それぞれ工夫をして対応しているところでございます。学校に確認をしましたところ、小学校のコンピューター教室において、授業で直接パソコンを操作して行く、そういう作業がほとんどであり、黒板や白板を使用することは極めて少ないということですが、白板未設置の学校におきましては、ホワイトマグネシートや移動式ホワイトボードの活用など、学校の工夫のもとで適切な対応をまいりたいと考えてございます。

2点目の、家庭科調理室の水道栓の設置についてであります。これについても委員のほうから、各学校の実情が質疑の中でございましたので、答弁からは割愛をさせていただきますが、これまで学校から、水道栓が混合栓ではなく単栓であることにより支障があるという話は、私どもは聞いたことがございません。ただいま委員より、混合栓の設置について質疑もありましたので、今後、学校の現状を確認いたしまして、混合栓としての整備を必要、希望することとありますれば、機具を調整、今、フレキシブル管の設置というお話も出されておりましたが、これなどの設置についても、また工夫により可能と考えられますので、検討してまいりたいと考えております。

3点目、教室の黒板の検査であります。お答え申し上げます。

学校環境衛生基準に定められています黒板の色彩検査については、今市議会定例会の一般質問において、教育長、教育部長から、今後の対応を研究、検討していきたいということで、答弁をさせていただいているところでございます。黒板面の色彩検査は必要なことと考えておまして、現在行っています教員による目視、児童生徒の目線に立った日常点検による対応を継続してまいりますが、一般質問でも研究、検討するとお答えしていますので、基準による色彩検査については、学校環境衛生検査を依頼しています学校薬剤師会にもご相談し、連携のもとで適切な対応が図られるよう検討していきたいと考えております。

検査に要する時間ではありますが、薬剤師会に確認をいたしましたところ、黒板1枚当たり20分程度と

お聞きしております。ただし、黒板の枚数や教室の配置状況など、学校環境はそれぞれ異なることや、また薬剤師会にお願いするとした場合には、各病院の薬剤師の業務との兼ね合いもあり、直ちに全数の検査を行うことは難しいことなどもお聞かせいただきました。

費用についてですが、どの程度かかるのか、現在未定ではありますが、実施する場合の費用や期間も含め、どのような対応が可能かなど、薬剤師会とも連携し検討してまいりたいと考えております。

○北名委員 まず、ホワイトボードの関係、白板の関係、最初のコンピューター室の関係について。一已小学校は磁石式の黒板だから、その上にホワイトマグネシートを2枚張りつけたもので、大変、管理職の方は喜んでいました。教育委員会にこうやってもらったのだと言っていました、これは幾らかかったのですか。それを一つ聞きたい。ぜひやったほうがいいという立場で聞いているのですけれども、それを聞きたい。

2番目は、今のでいいけれども、学校現場から、そういう支障があるとは聞いていなかったと。だけれども支障はあったと私は思っているのです。ですから、どうしてこういうぐあいになっているのかと思います。ただ、先ほどの話では、学校に聞いて、順次やっていきたいという話でしたから、よろしい。これは答えは要りません。ぜひそのようにお願いします。

それで、3番目なのですが、この間も一原部長とやりとりしたけれども、望ましい基準は決めているし、やらなくてはならないし、やると。毎年やるのだというぐあいに書いてあるわけです。そして、時間がどれだけかかると思ったら、今、1枚20分だと言われたと思うのです。私、東高等学校に行って、事務長さんといろいろお話ししてきて、いろいろなことがわかりました。どんなことがわかったかという、東高もやっていなかったと。ただ、あのドキュメント以来、あのときに道教委が全部張りかえたというのも一つあるけれども、張りかえたやつを今度は毎年、色票に基づいてやっているのだと。東高全部、普通教室だと思うのですが、1日でやれますと。1枚20分間ですと。それから、薬剤師会の方はきちんと契約というか、しっかりお願いしているから、別にこれをやったからといってお金はかかっていませんという話もされていました。ですから、今

もやらないということは言っていないから、悪いとは言わないけれども、引き続き目視でやっていくという最初の言葉だとか、幾らかかるかはわからないというのも何なのですけれども、そういうことなのです。

もう少し詳しく聞きたいけれども、それぞれの学校に担当の方がいます。この前、名前をいただきましたけれども、その方たちがやることにはならないのかということを一つ聞きます。やれないのか、資格がないからうまくないのかどうか。それがオーケーであれば、色票はどこにもないですから、それを持ち回るのは時間がかかるかもしれないけれども、やれるのでないかと思うのです。ですから、そういう意味ではいかがですか。

○小林学務課長 1点目のホワイトボードにかかわっての件であります、ホワイトマグネシート1枚、現行の予算で1万8,500円とお聞きしております。

3点目の黒板につきましては、今ほど委員からお話のありましたことなどを含めながら、薬剤師会ともいろいろ相談をさせていただきたいと考えております。学校の職員においてということは、可能かとは思いますが。ただ、現状において、薬剤師会にいろいろな検査をお願いしているという部分では、そこで仮に対応していただけるのであれば、一番望ましいのではないかと考えておりますし、そこら辺含めて、薬剤師会とよく相談させていただきたいと考えております。

○渡辺委員長 2項小学校費を終わります。

3項中学校費、140ページ。

○東出委員 中学校費、1目学校管理費の中で、A E Tの配置についてお伺いしたいと思います。

深川市が中学校教育の中でA E Tを配置して、随分経過してきたという感じがしていますし、かつては2人ずつの配置でございました。2人の方が1年ずつずれて変わっていくのが一番理想的だというような、そんな話を議会の中でもさせていただいたことがあります。前任のA E Tの方は、深川市から直接、姉妹都市等々の関係があって、依頼をしてということだったと思いますけれども、今のA E Tの方については、新年度のことしの夏ぐらいに交代されるという感じがしています。

それで、今度、この次のA E Tを配置するに当たってどういう考え方をお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思っております。できれば、小学校の英語教育

が始まるようなことも考えると、2人の配置が望ましいという感じもしますけれども、もしそこら辺のところについてもお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○小林学務課長 外国人英語指導助手の配置について、お答え申し上げます。

外国人英語指導助手、AETでございますが、現在のAET配置期間につきましては、平成22年7月28日から23年7月27日までとなっております。平成20年に来日し、同年7月28日から1年ごとの更新により、現在、2回の更新を経て3年目の勤務でございます。現AETは、語学指導等を行う外国青年招致事業、JETプログラムと申しますが、これにより招致をしているものでございまして、このJETプログラム参加者の契約の更新は、原則2回、3年間の勤務とされているところでございます。また、本人も3年の勤務終了後は帰国の意思を示しているところでございます。このため、現AETの後任者を新たに招致する必要があるところでございます。後任者の考え方ではありますが、現在と同じJETプログラムにより招致を行うこととし、取りまとめを行っている北海道を通じ、財団法人自治体国際化協会に、新規招致者の希望を申請しているところであります。

委員からもお話がございましたが、新規招致者につきましては、本市がカナダ・ブリティッシュコロンビア州アボツフォード市と姉妹都市を提携している旨を伝え、語学指導のみならず、国際理解教育の観点からも、同州出身者の配置について、現在希望しているところでございます。

○太田委員 10款3項中学校費、1目、説明欄3の教材教具のところ、柔道授業です。畳ですとか柔道着という説明がされているわけですがけれども、それで何点かお聞きしますけれども、まず、これは以前、私が、一般質問でも質問したのですが、国がこの日本の伝統的な武道、こういったものを授業に取り入れるという趣旨であったかと思っておりますけれども、ふたをあけてみましたら、剣道、柔道、ソーシャルダンスというようなことだと。どれも向かい合うということでは変わりがないわけですがけれども、ただ武道ということにはほど遠いかと。一つ目は変わった理由。

二つ目としましては、深川市内の中学校がこぞって柔道だったのかと。全部柔道になるみたいですが

れども、剣道だとか相撲がいいという希望はなかったのか。

三つ目としましては、指導教師の数。

四つ目としまして、一般質問でも指摘しましたが、地域の外部指導者を起用するというようなシステムがあるわけですがけれども、そこら辺の考え方。

最後、五つ目ですがけれども、道着を購入するということは、市の予算でやるみたいですがけれども、父兄の負担はないのか。

この五つについて。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○川中委員 ただいまの太田委員の質疑に関して、平成24年度から市内の中学校において、1・2年学年が必須科目として柔道を選んだということでありますがけれども、これにちなんで、ダブるわけですがけれども、予算の1,500万5,000円の内訳を伺います。

それと、柔道、武道を取り入れた場合の条件整備にかかわる地方交付税の処置があるのかどうか、これもあわせてお伺いいたします。

それと、今ほどお話がございました、必須科目に柔道を選択した理由。

3番目に、市内中学校でそれぞれ部活等で柔道を取り入れている現状があるのかどうか。それとあわせて、それらの指導者、あるいは今ほども出ました指導者の確保について、どのような体制をとっているのか。

4番目に、柔道を入れることによつての新たな父兄の負担が生ずるのかどうか。

この4点、お伺いいたします。

○小林学務課長 太田委員、川中委員から関連して、質疑がございましたので、一括して答弁をさせていただきます。なお、順不同になりますこととお許しいただきたいと思ひます。

平成24年度から実施をされます新学習指導要領に伴い、市内の中学校では、体育授業の中で武道とダンスが必修化となります。このうち、ダンスにつきましては、創作ダンス、フォークダンス、現代的なリズムのダンスを行うこととして必修化されるものでございます。また、同じく必修化される武道につきましては、柔道、剣道、相撲の中から、本市にあっては、各学校とも柔道を選択して実施するようになったところでございます。

すべての中学校が柔道を選択した理由といたしま

しては、進学先の近隣校において、授業の中で柔道が取り入れられていることなどを総合的に判断し、検討した上で、市内のすべての中学校において柔道を選択することとなったものでございます。

柔道以外の武道の選択種目としましては、剣道、相撲とございますが、今ほど申し上げました理由により、柔道を選択されたことであり、他の種目には至らなかったということでございます。

次に、指導教師の関係、あわせて地域の部外協力者の起用といったことについてお答えさせていただきたいと思いますが、柔道の授業は、体育の教科としての指導であり、各校1人配置の体育教師が担当することとなりますが、各学校においては、教員の指導では十分とはなり得ない部分を、地域の指導者が助手としてボランティアで、校外講師等としてご協力をいただくことも想定されるところでございまして、柔道は平成24年度からの実施であり、現時点において各学校においての具体的な指導計画はございませんが、各学校において指導内容を検討し、効果的な授業となるよう、教育委員会といたしまして、各校の検討状況などを注視していくとともに、学校支援地域本部事業の活用も含め、地域の情報提供に努めてまいりたいと考えております。

質疑のありました中学校教材教具の予算は、1,500万5,000円の内訳でございますが、教科等で使用する一般教材教具、理科実験用消耗教材など需用費で493万7,000円、その他学校図書及び教材教具用備品購入費に手数料の役務費を含め1,006万8,000円でございます。この予算では、平成24年度からの市内の全中学校において、柔道の実施を行うことに備え、必要となる柔道着及び柔道畳、さらに畳の運搬台車を23年度中に整備をしておくための備品購入費586万3,000円と、既に備品として柔道着を保有しています一已中学校の柔道着のクリーニング代として20万5,000円を含んでいることから、特に備品において増額となったところでございます。

武道の必修化に伴う条件整備にかかわる地方交付税の有無についてでございますが、文部科学省では、平成24年度からの中学校学習指導要領の完全実施に向け、各学校で武道等を安全かつ円滑に実施できるよう、取り組みを支援することにしておりまして、これらの経費について地方交付税により措置をすることとしているものでございます。

次に、市内中学校で部活動等に柔道を取り入れて

いる現況についてでございますが、市内では、同好会により活動し、中体連に参加している学校が1校、また市内の少年団等で活動し、中体連に参加している学校が2校あるという状況でございます。

最後に、父兄負担の関係でございますが、柔道着を含めまして、柔道にかかわる、備品等の公費で用意をさせていただくものでございます。しかし、柔道は汗をかく種目でもございますので、柔道開始時には、備品として購入をした柔道着を、それぞれ生徒のほうに貸与をいたしまして、柔道の年間通じて終わった段階には、クリーニングをして学校にお返しをいただくという部分で、父兄負担につきましては、その柔道着のクリーニング代、大体千二、三百円かと思いますが、その程度はかかっていくということになるかと思えます。

○太田委員 外部の協力者というようなところなども補助的に活用するというような中身でありました。きょうの新聞にも出ておりましたけれども、柔道の指導によって意識が戻らない、損害賠償を請求して裁判ざたになったということもありますから、質疑というよりも意見ですけれども、くれぐれもそのようなことのないような指導をしていただきたいと思います。答弁は要りません。

○渡辺委員長 3項中学校費を終わります。

お諮りします。本日の委員会はこれで散会したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、よって本日の委員会はこれで散会いたします。

なお、明日は午前10時から行います。

(午後 6時27分 散会)



予算審査特別委員会記録（第4号）

平成23年3月18日（金曜日）

午前 9時58分 開議

午後 5時02分 散会

（午前 9時58分 開議）

○渡辺委員長 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

10款教育費、4項学校防災費142ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

終わります。

5項学校保健費、144ページから146ページまで。

○長野委員 私から、2目体育費のところ、学校プールの維持管理についてお尋ねいたします。

今回、深川小学校のプールの関係の塗装工事ということで予算計上されておりますが、このこと自体については理解をするものでありますけれども、今後、ほかの小学校のプール施設に対する整備の考え方について、お聞かせいただきたいと思っております。

それぞれ各校にはプール施設がありまして、かつてはいろいろな議論の中で、温水プールも活用する中でというようなお話も漏れ伺っているわけでありまして、現実には今回、深川小学校の塗装工事というお話でございますので、ほかの学校の関係者も期待している向きもあります。その辺の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

○小林学務課長 学校プール整備についてお答えいたします。

今ほども委員からありましたが、深川小学校のプール整備については、この施設は昭和63年度に建設され、22年が経過したものでありまして、市内の学校プールで最も古い施設となっております。このため、プールの上屋の鉄骨の塗装などを行い、プールの適切な管理と利用に供するものでございます。

深川小学校以外の小学校のプールにつきましても、建設から年数がたっておりまして、特にプールの屋根を覆う上屋シートが劣化、破損したことにより、上屋をつけての使用ができなくなっている学校もございます。こうした学校のプールにつきましては、平成21年度から、上屋シートのない状態で開設しているところでございますが、天候等により水泳授業に支障が出ないよう、バスによる送迎によりまして、温水プールア・エールを使用した水泳授業を行って

いるところでございます。

学校プール整備につきましては、上屋シートのない学校から、シート設置について要望のあるところですが、整備については多額の費用を要するものであり、現状整備は難しいものと考えております。

今後の整備につきましては、学校プールの現状、温水プールへの移動時間、通常の学習活動への影響、また温水プールア・エールで受け入れることのできる学校数、児童数など整理事項が多いことから、これらを課題として受けとめ、研究してまいりたいと考えております。

○長野委員 若干、再質疑させていただきます。

今、答弁いただいたように、それぞれの学校はそれぞれの施設を持っている。シートもいわゆる屋根がない状態で使用している。そういうところは温水プールでと。先生方の引率の負担、あるいは生徒の移動の時間的なロス、それぞれ小規模学校といえども、やはりそれなりのリスクを子供たちに与えるという状況もあります。これらのことについては、十分に父兄の皆さん、あるいは子供の要望等も十分聞いて、いろいろな形でのご判断をしていただきたいとの思いがありますので、その点、お尋ねして質疑を終わります。

○小林学務課長 再質疑にお答え申し上げます。

温水プールの利活用、あわせて一方では、先ほど申し上げました課題もございまして、十分検討してまいりたいと考えております。

○田中（昌）委員 3目給食センター費の部分でお伺いしたいと思います。

きょうは市内の小学校、大方が卒業式ということで、無事に卒業式を迎えられるということは、この大震災での被災地の子供たちと比べて、本当に幸せなことではないかと、本当に感謝しなければならないと考えております。

先日、岩見沢市の給食センターで残念な事故が起きました。深川市では、そういったこともなく、本当に安全で安心できる給食を供給できているということに、まず感謝を申し上げたいと思っておりますし、今

後もその形を継続していただけるように、そういった視点を持って、2点あわせて質疑をさせていただきたいと思います。

1点目は、地産地消という考え方、あるいは市内経済に寄与するという考え方をもち、地元産の食材、いろいろな材料を使ったメニューについて、年間を通じてどのような状況になっているのか、この際ですからお示しをいただきたいと思います。

あわせて、できればそのメニューに対する子供たちの感想的なものもあれば、お伺いしたいと思います。

もう一点、安全性の確保ということで、先日の一般質問の答弁の中で、ノロウイルス等で職員なり、職員の家族が発症した場合に、その安全性が確認できるまでは職員に休んでもらっているということが出ておりました。深川市の給食センターの職員の実態というのは、ほとんどが臨時職員、パートの職員の方ということですから、休まなければならないということになれば、即、生活費の収入源が全くなってしまうということにつながると考えております。年次有給休暇も当然与えられてはいますけれども、例えば1週間そのためだけに休まなければならないということと年次有給休暇という目的とは全く違う部分です。現状としては、本当に安全を確保するために職員の皆さんは、臨時職員の方といえども、そういった事態があればきちんと報告をして、身内にそういうものが起きました、あるいは自分が感染した疑いがありますということで、即、センター長なりに申し出て休みをとると思うのです。それが、やはり生活に1週間とか1カ月とか自分の生活にかかわってくると、その報告を差し控えてしまうようなこともあり得るのではないかと。何とかそこを切り抜ければ、自分の生活費を稼ぐという部分については支障を来さないということで、報告の機運というものがあるのではないかと。現状ではそういうことはないと思いますし、正確にきちんと報告をする方ばかりだと考えますけれども、そういうものが大きく続いていくと、なかなか厳しい状況になるのではないかと思います。

そういう正規職員ではない臨時職員とか、そういう方々が一定期間休まなければならないようになったときの支援救済措置というものを考えられないのかどうか。それについてお伺いしたいと思います。

○金内学校給食センター所長 2点にわたり質疑を

いただきました。順次お答えさせていただきます。

最初に地元産品を使ったメニューについてでございます。給食食材の使用に当たりましては、安全で安心な地元産農畜産物等を基本に、深川産米のななつぼしを初め、牛肉、味噌、またナガネギ、キュウリ、トマトなどの野菜につきましても、きたそらち農協と連携をとりながら、収穫期に合わせた使用に努めるなど、地元産を優先的に使用してございます。そのほか、地元産食材を活用いたしました漬物や黒米クッキー、ヨーグルトなどの加工品につきましても使用しておりまして、地元産食材を使用したメニューがほとんどでございます。

地元産食品を使用した特徴あるメニューといたしましては、平成21年度から新たに使用しております深川産牛肉を使った牛丼、スキヤキなどがございまして、これらのメニューについては、児童生徒から大変喜ばれているところでございます。深川産牛肉の使用につきましても、毎月1回程度でございますけれども、今後におきましても、地元産農畜産物等の使用を基本に、安全安心、そして児童生徒に喜ばれる給食づくりに努めてまいり所存でございます。

次に、ノロウイルス等感染時の職員の補償についてでございます。質疑の内容は臨時職員ということで受けとめて、答弁させていただきたいと思っております。

山田議員の一般質問にもお答え申し上げましたように、ノロウイルスに感染の疑いのある場合につきましては、二次汚染を防止するため、まずは、職員は出勤を控え、ノロウイルスの検査の必要がある場合については検査を行い、ノロウイルスを保有していないことが確認されるまでは、出勤しないこととしてございます。

質疑は、ご家族に感染者がおり、そのために出勤を控えなければならないケースも含め、感染により出勤ができない場合の休業補償でございます。現在、臨時職員に適用されております深川市臨時的任用職員取扱規則の中には、それに対応する規定がございませんので、現状の対応といたしましては、いかに職場内感染を起こさないようにするかとでございます。そのためには、前段申し上げました対策をきちんととることが極めて大事なことでございます。このことの徹底を図ってまいりたいと考えてございます。ご指摘の点につきましては、今後、関係する課と協議してまいりたいと考えてございます。

○田中(昌)委員 再質疑をさせていただきたいと

思います。

まず、前段の地元食材につきましては、食育推進事業というところの172万9,000円のうち170万円は、ことしは過疎債で財源を持っているということで、これまで、やはり地元食材を使うと、どうしても割高になるケースが多いということで、その財源がないためになかなか確保できないというようなことを言われたときもあったのです。今回、その170万円は、多分米飯給食のための財源だと思うのですけれども、財源があったと。あったのであれば、例えば今の牛肉の回数などももう少しふやせないのか。牛肉は値段が高いですから、食材として購入すると、どうしても個人負担のところに影響してくる部分で、なかなか厳しいところはやはり支援していかなければならないということであれば、そういった支援をもう少し拡充するということは、ぜひ検討に値する内容ではないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひますし、その点について考え方をお伺ひしたいと思ひます。

2点目の、いわゆる休業補償が現状の制度としてはないと。臨時職員やパートを任用している職場、多分、保育園の給食なども同じような状態にあると思ひますし、これは保育園ということであれば、ほかのいろいろな法人の保育園も同じような状況になると思ひます。そういった方々はやはり、日ごろ子供たちのために安全で安心できる給食を供給している中で、自分がそういう食中毒につながるような、病気に感染する疑いが出たときに、やはりそういったことを安心して申告をして休むということが出来る方策というのは、本当に重要ではないかと思ひます。聞くところによると、岩見沢市などでは、職員がこころ変わって技術の継続というのか、そういう安全意識の部分が継続されていなかったという報告も聞いておりますので、やはり長い間働くこと、それから、いろいろな技術、知識を継続することで、安全性はさらに高まっていくと思ひますので、そういった方々の保護策というのは、やはり重要ではないかと思ひます。職員については、総務課が担当だと思うのですけれども、特にそういう安全管理を重要とするようなところは、積極的に休業補償のような制度が必要ではないのか。もしものときの話ですから、そういうこともぜひ、所管任せではなくて、全体の大事な部分ということで検討していただければと思ひますが、そういった点について、どちらで

もいいですけれども、改めて答弁いただきたいと思ひます。

○金内学校給食センター所長 食育の関係で再質疑をいただきました。

今回、予算計上しております食育推進の補助金につきましては、米飯ということではなくて、いわゆる地元産食材にかかわるものについて食育を推進するために、助成をいただいているものでございます。ですから、米飯ということに限ってのものではなくて、牛肉についても当然、その対象になっていくもので、先ほど申し上げましたように、保護者からいただく給食費と食育推進助成金と合わせた形で地元産の食材を基本的に優先的に使用していきたいと考えてございます。

2点目の休業補償の関係ですけれども、質疑にもありましたように、この問題というのは、給食センターだけにかかわる問題ではなくて、保育園という部分にも当然かかわってくる部分もござひます。ご指摘の内容については、私ども少しわかる部分もござひますので、先ほど申し上げましたように、このことにつきましては、関係する総務課などとも十分協議をしながら考えていきたいと考えてござひます。○北名委員 私からは、大きくは2点聞きたいわけ

です。1点目は、スプーンといひますが、今、食べるために使っている器具というのか、それについてあります。今、フォークスプーンを使っている。希望するといひか、自分ではしを使いたい方は、はしを使っているといひか、ということ聞いております。私は、給食というのは食育ということがあり、非常に重要な食を学ぶことになると思ひますが、フォークスプーンは便宜的なもので食育と反するという気が私にはするのです。現状どうなっているかということ聞きたいのと、これはうまくないのではないかという思いがするのですけれども、その状況について、あるいは考え方についてお聞かせいただきます。

大きな2点目は、衛生管理の件であります。一般質問でもやりましたが、岩見沢市の大事件が起きまして、改めて給食をつくる現場がどうなっているのかということが問われているわけ

です。その点で、一つはセンターの状況について、その後のと言ひていひか、現在どのような形で衛生管理の徹底がなされているのか。この前の一般質問では、

保健所等の立入検査の直近のお話で出ていましたけれども、できれば、もう少し話していただきたいと思います。

もう一つは、主食のパンとご飯をつくっている工場の状況について。これは学校給食会と工場の契約であるのですが、深川市学校給食センターは、学校給食会の委任を受けて当該委託工場に随時立入調査し、報告を求められることができます。学校給食会と深川市との間の契約書の中でうたわれているわけですが、その点で、学校給食会というのは、地下のほうにあるわけではないですから、当然のことなのですけれども、どのような形でかわりを持って、立入調査などしているのかという気もするのですけれども、その状況がわかればお聞かせ願いたい。

あわせて、この工場についての給食センターの評価というか、衛生管理についてはかくかくしかじかというか、十分だというふうにならなければ問題があるわけですが、評価としてはどのようになっているか、お尋ねいたします。

○金内学校給食センター所長 2点にわたり、質疑をいただきました。順次お答え申し上げます。

初めに、学校給食におけるはしの使用についてでございます。フォークスプーンをどのように見ているのか、あるいはフォークスプーンを使うのは間違いではないのかということだと思いますけれども、現在のフォークスプーンにつきましては、その前に使用していました先割れスプーンが、先がとがっていて危険であるということから、昭和53年から使用してございます。先割れスプーン、フォークスプーンにつきましては、米飯が始まった昭和53年8月からで、それまではパン給食であったことや食べ物のとりやすさ、さらには一つの食器具でいろいろなメニューに対応できることなどから、選定されたのではないかと思いますし、そのような見方もしてございます。ご指摘のはしの使用につきましては、正しい食習慣やマナーを身につける上で大切なことですので、対応といたしましては、ご家庭のご協力をいただく中で、毎月、保護者に配付しております献立表に、はしを使用することが望ましい日に印をつけ、その日にははしを持参していただくよう周知しているところでございまして、今後におきましても、このような対応で、はしの使用を進めていく考えでございます。

なお、フォークスプーンにつきましては、はしを

忘れた児童生徒の対応も含めまして、毎日、全児童生徒分を配送してございます。

ちなみに、はしの使用実態につきましては、学校に聞いたところ、各学校においてばらつきがございまして、多い学校で10割、少ない学校で1割、平均で約5割の使用となっております。

次に、衛生管理の面で質疑をいただきました。

初めに、給食センターにおけます衛生管理につきましては、文部科学省の学校衛生管理基準や学校給食調理場における手洗いマニュアル、さらには北海道教育委員会の学校給食衛生管理マニュアルなどに基つき、常日ごろから衛生管理の徹底及び食中毒の発生防止に努めているところでございます。今後におきましても、衛生管理の徹底を図りながら、安全で安心な給食を提供してまいり所存でございます。

次に、主食工場の調査の実態とその内容についてでございます。

毎年学期の始まる前に、米飯工場もしくはパン工場に出向き、米飯、パン成形ラインや機械器具等の状態確認並びに衛生管理の徹底、また改善が必要な場合については、その都度、改善要請を行っております。また、これ以外にも、不定期ではございますけれども現地に出向いてございます。

次に、主食工場の施設及び衛生管理の評価についてでございます。

施設については、米飯工場及びパン工場とも、建築後、相当の年数は経過しておりますけれども、衛生管理につきましては、一般質問でお答えいたしましたように、当センターで使用しています学校給食衛生管理基準などを参考に行っておりますので、それに基づいた衛生管理がなされていると認識してございます。今後におきましても、適正な管理に努めていただくとともに、改善すべき事項がある場合には、適切な措置を講ずるよう求めてまいりたいと思っております。それから、保健所からの指導ということで、当センターにおきましては、一般質問でお答えした以降、特に保健所からそういう指摘は受けてございません。

○北名委員 まず、フォークスプーンの関係です。

先割れスプーンからフォークスプーンに変わったのは、危険だからという言い方をされましたし、それも一つあるかもしれないけれども、犬食いということが当時非常に大きな問題になったのです。どうしても食器のほうに顔を近づけて食べるということ

で、それは姿勢としてもよくないし、食べ方としてもよくないということでフォークスプーンに改良されたのだと思うのです。はしの使用実態の話聞きまして、10割の学校があると聞いてすごいと思った。どこかはここで聞かなくていいですけども、全体では5割、はしを持ってきて使っているという話だったように思います。少し救われる気がしたのです。

私はやはり、家庭でフォークスプーンを使っているうちはあるかもしれないけれども、ほとんどスプーンとはしを使うと思うのです。あるいはフォークを使う。レストランでもそうだと思うし、食堂でもそうだと思います。ですから、このフォークスプーンを使うというのは、極めて便宜的な理由なのです。私は食育からいくとやはり違うと思うのです。その辺について、よその学校だとかというところはどうなっているか、私はわからないけれども、よく見渡していただきたいし、方向としては、先駆けてはしを使う。必要だったらスプーンを使う、フォークを使うという文化に変えていく。文化に変えていくというのは変だけれども、戻していくということが必要だと思います。その点についての考えを聞きたい。

あわせて、しかし今フォークスプーンを使っているわけです。それに対する、先ほど犬食いという表現を使いましたけれども、きちんと注意をしながらそういう指導をしていかないと、教育としては不十分ではないかと思しますので、その辺についてどのように考えるか聞きたい。

次に、衛生管理についてでありますけれども、いろいろとマニュアルをいただきまして、例えば学校給食衛生管理マニュアルという道教委から出されたものもいただきました。あるいは学校給食調理場における手洗いマニュアル、いろいろなものが出ています。こういうことを徹底しようと、手の洗い方も写真入りでたくさん出ています。

そこで、聞きたいのは、給食センターにおいて、そういう指導をやっていると思うのですが、こういうものが現場の給食センター職員の皆さんが手にしている状況、あるいはこういうことをもとにして研修会というようなことをやられているかどうか、聞きたいと思います。

次に、主食の工場についてですが、主食の工場は市営ではないわけで、皆さん方は十分わからない点があると思うのですけれども、給食センターよりもレベルが低くていいということはないと思うのです。

そういう位置づけとしては、少なくとも同等でなければいけない。そういう点において、こういう今、私が言ったようなマニュアルや何かを従業員にお渡しになっているのか、あるいはそれをもとにした研修をされているのかどうか、お聞きしたいと。

それから、当然、先ほども健康の問題が出ていましたけれども、主食工場で働く従業員の、あるいはもっと言えば、深川の場合には、学校給食だけを扱っていませんから、従業員の区分けはわかりませんが、あえて学校給食に関して、つくっていらっしゃる従業員の名前だとか、健康状態だとか、そういうのは給食センターで押さえているのかどうか、その点をお尋ねします。

○金内学校給食センター所長 最初に、はしの関係で質疑をいただきました。はしに戻す気がないのかということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、先割れスプーン、あるいはフォークスプーンにつきましても、いろいろな経過があって、ここに導入されているということでございます。

また一方では、はしを使用することについては、先ほども申し上げましたように、正しい食習慣や正しいマナーを身につける上で、大変大切なことだと認識しておりまして、現行の中でもそれぞれ献立表の中にはしを使うことが望ましい日に印をつけて、持参していただいておりますので、この形で対応していきたいと考えてございます。

あと、フォークスプーンを使うことによって、食べ方の姿勢が悪いというご指摘がございました。このことにつきましては、先生方に指導というか、何らかの形で周知していきたいと考えてございます。

それから、衛生管理の部分で3点質疑いただきました。給食センターにおきましては、先ほど申し上げました、いろいろなマニュアルがございますけれども、それにつきましては、それぞれ職員に徹底をしておりますし、それぞれ学期が始まる前には研修会を開いておりますし、毎日毎日、必ずミーティングを行っておりますので、その中でも常時行ってございます。

主食工場の部分でございますけれども、当然、給食センターと同様に衛生管理基準は守っていただかなければならない部分でございます。研修については、私どもが聞いている範囲では、それぞれ保健所で研修会的なものが開かれており、従業員の方は研修会に参加されると聞いておりますし、事業所の内

部でも、ここの部分についての徹底はされていると聞いてございます。

それから、主食工場の従業員の名前、あるいはその健康状態について給食センターで押さえているのかということでございますけれども、この部分については押さえてございません。

○北名委員 一つ、はしの件で、こういう形で続けていく、いろいろな経過でなっているようだというのが答えだったように思います。それでいいのかと。すぐ直すという答えが出てこなくてもいいけれども、いろいろな経過になっているのです。便宜的なのです。やはり食と文化、最近聞いたのですが、食というのは人をよくすると書くのです。まさにそういうことで、私はなじまないと思うのです。だから、すぐ検討するということは言えなくても、こういう指摘があって、こういう形でやりますという答えでいいと思うので、もう一回、答えてほしいと。

それから、衛生管理のことだけれども、職員に徹底している、ミーティングもしている、研修会もしている。私も給食センターではしていると思うけれども、あえて言えば、こういういろいろな文章というか、図入り、写真入りのこういうものまで渡っているのかどうか一つ聞かせてください。

それから、主食の工場について。きちんとやられていると思っている。保健所での研修会をやっていると行ったか、やられていると思うと行ったか、そのところはメモし切れなかったけれども、徹底されていると聞いていると。私が聞いたのは、こういう、保健所でやっているだろうでは済まない。済まないというか、やはり給食センターが学校給食会から委託も受けているのだし、保健所任せということはないと思うけれども、責任を持ってきちんとつくってもらおうということになるわけですから、さっき聞いたことと同じようなことをもう一回聞かざるを得ないのだけれども、答えていないから。こういう保健所から、学校給食調理場における手洗いマニュアルなんていうのは、渡っていないような気がするのです、私が勝手に想像するには、こういう微に入り細にわたり出されているものが、現場の従業員に渡っているのか。そういうことをあなたは知っているのか。この間、聞いたら、教育長も教育部長も、一度もという表現は使わなかったけれども、工場を見たことがないと言っていたから、給食センターがきちんとやっているだろうと。センター所長

もかわってきているから、ずっとこれまでのことがあるけれども、今、こういうものが従業員に渡っているか。それから、名前を押さえていないと言うけれども、私は押さえる必要があるのではないかと思うのです。あるいは健康状態についても、知る必要があるのではないかと思う。先ほど来の話があるように。その辺、いかがですか。これからに向かってのことも含めてだけれども、答えていないから、聞いたことはきちんと答えていただきたい。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○太田委員 今のやりとりを聞いていまして、この給食センターで答える部分というのは、このスプーンの関係だとか、はしの部分では、学校側から求められて出すというような立場であって、教育上のいわゆるしつけだとかという部分については、学務課で答える内容ではないかと思しますので、整理を願います。

○渡辺委員長 暫時休憩いたします。

(午前10時36分 休憩)

(午前10時54分 再開)

○渡辺委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

質疑は簡潔にお願いしたいと存じます。

答弁を求めます。

○一原教育部長 貴重な時間をいただき、おわびを申し上げます。補足答弁させていただきます。

学校給食におきます食事のマナーにつきましては、さきに金内所長からも答弁申し上げておりますが、学校を通じて指導することになっておりますが、今後学務課も含めて教育全体で対応してまいりたいと考えてございます。

○金内学校給食センター所長 マニュアルの関係で質疑をいただきました。

給食センターで、そういうマニュアルを職員の方に配布しているのかということでございます。そのものについては、特に配布はしてございませんけれども、趣旨が伝わるようなことで説明は申し上げます。それ以外に、場内のほうにマニュアルを常時備えつけておりますので、そこで職員の方は見て、それぞれ衛生管理を徹底していただいていると思っております。

それから、主食工場のマニュアルでございますけれども、私どもから、そのマニュアルは工場にお渡

してございます。そのマニュアルが従業員の方に渡っているかどうかについては、私どもは確認してございません。

あと、名前の関係ですけれども、これにつきましては法令等もいろいろ勉強しながら研究させていただきたいと思えます。

○渡辺委員長 5項学校保健費を終わります。

6項就学奨励費、148ページ。

○長野委員 通学援助費のスクールバスの運行についてお尋ねいたします。

既に市内には、それぞれいろいろな形での取り組みの中で、スクールバスが運行されております。過去の統合だとか合併だとか、そういった背景の中で、こういったスクールバスが運行されているものと承知をしているわけでありましてけれども、全市的な面をとらえてみますと、過去に統合だとか、いろいろな形をとった学校区域でもスクールバスが走っていないと。目の前を歩いていても、学校エリアが違ふということでもスクールバスに乗れない。やはり教育の機会均等という観点から見ると、特に小中学校というのは、義務教育でございますから、非常に大事な観点でありますので、まず、そういったスクールバスのエリアから落ちている空白地域の把握は、どの程度地図的に図面で確認をされているのか。生徒数においても、一般質問の中で、ある児童がスクールバス路線から漏れているという話もございましたけれども、若干1人ということでもそれだけの話題になるわけですから、地域的に数人、あるいは何人もおられるエリアが、スクールバスの路線から落ちているのも実態であります。

そういった意味では、全市的にこれから適配のいろいろな論議もある中で、全市的に子供さんたちのバス路線が走っていれば、こういった課題も全然問題ないわけでありましてけれども、バス路線はないわ、スクールバスはないわ、といったところで空白地域が長年、放置されるということは、やはり教育的にはよろしくない。そういった全市的な検討もあわせて、取り組む姿勢があるのかどうか、お尋ねしたいと思えます。

○小林学務課長 スクールバスの運行についてお答えいたします。

現在、スクールバスは5路線で運行いたしておりますが、いずれも学校統合に伴い廃止となった学校の地域の児童生徒の通学用として導入し、運行して

いるものでございます。スクールバスを利用できない空白地域があるとのことでありますが、学校統合に伴わない地域のことだろうと考えます。

こうした学校統合に伴わない地域におきましても、自宅から学校までが遠い、こういう遠距離通学の児童生徒に対しましては、保護者の負担軽減を目的に通学費の助成を行っているところでございます。学校統合に伴わない地域のスクールバスの運行につきましては、これまでのスクールバスを導入した経緯によるものとは別に、新たな計画を必要とするものでありますことから、現時点での対応は困難であります。質疑にありましたように、今後、学校配置にかかわって、地元協議が行われていく中では、スクールバスのあり方についても検討が必要になってくると考えられますので、スクールバスのあり方や路線の見直しにつきましては、今後の課題として受けとめさせていただき、研究してまいりたいと考えております。

○長野委員 再質疑させていただきます。

適配の論議も非常に時間のかかる話であります。でも、子供たちは毎日、通学しているわけです。やはり今のこういう状態、皆さん方から見れば、どう思っておられるかわかりません。毎日、路線バスのない中、4キロ、5キロ、特に冬期間は歩かざるを得ない。皆さん方は通勤にどの程度歩いておられるかわかりませんが、小さいお子さんが毎日通学でそういった努力をし、汗を流されている。スクールバスがない時代でしたら、それは皆さん、昔はそういう時代だったかもしれませんが、やはり早急に取り組んでいただきたい。

さらに、スクールバスはお年寄りの混乗の対策も一部とっていただいているということで、高齢者にとっても非常にありがたい部分もあるわけですから、やはり市政全体で、これは教育委員会所管ばかりではないのですけれども、あわせて住民の皆さんと十分ご検討いただいて、一日も早くこの課題は解決していただきたいと思えますが、いかがですか。

○小林学務課長 今ちょうど学校配置にかかわっての議論が始まるということでもございますので、そうした中에서도出てくるかと存じますが、ご指摘のことも踏まえまして、研究させていただきたいと考えております。

○北名委員 就学奨励費の就学援助についてお尋ねいたします。

就学援助制度というのは非常に役立つ制度であります。要保護、いわゆる保護を受けている方と、準要保護とあって、保護を受けていないけれども就学援助の該当になるという方の両方がいます。

そこで、要保護ではなくて、準要保護の生活保護を受けていない方のお子さんの関係であります。実は平成22年度から、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の3項目が新しく支給の対象になりました。しかし、深川市においてはそれが行われていないという状況があるわけですが、その理由をお聞かせ願いたい。そして、それはどうしてやるようにしないのか、してほしいのだけれども、その辺はどうですか。

○小林学務課長 準要保護児童生徒に対しましてのクラブ活動費等の支給についてお答えいたします。

今ほど委員からお話がありましたように、平成22年度からクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が支給項目に加わったところでございます。本市としての取り扱いであります。クラブ活動費につきましては、クラブに入っている児童生徒と入っていない児童生徒がいること、また学校やクラブごとで活動費の積算方法も異なっております。生徒会費、PTA会費につきましても、学校ごとに金額が異なるなど、一定の基準のもとに支給する就学援助費において、個々の児童生徒や学校間で違いが生ずるなど、公平性を保ちつつ支給することに難しさがあるところでございます。

このため、道内各市の実態を確認しましたところ、他市におきましても同様の問題を抱えており、管内で支給している市はなく、また、全道的にも支給している市は確認ができなかったところでございます。こうしたことから、本市においても支給をしていないところでございます。

平成23年度におきましても、新たに支給項目として取り入れる市が現状ないということから、本市におきましても従来の取り扱いをしたいと考えているところでございます。

○北名委員 平成23年度も取り入れる意思がないようなことを言いましたが、それは違うと思うので、再質疑します。

まず、これが支給されるような形を市教委がとった場合に、交付税措置がされるのかどうか。これが一つ。

それから、生活保護を受けている子供さんのクラ

ブ活動費、生徒会費、PTA会費は支給されているのですけれども、それについてご存じですか。金額が幾らになっているかもご存じでしょうか。まずお尋ねします。おかしいのではないかと思います。

○小林学務課長 費用については、交付税措置に入ると考えてございます。

生活保護世帯につきましては、クラブ活動費ということではなく、違う名目ではあります。支給されるように聞いております。学習支援費という形で、小学校で月額約2,560円、中学校で4,330円支給されていると伺っております。また、生徒会費、PTA会費については学級費ということで、小学校で月額620円、中学校で740円ということで支給されていると伺っております。

○北名委員 もう一回聞きますけれども、交付税措置されるということが一つ。生活保護の関係では、学級費、児童会費、生徒会費及びPTA会費ということで、学級費という費目でありますけれども、今、答弁にあったように支給しているわけです。

だから、その積算の仕方とかいろいろあるけれども、こういうのが新しく措置されたし、道教委もそれが余り使われていないということについては、放置していることはできず、指導に乗り出すという答弁がされていると私は聞いているのです。もっと前向きにやってもらわないと、深川の子供たちが、あるいは父母が、こういうことではうまくないと思うのですけれども、どうなのですか。

○小林学務課長 就学援助費におけるクラブ活動費等の支給の取り扱いにつきましては、課題として受けとめさせていただきまして、今後他市の動向なども十分見きわめてまいりたいと存じます。

○渡辺委員長 6項を終わります。

7項社会教育費、150ページから156ページまで。

○楠委員 151ページの7項2目青少年費の説明欄3番の子どもの居場所対策についてお伺いいたします。

この子どもの居場所対策は、文光児童館を閉館しまして、生きがい文化センターの中に子どもの居場所を設置するというところで話を聞いていますが、その中身、内容をまずお聞きします。

次に、生きがい文化センターは、図書館ですとか、その他、サークルをする人に貸すとか、併用になっていますので、そういう利用している人たちから、うるさいなどの声が出てくる可能性はないのか。あと、文光児童館を閉鎖するということなので、その

後、使わないということになると、今まで使っていた子供たちが入り込むことのないように、きちんと入れないような措置はすべきだと思うのですが、その辺のことをお伺いいたします。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○東出委員 ただいまの楠委員の質疑に関連して質疑をさせていただきます。

私からは、この子どもの居場所の名称についてお伺いしたいと思います。

さきの総務文教常任委員会の議論の中で、子どもの居場所という名称ではいかがかという話をさせていただいて、その中で名称については考えていきますというお話でございました。今年のしごとを見せさせていただくと、その中に括弧書きで、生き生きスポットというような、活字の表現をされておりますので、そういう名称としたりもしていますけれども、こういう形で名称を決めたのであれば、その経緯を聞かせていただきたい。お年寄りの施設なら生き生きスポットでもいいという感じはしますけれども、子供の施設であればもう少しふさわしい名称がいいという感じもしないわけではないのですけれども、そこら辺を経緯も含めてお聞かせいただきたいと思えます。

○大西生涯学習課長 子どもの居場所対策につきまして、お二人の委員から質疑をいただきました。順次お答えしてまいりたいと思えます。

初めに、楠委員からの子どもの居場所対策にかかわります事業の内容でございます。

経過につきましては、質疑の中で触れられましたとおり、文光児童館の廃止に伴って、生きがい文化センターで安全な子供の居場所を確保するというところでございまして、具体的な事業といたしましては、児童生徒を対象といたしまして、生きがい文化センターの2階にあります、多目的スペースを主な活動場所として、放課後や週末等における子供の安全な居場所の確保、子供の学習体験交流活動の実施、それから子供の文化振興及び福祉の増進、これらのことに関する事業を実施しようとするものであります。具体的には、これまで文光児童館で実施している遊びですとか、あるいは生きがい文化センターの空きスペースを活用した軽運動に加え、生きがい文化センターの施設機能を活用した体験メニューとして、郷土資料館を利用した深川市の歴史についての学習や生きがい活動室などを利用した創作活動などの取

り組みを行う予定であります。事業の実施日及び時間につきましては、生きがい文化センターが開館しております日の午後1時から5時までということで予定しております。

それから、子供たちが大きな声を出すなどで、例えば図書館ですとか、他の利用者に対して迷惑などが発生しないかということでございますが、基本的には多目的スペースで実施する場合におきましては、隣にマルチメディアセンターで研修事業等を行っておりますので、基本的にはそこで子供たちが遊ぶときには、通常の話し声程度でしたら特に問題はないと思えますけれども、大きな声を出すときなどについては、そこにおります指導者が大きな声を出さないようにというような指導をすることとなると思えます。なお、図書館につきましては、基本的にはドアが閉まっておりますので、そちらには音は回り込みません。また、軽運動については、現在休止中のパトリアホールのホワイエ部分で軽運動ができるようにしたいと考えておまして、その部分で多少声を出しても、音についてはクリスタルスクエアのほうには余り届かないという状況であることを確認してございます。

それから、文光児童館の閉館後の対応ということでありまして、周りに窓ガラスがかなりございますことから、建物の中に入ったりのないように、ガラス部分については、コンパネ等でふさいで、中に立ち入りができないように対応することを考えております。

それから、東出委員からありました名称でございまして、今回の事業の実施に当たりましては、教育委員会規則で訓令として要綱を定めております。要綱の名称としましては、深川市放課後等子どもの居場所確保事業実施要綱という、少しかたい長い名称でございまして、短くわかりやすく親しみやすいという呼び名として、愛称を子どもの居場所「生き生きスポット」としたところでございまして、この愛称につきましては、生きがい文化センターでの実施事業であることと、子供たちに生き生きと元気に活動してほしいという思いから、生き生きの表現を用いて、英語で場所を示すスポットにつなげ、生き生きスポットとし、その前に事業の目的であります、子どもの居場所ということにつながったものであります。

○楠委員 文光児童館のときには、囑託職員と臨時

職員の2人いたと思うのですが、今度の新しい生き生きスポットの職員というのか、そこの指導員は何人配置になるのか。それと、うるさいとかということも周りから聞こえてきて、余りこう言うと、かえって萎縮してしまって、来なくなったりとかすると思いますので、その辺の配慮も必要だと思いますが、どのように考えていますか。

○東出委員 経過についてはわかりましたけれども、手法として公募という方法があったりだとか、あるいは現在、文光児童館に通っている子供たちのやわらかい頭の発想でそういう名称を考えてもらうのだとか、そんな方法もよかったのではと思ったりしますが、そんな方法もなかったのかどうか、その1点だけお聞かせいただきたいと思います。

○大西生涯学習課長 初めに、楠委員からの再質疑でございます。

職員の体制につきましては、これまで文光児童館では1人嘱託、1人臨時職員の2人体制でございました。新たな生き生きスポットにつきましては、これも2人体制で子供たちの安全管理や指導などを行う考えでございます。なお、職員につきましては、平日、火曜日から金曜日まで安全管理と簡単な遊びなどの指導業務を行う臨時職員を1人配置するのとあわせて、生涯学習課に配置しております、少年相談員も一緒にその子どもの居場所に配置します。少年相談員につきましては、子供たちからの相談に応じるほか、勉強の内容だとか仕方などについてのアドバイスも兼ねて、子供たちを見ていただくということで考えています。次に、土曜日と日曜日でありますけれども、少年相談員がこの間はいませんので、その部分については、別に臨時職員を1人採用しまして、結果として、土曜日、日曜日については臨時職員2人で対応するということになります。

それから、子供たちが騒ぐというか、そういうことに対する指導でありますけれども、子供たちにとって施設自体が楽しくない施設ではなくて、楽しい施設であるということを常にアピール、PRしながら、極端にしかりつけるだとか、そういうことのないような対応にしたいと考えております。

それから、名称の部分で公募についての考えでありますけれども、今回、愛称をつけるに当たっては、生きがい文化センターとしての既存の建物の一部を活用するというので、特にその事業を実施するときに限定して使うということでございますので、公

募は行わず教育委員会の内部協議によって決定したものでございます。

○東出委員 生きがい文化センターの施設の中に設ける施設だから、そういうことができないような規定になっているのかどうなのか、そこら辺のことを明確に教えてください。いかにもそういう決まりでもあって、それができないから公募しなかったみたいな言い方に聞こえるのですけれども、そこら辺はきっちり、そうでないならそうでないと言っていたきたいと思います。どうですか。

○大西生涯学習課長 ただいまの質疑にお答えいたします。

生きがい文化センターの中に設けることに対して、そういう名称をつけることができないということの規定はございません。公募については、一応検討はしましたけれども、教育委員会内部で決定するというので定めたものでございます。

○北畑委員 生きがい文化センター費、施設管理にかかわってお伺いします。

生きがい文化センター内にパトリアホールがございます。このホールは財政収支改善案によって、平成21年4月から、ちょうど2年間休止をしている状態で、唯一、10月に行われる文化総合芸術祭の間はあいているということで、今、あの手のホールの使い勝手といいますか、市民要望といいますか、せめてパトリアホールを通年も含めて、あけてはどうかという団体、個人も含めて結構、声があります。

そこで、財政収支改善案の中での一つの取り組みかとは思いますが、このパトリアホールに関して、できれば通年の開館をと思っておりますけれども、その辺の見解を伺います。

○大西生涯学習課長 パトリアホール開館についてお答えいたします。

パトリアホールにつきましては、平成20年の財政収支改善におきまして、その事務事業の見直し項目の一つとして休止を提案させていただき、その後の議会議論を経まして、その結果として、21年4月1日から供用を休止し、条例ただし書きによりまして、深川市文化総合芸術祭の期間に限って開館しているところでございます。

市民の方々のパトリアホールの通年開館に関する要望につきましては、昨年10月に要望書という形で提出されておりますことから、文化総合芸術祭以外におきましても、市民の方がパトリアホールでの演

奏会などを行いたいという気持ちがあるということについては理解するところでございます。しかしながら、パトリアホールの休止に至った経過を踏まえ、現状の対応を引き続き継続することといたします。

○北畑委員 見解はわかりました。先ほど言いましたけれども、市主催の文化総合芸術祭に関してはあいているということで、市が主催する分にはあけるのかという声もあります。そして、やはり何よりも求められているのは、通年のパトリアホールの開館でございます。市長も市政方針の中で、深川に暮らすすべての市民が生き生きと心豊かに安心して暮らせるために、あらゆる政策手段を横断的に組み合わせ、総合的に対策を講じていくと言われております。その意味では、財政収支改善案の一つではございますけれども、今言う横断的に組み合わせた総合的な対策をご一考願えればと思いますが、いかがですか。

○大西生涯学習課長 お答えいたします。

初めに、市の主催事業に限っての開館ということでございますが、当時の議会議論の中で、ただし書きで開設されたときの経過といたしまして、設備の保守点検などの維持管理の確認ということも含めて開館ということであったと記憶してございます。

それから、今回の財政収支改善にかかわりますことといたしましては、パトリアホールの休止自体が、深川市挙げての取り組みであると。そういう財政収支改善の取り組みの項目の一つでありますことから、本件のみの見直しということにはならないと考えます。

○東出委員 3目文化奨励費で2点についてお伺いしたいと思います。

まず、1点は文化振興事業についてです。このことについては、指定管理の関係だと思っておりますけれども、前年度対比では大幅な減額になっています。この辺の状況についてお知らせいただきたいと思っております。

もう一点、アートホール東洲館の管理運営等のところですが、昨日の山田委員からの経済センターのところでの質疑で若干見えた部分もあるのですが、ここの部分についても大幅な減額になっている。これも指定管理事務のところでの問題と思っておりますけれども、この2点の減額理由、その中身についてお示しいただきたいと思っております。

○大西生涯学習課長 文化奨励費につきまして、2点質疑いただきました。

初めに、文化振興事業費の減額についてご説明を申し上げます。

文化振興事業費につきましては、予算額で申しますと、平成22年度予算額797万7,000円に対しまして、23年度予算額は365万7,000円と、432万円の減額となっております。この減額の主な理由につきましては、平成22年度は文化交流ホールみ・らいの指定管理者であります、NPO法人深川市舞台芸術交流協会が、創作ミュージカル「夢を追いかける瞳」の開催に当たりまして、財団法人地域創造から助成を受けることが既に決まっております、この助成制度の仕組みとして、指定管理者が直接財団から助成を受けるのではなく、地方自治体の予算を経由して指定管理者に間接的に助成する仕組みとなっているものでございまして、22年度におきましては、その時点で既に内示がされておりましたことから、助成額430万円を当初予算に計上していたものでございます。しかしながら、平成23年度におきましては、22年度とは助成額が異なりますけれども、当該助成事業につきまして、現在、助成の申請途中でございます。助成額の確定がおくれておりますことから、今回の当初予算に計上できなかったということでございまして、平成23年度予算額につきましては、その430万円が減額となっているものであります。

それから、アートホール東洲館の事業でございます。この中で、その管理委託料の予算額が減っているわけですが、これは、東洲館の委託料が減っているのではなくて、東洲館自体の維持管理費で、私どもの一般会計で持っているものが減っております。このことにつきましては、平成22年度の予算額1,055万4,000円に対しまして、23年度は593万9,000円と、461万5,000円減額となっております。この理由につきましては、平成22年度まではアートホール東洲館が入っております経済センターの維持管理に要する経費のうち、燃料費や光熱水費、清掃等保守管理に係る委託料、これらの経費について、アートホール東洲館が占有している面積で案分して負担するということになってございまして、その金額を文化奨励費に計上しておりましたが、23年度からは案分処理を行わず、一括して商工振興費の経済センター維持管理費に計上するというので、予算の組み替えを行いましたことから、東洲館の維持管理経

費が減額となったものでございます。

○北名委員 3目文化奨励費で、アイヌ文化についてお尋ねします。

人権のことでは先日質疑をしまして、特段の取り組みは見受けられなかったようですが、教育委員会生涯学習課では、アイヌ文化ということですとお尋ねしてきております。思い起こせば、平成20年に文化講演会がありました。平成21年にもありました。平成22年にはなかったわけですが、その都度、私も可能な限り参加して、大変得るものがありましたし、また、アイヌ文化というのは、中身の深い、そして多くの人に知っていただきたい、とりわけ子供たちにも知っていただきたい、そしてまた継続的にやっていかなければいけない課題だと思っております。新年度についての展開をどのように考えているか、お尋ねします。

もう一点、4目ふれあい会館のことについてお尋ねします。

ふれあい会館は、できたときからずっとそばにありますし、利用しながら、建物的ではなくて、中身的に何かひとつ利用しづらいものがあるという感じがしてきました。近々、それについても整理して改善していくという話も聞いておりますので、そのことについて、どのようになっていくのかお尋ねします。

○大西生涯学習課長 北名委員から2点について質疑をいただきました。

初めに、アイヌ文化についてでございます。

アイヌ文化に対する取り組みにつきましては、質疑で触れられておりましたとおり、平成20年度以降に、生きがい文化センターの郷土資料室におきましての企画展示、あるいは20年、21年の2カ年にわたって講演会を実施するといった状況でございます。また、平成21年、22年度につきましては、市内においてアイヌ語が使われている地名を冊子にまとめるとともに、生きがい文化センターを初め、中央公民館などの公共施設において、アイヌ語地名パネル展を行ったところでございます。

平成23年度の取り組みということで質疑をいただいたところでありますけれども、今回までに作成しましたアイヌ語の冊子を市内公共施設に閲覧用として配置し、皆さんに見ていただくという取り組みとあわせて、生きがい文化センターにおいて、施設のあき状況を見ながらなのですけれども、前回のパネ

ル展の内容を整理する中で、深川の地名のパネル展を再度実施したいと考えております。なお、そのパネル展を実施するに当たりまして、アイヌ文化のことに関する機関から、アイヌ文化に関するビデオテープなどの映像資料の借り受けを行いまして、そのパネル展示の会場で、テレビなどで再生するような取り組みも検討してまいりたいと考えております。

次に、ふれあい会館の利用についてでございますが、ふれあい会館の目的といたしましては、市民相互の親睦融和を図り、豊かな地域生活を創造するために深川市ふれあい会館を設置するという規定でございまして、使用の制限については特に規則の中で、公序良俗に対してその害を及ぼさないだとか、あるいは建物備えつけ物品の損害、滅失などのことがなければ、基本的には許可の対象となると。また、その他会館の管理運営上、支障または不相当と認めるときには、その使用を制限するということになってございます。

質疑の利用しづらい部分につきましてでございますが、その許可の基準につきましては、平成11年度に定めた内規がございまして、現行、その内規で判断しているところでありますが、その内規の記述におきまして、明確に事例が示されていないということで、その判断に苦慮しているところがございます。

また、同様に生涯学習課が所管しております公民館の使用許可についても、その権限で明確に例示されていないところがございましてことから、この公民館の基準の整理とあわせて、ふれあい会館の使用の基準についても整理したいと考えてございます。

○田中(昌)委員 6目生きがい文化センター費の説明欄3番、図書等購入の点でお伺いしたいと思います。

先日の補正予算の中でも、図書の購入ということで、かなり大幅に学校配置図書とか、そういうところの購入を交付税ということでやっていただいたということについては非常にありがたいことだと思いますし、高く評価したいと思います。

ただ、図書館における図書の購入の部分で、交付税算入されているということは、これまでも何度も指摘をさせていただいておりますし、お答えもいただいております。従前は1,000万円近くの図書購入費がありましたけれども、今年度は465万円と。蔵書数も十分満たしているというお話も伺っていますし、その他のいろいろな寄附とかそういうものを充てて、

購入しているという努力は十分評価しながらも、ことしまだ大分大幅に減っていますので、このことがまた来年度以降にも続くという、この465万円という数字が基準になってはいけないという思いを込めまして、改めて図書館の図書購入についての見解をお伺いしたいと思います。

○大西生涯学習課長 図書館の件につきましてお答え申し上げます。

図書購入にかかわります交付税措置とのかかわりでございますけれども、交付税措置につきましては、平成22年度ベースで518万1,000円ございました。平成22年度の当初予算が530万円でありますから、その部分でいけば、予算額のほうが若干上回るという状況でございました。ただ、平成23年度につきましては465万円ということで、22年度予算と比較しますと65万円、また、22年度の交付税措置額との比較では53万1,000円の減額となっております。この減額につきましては、ただいま質疑で触れられましたとおり、平成22年度の補正予算の地域活性化交付金で、特に通常では買えない一般図書がまとめて購入できたということで、その部分が今回については減らされている状況でございます。平成24年度以降については、また交付税措置の金額に何とかなるような形での予算要望をしてみたいと考えています。

○田中(昌)委員 次の質疑をさせていただきたいと思います。

5目文化交流施設費とあわせて、関連しますので、8目体育施設費のところ、指定管理者に管理委託をしている施設の使用料、現在は使用料なんですけれども、利用料金制への切りかえというか、そういう部分についての考え方をお伺いしたいと思います。

これまで一般質問等でもさせていただいておりますが、特に総合体育館についてはかなり固定的な、もうかっちりその期間あけ続けるということが限定的にされているわけですけれども、文化交流ホールについては、使用がない場合は5時だか6時だかまでで閉館しますということになっていまして、今の使用料が、すべて市の教育委員会に入ることになりますと、文化交流ホールの指定管理者が一生懸命事業を起こして、6時以降の事業をいっぱい入れれば入れるほど、使用料は市に入ってしまう、経費は全部、事業者が負担しなければいけないということになります。人件費も当然それにかかわるということですから、やはりそういった部分については、

利用料が指定管理者に入っていくということが伴わないと、やればやるほど経費がかかってしまって、収入は全くない。プラスアルファの収入がないというような事象が起きつつあるのでないかと予測しております。

利用料が急激に100%そちらに行ってしまうと、利用の増減がありますから、なかなか一気にそれを進めるとするのは難しいことなのかもしれませんけれども、やはりやる気を起こす、インセンティブをを起こすという部分については、利用料金制度の導入というのは、やはり一つの目安になるのでないかと考えますので、そういうこともあわせて、今後、利用料金制に切りかえていくのか、現在の考え方についてお伺いしたいと思います。

○大西生涯学習課長 私から、文化交流ホールみ・らいの利用料金制度の導入についてお答えいたします。

ただいまの質疑にありましたとおり、現在、み・らいにつきましては、利用料金ではなく使用料として深川市が収入して、指定管理者には、維持管理経費を委託料、指定管理料という形でお支払いしております。そのことは、施設の運営目的に沿って、安定した収入の中で施設の管理運営ができる、専念できるというメリットはあると考えております。

質疑の指定管理者制度につきましては、施設の利用料金を指定管理者の収入として収入する仕組みでありますことから、指定管理者の経営感覚が働くことによって、施設の効率的な運用と効果的な管理運営につながるものと考えられます。ただ、一方では、利益を求めて支出を抑制するという手段としてサービスを低下させたり、雇用者の労働条件を過度に下げたりする、そういうようなことの心配も生じますことから、行政及び利用者におけるチェック、検証が大変重要と考えております。また、み・らいで利用料金制を導入するとした場合においては、ホールという性格で他の施設利用に当たって、一人一人が入ったときに入館料をいただけるというような施設とは異なって、ホールや部屋などを時間区分で貸し出すことによって、その使用料を収入とするものがありますことから、毎年、安定した利用料金収入の確保とか、あるいは、そういうことをするための仕組みづくりだとかノウハウなどの蓄積が最も重要とも考えます。

以上のように、解決を求められるようなさまざま

な課題がありますことから、この文化交流ホール
み・らいでの利用料金制度の導入につきましては、
これまでの状況につきまして、現在の指定管理者と
も十分に情報交換をさせていただき中で、慎重に検
討してまいりたいと考えております。

○松野生涯学習課スポーツ振興室長 総合体育館及
び総合運動公園体育施設の利用料金制の導入につ
きましてお答え申し上げます。

総合体育館を初めとする総合運動公園体育施設は、
平成20年度から指定管理者制度を導入し、現在はN
PO法人深川市体育協会が指定管理者となり、各施
設の管理運営を行っております。

現在、施設の使用料につきましては、利用料金制
を導入しておらず、市の収入としてございます。市
内のスポーツ施設では、平成18年度から温水プー
ル・エールで利用料金制を導入し、利用者のアップ、
収入の確保を目指し、経営努力をいただきながら、
管理運営に当たっております。それに対しまして、
総合体育館を初め総合運動公園体育施設の利用料
金制の導入につきましては、指定管理者制度の利用
サービスの向上と施設の効果的、効率的な運営を
図ることの目的を尊重しまして、施設の特性を踏
まえ、利用料金制の導入が適正か、指定管理者と
も十分に情報交換を行う中で、慎重に研究、検
討してまいりたいと考えてございます。

○田中（昌）委員 若干、再質疑させていただ
きたいと思っております。

指定管理制度の導入ということで、かなりいつ
き大はやりというか、あらゆる公共施設、公の施
設の指定管理者への移行というものが、どんど
ん進んだのですが、それが行き過ぎて、本来の目
的が住民サービスの向上というところ、民間や民
間に準ずる団体が、そういうノウハウを生かして
サービスの向上を図ることが最大の目的だった
はずなのが、結局安上がりの、そういうところ
に偏ってしまったというところは、先日の片山
総務大臣の発言からも、国もそういったこと
に対して、チェックをしていかなければなら
ないという体制になっております。そのサー
ビスを向上する、より充実したサービスが受
けられるような環境というのは、やはり経費
もかかるわけですから、経費を節減するとい
う目的ではなく、指定管理を受託している事
業者が本当に安心して働く環境もあわせて、
利用料金制の導入のときに活用すべきでは
ないかと思っております。

ので、そういった点もぜひ考慮しながら、現
状、指定管理者が継続的にやるかどうかとい
うのは、また一般公募でやるわけですから、
そういうことにはならないかと思いきや、
ただ、やはり今やっている事業者がどうあ
るべきかということが一番よくわかってい
ると思うので、その辺の意見をぜひ聞いて
いただくことの答弁もいただきましたので、
そうだと思うのですが、そういった方向で
行くのかどうか、改めてお答えいただ
きたいと思っております。

○大西生涯学習課長 再質疑をいただきました。

私どものほうの文化関係のみ・らいもそう
ですし、体育協会が管理している体育館も
そうですが、現在の管理状況を踏まえ
る中で、これまで蓄積されたノウハウ等
もございますので、そういう部分と利用
料金にした場合についての問題点、課
題などもあわせて、さらに、指定管
理者として市が負担すべき指定管
理料などの状況もあわせて、情報交
換を行いながら検討してまいりたい
と考えております。

○田中（裕）委員 7日学校開放についてお伺
いしたいと思います。

この学校開放については、昨年もお聞きいた
しました。当市は市民皆スポーツを宣言いた
しております。昨年は、スポーツによって、
この学校開放の事業がその恩恵を受けられ
ない、体育館の利用ができないというよ
うなスポーツの種目がありました。その
後、まず改善されたのかお伺いいた
します。さらに、現状についてもお伺
いいたします。

○松野生涯学習課スポーツ振興室長 学校開放
につきましてお答えいたします。

学校体育施設開放事業は、学校体育施設を
学校教育に支障のない範囲で、地域住民
に開放することにより、コミュニティ活
動と地域スポーツの普及及び振興を
図るため実施しているものでござい
ます。

質疑の学校開放が利用できなくなった種
目につきましては、施設管理に支障があ
るとの判断から、やむなく中止して
いただいたことがございます。その
後、総合体育館や他の体育施設での
活動ができないかなど、関係団体
等とも協議した結果、総合体育館
開放スケジュールに組み込み、定
期的な活動ができるように改善して
ございます。

次に、学校開放の現状につきましては、
小学校6校、中学校4校の計10校を
開放学校に指定し、月曜日から金曜
日までの週5日間、開放してござい
ます。

平成22年度は、10校で37団体の利用がございました。平成23年度は、9校で38団体の申し込みがございまして、利用の予定でございます。今後におきましても、より多くの市民の皆様がスポーツに親しめる健康、体力づくりの場を提供するとともに、地域に密着した活動施設として利用促進を図ってまいりたいと考えております。

○水上委員 体育振興費のところで、チャレンジデーについて伺いたいと思います。

年々参加率もアップしてきておりまして、市民の意識も高まってきたように感じられております。これには継続して行われてきたという部分で、着々と根づいた成果であろうと思います。新年度も実施されるようではございますけれども、より多くの市民の皆さんに参加していただけるような工夫も必要でありますし、加えまして、対戦相手が今年のごとに記載されて決まっているようではございますけれども、ぜひ相手の都市の旗を上げないような体験も一度してみたいと思っております。中には多いのではないかなと思うのです。今年度どのような内容で行われるのか、伺いたいと思います。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○松沢委員 一言関連させてください。

私も今年度のチャレンジデーのときには、紙が来ていまして、ファクスで入れようと思ったのですが、紙が滑って滑って、あきらめかけたのです。薄いというのか、紙の用紙の質が滑るのか、やはりこの辺であきらめた人が5人ぐらいいるのではないかなと思うのですが、その辺の工夫をもう少ししてもらって、参加者をふやしていくというのは、やはり相手のまちの名前が明確に出ていて、毎年負けているといったら、私も少し応援しなければいけないと思って、入れかけたのですけれども、その辺の工夫も一つやってほしいと思いますが、どうですか。

○松野生涯学習課スポーツ振興室長 チャレンジデーにつきましてお答えいたします。

チャレンジデーは、市民皆スポーツ事業の一つとして、平成19年度から取り組み、今年度で4回が終了したところでございます。このチャレンジデーとは、15分以上続けて運動やスポーツを行った住民参加率を競い合う、住民参加型スポーツイベントで、従来のスポーツ大会のように特定の場所に集まって行うのではなくて、自宅、学校、職場、地域など、それぞれの場所で市内にいる方全員が参加できるこ

とが大きな特徴でございます。日常生活の中に体を動かすことの習慣化を図り、市民の健康づくりや地域、市民が一体となることで、仲間の意識、連帯感が生まれ、地域コミュニティづくり、まちの活性化を図る、市民、事業所、行政が一体となり取り組む、新しいタイプのイベントでございます。

今年度、4回目の挑戦で参加率56.1%と、目標の50%を達成することができましたが、残念ながら勝利することはできませんでした。

現在、体育指導委員を中心としまして、チャレンジデーに多くの市民が参加していただけるよう、実行委員会メニューを検討してございます。また、今月28日に第1回実行委員会を開催し、活動内容を協議していただくこととしてございます。その中においても、さらなる参加率アップに向け、参加方法や報告の仕方などについて、さらに周知徹底し、特に事業所や町内会、団体等との協力が広がりますよう、強くお願いしてまいりたいと考えてございます。

それから、ファクス等での送信ができなかったという部分でございますが、多分、チラシの中にファクス用の報告用紙を印刷してございました。非常に見やすいということで、光沢の用紙を使った経緯もございまして、この辺も今のご意見を十分参考にさせていただきます。

○長野委員 私から、9目温水プール費のところで質疑させていただきます。

先ほども学校プールの関係でお尋ねしましたので、関連いたしまして、ここで聞かざるを得ない状況であります。

温水プールにつきましては、中身的には利用状況、施設の維持管理の状況ということでお尋ねしたいと思っております。資料もいただいております、体育施設の資料の中で、平成20年度までは延べ人数で10万人利用されていたというところで、収支改善の影響なのかと思いますが、1万2,000人ほど利用者が減っている。これは、開館時間の短縮といったことも影響はしているのだろうと。ただ、委託業者のお話を聞けば、働く人の勤務時間が非常に中途半端で、雇用の体系としては、専門職の職員を採用するのも難しいという背景もございまして、その案件につきましては別な機会としまして、やはり、先ほども学校プールの関係でお尋ねしましたけれども、学校教育で温水プールを活用するという観点から言いますと、この温水プールで可動床、床の高さを調整する機能

がありますけれども、時々ふぐあいが生じていたりも、過去にはしております。この水回りの施設というのは、いつか補修、改修というのが想定されるわけでありまして、将来的な見方も含めて、可動床を改修するということになる、非常に多額の経費も想定されます。学校プールの問題も一方にありながら、温水プールの課題も将来的には想定されますので、この辺のことも含めて、利用状況、あるいは施設の管理上の状況をあわせてお尋ねしたいと思います。

○松野生涯学習課スポーツ振興室長 温水プールの利用状況、管理状況につきましてお答え申し上げます。

温水プールア・エールは、平成21年度から財政収支改善の一環として、利用料金の改定、開設時間の短縮等により支出を抑えまして、現在の指定管理者により管理運営していただいております。利用者数は、収支改善前の平成20年度で10万186人の利用がございました。財政収支改善後の平成21年度は8万7,996人、パーセントで申しますと12.2%の減少となっております。平成22年度につきましては、2月末現在で8万3,496人、収支改善後の期間でございます前年の同期と比較しまして0.8%の減という、ほぼ前年並みと見込んでございます。このことにつきましては、料金の改定や開館時間の短縮というのが影響したものと受けとめてございます。指定管理者におきまして、各種教室やイベント等、多くの事業を実施しながら利用者の確保に努めており、計画に沿った現在の状況となっております。

次に、機械等の維持管理についてでございます。平成12年4月にオープンしてから11年が経過しようとしてございます。これまで塩素発生装置、オゾン発生装置、フィルター等ろ過器、各種ポンプなど、年次的に交換、修繕を実施してございます。温水プールの機器類が故障しますと、プールの運営に支障を来し、利用者にご迷惑をかけることとなりますので、マニュアルに基づく毎月の点検を行うなどのほか、毎年3月には2週間程度休館してプールの水を抜いて総合点検を実施し、老朽化、あるいは磨耗した部品の交換や計画的な機器の取りかえを行うなど、適正な施設の維持管理に努めているところでございます。

今ほど委員がおっしゃられました可動床につきましてですが、これは大変便利ということで採用した

ものでございますが、現在、可動床は使っておりません。といいますのは、やはりこの可動床のメンテナンスに多額の費用がかかってまいります。床を動かすために、水のジャッキと言うとわかりますでしょう、それを12本で上下するわけなのですが、これのメンテナンスを3年ごとに行いますと、見積もりで450万円かかるというようなことがございました。そういうことで、財政収支改善の中で、これを動かさないということの方向で来ております。そのかわり、今、現在1メートル10センチの深さでプールを維持してございます。小さな子供たちにとっては深いということがございますので、それに対応するために、プールフロアといまして、40センチメートルの台を1コース半用意してございます。現在、その中で対応してございます。今後についても、機械の維持管理というのは、大変重要なものでございますので、故障が起きないように進めてまいりたいと思います。

○長野委員 再質疑させていただきます。

先ほどの学校プールの問題にも若干絡みますけれども、学校教育上、小学校低学年の方も、当然、温水プールにバスでお越しになって、教育上使用わけです。1コース半というお話をされております。低学年の大会だとかそういったものは可能なのでしょうか。そういったことも含めて、大きいお子さんばかりが使えるということでは、やはり教育上よろしくないわけでありまして、その辺もあわせてお尋ねしたいと思います。

○松野生涯学習課スポーツ振興室長 再質疑にお答えいたします。

可動床がとまっておりますので、プールフロアで対応してございますけれども、ふだんの教室等、こういう各種教室の開催においては十分足りてございます。また、スポーツ大会、現在、大会が低学年向けのがされているのかどうなのか、特に指定管理者からは、今、1コース半で間に合っていますというような答えが来ておりますので、これからもその部分についても、可動床にかかわりますので、必要性があるのかどうなのか、指定管理者とも十分協議してまいりたいと思います。

○東出委員 7目体育振興費のところ、スポーツ合宿等に絡んで何点かお伺いしたいと思います。数字を見せていただくと、健闘している範囲かと。今の社会的、あるいは経済的な状況を見ると、右肩

下がりて推移してもしようがないという部分もありますけれども、そういった中では、チーム数、あるいは参加人数、宿泊数とも健闘していただいている。それほど落ち込まないで、多くの方にスポーツ合宿に来ていただいている、そんなふうに数字的には読み取れると思っています。既にスポーツ合宿に取り組んで、15年、あるいはそれ以上たっているのかもしれないけれども、そういう姿の中で、これらの取り組み、実績について、どのような受けとめをされているのか。今の震災等々を考えると、新年度に向けてはかなり厳しい状況にあるのかもしれませんが、新年度に向けてどんな考えをお持ちなのか、その点についてもお聞かせいただきたいと思います。

加えて、よくスポーツ合宿と比較して申し上げるのですけれども、私は立場的にバドミントンの関係がありますので、バドミントンの絡みでお話をさせていただきましても、本年度もいろいろな大会で深川市の体育施設に非常にお世話になったと。新年度も中学生の全道規模の大会ですとか、いつも言っている全道学生の大会等々、そういうことで、深川市の体育館でまたお世話になるのですけれども、中学校の大会等は、1日ですとか、そういう中での開催ですけれども、全道の新人学生の大会については、5日間にわたって深川を中心とする、近郊も含めて滞在をいただいて、非常に多くの学生が北海道じゅうから集まってくる。そんな中であって、非常に深川市に対する経済効果も大きいと判断しているのです。さらには、経済効果ばかりではなくて、全道の学生のトップクラスの皆さん方が地元の小学生、中学生あるいは高校生を対象にして、きちんと講習、指導をしていただける。そういう姿が、今の、例えば西高の全道制覇だとか、全国大会出場だとか、そういう好成績に、私は結びついていると考えています。そういうことからすると、こういうものには、同じ全道大会の規模だからといって、一律に助成するだとか、そういう言い方はしませんけれども、こういう特殊なものについては、私はスポーツ合宿以上に貢献のある大会、5日間にわたって滞在していくわけですから、そういうことも含めて、やはり助成的なものを考えるべきだと判断しますけれども、改めて、このことについて見解をお伺いしたいと思います。

それから、スポーツ合宿で1点、申し忘れまして

けれども、スポーツ合宿に来られているチームが、いろいろなところで非常に活躍をされている。ことしもニューイヤー駅伝ですとか、箱根駅伝では勇敢なる拓大の活躍により7位というような成績があったり、そういうときに合宿を受け入れている深川市として、どんな対応をされているのか、その点についてもお聞かせいただきたいと思います。

○松野生涯学習課スポーツ振興室長 スポーツ合宿につきましてお答えいたします。

スポーツ合宿は、平成7年度から取り組みを始めて、本年で16年が経過いたしました。これまで、道外の実業団、大学等への招致活動を行っており、平成22年度の合宿は、合計33チーム、延べ人数670人、延べ宿泊数3,290泊となったところでございます。

これまで合宿いただいておりますチームが大変活躍しております。ことしの1月には、本市で合宿いただいておりますトヨタ自動車が全日本実業団対抗駅伝で、翌日、翌々日は、箱根駅伝で早稲田大学が、ホクレンの赤羽選手が1月末の大阪国際女子マラソンで、それぞれ優勝されております。大変喜ばしいスタートとなっております。これらの入賞の対応としましても、主要大会の場合は祝電や電話等でお祝いを伝えるなどしてございます。

次に、全道大会等の開催助成につきましてでございます。

全道、全国大会など、各種大会が、本市で開催される場合は、大会の運営費の一部として助成をしてございましたが、平成21年4月1日をもって廃止としたものでございます。これまで、北海道学生バドミントン新人戦大会、これは一番大きな大会で、毎年本市で開催していただきました。多くの選手が会場、期間も5日間と大変長く、市内における経済効果は非常に大きいものと認識してございます。また、大会期間中に小中学生を対象とした実技指導もいただいているとお伺いしております。本市のスポーツ振興の推進にも寄与いただいているところで、大変ありがたく思っております。今後におきましても、北海道学生バドミントン新人戦大会を初め、各種大会が引き続き本市で開催されますことを切望してございますが、現在の制度の中では、補助等はございません。今後、ほかにどのような支援方法が可能か研究させていただきたいと考えてございます。

○東出委員 後段の全道新人戦の部分ですけれども、

参加チーム数、延べ人数、あるいは延べ宿泊数、5日間、1回の大会ですけれども、恐らくスポーツ合宿の1年分に匹敵するぐらいの数に、私はなと思っています。

研究いただけるということですが、一般的に、もう少し先が明るい表現をいただきたい。こういう状況の中ですから、私は本当に費用対効果みたいな感じで考えると、片や来てくださっているのです。それで、一方は一生懸命誘致して、招致活動をして、市のお金を使って、そういう活動をする中で来ていただく。片方は、でも、恐らく感謝されているのです、深川で開催できるということは感謝されているから、毎年来ていただけるのですけれども、一方は一生懸命、金かけて招致活動をして来ていただく。片方はそういうことをしなくても、来るのだから、助成も何もしないでほったらかしておいていいのかという、そこら辺のバランスのところも考えていただいて、もう少し踏み込んだ答弁をいただければと思いますが、いかがですか。

○松野生涯学習課スポーツ振興室長 再質疑いただきました。

これまでの取り組みでございますが、合宿といいますのは、政策的といいますか、事業、いわゆる業務としての位置づけで行ってございます。大会に助成していた部分につきましては、いわゆる支援的な部分、補助的な位置づけでございました。ただ、スポーツ合宿と同じような効果が、スポーツの振興、深川市の経済効果というのは十分認識してございません。スポーツ合宿と同様な政策として取り組めるかどうかということも問題となってまいります。これには予算も伴いますので、ご提言として受けとめさせていただきたい。さらに、私どももどんな援助ができるのか、研究してまいりたいと考えてございます。

先ほどの学生バドミントンでの人数でございますけれども、大体1日に200人ぐらいの宿泊をいただいていると押さえてございまして、仮に5日間としましても、1,000人規模になると見ております。

○田中(裕)委員 7目市内のスポーツ環境整備についてお伺いしたいと思います。

当市のスポーツ環境は、他市に比べても悪くはないという感じがしております。総合体育館があり市民球場、陸上競技場とそろっております。環境整備を言い出せば切りがないですし、財源の問題もあります。当市のスポーツ施設を見ますと、各施設の利

用率にばらつきがあるような感じがします。新たにスポーツ施設を建てるには、先ほど言いましたが、財源が厳しい。それであれば、既存の施設の利用率を上げ、子供たちに少しでも開放し、環境を整えてあげる必要があると考えます。見解をお聞かせいただきたいと思えます。

○松野生涯学習課スポーツ振興室長 市内のスポーツ施設の環境整備につきましてお答えいたします。

本市のスポーツ施設は、総合体育館を初めとする総合運動公園、体育施設や温水プール等が整備され、子供から高齢者まで多くの皆様にご利用いただいております。深川市の施設は、他の施設に負けないような立派なもの私どもも考えてございます。より子供たちが利用しやすいような方向での検討ということで、現在も、指定管理者でございます体育協会にも十分にご配慮いただいております。これからもどんどん利用率アップのために、期待するものでありますし、私どももそれに対して進めてまいろうと考えてございます。

○渡辺委員長 10款教育費を終わります。

暫時休憩します。

(午後 0時18分 休憩)

(午後 1時27分 再開)

○渡辺委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

終わります。

2項土木施設災害復旧費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

終わります。

12款公債費、1項公債費、162ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

終わります。

13款諸支出金、1項諸費、164ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

終わります。

14款職員費、1項職員費、166ページ。

○田中(昌)委員 職員費のところ2点お伺いさせていただきますと思います。

まず1点目は、職員の採用計画の状況ということでお伺いさせていただきますと思います。

議会議論の中でも、各議員、委員の中からも、こ

の採用計画はきちんとつくっていくべきだという議論がございます。やはり、採用される側の気持ちになりますと、例えば4年後、5年後までの採用計画のあるところとないところでは、そこに目指す気持ちが全然変わってくる。高校に入学するときに、3年後に自分の目指そうとする、例えば深川市役所に入りたいというときに、採用計画がしっかりあるかないかというのは非常に大きな部分でございますので、そういった部分を、採用される側、受ける側の視点に立っていけば、やはりこういうものをきちんと公表していく。先の長い市役所経営をしていくのだという視点に立てば、当然必要なものだと考えますので、そういう視点に立っての採用計画の立て方、状況についてお伺いしたいと思います。

もう一点、機構の見直しというところでお伺いしたいと思います。

今回、予算審査特別委員会の質疑を私もしていますし、ほかの委員の質疑に対する答弁を聞いていても、やはり各課長職の皆さんが現場をよく理解されているということで、非常に適切な答弁が多く感じられます。一般質問では少しそうでない部分がありまして、部長はもともと課長だったのですが、課長時代のときははっきりと答弁されていたのですが、部長になるとなかなかそうでないところがあるのかと。やはり現場に近いところでやっている方が責任を持って仕事をするというのは、本当に住民の皆さん、市民の皆さんと市長がさらに近づく要素にもなるのではないかと感じます。深川市の規模であれば、もう部長制度というところではなくて、各現場をよく理解できる課長が各職場の責任者になって市全体を網羅する、そういう横断的な部分も含めて組織の見直しをする。そういうことで、この議会議論なども非常に活発化するし、それがやはり住民サービスの向上につながるのではないかと強く感じているところでございます。そういった視点からも含めまして、機構の見直しについて、全体の部分を含めてお伺いしたいと思います。

○高田総務課長 お答え申し上げます。

職員採用の関係でございますが、私どもはこれまでの一般質問等を通しまして、その基本的な考えは申し上げておりますけれども、おおむね退職者数の2分の1程度を基本といたしまして、採用することで進めてまいりましたが、現在においては、平成27年、28年に大量の退職ということも見通せますので、

今後においてはこれらにも配意いたしまして、年齢、あるいはバランスといったことにも気を配ってまいりたいと思っております。その上で、これまで職員数の一つのめどというか、目標といたしましては、これも従前申し上げておりますけれども、全国の類似規模の団体の平均値をとって、深川市と比べてどうかということでございますが、この部分につきましては、かなり努力をしてきたつもりではございますけれども、まだ若干多いというような状況にあるものでございます。これもご存じのことと思いますが、平成22年度の人事院勧告で、いわゆる25年度からの国家公務員の定年制度ということが打ち出されております。しかしながら、打ち出されはしましたけれども、その後、政府においてそれをどういうふうに取り扱うかということの動向が、いま一つ不明確なものですから、さらに今後、いろいろな定年の兼ね合いもありまして、再任用といったこともあります。したがって、それらの状況を踏まえまして、それらを勘案して、おっしゃるとおり、今すぐに定員計画なるものを立てることが望ましいとは思ってはおりますけれども、なかなか長期の計画を立てづらい、困難性が高いというのが現状でございます。

それと、組織の機構の関係についてでございますけれども、基本的には時代の流れや社会情勢、それらの変化等に対応いたしまして、簡素で効率的な行政運営を推進すること、そして限られた人数で最大の効果を上げていくということが目標でございますし、そういったことにかんがみて、組織体制を構築していくことが必要と考えております。本市におきましては、直近では平成20年4月に組織機構の改革をしてございます。ことしの3月末で丸3年が経過いたします。私どもの考え方といたしましては、組織というものは、やはりある一定年限がたちましたら、それなりに見直すことが適当であろうと考えておりますので、このことにつきましては、こうした考え方に基づいて、今後、取り進めてまいりたいと考えております。

その際に、部長制度の関係について言及されましたので、少しお話をさせていただきますけれども、部長制度におきましては、現行、こういう形でなかなか難しい状況にあって、さまざまな問題を抱えている中で、今後においても、本市が抱えますさまざまな行政課題に適切に対応していくことなどを考え

合わせた場合、単純に廃止ということではないと思いますが、ご提言の趣旨はそうだと思いますが、現状において、なかなかその部分も検討の余地もありますし、本市においては現在のところ必要なものと考えておりますので、そういう形で当面進めさせていただこうと考えております。いずれにいたしましても、最少の経費で最大の効果を上げることが、行政のある一面における使命でもございますので、そういった方向で進めさせていただきたいと思っております。

○田中（昌）委員 1点目の部分では、やはり採用される側の気持ちというか、採用される側のところは全く見えないのです。役所の中で、例えば総務課なり、ここにいる方だけ、そういうことに興味を持っている方が聞いたことがあるという話だけで、対外的にそれを公表しているわけではないです。そういうことが必要なのです、今の採用には、採用されたい側、深川市役所に入りたいという人は、深川市役所の採用計画がどうなっているかと調べても何もない。そうしたらやはり入れないのかと。そういうところではなくて、やはりそういうものもきっちり表に出すということが本当に重要なことだと思いますので、そういう意味でも、やはり採用計画というものがなければ、根拠がないわけですから、意思決定としてもそういうことを持っていくことが必要だと思いますので、改めて答弁させていただきたいと思っております。

機構については、簡素で効率的な組織を求めると言っているのですから、どちらが簡素ですか。部制をとって多層構造をつくっておいて少ない部にするよりは、複層的なものをなるべく少なくするほうが、私は簡素だと思うのです。市長と市民の皆さんとの距離もより縮まるのではないですか。現場をよく知っている課長が行政の分野の責任者になって、しっかりと市長にそういうものを伝えていく、市長からの指示もしっかりとそこに伝わっていく。それにより近づけるだけの大きさでしかないと思うのです。もっともっと大きな組織であれば、今の組織もいいかもしれませんけれども、昔、400人、500人職員がいたときの組織をそのまま、今、引きずっています。もう250人ぐらいになっているわけですから、明らかに見直さなければいけない時期に来ているのではないかと思いますので、改めて答弁させていただきたいと思っております。

○高田総務課長 再質疑にお答えさせていただきます。

まず初めに、採用の関係で、内向きの話だけではなく、計画性を持った、そして外に公表して、受験される、採用される側の立場に立ってというお話でございました。その趣旨は当然にして大切なことと思っております。

私どもは、先ほども言いましたように、当面そういったことで明確な長期の定員計画を、正直言って持ち得ていないわけでございます。したがって、現状においては、一定程度、3年程度を見通した中で、平成23年に向けても採用を図ってきたというような形でございまして、それで、望ましくはそういう形になるかもしれませんが、今の段階では、少しそういったことを公に外に出していくという体制が、正直言ってとれておりません。そうしたことも、今後、どういう形が望ましいのか、少し研究をさせていただきたいと思っております。

それから、機構の関係でございますが、簡素でというようなお話、どうなのだとおっしゃいまして、それもそのとおりでございますが、私どもの感覚、私が申し上げたことの趣旨は、もちろん簡素で効率的なことというのは、方法論においても大事なことは思っていますし、それで何よりも大事なものは、所期の目的を達成できるような形ということがやはり大事だと思います。そのことにつきましては、多少その意見、それから立場によって、少し判断も異なってくるかもしれませんが、言われた部分につきましても受けとめさせていただきまして、またこの後、鋭意検討させていただきたいと思っております。

○渡辺委員長 14款職員費を終わります。

15款予備費、1項、168ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

終わります。

以上で歳出の質疑を終わります。

次に、6ページ、第2表、債務負担行為。

（「なし」と呼ぶ者あり）

終わります。

次に、8ページ、第3表、地方債。

○田中（昌）委員 地方債についてお伺いします。

ここでは特に過疎債のソフト事業について、総括的な質疑をさせていただきたいと思っております。

今回の地方債、ことしから本格的に過疎債のソフト

ト事業ということで計上されております。この地方債全体の中で、それがどれに当たるのか。それと、過疎債のソフト事業といいましても、これまでやっていた事業がほぼそのまま、過疎債に振りかえられている、財源として求められているだけという部分と、この過疎債のソフト事業ということを経機に新たに事業を起こしたというようなところがあると思うのですけれども、その点についてお示しいただきたいと思っております。

○平山財政課長 過疎地域自立促進特別事業、いわゆる過疎債のソフト事業の関係について、答弁いたします。

制度につきましては、委員、十分ご存じということで、申し上げませんが、償還に当たりましては交付税の算入がなされるなど、非常に有利な起債となっているということで、これを十分に活用することが、やはり本市の地域活性化にとっては大変大きく寄与されるものと受けとめております。

そういう意味で、今回、ソフト事業に係る事業を数多く取り上げてございます。予算説明の際にもご説明申し上げましたが、地方債の説明の表の中では、かなりの数の事業を計上してございまして、第3表でございますけれども、8ページの左側の真ん中付近にございます、農業基盤整備事業債を除くすべて、そして右側のほうでは、夏冬まつり、道路台帳、公園の長寿命化、民間住宅の助成、あるいは学習サポートプログラム、食育、市民文化活動の活性化というようなことで、二十数本の事業を予定してございます。

そこで、委員の質疑、ソフト事業にかかわるこの活用に関しまして、完全に新規の場合もありますし、事業の拡充に伴い、拡充した部分に充当する場合があります。あるいは、完全に既存事業の財源振りかえ、そういったものもございまして、例えば新年度で申し上げますと、総額では1億8,290万円ですけれども、このうち新たに取引、充当するような事業については、例えば公園施設の長寿命化の計画策定や学習サポートプログラム事業が該当いたします。拡充で申し上げますと、アグリサポートの新規の拡充に充当しているケースなどがあります。

こういったことで、一つこの事業を充当する際に、考え方としては、既存事業の拡充ということ、さまざまな品目の中で、委員からもせっかくの

こうした有利な財源を活用して、事業を拡充するような形で対応できないのかというような部分で取り上げていただいております。完全に新規の事業であれば、これは新しい取り組みということになりますので、こういった二つに大きく分けて、財源振りかえも含めると三つほどの方法があります。この制度の趣旨からは、既存事業へ充当することも、私どもとしては十分意義あることであると思っておりますけれども、当然新たな取り組みに対しても、やはり有利な事業を充当する中で、新規事業として取引することも必要だと思っております。

したがって、必ず拡充しなければならないということではなくて、やはりその兼ね合いといえますか、新規の事業にも取引、一方で、既存事業の振りかえによって、後代にわたって負担をする中で、負担の公平性を求めていくという手法をとっていくことも、一つ必要であろうと思っております。

したがって、今回の予算案では最もそれに適した充当のあり方を模索した中で、十分庁内協議を重ねて取引したとご理解をいただきたいと思っております。

○田中(昌)委員 残念と言ったら失礼かもしれませんが、今の答弁でいくと新規が2件、拡充が1件だけなのか。あとは財源振りかえということで、これまでいわゆる一般財源が補助とか交付金とか、そういう道の負担金等が得られないということで、なかなか前に進められなかったという議論、そういう答弁がいっぱいあるわけなのです。今回、財源があつたら、もっともっと拡充すべきではないかということにこたえるチャンスだったのではないかと思うのです。そういう部分がどこまでの議論だったのかと。今までのただつけかえではなくて、そのつけかえをする段階で、もう少しこれが充実すると、非常に住民要望、それから議会からの指摘、提言も多いというようなことをもう少し議論していけば、もう少しこの過疎債を充当させる段階で、そういう議論がもっと活発化したのではないかと思いますので、そういったところがなかったのか、お伺いしたいと思います。

○平山財政課長 決して事業のつけかえに終始したというわけではなくて、こうした取り組みによって、一般財源を起債に振りかえることによって、ではほかの対応はどうなったのかということになりますと、やはり大きな目的であります、この健全財政の維持

のために、できるだけ基金に頼らない財政運営をしていく。そして、そうした財政運営の中では、課題となっております、例えば市立病院の支援のために、やはりきちんとそれらを達成する中で、一方できちんと財政運営の健全性を確保していく。そういったことにも広い観点で寄与するように、こうした有利な制度というのは活用していくべきものではないかと思っております。個々の事業の拡充というのも、これは大切な視点でございますし、決してそのことを置き忘れてやってきたつもりはございませんけれども、そういう意味では、さまざまな重点事業の中で議論された中には、過疎債のソフト事業を充当した部分もたくさんありますので、そういった中に反映していると私も思っております。

したがって、今後の課題として、委員のご指摘のことにつきましては十分受けとめさせていただきまして、これからこの制度が平成23年度で終わるわけではございませんので、当然その中で、今後大きな課題として、委員のご意見も受けとめさせていただいた上で進めていきたいと思っております。

○渡辺委員長 8ページ、第3表、地方債を終わります。

次に1ページ、一時借入金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

終わります。

次に、歳入、14ページから40ページまで。

○北名委員 いろいろな形で、市税の滞納状況などについては聞いておりますけれども、滞納処分についてどのようにされているか、お尋ねいたします。

○臼杵税務課主幹 北名委員から滞納処分の状況についての質疑がありましたので、お答えしたいと思います。

前段申し上げておきますけれども、滞納処分につきましては、収納対策の最終手段として行っている行為でありまして、あくまでも税の公平の原則から言えば、やはりまじめに税を納めている方とそうでない方との均衡を考慮した上での処分ということでありまして、納税に応じないとか、あるいは資力がありながら納めない場合については、そういった処分を行って、納税の意識を促すということを目的に行っているところです。

それで、状況ですけれども、平成20年度で言いますと、預金の差し押さえが100件で375万4,000円、給与の差し押さえにつきましては12件で244万9,000円、

国税、所得税の還付金なり、道税で自動車税の還付金があるわけですが、こういったものを差し押さえした件数が14件で73万5,000円、20年度の合計は126件の693万8,000円。平成21年度は、同じく預金が130件で500万4,000円、給与17件で437万1,000円、国税、道税の還付金が4件で68万6,000円、土地が1件で216万4,000円、合計152件で1,222万5,000円。平成22年度は、3月17日、きのう現在であります、預金につきましては169件で700万6,000円、給与が9件で147万円、国税、道税の還付金につきましては15件で61万6,000円、土地2件で384万3,000円の合計195件で1,293万5,000円です。

それで、平成21年度に実は自動車の差し押さえの関係で購入しましたタイヤロックがあるわけですが、この滞納処分については、現状、実績はありません。こういった状況になっておりますが、いずれにしましても、最終的な手段として行っているということで、この滞納処分を行ったことによって生活が困窮するだとか、そういった部分についてまで滞納処分をする考えは持っておりません。

○北名委員 情勢というか、経済事情が非常に大変な時期になっておりますので、市民の皆さん方にも大変な思いがあると思います。同時に徴税、徴収する側の方たちも苦労されていると思います。

ただ同時に、その差し押さえの最後のくんだり、生活がそれで成り立たないような差し押さえではないということを聞きましたが、手順、手続として、あるいはその対応として、やむにやまれぬ形です。形になってでも、十分市民の気持ちや状況を見定めた上でやっていると思いますので、その辺の状況についても、いま一度お尋ねします。

○臼杵税務課主幹 再質疑の中で、手続、手順の関係を申されておりましたので、現実的にマニュアルどおりにいくと、納付書を発行して、納期限後、20日を過ぎて督促状を発送します。そして、それでもなおかつ納まっていない方については、10日を過ぎたら滞納処分をするということになっているわけです。地方税法なり国税徴収法の中で、要するに期限が過ぎてもその中で納めない人がいれば、はっきり言って、差し押さえをして処分をしないということになっているわけですが、やはり地方の場合は、ただそれだけということではなくて、その間に、やはり督促状を出して、そして催告書を出して、納税相談に来てくださいと。各戸訪問もしますと。

そして電話連絡もしているのです。それでもなかなかこたえてくれない滞納者もいるわけです。

深川市の場合、例えば市税全体で22億円の調定額があって、仮に98%の収納率としたとしても、約4,000万円強の滞納額が残るわけですが、その滞納者の内訳として、本当に失業なり、あるいは倒産なり、そういった本人なり家族が病気で出費がかさんでしまったりと、こういった方もいるだろうし、先ほど言ったように、納税の意識がなくて、納める資力があるにもかかわらず納めていない滞納者、こういった人たちの区別はやはりすべきだと私ども担当者は思っています。そのような形でも対応していますし、仮にそういった生活が困窮している滞納者にあつては、月に2度の夜間納税相談も行いながら、来てください、あるいは来られなければ行きますということを言いつつも、なかなか相談に来てくれない。あるいは、お会いできない。こういった方もいるわけです。ですから、生活困窮者なりとお話ししていく中では、自動車ローンがあつたり、住宅のローンがあつて払えないと。しかし、本当に自動車ローンがあつたとしても、高級車を乗り回して、そして大きな住宅に住んでいて、そして固定資産税が払えないだとか、そういった方が本当に、私どもが相談を受けて、それは仕方ないですねとは決してならないと思うのです。ですから、本当に困窮な滞納者については、やはりそれなりの納税の猶予なり、あるいは滞納処分の執行停止をかけたなり、分納したりということで、少しでもやはり滞納者のレッテルから解放させてあげたいといったことで対応させていただいています。ですから、決して無条件で最終的な処分を行っているような状況ではないということで、答弁になったかどうかわかりませんが、ご理解願いたいと思います。

○田中(昌)委員 32ページ、18款1項1目基金繰入金でお伺いします。

ここでは、公共施設整備基金5,365万4,000円ということで、今定例会の初日に、平成22年度の補正予算で1億2,000万円の公共施設整備基金への積み立てという提案をされたときに、今後、必要な公共施設の整備に向けて基金を積みますという答弁がありました。先日、その後、宮田議員の一般質問への答弁だったと思うのですが、市長から、今回の予算を執行する段階で、この公共施設整備基金等の基金を取り崩さないように執行したいというお話があ

りました。気持ちはよくわかるのですが、この予算はあくまでも、この公共施設整備基金は取り崩しをして、歳出の予算を執行する。これを歳入として、公共施設のいろいろなプールの上屋の塗装とか、そういうやつの執行をするという予算書なのです。基金取り崩しをしなくても、全体の歳入がプラスになったからこの基金を使わないという予算書ではないと思うのです。財調とかであれば、最終的に財政がプラスになれば、財調取り崩しをする予定をしないというのはあるのですが、公共施設整備基金であれば、これはあくまでもその歳出に見合った歳出をして、入札減とかそういうのはあるかもしれませんが、そういうところでの執行を前提とした予算だと思うのです。少しその辺の考え方、私の考えが間違っているのであれば、それはそれで指摘していただきたいと思ひますし、やはり目的基金であれば、基金としてはあくまでも歳出する。最終的に余ったものをまた来年度、来年の今ごろ、歳入が歳出を上回るようなことがあれば、そのお金をどのように使っていくかというのは、そのときの議論ではないかと思うのですが、その点についてお伺いしたいと思います。

○平山財政課長 公共施設整備基金は、条例で設置された基金でございます、条例上、公共施設の整備に必要な財源に充てることができるとなっております。新年度予算では、一般廃棄物の古いほうの処分場の補修ですとか、あるいは各種公園の遊具の補修、学校施設の修繕、あるいはプールの修繕、道路の補修というような事柄に、委員がおっしゃられました金額を計上しているところでございます。

質疑の趣旨というのは、特定目的の基金、目的から言えば、取り崩して事業に充てるということではないかということでございます。確かに人材育成基金などでは、例えば予算の剰余が出たとしても、取り崩して執行しているという基金もございます。ただ、やはり長期的な見地から言いますと、公共施設の老朽化が進む中で、その補修に当たって基金を一定程度確保するというのも、これは必要なことで、これまでもそういった見地から、過去、こうした公共施設整備基金を取り崩すという予算計上をしている中で、最終的に取り崩しをせずに取り進めたというケースは多々ございます。

そのためではないのですが、執行残とか、あるいは経費の節減ということで剰余を生じて、予

算上の基金の取り崩しを避ける場合もございますし、取り崩しを実行して、それは最終的に剰余が出るとすれば、繰越金のような残る形になりますので、結果的にはある意味では同様の趣旨の残が生じるということになります。そういった意味では、どのような形で予算剰余の対応をしていくのかというのは、これはその時々判断に基づくと思っておりますので、そういった場合も含めてですけれども、この基金の設置の趣旨も十分踏まえながら、また、取り崩しの可能性も十分保持しながら、ただ一方で、一定の基金残高を確保するというのも必要な措置だと考えておりますので、これも先ほど兼ね合いという言葉を使いましたけれども、これも兼ね合いの中でよりよい方策がとれるように、財政運営の必要性に沿った形で対応してまいりたいと考えているところでございます。

○田中（昌）委員 きちんと答えてくれないような気がするのです。山下市長のお気持ちはよくわかるのです。基金を取り崩ししないで運営できるような財政にしていくということが、少なくとも平成22年度は実現できるわけですし、23年度もそういう方向でいきたいので、この基金の取り崩しもあるけれども、最終的にはそれがないようにしていきたいという気持ちはよくわかります。

わかるけれども、予算書があり、その前に基金の積み立てという補正予算があり、なのに、これは実は要らないという話にはならないだろうということです。目的として積んでいます、必要だから積んでいます、そしてそれを取り崩して予算を立てていますというときに、同じ議会の中で、いや、それは実は要らなくなる予定なのだという話にはならないでしょうということを言っているのです。やはりそういう意味では、公共施設整備基金は確かに重要かもしれないけれども、本当にその基金でいくべきなのかということころは、補正予算のときに言わせてもらったつもりなのです。減債基金なり、財政調整基金というところでもありなのではないですかという話をさせてもらったつもりだったのですけれども、今の答弁だと、何か言わなくていいことまで言ってしまったのですけれども、そういうことになりかねないと思うのですが、いかがでしょうか。

○平山財政課長 財政運営が不透明な中で、今後、新年度予算が進む中では、はっきりしたことを申し上げるということにはならないと思っております。

れども、やはり長期的な観点から財政運営を判断する際には、できるだけ、そういった裁量の余地を残しておいた形での財政運営というのが望ましいということ、これはだれもが認めていただけることではないかと思っております。

したがって、特定目的基金とは言いながらも、それ以外のところで財源調達が可能なお場合については、そういった対応もあると思っております。取り崩しを目的としているので、必ずしもそういった対応をしていく必要があるのだということではないと思っておりますし、これまでも過去の経過で、そういった形で補正予算等を組んでまいりましたし、実際に取り崩しをせずに、基金を一定程度確保したというケースは過去にございます。そういった意味では、そういう難しい対応の中で今後もやっていきたいということでございます。

○田中（昌）委員 だから、公共施設整備基金を取り崩しして執行します、来年の今ごろ、またそれで剰余が出た場合については、また新たな基金をどう積み立てるのかという議論をさせてもらおうと言われたら、すっきりするのです。基金を取り崩すのをやめますとなると、今、提案されている議案そのものがおかしくなるではないですか。これを財源として求めますと言っているものを、いや、これは使わなくて済むようにしますという話にはならないと思うのです。

気持ちはわかります。わかるけれども、予算をつくった部分の中では、そういう話ではないのではないかと聞いていますので、そういう考えでいいのですよね。それは間違っていますか。

○平山財政課長 その時期の段階で、どのような形で対応していくのかということ議論していくことで、またご相談させていただくというのは、これはあると思っておりますので、そういう対応を今後していきたいと思っております。少し答えになっていないかもしれませんが、よろしく願いいたします。

○渡辺委員長 歳入を終わります。

以上で一般会計の質疑を終わります。

次に、特別会計の質疑に入ります。

質疑は全般を通じて行います。

質疑をされる委員は、必ずページを告げてから発言していただきたいと存じます。

初めに、議案第5号平成23年度深川市介護保険特

別会計予算について。

○楠委員 310ページの繰入金のところと、320ページの給付費のところであわせて質疑します。

まず、310ページの歳入の7款1項一般会計繰入金、基金繰入金、特に基金繰入金の中の介護保険準備基金繰入金、それから介護従事者処遇改善臨時特例基金、ここのところの内容の説明をお願いしたいと思います。

あわせて、320ページのところでですが、保険給付金、全般的なのですが、去年より1億6,435万何がしが減額されていて、12月の補正予算のときも2億円くらい減額されていたと思うのです。特に居宅介護サービスのところでは、去年より1億何がしが減額されているということなのですが、これは前年度の実施というのか、結果によって減額されていると思うのですが、こんなに1億円という形で減額されている中身を知りたいと思います。例えばサービスを受ける場合に、1割の本人負担とかがあるわけですが、今、年金が少ないだとかという中で、それも払い切れなくて我慢しているだとか、例えばそういう事例もあるものかどうか、お伺いしたいと思います。

○山田介護福祉課長 楠委員から、繰入金の関係と保険給付費のことについて質疑がありましたので、順次、お答えしたいと思います。

初めに、一般会計繰入金の内容ですが、一般会計繰入金として2億9,435万2,000円の内訳ということで、一つに保険給付費分として市が負担する分を繰り入れしております。算出の方法は、介護給付や予防給付に必要な費用で、利用者負担を除いて50%が公費で賄われております。この公費を法定負担分として、居宅給付費、それと施設給付費に分けて計算され、国、道の負担分を除いた居宅給付費及び施設等給付費、ともに残る12.5%を市町村の一般会計が負担するものでございます。予算書の320ページの保険給付費19億431万2,000円の12.5%ということで、2億3,803万9,000円を市が負担する分として繰り入れするものでございます。

二つ目は、総務管理費や賦課徴収費、介護認定審査会などに要する費用として、負担する分を繰り入れしております。これには、保険料や公費負担がありませんので、市が負担することになります。この金額が5,337万6,000円ということで、繰り入れするものでございます。

三つ目は、介護予防事業や包括的支援事業、任意事業などの地域支援事業にかかわる繰入金でございます。地域支援事業についても法定負担分として、介護予防事業費と包括的支援事業、任意事業費に分けて計算されます。市町村負担分として、介護予防事業費では12.5%、包括的支援事業、任意事業費では20%となっておりますので、地域支援事業分として市が負担する額は293万7,000円でございます。

以上申し上げた保険給付費分の2億3,803万9,000円、それと総務費等に係るもの5,337万6,000円及び地域支援事業分として293万7,000円、合計で2億9,435万2,000円を一般会計繰入金とするものでございます。なお、前年度より2,164万1,000円の減額がありますが、これは保険給付費が約1億6万円減額となっているため、一般会計繰入金も減少したものでございます。

次に、介護保険準備基金繰入金の関係ですが、これも、これは7,645万4,000円でございます。平成21年度から23年度までの第四次介護保険事業計画におきまして、それまでに介護保険料剰余分を基金として積み立てしていた2億9,270万円のうち、2億2,900万円を3年間で計画的に取り崩し、保険料の軽減を図ってきたものであります。平成21年には7,631万1,000円を繰り入れし、22年度にも同額を繰り入れすることとしておりますし、23年度には残りの7,645万4,000円を基金から取り崩して繰り入れするものでございます。

次に、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金561万3,000円でございます。平成21年度の介護従事者処遇改善のために行われた介護報酬改定の3%アップにより、介護保険料の上昇分を抑制するため、国から21年度に保険料軽減分として1,530万6,000円を、さらに、この趣旨を広く広報する経費として160万8,000円が交付されております。

保険者は、基金として管理をするものであり、平成21年度から順次、基金を取り崩して繰り入れしてきているものでございます。

保険給付費の関係で、前年度より大きく減額されている理由ということですが、保険給付費のうち居宅介護等サービス給付費及び施設介護サービス給付費が、前年度に比べ大きく減額しているところでありますけれども、これまで給付費の積算につきましては、平成20年度に策定しました、第四次介護保険事業計画の数値を基本にしておりました。しかしな

がら、平成21年度の給付実績及び22年度給付見込みが計画値を下回っていることから、23年度におきましては、実績に基づいた積算での予算としたものでございます。

給付実績等が計画値を大きく下回ったことの要因としましては、施設介護サービス給付費では、国の施策であります、介護療養病床の平成23年度末廃止があります。現段階では廃止期限が猶予されておりますが、1人当たりの給付費が大きいため、利用者の減少が給付費に大きく影響しているものであります。

また、居宅介護等サービス給付費についても、前年度から1億386万9,000円、15%の減額としましたが、この給付費は、通所介護や訪問介護などの一般的な短期入所や在宅サービスのほか、特定施設入居者生活介護や短期入所が含まれております。短期入所については、特養や老健施設でのショートステイであります。農家地区の繁忙期のほか、週末や連休など利用が集中したときなど、居室不足により利用できない場合もある反面、平日には利用者が少なく、ベッドに余裕が生じている状況もあることから、需要の偏りにより、給付実績が計画値を下回ったものと考えております。

○楠委員 給付費のところで再度お尋ねしたいと思います。この金額1億何がしというのは、かなり大きな金額ですが、前年度予算よりただ下回ったからというだけなのか、その中身はどうなのかというのが知りたいという気がします。

先ほどもこちらの介護保険準備基金繰入金、これは積立金から取り崩して、平成21年度から保険料を下げて、保険料徴収をしているわけですが、24年度に向けては、3年間見直し後、新しくそのままにするか、上げるかとかということで、23年度は見直しの時期だと思うのですが、そのときにも、この給付サービスとか、ほとんど去年度より減額になっていきますが、その辺のところもしっかり検証して、できるだけ保険料は上げないようにというのが、みんな望むところだと思うので、しっかり検証していただきたいと思うのですが。

○山田介護福祉課長 保険給付費の大きく減額されているということにつきましては、端的に言いますと、計画値より大きく下回ったということが一つの要因として挙げられます。これについては、今後も保険料の部分については、次期計画の部分できちん

とサービス関係のニーズを調査した中で、保険料の部分については、介護準備基金の部分もありますので、それらを計画の中できちんとした形で対応してまいりたいと思っております。

○松沢委員 基金の関係はたびたびお聞きしていただきますので、なるだけ重複しないでお聞きしたいのですが、今から言ったら5年前に見直した保険料が高過ぎたがために、基金が積み立て過ぎているというのが、深川市の介護保険の実情だと私はとらえています。

課長の答弁を聞いていると、私は余り判断能力がないのか、だんだんわからなくなってきましたが、私がここでお聞きしたいのは、平成23年度内に向けて、深川市内で入所施設の開設の希望が出されているという答弁が以前ありましたが、よく言われるのは、特別養護老人ホームが市内にできると、介護保険料の引き上げにつながっていくと言われているのです。その他の入所施設でもそういう影響があるかと思いますが、最初に、この入所施設の建設希望というか、つくる希望がどのくらい出されているか。そしてどういう施設なのかを含めて、聞かせてください。

○山田介護福祉課長 松沢委員から、入所施設の整備計画があるのかどうかということでもありますけれども、平成23年度に整備予定の事業所については、市内の医療法人が、特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員29人の小規模ケアハウスを、それと市内の社会福祉法人が、定員9人の認知症高齢者グループホームの建設を予定しております。ともに平成24年度供用開始となりますが、北海道の23年度介護基盤緊急整備等特別対策事業費交付金を活用しての建設でありますので、この交付金は、現段階ではまだ採択されておりませんが、採択されれば整備を実施していく考えと伺っております。

さらに、市内法人による定員50人の介護つき有料老人ホームについても、次期計画期間内に建設される見込みでございます。

○松沢委員 そこでもう一つお聞きしたいのは、たしか第一病院にある介護保険適用の療養病床群のベッド数のゼロへの動きが、平成23年度内末にはされるという答弁がさっきありましたが、この辺の介護保険料に与える影響、ベッド数と金銭的な影響、これをお聞かせください。

それと、今言った有料の老人ホーム50床、こちら

あたりも介護保険の保険料にはね返ることになるのでしょうか。私はこれは少し別なのかと思って聞いていたのですが、もしそれができた場合、これが介護保険料にはね返るのか、確認のために聞かせてください。

○山田介護福祉課長 ベッド数の関係ですけれども、これについては、国のほうで6年間延長するというようなことも聞いておりますので、今後6年間延長されていくものと思っています。

また介護保険適用の療養病床群のベッドは、今、55床、介護療養病床として残っております。

保険料の影響でございますが、これから施設が平成24年度に開設した場合の保険料の影響は、あくまでも自然増を見込まない中での単純計算による試算となりますけれども、介護保険準備基金を今期計画と同額の2億2,900万円を想定して繰り入れすることとした場合には、現在の年額4万5,300円が4万8,100円になるような形で、2,800円の増額となる見込みでございます。

また、現行の介護保険料設定時には、平成21年4月に行われた介護報酬3%アップの改定に伴って、上昇する介護保険料を抑制するため、国から介護従事者処遇改善特例交付金がありましたが、次期保険料にはこれがありませんので、かわるものとして、都道府県で保有している財政安定化基金を、保険料軽減のため充当できるよう法整備を予定しているようでございます。

○松沢委員 そこでお尋ねしたいのは、平成23年度内1年間かけて、24年、25年、26年、この3年間の保険料の設定をするということになるかと思えます。

それで、以前から深川市の介護保険の基金の適正額はどのくらいかという質問をたびたびしてきましたが、当初は頑として、このことの数字の表明がありませんでしたが、質問、答弁の中で、私の印象では、6,000万円というのが適正金額と押さえています。今の基金の一覧表を先日出してもらいましたが、この基金の状況から見ていくと、深川の場合、基金はあればあるほど、あとの運営は職員の皆さんは安心してやっていけるというのはわからないわけではないですけれども、一方では負担をした側があるわけですから、大幅な減額の方角も打ち出せるような基金の内容でないかと思いますが、その辺の実務的な数字上で考えての基金のあり方と介護保険料の関

係でいった場合の率直な課長の感想をお聞かせ願いたいと思います。

○山田介護福祉課長 準備基金として適正な積み立てる金額ということで、6,000万円ほどが妥当と思っております。

介護保険料の部分については、先ほども申し上げましたとおり、試算した中では、2,800円の増額ということで、4万8,100円前後になってくると思います。

○渡辺委員長 介護保険特別会計予算を終わります。次に、議案第6号平成23年度深川市国民健康保険特別会計予算に入ります。

○宮田委員 大きく2点ありまして、まず歳出のところ、362ページから歳出になっておりますが、どこかわからないので、そこもあわせて伺いたいと思います。昨年の予特でこの制度についての医師会や医療機関等への説明、解説を求めてきましたが、その後の状況について伺いたいと思います。

次に、歳入、357ページになるとと思いますが、本年度の国保事業経営姿勢改善による財政調整交付金の加算措置の見込みと、あと国税の収納率低下により発生するペナルティーの状況について伺いたいと思います。

それと、国保調整交付金の最近の推移というものがわかれば教えていただきたいと思います。

○瀬川市民課長 宮田委員から幾つかの質疑をいただきましたので、順次、お答えさせていただきたいと思えます。

最初に、国民健康保険のお尋ねは、国民健康保険の一部負担金の減免についてのお話だと思います。昨年の予特での流れから、その後の結果ということで、受けとめさせていただきました。それで、ご案内のとおり、健康保険法その他の法令によりまして、今現在、医療機関に受診したときには、その窓口で負担する一部負担金というのは、原則3割となっておりますけれども、例えば風水害だとか火災だとか、そういうような大きな災害によって資産に重大な損害をこうむった場合だとか、あるいは今申し上げました災害、もしくはその事業の休廃止によって、収入が著しく減少した場合など、一定の要件に該当した場合には、その一部負担金を減免もしくは免除することができるという規定を、国保の規則あるいは取り扱い要領に規定させていただいております。

これは、実は平成19年第2回市議会定例会の宮田議員の質問からこういった制度ができたということ

になっております。ただ、その減免のハードルというのは非常に高いということで、周知に当たりましては、やはり国保に加入している被保険者に対して直接、子どもはこういう制度がありますとお伝えするのが一番ではないかということで、保険者としてはこれまで、直接国保の加入世帯にお送りする国保だよりを中心にしながら、広報だとか、あるいはまたホームページにも掲載しながら、本年につきましては特に3回、周知に努めてきたところであります。ただ一方で、委員がご指摘のように、医療従事者である医師や医療機関に対する説明についてでございますけれども、これにつきましては保険者として、こういった方々に説明するという義務がないものですから、これはほかの市町村の保険者も同じでありますけれども、これまで積極的にそのような説明はしてまいりませんでした。ただ、今回、このような件につきまして医師会などにご相談をさせていただき、保険者としてどのような形で進めるのがよしいのか、もしそういうことがあれば、そういうこともお聞きしながら進めてまいりたいと考えております。

次に、国保特別会計に関する調整交付金の絡みで質疑をいただきました。これは、特別調整交付金（経営姿勢分）の内容についての質疑ですけれども、この補助金の交付を受けるためには、国保事業の運営に関して評価をいただけないと、なかなか受けられないというもので、その中身について少しご説明申し上げますと、例えば健全財政の観点から収納率を一定以上上げることができたとか、あるいは収支の決算が黒字に転換できたとか、さらに最近の新しい基準では、ジェネリック医薬品の普及活動だとか、もしジェネリックに変えた場合にどのくらい自己負担金の軽減がなされるのかということの通知、さらには被保険者の資格にかかわっては、資格証明書だとか短期被保険者証を適切に交付しているのか、こういったさまざまな40項目以上に及ぶ観点から評価を受けて、それで良好と判断された場合には、この交付を受けられるというものであります。

平成22年度におきましては、1月にこの申請を行いまして、実は、この予算審査特別委員会が開催される前の3月15日に厚生労働省から通知が参りまして、深川市の国保は良好であるということで、この特別調整交付金の経営姿勢分の交付が決定いたしました。金額につきましては、昨年は1,400万円交付い

ただきましたけれども、ことしは200万円増の1,600万円がいただけるということで、我々職員としても胸をなでおろしているところでございます。つきましては、今後もなお一層、国保財政の健全化に努めまして、国保事業の安定経営に努めてまいりたいと考えております。これに関係して、調整交付金の推移なのですけれども、今、手元に数字を持ってはいないので、また後ほどでよろしければお伝えしたいと思っております。

それからもう一点、国保税収納率の低下に伴う調整交付金の減額についての質疑をいただきました。これは保険者の被保険者数によって基準が少し違ってきますけれども、本市国保の場合は、一般被保険者に係る現年度の医療分の収納率が93%を下回った場合に、翌年度の普通調整交付金に対して5%減額されるという仕組みでまだ残っております。そこで、本市のその状況についてでございますけれども、本年2月末現在での一般被保険者にかかわる現年度の医療分の収納率は85.52%、前年度同期が86.65%となっております。若干ではありますが下回っている状況にありますけれども、収納を担当しております税務課に非常に努力をしていただいた成果もありまして、今の試算によれば、93%ラインを確保できるのではないかと見通しを持っております。したがって、来年度における調整交付金の5%のカットというのではないものと考えております。5月末までにまだ時間がありますので、税務課と協議をしながら、確実にこの93%を確保できるような形で努力してまいりたいと考えております。

○宮田委員 まず、先ほど言うのを忘れたと思うのですが、最初の質疑は、医療窓口一部負担金減免制度についての質疑でした。そこで、ここのところで再質疑したいのですが、例えば生活保護制度というものがありますが、この制度につきましては、市民の一般常識のように知られた制度なのですが、しかし、この医療窓口一部負担金減免制度は、市民皆保険の義務規定制度であるにもかかわらず、医療従事者の特にケースワーカーだとかソーシャルワーカーと言われる職種の方々もほとんど知らないのが実態であると思っております。したがって、そのような現状を打破するために、市として今後も周知に努めていただきたいと思っておりますが、再度お伺いしたいと思います。

次に、歳入の357ページのほうですが、今回、

1,600万円ももらえることになったという主な要因について伺いたいと思います。

○瀬川市民課長 1点目の一部負担金の減額についての医療従事者への説明ということですが、これは1回目の答弁でお答えさせていただいたとおり、保険者としても、医師会にも相談させていただきながら、どのようなことがいいのか、場合によっては、いや、そこまでという答えも出てくるかもしれませんが、ですから、委員の意に沿わない部分はあるかもしれませんが、ただ、医師会に相談して、保険者としてどのような形で進めていくのがいいのか、それは相談させていただきたいとお答えさせていただきました。

2点目の、今回、特別調整交付金（経営姿勢分）1,600万円をいただいた、その要因はということですが、これも先ほどの1回目の答弁でお答えさせていただいたとおり、全般的にしっかりと職員が努力させていただいたという結果でありまして、40項目に及ぶいろいろなところ、もちろんまだ至っていない部分はありますけれども、総合的に判断して評価されたものと考えております。

○水上委員 388ページのところで、特定健診について何点かお伺いしたいと思います。

この特定健診も実施されてから丸3年がたとうとしておりますけれども、内容に関しましては承知しているので省いていただいて結構なのですが、この間の受診率には目標が掲げられておりますので、それに対する受診率と推移をまずお伺いしたいと思います。

二つ目に、この受診率、指導実施率の部分で、平成23年度は60%という非常に高い数字を掲げておりますけれども、新年度、どのような対策をもって取り組もうとしているかお伺いしたいと思います。

あと、3年間やった中で、一定の効果なり、成果なりが上がったと思うのですが、それらをお示しいただきたいと思います。

最後に、今ほど宮田委員の質疑の中でも、国保財政の面では、国保税とかそういったもの、収納面では非常に優秀であるというような答弁もされていましたが、この受診率の目標数字が達成されなかった場合、ペナルティーがあるともなっておりますが、この関係で、もし、達成されなかった場合、どのようなことになるのかという部分をお伺いしたいと思います。

○瀬川市民課長 水上委員から、特定健診にかかわ

って4点質疑をいただきましたので、お答えいたしたいと思います。

まず1点目の受診率の推移についてであります。これは係数を申し上げますと、平成20年は特定健診の受診率、目標30%に対して36.9%、それから特定保健指導率は40%に対して45%でした。平成21年度は、特定健診の受診率40%に対して42.4%、それから特定保健指導率は目標41%に対して41%ということになっております。しかし、この計画3年目に当たる平成22年度につきましては、本年1月末現在での状況になりますけれども、特定健診受診率の目標は非常にハードルが高い50%、これに対して現在40%となっております。それから、特定保健指導につきましては目標42%に対して37%となっております、非常に残念なのですけれども、年度内の目標達成はできない状況であります。しかし、2月末及び3月に申し込まれた方たちの受診者数を加えていきますと、本年度の特定健診受診率に関しては、見込みとして、昨年度の実績42.4%を超えるものと考えております。したがって、今後は、どこまで伸びるのかというところで、今、保健師とともに様子を見ている状況であります。次に、平成23年度における取り組みと申しますか、目標値が非常に高い。平成23年度は健診率の目標が60%で、保健指導率が43%と。今、申しました平成22年度の実績見込みから考えても、極めて大変な状況ということでありませう。そこで、我々5年計画の3年次に入ったために、今回見直しをしようということに進んでいるのですけれども、このときに、この数値の見直しができるのかということ、北海道に確認しましたところ、実は、これは国が設定しているもので、できないというお答えでした。したがって、我々、目標60%、それから43%に向けてやっっていこうということでありませう。

そこで、平成23年度における対策と申しますか、どういう形でしていくのかということなのですが、これは昨日の女性特有のがん検診の質疑にもお答えさせていただきましたけれども、マンパワーの充実をまずしたいと。そこで、北海道緊急雇用促進事業を活用しまして、特定健診並びにがん検診の受診率を向上するための保健師1人を活用して、まずはマンパワーを充実しながら、次の3点に絞りながらやっっていこうと。一つ目は、まずは新規受診者の掘り起こし、これについては、年代を特定しまし

て、特定した検診者に対して勧奨を行っていく。これは実は今も準備を進めていって、順次発送している状況にあります。二つ目は、今度は未受診者等を含めた、これまで2回、3回受けてきた継続の受診者を確保したいということで、こういった方に対して電話の勧奨は非常に効果があるものですからやっつけていこうと。ことしも健康系の保健師等6人に、医療年金系の7人が協力しまして、13人体制で電話勧奨を11月から行っており、これも平成23年度はやっつけていきたいと。そして三つ目は、市民全体に受診勧奨していきたいということで、町内会長、それから保健推進委員会、あるいは民生児童委員、こういった方のお力を借りながら、市民全体にもやはり健康が必要だ、したがって受けていただけないかという対応をしていきたい。そういった形で、継続受診者をキャッチしながら、また新規の受診者を確保しながら、受診率向上に努めてまいりたいと思っています。

それから、3年間実施した結果についてでありますけれども、平成20年度にこの検診を受けて、保健指導を受けた方が、21年度に検診を受けたときのデータを分析していきますと、平均して体重は約2キロ落ちていることと、それから空腹時の血糖値、一定期間の糖の値を調べるヘモグロビン、これは減少しているということがわかりました。全国数値と本市の場合を比較しても、この体重と糖代謝に非常に改善が見られるということがわかりましたので、私どもとしては、この特定保健指導の効果が少しずつあらわれていると考えております。

最後に4点目ですが、最終的な目標値、これは65%と44%になっているのですが、これがクリアできなかった場合には、高齢者医療確保法の中で、いわゆる後期高齢者支援金の10%前後の加算、減算の措置がなされるというふうになっています。ご案内のとおり、この後期高齢者医療制度というのは廃止が決まりまして、ただ、今国会の流れをしてみると、どうも平成25年度まではこの制度が続く。そこで、このペナルティーも生きているということにはなるのですが、これを厚生労働省に確認しましたら、やはり周りの保険者からペナルティーは何事だということで、いろいろと要望が入ってくる。つまり、厚生労働省もペナルティーは若干なくすように聞いておりますけれども、それ以上にインセンティブを中心に置いた内容に改めていくということで、その

作業が今、行われているということです。したがって、我々、市国保としても、どのような内容になるのかを見守りながら、出た段階でまた対応していきたいと考えております。

○水上委員 再度、お伺いしたいと思いますが、やっている効果というのは確実にあるということで、そのあたりは認める部分ですが、私もつい先日、人間ドックとあわせて特定健診をこの月曜日に受けてきたばかりですので、この数字に多少協力できたとは思うのですけれども、受診に当たりまして、多分、私の周りには、結構人間ドックと何かごっちゃになっているような人がいまして、この特定健診の内容というのが、受けると比較的、検査項目も少なく、時間もそんなにかからないと思うのですけれども、そういった部分がきちんと市民に伝われば、また受診をしようというきっかけにもなるというのが一つ。

あと、先ほどマンパワーで、十数人の職員で電話をかけたというお話をしていましたけれども、うちにはかかってきていないのです。それは別として、それは電話がつながらなかったと思うのですけれども、そういった部分では、ことしもさらに強化してやるというので、ぜひそういう、今言ったような、特定健診はこのぐらいで済みますよとか、無料でありますよとかいった部分をきちっとお伝えして、ご案内したほうが、皆様の受診する意欲にもつながるのではと思います。受診した際は、職員の方に非常にスムーズにご案内いただきましたから、実際、受けるとまた受けようという気にもなると思いますし、今、ご自身の健康に気を遣うという方が非常にふえていますので、そういった意味では、きっかけというか、何かがあれば、それを継続してできるのではないかと思いますので、その辺、期待をしつつ、再度、お考えを伺っておきたいと思っております。

○瀬川市民課長 我々もこれを広めるまでに、トクトクというような言い方で実は広めているのです。最初の得は何かというと、受診を受けて健康がチェックできると。次の得というのは、これは今現在、政策的な判断で、市長がこれは無料としている。三つ目の得というのが、委員の最後のご指摘にありました、みんなが受けて受診率を高めれば、いわゆる後期高齢者支援金が逆に10%いいことになるわけです。この三つを訴えながら受診率の向上に努めているのですけれども、今、水上委員がおっしゃった内容を持ち帰りまして、また保健師とも相談しながら

ら、わかりやすい内容の周知に努めてまいりたいと考えております。

○田中（裕）委員 ジェネリック医薬品についてですが、ここの国保特別会計でお聞かせいただきたいと思っております。

ジェネリック医薬品については、山下市長も市政方針で推進すると表明されておりました。厚生労働省においても、医療費を抑えるために推進しているとお聞きいたしております。本市としては、2月28日付で医療年金係から対象者あてに手紙が発送されたとお聞きいたしております。まずは、その手紙の内容を詳しくお知らせいただきたいと思っております。

また、ジェネリック医薬品推進に当たって、医師会や薬剤師会、医療機関との協議、対応はどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○瀬川市民課長 田中委員から、ジェネリック医薬品のことに対して2点、質疑をいただきました。

最初に、今回、私どもが国保保険者として、国保の被保険者に対し発送しましたジェネリック医薬品についての通知は、普及促進と利用した場合の自己負担額の軽減の周知にかかわる内容でございまして、その文書の中身についてでございますけれども、まず前段でこういうことをするという目的、趣旨を書かせていただいております。これは、保険者として増加する医療費の削減と被保険者の自己負担額軽減の周知を中心としています。その後、処方される医薬品をジェネリック医薬品に変えた場合の1例としての軽減額をご案内しまして、もしジェネリック医薬品を希望するのであれば、医療機関もしくは調剤薬局でご相談くださいというふうに結びまして、そして、その下のほうの余白を使って、現在、処方されている医薬品と一番価格差が小さいジェネリック医薬品を例として掲載しながら、変更した場合の自己負担額軽減はこうなりますという内容の通知をさせていただきます。最後に、なお書きといたしまして、記載のジェネリック医薬品は、医療機関、薬局で取り扱いをしていない場合がありますということも添えているものでございます。

二つ目の、この事業を実施する上において、関係機関・団体との連携について、それを説明し、あるいは周知等をしたのかということでございますけれども、事業の実施に当たりましては、深川医師会事務局に相談をしまして、直接、会長にご相談をとい

うことでしたので、現医師会長にお会いしまして、本市が、北海道から実は高医療準指定市町村、余りよくないのですが、医療費が高いという指定をされていることから、国、北海道から医療費の適正化対策の一つとして、後発医薬品の普及、促進及び自己負担額の軽減の通知に重点的に取り組むように指導を受けている旨をご説明させていただきました。医師会長からは、ジェネリック医薬品については、やはり医師という立場から、包装の部分から始まって薬自体についても推薦できない医薬品も多い。そう思っているとしながらも、保険者の立場もあるでしょうから、内容はわかりましたということで、お話をいただきまして、深川医師会に対する事前の説明はさせていただいたところでございます。

○田中（裕）委員 それでは、もう一度お聞かせいただきたいと思っておりますけれども、医師会とは協議をしたという答弁でございます。どうも医療機関との協議はしていないようですが、その手紙については、対象者が使っている薬名と、ジェネリック医薬品に変更するとこれだけ安くなりますと、特定の薬の名前が出ております。参考というふうにも書いてありますけれども、行政の手紙でありますから、特定の名前を載せるということは、行政が推進している薬と、特定の薬を推進していると勘違いされても、これはしょうがないのではないかと思います。

もう一点、お聞かせいただきますけれども、先ほど医療機関と協議をしていないということも言いましたけれども、その手紙を持って医療機関に行くと、当然、ジェネリック医薬品は用意していないわけです。それを医師が患者さんに説明するために、大分時間がかかり、非常に医療機関では混乱を来しているとも聞いております。これはまず始める前に、医療機関に先にこういうことをしますという話を通しておかなければ、やはりなかなかうまく進んでいかないのではないかと思いますので、お聞かせいただきたいと思っております。

○瀬川市民課長 再質疑いただきまして、委員ご指摘のように、今回の通知に薬の名前が確かに書いてある。我々としては、これは厚生労働省の指導もあるのですけれども、がん、あるいは特異な疾病を治療するために使われている医薬品を処方されている分については除外してはおりますけれども、今、委員がご指摘しているように、この紙を持っていけば、必ず変えてくれるという誤解を招いたりする場合も

あります。もちろん先発医薬品に対して後発医薬品がないものもありますし、10種類以上もあるものもあります。また、地域の医療機関においては、保険薬局がないために、やはり地域の方たちの治療のために、その病院の医師がいろいろと調合してきているという場合もあります。委員のご指摘のような弊害も少し見られつつあるということ、私もお聞きしております。それで、市国保としては、この事業の実施に当たって、やはり先ほどの、繰り返しの答弁になりますけれども、国及び北海道から重点的に取り組むようにとの指導を受けているところであります。医療費適正化の観点からも、一定の理解のもとで、今後もこの事業を推進したいという考え方を持っております。そこで、今回、深川医師会の会長もかわるといことも少しお聞きしております。改めて深川医師会にこういうことを実行していると相談して、どのような形でということを相談させてもらいたいということがまず1点。あわせて、現在、発送しているこの文書の内容についても、できる限り誤解を招かないような、一部文章を修正するなどに努めまして、対応してまいりたいと思っております。

○田中（裕）委員 再々質疑ですけれども、医師会とは協議もしたと。また、新しく医師会の会長が変わるので、新たに医師会とはすると。医療機関の配慮はまだされていないということですので、もう一度お答えください。

○瀬川市民課長 実は、これは厚生労働省から保険医療機関、あるいは薬局、さらには日本医師会、薬剤師会、そういうところにもこの通知が行っているとお聞きしておりますけれども、深川市において、今、実施しようとしているので、医師会のみということではなくて、各医療機関にも配慮しながら進めてまいりたいと思っております。

○北名委員 354ページであります。国保税と短期被保険者証及び資格証明書についてお尋ねいたします。

保険の税金が幾らになるかというのは、資料要求をしまして出させていただいております。一つの例だけで言いますが、給与収入200万円の場合、モデルケースというのですが、4人世帯の場合25万8,200円というのが出ております。ほかの金額も出ておりますが、これを見て、いかに高いかということがもう如実にわかるわけです。この点について見解を聞きた

い。

2点目は、短期証について、これも数字が出されていますが、これもどのように受けとめているか、お尋ねします。

最後に、資格証です。これはいよいよ究極のといいますが、保険証を持たせないというか、持てないというか、保険証なしの資格証の発行となるわけです。この数字も出ておりますけれども、これについての対応はどのようにしているのか、お尋ねします。○瀬川市民課長 北名委員から国民健康保険特別会計にかかわっての三つの質疑にお答えしたいと思います。

まず、1点目の国保税に対する認識についてであります。今回、予算審査特別委員会への資料の51ページに委員の質疑にもありましたとおり、世帯主が給与所得者で4人世帯モデルの場合の給与収入、そして税額を提示させていただきました。これらの三つのモデルを見ても、収入額に対して保険税の割合というのが、12%から13%になっているということで、やはり収入から見ると、これは安い額ではないと思えますし、このことがいわゆる現状の国保制度における大きな課題ではないかと、私も思っております。

それから、次に2点目の短期被保険者証の交付状況等についてでありますけれども、この短期証につきましては、現在、3カ月有効のものを交付しております。一般の1年のものが8月に更新することから、7月の末までに対象者を抽出しまして、そして全世帯に送付させていただいている。その後は3カ月ごとに更新いたしまして、そして来庁していただき納付相談、もちろん分割の誓約書などを書いていただきまして、その時点で交付するというようになっております。ただ、残念ながら、やはり全く連絡がないだとか、あるいは何かの事情で窓口に来ていただけない、そういう方もいらっしゃいます。そういった形で、今回、直近の更新時の現状といたしましては、227人に対してこの短期証を発行しているという状況であります。これに対して、158人の方に来庁していただきまして、いろいろと相談をして、さらには分割納入の誓約書等にサインしていただき、短期証を渡しているという状況になっております。

それから、3点目の、資格証明書の交付状況についてでありますけれども、資格証明書の対象世帯と

することについては、これは税務課との協議を行いまして、被保険者の個々の状況、つまり納付相談に来ていらっしゃるのか、あるいは誓約書を書いてもらったその内容のとおり履行されているのか、相談事務にきちんと応じていただいているのか、約束どおりに履行しているのかなどその辺をすべて見きわめまして、そういうことはされていない、極めて悪質と判断せざるを得ない滞納者に限定し、納期内にきちんと納付いただいている被保険者との公平を図る観点で、やむを得ず資格証明書を交付しているというものであります。平成22年度の交付状況についてでございますけれども、昨年7月に31世帯、ことしに入って2月で11世帯の方々に資格証を交付させていただきましたが、その後、分割納付、納付の誓約などに応じてくれた方が10人ほどおりまして、現在は32世帯の方に交付しているところでございます。

○北名委員 一つは、最初のことなのですが、200万円の給与収入で、先ほど言った金額の税額についてですけれども、他に収入があるとか、そういう場合は別にすれば、この方は生活保護になると思うのです。その辺についてはどうでしょうか。しかしながら、生活保護の申請をしない場合には、この金額の請求が来るわけですが、減免申請というのがありますから、減免申請した場合にはどうなるのか、お尋ねします。

2点目の短期証についてですけれども、短期証は、子供がいるとか、重度の病気だとか、いろいろ除外規定があると思います。それはそれとしまして、短期証は渡っているのかどうか。つまり、3カ月の保険証を渡すという形が短期証なのですが、来て話をしたりすれば渡すということなのかという気がするのですが、結果として渡っていない人がいるのではないのかと。その辺がいますれば何人いるのか。それはそういうことでいいのかどうか、お尋ねしたい。

資格証明書は、かつて深川市は、ほかの地域が出しても出さないということでやってきたのに、こういう形で出しているというのは、私は非常に残念な思いがいたしますけれども、こういう資格証明書の該当になったために、病院にも行けなくて、何か重病になったとか、中には、全国的に見れば亡くなったという事例があるのですが、そういう特殊な事例などは深川市の中では把握、実態としてあるの

かどうか、お尋ねいたします。

○瀬川市民課長 今、再質疑ということで4点いただきました。

まず、1点目の今回資料として提出した給与収入200万円の世帯の方ですが、生活保護に該当するのではないかというお話がありました。大変申しわけありません、私、余りその知識というものが不足しておりまして、この件に関しては、今、お答えすることはできません。

もう一つ、であれば、今度は減免の申請にというお話がありましたが、当然、減免規定がございまして、その要件、これも私、今言うことができませんけれども、その要件に該当するのであれば、その可能性はあると思います。

それから三つ目、短期被保険者証の渡っていない方の数等についてでございますけれども、先ほどもお答えしておりますが、今回、227人の方に対して、158人の方に来庁していただき交付した。差し引き69人の方にまだ渡っていないという状況です。先日、この方々に対して、来庁していただき納付相談にぜひ応じていただきたいというお手紙をもう一度出しております。その後、どのくらい来ているのか、きょうの質疑ですから、私は把握しておりませんけれども、そういう状況になっております。

それから、四つ目の資格証明書を渡された世帯、あるいは被保険者の中で、重病に至ったケースが全国で発生しているというご指摘でした。今のところ私、係のほうにもそういうものは来ていないと考えております。

○北名委員 1点目は、申請してどうなるのかということと、生活保護になるのではないかということ、正直にわからないという答えですので、瀬川課長、後で責任を持って私に教えていただきたい。

2点目の短期証の該当になるのだけれども、それもいろいろな事情というか、取りに来ていないからと言っていいのか、結局渡っていない方が69人いると。これは問題だと私は思うのです。この理由をどう押さえているか。どういう事情、容易に推測できる部分はないわけではないけれども、ここの方たちに短期証であっても渡すということをやはりやっていただきたいと思います。その努力をやってもらうという決意をしっかりと述べていただきたいという気がするけれども、どうですか。

○瀬川市民課長 再質疑をいただきましたけれども、

先ほど1回目の質疑に答弁させていただきましたが、今、69の方がいらっしゃるということで、先日、発送しました。ですから、さらにその内容を見て来ていただいて、どうしてかということを知りたいがために来ていただくようにしている。そしてまた、お手紙の中にも、もし来られなければ、電話等で連絡いただければ、ケースによっては当然出かけていて、事情を聞くという対応をとらせていただいておりますので、ぜひ来ていただいて、そしてまた来られなければ、電話一本いただければ、その中身、どうしてなのかということがわかってくるかと思えます。

それから、今のことに関連して、やはりその69人の渡っていない方に渡すべきだという内容のご指摘がありました。これは、さきの臼杵税務課主幹の全体的な市税の答弁の中にもあったかと思えますけれども、きちんと納めていただいている方、事情はあるのだけれども来ていただいて納付相談に応じ、そして500円でも1,000円でも納めていただいている方と来ない方と、そういった公平性というものは、やはりきちんとしなければ、この国民皆保険の中核である国民健康保険制度の趣旨というものが、相互扶助ということになっているものですから、そこが崩れていくということがやはり保険者としては非常に怖い。したがって、決して渡したくないということではなくて、やはりそういった状況をきちんと我々も知って、その中で交付していくという対応を、今後もさせていただければと考えております。

○渡辺委員長 ただいま瀬川市民課長から、先ほどの宮田委員の質疑に対して補足答弁したい申し出がありますので、これを認めます。

○瀬川市民課長 先ほどは大変失礼いたしました。

宮田委員からの過去5年間の国の調整交付金の額ですけれども、普通調整交付金並びに特別調整交付金、この二つをそれぞれ交互に申し上げていきたいと思えますが、まず平成17年度ですけれども、普通調整交付金が3億7,694万6,000円、特別調整交付金が5,851万5,000円。平成18年度になりまして、普通調整交付金が3億3,677万4,000円、特別調整交付金が4,773万2,000円。それから、平成19年度、普通調整交付金が3億334万6,000円、特別調整交付金が6,704万2,000円。そして、平成20年度、普通調整交付金が2億3,871万3,000円、特別調整交付金が412万1,000円。それから、平成21年度、これは普通調整交

付金が1億7,684万4,000円で、特別調整交付金が2,170万4,000円と、このようになっております。

○渡辺委員長 国民健康保険特別会計予算を終わります。

次に、議案第7号平成23年度深川市後期高齢者医療特別会計予算。

(「なし」と呼ぶ者あり)

終わります。

次に、議案第8号平成23年度深川市農業集落排水事業特別会計予算。

(「なし」と呼ぶ者あり)

終わります。

次に、議案第9号平成23年度深川市地方卸売市場特別会計予算。

○田中(昌)委員 卸売市場全体のところで伺いたいと思えます。

昨年の春でしたか、冷凍庫の機械を更新したということで、これまでも非常に老朽化した冷凍庫がいつ故障するかみたいなお話もそのとき聞かせていただきました。その後、その冷凍庫は、どのような状況か、非常に活用されているのであればありがたいと思えますし、どのような状況が教えていただきたいと思えます。

あと、来年度の予算の中でも、昨年よりも売り上げの見込みがやはり減って、予算計上されているということで、全体的なこの間の売り上げの推移をお示しいただき、非常に土曜日等で努力されているという認識もしておりますし、市民の皆さんに親しまれている市場というところが経営されているところでございますから、それに対してどのような考え方を持っているかも、あわせて伺いたいと思えます。

○伊藤商工労働観光課長 お答えさせていただきます。

1点目にございました、冷凍機の改修の件でございます。効果と申しますか、非常に精神的な面でございますけれども、今までいつ故障してもおかしくない、こんな状況が続いておりまして、絶えず不安な状況で運営されていたということで、安心して安定した食品を供給することが可能になったと思っております。それと、経費の面の関係で申し上げますと、冷凍機の関係で毎年修繕費が100万円近くかかっております。当初予算の減額が100万円ですから反映されておりませんが、修繕の場合は、昨年も補正

でお願いしておりますので、100万円前後かかっております。また、保守点検の委託料が約50万円、それと冷凍機そのものは、過去には私どもでお借りしていたので賃借料がかかっておりこれが30万円。これらの経費節減となつてございますし、大印さんからお伺いしたところによりますと、冷凍機を入れかえたことによりまして、大印さんが負担しています電気料が非常に軽減されて感謝しているということも申されておられます。活用されているかということですが、私ども、完成しまして中に入りましたが、まだ品物を入れる余裕はございますけれども、非常に有効にと申しますか、安心して活用されていると、このように考えております。

2点目の売上高の関係でございますけれども、昭和57年がピークでございまして、約35億2,700万円ありました。ここ近年は、近郊に建ちました大型店等の影響もございまして、平成18年度には約9億9,000万円、19年度は9億8,400万円、20年度は9億3,200万円、21年度は約8億8,800万円と推移しております。今年度につきましては、卸売業者や買い受け人の方には大変な努力をいただいておりますけれども、残念ながら、大口取引先の減少と全般にわたります売り上げの減少で、前年度対比85%の約7億5,400万円になる見込みでございます。これらのことから、平成23年度予算につきましては、7億5,428万8,000円と見込みまして、歳入となります使用料につきましては452万5,000円を計上させていただいております。

○渡辺委員長 深川市地方卸売市場特別会計を終わります。

次に、議案第10号平成23年度深川市下水道事業特別会計予算。

(「なし」と呼ぶ者あり)

終わります。

次に、議案第11号平成23年度深川市土地区画整理事業特別会計予算。

(「なし」と呼ぶ者あり)

終わります。

次に、議案第12号平成23年度深川市駐車場事業特別会計予算。

(「なし」と呼ぶ者あり)

終わります。

以上で特別会計の質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後 3時23分 休憩)

(午後 3時38分 再開)

○渡辺委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、事業会計の質疑に入りますが、質疑は全般を通じて行います。

質疑をされる委員は、必ずページを告げていただきたいと存じます。

初めに、議案第13号平成23年度深川市水道事業会計予算。

○田中(昌)委員 委員長、ページをとということでしたが、ページがないので大変申しわけありません。全般を通じてということ、あえてページを申せばあるのですが、水道施設の更新計画という視点で質疑をさせていただきたいと思っております。

下水道につきましては、たしか昭和58年からそこからの供給開始ということで、まだ設置後30年を経過しておりませんので、下水道のいわゆる更新というものについては、まだまだ少し先かと思うのですが、水道事業につきましては、旧町村時代から老朽化も当然あるでしょうし、いろいろなところがだんだんとまって、今現在の給水ということになっておりますので、過去のデータから含めまして、水道施設、現在は市役所のちょうど議場の1階の北側にある、いわゆる電気施設、電送盤関係を更新したということも、今現在進めておりますけれども、水道本管、管路網とかそういうものの整備について、どのような方向性を持っているのかということをお伺いしたいと思います。

水道施設の現況ということで、本当に古いものからずっとありますから、いわゆる管網のデータの把握をどのようにされているのか、現況をお伺いしたいと思いますし、やはり全体にそれをデータ化することで、今後の更新計画とかにつながっていくのではないかと考えますので、その辺の部分かなり困難性も高いのかもしれませんが、やはりどこに、どの年次ぐらいにやった管があって、どういうふうに入っているかということは、総合的にきちんとデータ化することも必要になってくるのではないかとこの考え方から、水道施設の現況についてと今後に向けての取り組みについてお伺いしたいと思います。○高瀬上下水道課主幹 水道施設の更新計画に関しまして、大きく分けて2点の質疑について、関連し

ますので、一括して答弁申し上げます。

昨年の水道料金見直しにおきまして、第3回市議会定例会の冒頭、市長行政報告でも申し上げましたが、水道事業にかかわります平成23年度から27年度までの5年間の収支計画を策定し、料金算定を行い、その中で北空知広域水道企業団料金の値下げ改定に伴いまして、本市が支払う受水費が年間約4,000万円程度減少することとなりましたが、本市水道施設の老朽化、特に電気計装設備では、取りかえ部品の供給ができないものもありますことから、今回の料金算定では、10年間の水道施設整備更新計画を策定し、それに基づきまして計画的に施設整備を図っていくこととし、企業団の供給料金の値下げ分を充当して対応すべく、収支計画を策定したところでございます。

水道施設のうち、市内の老朽管でございますが、水道管の耐用年数は40年となっており、埋設されている水道管は市内全体で約356キロメートルあり、このうち昭和41年から45年までに布設された約25キロメートルが更新時期を迎えているところでございます。これらの老朽管を更新するためには、多額な更新費用を要しますことから、すべての古い管を短期間で更新することは、財政上、非常に難しい状況であります。このため、平成23年から27年までの5年間では、毎年実施しています漏水調査結果などを考慮しながら、毎年、延長で500メートル、約600万円の事業費で老朽管の更新を実施する計画としてございます。

また、監視制御装置などの電気計装設備は、市内に点在しています配水池やポンプ場、減圧施設などの運転状況を把握するための重要な設備で、施設などに異常が起きた場合、自動的に市役所内にあります水道監理室に連絡が入ることとなっております。これらの設備につきましては、耐用年数が約20年で、現在、更新時期を迎えているところで、監視制御装置の更新整備総額は、概算で約2億円を要し、毎年約2,000万円をかけて、平成23年度から10年間で更新整備を行う計画でございます。

なお、質疑にありました、水道施設のデータ管理についてでございますが、水道管につきましては、現在、図面などにより管理を行っており、電子化は実施してございませんが、電子化する場合、システムの構築、データ整理、その後のデータ入力作業と費用並びに人員の確保が必要となり、現在の水道経

営状態では大変難しいものと考えておりますが、所管といたしましても、施設のデータ化は、維持管理において必要なものと認識しておりますので、今後、十分、研究してまいりたいと考えます。

水道施設につきましては、市民の重要なライフラインであり、安全で安定した水の供給を図るため、所管といたしましても、今後ともより効果的な水道施設の更新に努めてまいります。

○北名委員 16ページでお尋ねします。

水道の給水停止の状況あるいは対応、見解、そのあたりについてお尋ねします。

○岩崎上下水道課長 水道施設の給水停止について、お答え申し上げます。

初めに、1点目の給水停止の実態についてお答えいたします。

給水停止は、水道料金を滞納している方に対しまして、収納対策の最終手段として実施しているものであります。水道会計は料金収入によって運営する必要があるので、使用した分はすべての方から料金をいただくことが、公平負担の観点からも必要と考えております。深川市の給水件数は、現在、約9,800件であります。そのうち料金滞納に伴い給水停止となっている件数は、本年2月末現在、11件であり、昨年の2月末現在の15件と比較しますと、4件減少しております。現在停止中の11件の状況ですが、居住しているが水道の利用を希望しない、または連絡のない方が4件、残り7件が長期不在状態で連絡のない方となっております。

次に、給水停止までの流れについてお答え申し上げます。

給水停止を行う場合、幾つかの段階を踏んで実施いたしております。簡単に申し上げますと、支払い納期限を過ぎても支払いのない方に対しまして督促状、催告書を発送しております。催告書発送以降につきましては、初めての方については給水停止予告書で1週間、給水停止執行通知書で1週間の期間を置き、最終段階として給水停止の実施という流れとなっております。また、過去に誓約書の提出のある方については、給水停止執行通知の発送、給水停止の実施となるものです。また、一連の流れの中では、おのおのの段階で、極力面談に努めておりますが、なかなかお会いできない方もいらっしゃる、やむを得ず給水停止となっております。

最後に、給水停止者への対応状況ですが、給水停

止となる方については、経済的など、それぞれ事情があるとは考えますが、所管としましては、料金の納入が滞っている方には、淡々と事務的に行うことなく、給水停止に至る前に、できる限り個々の生活状況を伺った中で、分割納付など支払い方法についてご相談に応じるなどの対応に心がけておりますし、また給水停止通知にも、一括納付できない場合は分割納付の相談に応じる旨のお知らせも添えて、納入のお願いをしているところであります。

○北名委員 あるまちで、自殺をした人がいたのです。そのうちに行ってみたら、まずペットボトルが転がっていたと。それから、懐中電灯が転がっていたということを知ったことがあります。

いろいろな事情があってそういう事態に、自殺という究極の答えを出したのだと思うのですけれども、今ほどの答えを聞きながら、配慮する、いろいろなことをやっているということだと思います。深川市では、今、私が言ったような事例があってはならないというか、ないように最善を尽くさなければいけないと思いますので、大体の答えを聞いたところだけでも、もう一回答えてください。

○岩崎上下水道課長 再質疑にお答えいたします。

今の質疑にありました自殺者については、深川市では確認はとれていないと思いますが、そういうものがないよう配慮しながら、給水停止も心がけております。

○渡辺委員長 水道事業会計予算を終わります。

次に、議案第14号平成23年度深川市病院事業会計予算。

○宮田委員 私から最後の質疑になりますが、病院事業会計の全般について、市立病院経営健全化計画について伺いたいと思います。

この計画の平成22年度の決算見込みと、今年度の状況を踏まえて、次年度はどのような取り組みを行う予定なのか、伺いたいと思います。

○藪市立病院管理課長 宮田委員の質疑にお答えさせていただきます。

初めに、平成22年度の決算見込みでございますが、今回の補正予算ベースで申し上げますと、入院は1日平均患者数188人、1日平均収入は3万2,924円、入院収益は約22億5,900万円と見込んでおります。また、外来は1日平均患者数594人、1日平均収入は7,932円、外来収益は約11億4,500万円と見込み、医業収益は約35億8,100万円、経営健全化計画と比較い

たしまして、約6,100万円の減となる見込みでございます。また、医業費用についてでございますが、職員給与費、経費などの減により約45億3,400万円、経営健全化計画と比較いたしまして約1億3,400万円の減と見込んでおります。この結果、経常損益では約6億8,400万円のマイナスが見込まれますが、経営健全化計画と比較いたしまして約1億6,500万円の改善となる見込みでございます。また、経営健全化計画では、平成22年度は、単年度不良債務が200万円発生する見込みでございましたが、現状、1億円を超える単年度良債務が生じる見通しとなっております。なお、収益、費用ともに、今後まだ変動する要素が多々ありますので、あくまで今回の補正予算ベースということで、お受けとめいただきたいと存じます。

次に、平成23年度の取り組みでございますが、病院事業会計による取り組みにつきましては、平成22年度に大半の項目に着手しております。今後は予定した効果が得られるかどうかなど、各項目について点検、評価を行い、ふぐあい等があれば修正し、当初の効果を確保していく。そういう計画の実行管理が重要になってまいりますので、このことに鋭意取り組んでまいります。

○水上委員 病院事業会計の職員の部分で、助産師について伺いたいと思います。

医師不足、看護師不足と言われる中の本市の病院においては、一定の確保がなされていて、日々、全力を挙げて尽力いただいているということには敬意を表するところです。他の市町の病院では、産婦人科もない中、本市は産婦人科も確保されているのですけれども、この中で助産師が、この春、減になる、退職されるということを知っておりますが、今後の助産師の体制はどうなるのかということをお伺いしたいと思います。

○藪市立病院管理課長 助産師についてお答えいたします。

委員ご指摘のとおり、現在、9人の助産師がいますが、このうち2人が3月末で退職する予定となっております。この退職の意向を把握した後、すぐに道内の助産師養成学校を回るなど、さまざまな募集活動を行いました。残念ながら、正規職員は確保できなかったと。ですが、非常勤職員1人の採用という結果となっております。また、残る助産師のうち、1人については出産を控えておまして、5月から夜勤免除となり、6月中旬ごろ産前休暇に入る

という予定になっております。

このため、現在の3交代勤務を継続した場合、5月以降、助産師の1カ月の夜勤回数がかなり増加するという事になってまいりますので、助産師が確保できるまでの一時的措置として、助産師については、5月から2交代勤務体制をとるということとしたところでございます。このことによって、当院での出産は、これまでどおり継続できることとなりますが、こういった状態を一日も早く解消できるよう、助産師確保に最大限努めているところでございます。○水上委員 ただいまの答弁では、助産師という専門性が高いといいますが、医師同様、手当てが厳しいという受けとめをしておりますが、引き続き尽力いただくことをお願いして、今、この勤務の体制が、2交代勤務にかえてしのぐというような答弁がありました。既存の助産師さんの負担にはならないのか、一番心配する部分ですが、その点を再度確認しておきたいと思っております。

○藪市立病院管理課長 お答えいたします。

現在、3交代で勤務しております。助産師の夜勤回数は、1人月8回程度という状況でございます。これが5月以降、3交代をそのまま続けると、1人月十二、三回になるというようなことから、2交代にいたしますと、1人月6回程度となる。ですが、準夜と深夜を連続するというような負担が生じてまいります。この対応につきましても、現場との協議の上で決めたところでございますが、少しでも負担を減らすよう、現在、病棟の看護師長は、助産師なのですけれども、夜勤のサイクルには入っておりませんが、これも夜勤ができるよう、今準備しておりますので、何とかやっつけていけるものと考えております。

いずれにいたしましても、助産師確保に全力を挙げて取り組む考えでございます。

○東出委員 病院事業会計について、2点について質疑をさせていただきたいと思っております。

耳にたこができるぐらい、医師確保、医師確保という話がされていますけれども、改めて新年度の中でどういう形で医師確保について取り組んでいくのかということをお聞きしたいと思っております。

今の状況を見ましても、恐らく整形外科の入院の部分だけ見ても、対前年から見ると、患者収入で2億円を超えるマイナスというような状況なのだろうと思っておりますし、やはりそこら辺のところがかちつ

した形で医師確保をしていかないと、経営全体に対する影響が非常に大きいと思われまますので、まずそここのところの新年度に向けての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それから、7対1看護の関係ですけれども、先ほど宮田委員の質疑の中で、全体的な決算の見込み、良債務というお話もありましたけれども、9月以降、7対1看護に取り組んでこられて、収支における状況について、どういう形で先ほどの答弁の中の決算の見込み等に反映されているのか。そこら辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○上中地域医療連携室長 東出委員の医師確保について、私から答弁申し上げます。

平成23年度における医師確保の考え方ですが、基本的には22年度におきまして、理事者、院長も含め、関係者が道内3医育大学や本州方面の医学部を持つ大学、医師相互の関係によるもの、また知人、友人などを介していただきました情報などにより手がけてまいりました縁を保ちつつ、また新たな情報取得の方法やお願いに行く地域、箇所などの検討などを加え、内科、整形外科医師を中心に確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、この後、院内において、平成22年度の検証と23年度の方針を詳細決定していくこととなっておりますので、ご理解を賜りたいと存じますし、また、議員各位におかれましても、医師確保につながるような情報がございましたら、ぜひ私どもにお寄せいただきたいと思います。○藪市立病院管理課長 私からは、7対1入院基本料の収支について、お答え申し上げます。平成22年度及び23年度の見込みということで申し上げます。

10対1入院基本料から7対1入院基本料に引き上げることによる年間の増収額、平成22年度は現時点で約1億2,000万円、それから23年度は約1億7,500万円を見込んでおります。一方、10対1から7対1入院基本料にするための看護師の増員等の経費につきましては、平成22年度は約2,500万円、23年度は約3,800万円と見込まれますので、この差し引き、22年度は約9,500万円、それから23年度は約1億3,700万円の収支改善効果を見込んでいところでございます。

○北名委員 院外広報紙ほほえみについて、お尋ねいたします。

いろいろ情報発信のことが言われてきましたし、

それにこたえて、こういう形が出てきて、回覧版ではなくて、全戸配布というのか、戸別配布の中でも町内会のルートを通じて来ているのを目にしております。

それで、この取り組みについて現状どのようになっているか。また、それに対する反応、それから今後の方向について。

あわせて、ページ数を言われたけれども、それはどこの金額に盛り込まれているのか、ページ数もお知らせいただきたい。

○藪市立病院管理課長 院外広報紙ほほえみについてお答え申し上げます。

まず、発行回数と配布方法についてでございますが、これにつきましては、従来、発行回数は年2回で、配布は院内を含め北空知管内の病院、診療所などの医療機関、それから老人福祉施設や介護保険施設、官公庁、こういったところを中心に配布しておりましたが、ことしから発行回数は年4回にふやすとともに、配布は、昨年11月からですけれども、町内会長さん方のご理解とご協力をいただいて、市内全戸配布に拡大したところでございます。

次に、読者からの反応ということですが、昨年、アンケートを実施しておりまして、その結果で申し上げますと、ご意見、ご感想、さまざまございましたが、初めて読みましたという声が一番多かったと。あと、病院の取り組みや部門紹介、病気のこと、薬のこと、記事の内容について興味深く読むことができた、また読んでみたいといったような内容のものが比較的多くございました。私どもとしては、総じてよい印象を持っていたただけたものと受けとめているところでございます。

今後の方法ということですが、内容等につきましては、これは病院の医師、看護師など各部門の職員で構成する広報事業委員会というのが院内にございまして、そこで記事の内容を初め取材であるとか印刷、すべて行って発行しております。紙面の内容につきましては、先ほどのアンケートの設問の中で、今後取り上げてほしい内容というのを聞いております。そういった回答であるとか、病院として発信したい情報を加えて、この委員会で検討し決めておりますので、今、言ったような形で、委員会の中で十分意見交換して内容を考えていきたいと考えております。なお、ページ数は20ページになります。

○北名委員 1点だけ聞きます。

それで、非常に私は前進しているし、こういうことを聞きたいというものにこれからもどんどんなっていくと思うので、いいと思うのですけれども、一つだけ大事なことというか、これまでも少しやっていたようにすけれども、深川市以外の関係する周辺町に、どんな形でやるかという、ここもポイントの一つではないかと思うので、その点についての考え方を聞かせてください。

○藪市立病院管理課長 お答えいたします。

まずは深川市内からということを始めさせていただいておりますけれども、各町ということになりますと、町の広報担当に可能かどうかといったようなこともお伺いしながら、検討してまいりたいと思います。

○田中(昌)委員 21ページの賃借料についてと、あわせて2点お伺いしたいと思います。

まず、1点目の賃借料についてですが、予算参考資料12ページの最後のところに、これは平成23年度に新規の長期継続契約を予定する契約ということで、オーダリングシステムの更新というものが出ております。平成23年5月1日から31年1月31日までと、非常に長期にわたるリースの契約を予定しているということですので、この点について、内容、あるいはこの長期契約を結ぶことのメリット等について、見解をお伺いしたいと思います。

もう一点ですが、ボランティアのことについてお伺いしたいと思います。

先日の医療フォーラムの中で、ある方が自分のお母さんを車に乗せて病院に行き、お母さんを玄関口に置いて、ここで待っていてねと言って、車を置きに行き、それから行くのです。それから、終わった後も同じようなことをやらなければいけないのですという話をされておりました。その中で気がついたのですけれども、昔、私が見受ける感じでは、玄関口にボランティアスタッフが、いつか来たと思っていて、ぜひそのときにボランティアの方が対応していますよという答えを、だれかが言ってくれればいいなと思ったのですけれども、そのときにはそういうことをボランティアスタッフで対応していただければ、その方が言ったような、不安に思っている高齢のお母さんを置いていかなくても済むような、そこに対応してくれるような方がいれば済むと感じ

ていました。従前、そのボランティアスタッフがいたと思いますので、その方の活動、それから現在どのようになってそういった状況が起きているのかお伺いしたいと思いますし、あわせてボランティアスタッフは、一度、結構、話題になって集まっていたのではないかと思うのですけれども、最近またそれが少し下火になっているという感想を持っていますので、その辺の呼びかけについてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○藪市立病院管理課長 長期継続契約について、私からお答えいたします。

この長期継続契約につきましては、オーダリングシステムの更新ということでございます。委員がおっしゃられたとおり、契約期間は平成23年5月1日から31年1月31日までということになっております。事業総額は4億2,000万円でございます。契約後、導入準備に着手し、本稼働は11月ごろを予定しております。また、リースの開始は平成24年2月から、完了は満7年後の31年1月31日を予定しているものでございます。

この平成23年度予算では、24年2月からの支払いということで、2月、3月の2カ月分として1,000万円を資本的収支の建設改良費として計上しております。

この長期のリース契約とすることのメリットでございますが、今の市立病院の体力では、この4億円という高額な費用負担を一度にするというのは、なかなか難しいということでございまして、病院として健全化計画の中に組み込んで、資金不足比率を下げていく、その計画として、可能な毎年度の費用負担に抑えるというねらいがございます。

○上中地域医療連携室長 私からは、病院ボランティアについてお答え申し上げます。

病院ボランティアは、新病院になりました後の平成18年1月よりその活動を始めまして、委員が言われるような受付や車いす移動のお手伝い、院内の案内、夏のプランターの花などのお世話や、時期に合った院内の装飾、エコキャップやリングブルの収集などに、現在、最大13人の方が登録され、活動しております。この2月までの活動を見ますと、昨今の不況のせいか、ボランティアよりアルバイトのほうに走っていく傾向がございますけれども、おおむね外来診療日の約70%の154日において、ボランティアが1人以上来まして、今、お答えいたしました活動

に従事されておりまして、患者さんやその家族から、ありがたいというお声もいただいているところであり、私どもも日ごろの活動に対しまして大変感謝しているところでございます。

さて、その活動につきまして、私どもも外来診療日のほとんどをボランティアが複数活動している状況にいたしたく、募集案内を病院ホームページや社会福祉協議会内にあります、ボランティアセンターへのお願い、現在活動されている方からの口コミのお願いなどを行っているところでございます。現在、これまでの活動のほか、4月発行予定のボランティアセンター機関誌の中に募集案内を掲載することと、今月末に予定してございます、毎月の病院ボランティア会議の様子やその活動内容の紹介、あわせてボランティア募集を新聞等での取材、掲載を依頼しているところでございます。

昨今、病院でお手伝いをしたい、何かできることがあればという声が増しに大きくなってきてございますが、このようなボランティア活動から当院の様子などを知っていただき、病院を理解していただくのも一つの方法かと思っておりますので、病院ボランティアの活動が活発になるよう、まず人員の確保に努めてまいりたいと存じております。

○田中(昌)委員 ボランティア活動ですので、強制とかそういうことにはならないという、事情もよくわかりますし、ただ、その活動をしている、したいと思ってもなかなかどこに行ったらいいのだろうというところが、きっとミスマッチな部分もあるのではないかと思います。

これまでも、やったかどうかわからないのですけれども、例えば広報の特集とか、そういうところで取り上げられれば、結構市民の皆さんは広報や何かを見えていますから、そういうことに興味を持っておられる方が広報を見る可能性も非常に高いと思いますので、そんなことのお考えもあると思いますので、そういったことも含めて、ぜひ広報活動というか、ボランティアの皆さんが活動されていることをお知らせする努力をもう少しすることを、どのように考えているか、お伺いしたいと思います。

○上中地域医療連携室長 委員のおっしゃるとおり、とにかく広報活動がすべてだと思っておりますので、あらゆる機会を通じまして、関係者とも協議しながら進めてまいりたいと思っております。

○渡辺委員長 病院事業会計予算を終わります。

以上で、平成23年度深川市各会計予算11件のすべての質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後 4時17分 休憩)

(午後 4時29分 再開)

○渡辺委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、指名いたします。

松沢委員。

〔松沢委員、演壇へ〕

○松沢委員 平成23年度予算について、日本共産党議員団を代表して討論いたします。

まず初めに、このたびの東日本大震災において被災された皆さんに心からお見舞い申し上げます。遠からず起こるであろうと言われてきた東北、関東地域の大地震でしたが、すべてのものをのみ込んでゆく津波に改めて自然の力の大きさに恐怖を覚えました。さらには、福島原子力発電所における爆発や炉心の溶融といったスリーマイル島やチェルノブイリで発生した事態になってまいりました。先進諸国ではもう既に、使用をやめていると言われていたMOX燃料を使用したプルサーマル炉であり、多くの専門家の警告を無視してきた電力会社と歴代政権の責任は、今後追求されていくであります。

こういう事件が起こるたびに強調されるのが、情報の公開と共有であります。その点では、深川市の行政においても、いかなる情報についても適正な公開がされなくてはなりません。

まず、深川市の財政運営について述べます。行財政改革の出発時点においては、固定資産税率や子供たちの総合体育館使用料について、議会での一部修正が行われた後、全市民的な協力の中で実施されてまいりました。5年前に比べ、深川市の債務残高が100億円減少した点は、高く評価したいと思います。さらには、乳幼児医療の入学前までの無料化実現と、保育料の第2子への拡充については、所管の皆さんの取り組みも含め、高く評価をするところであります。

深川市立病院の財政運営について述べたいと思います。市職員の給与カットなど一般会計からの支援の中で、財政健全化が取り組まれています。全国的な医師の不足と大都市集中の中で、深川市立病院の

医師不足には深刻なものがあります。昨年も申しましたが、深川市からの発信をさらに強めるとともに、やはり市長と院長がその先頭に立ってほしいと思います。先日、経済センターで行われた医療フォーラムも非常に有効でしたし、私たちが13日に行った出前講座も病院を理解していく上でとてもよかったと言えます。市内開業医の方たちの応援や周辺町からのさまざまな支援、病院と住民の間の相互理解を深めていくことによって、市立病院の財政健全化は必ず達成できると信じます。

次に、深川市の産業について申し上げます。2年続いた作柄不良によって、低たんぱく米の生産が減少しているのはとても残念なことであります。それにしても、深川産米の独自販売が数量的には伸びているとはいえ、差別化でも価格の上でもまだまだ多くの努力が必要です。山下市長の政策の目玉である和牛の導入事業においても、資材高、えさ高の中で多くの困難を抱えています。今後、高品質の肉質生産、技術習得なしにはなかなか全国レベルに参入することは難しいと思われます。T P P参入反対運動についての山下市長の具体的な取り組みについては、とても満足できないと思うのは私だけではないでしょう。新しい地場産品開発には、拓大との連携を強化する中で、さらに発展していく可能性が開けるでしょう。商店街の振興の目玉である商品券の出し方についても問題があると考えますし、夏まつりのあり方についても一応安定して一定の祭りの実施がされましたが、今後さらに発展させていく議論が必要と考えます。

次に、労働行政について。今市内の若い人たちがたくさん失業しています。雇用促進事業についても、所管の皆さんは努力されているのですが、いま一つ見えてこないもどかしさがあります。1億円を超す予算が組まれているのですから注目をしていきたいと思います。さらには、住宅リフォーム制度については、投資額の5倍、6倍と効果があらわれると言われていしますので、安定的な施策展開が求められています。

次に、深川市の高齢者福祉について述べます。入浴助成券やバス券、敬老会をなくし、金婚式のお祝いを無料から有料にするなど、深川市の高齢者福祉は、冬の時代のままであります。深川市の礎を築いてくれた先人に対して、少し冷たすぎるのではないのでしょうか。財政の健全化とともに、高齢者福祉の

回復を求めます。

教育環境の整備も急がなくてはなりません。学校給食をつくっているセンターとともに、主食をつくっている民間業者への指導は、徹底した衛生管理を指導して行ってください。これまで、シカ肉の処理場を手がけようとして保健所と何度か話し合ってきましたが、保健所の言っている開業許可条件と給食製作現場の実態が余りにもかけ離れていることに、愕然としました。岩見沢で起こったのは、器具消毒には83度以上のお湯で滅菌するべきところが、50度しかなかったのを放置していたものだと言われています。そこには、日常的な緊張感の欠落と惰性、マナーリズムによって生じたものだと思います。深川市の学校給食づくりの現場の洗い直しは緊急の課題であります。

地方自治体の財政の多くが市民生活に密接なつながりを持っていることは論をまちませんが、以上述べたような問題点があるということで、一般会計予算には賛成できません。特別会計、事業会計について。国民健康保険会計については反対します。理由は、短期被保険者証、資格証明書を発行している点であります。後期高齢者医療制度は国に責任がありますが、認められない制度であります。他会計には、賛成です。

る述べましたが、予算審査特別委員会で、答弁席に立った課長職の皆さんの労をねぎらいたと思います。ご苦労さまでした。また、多くの資料を用意してくれた職員の皆さんにも感謝します。職員は宝だ、これはある傍聴者の方の言葉です。これからも力を合わせて住みやすいまちをつくっていきましょう。

以上で、日本共産党議員団の討論を終わります。

○渡辺委員長 次に、北畑委員。

〔北畑委員、演壇へ〕

○北畑委員 平成公明クラブを代表して、今定例会で議題になっております議案第4号平成23年度深川市一般会計予算ないし議案第14号平成23年度深川市病院事業会計予算の全会計について賛成の立場から討論を行います。

まず、財政面から本予算について概観をしてみます。

最初に、国の平成23年度予算の状況であります。一般会計総額は過去最大の92兆4,116億円であります。歳入の柱である税収見込みは、前年度比9.4%増の40

兆9,270億円であります。新規国債発行は、2年連続税収を上回る過去最大額の44兆2,980億円に上っております。国の借金は、平成22年12月末現在、国債と借入金、政府短期証券を合計した債務残高が、919兆1,511億円になり、これは国民1人当たりに換算すると、約722万円に上る借金を背負う計算になります。歳出では、政策的経費として53兆円、この半分が社会保障費に充てられ、一方、公共事業費は、前年度比13.8%減となり、この大幅減は昨年に続いて不況を後押しする原因になると言われております。また、地方交付税は、国の一般会計予算上は4%減少するものの、特別会計において地方に配分される額は、5,000億円ほど増加する内容で約17兆4,000億円になりますが、実態は臨時財政対策債の発行も続いていることから、国全体の借金残高が増加することも懸念されます。

一方、北海道の平成23年度予算額は、4年に1度の選挙の年で骨格予算になります。北海道は、平成20年度から26年度までの新たな行財政改革の取り組みに基づき、厳しい財政状況の健全化に向けて取り組んでおります。経常的な経費の歳出削減などを実現しても、収支不足額が出る厳しい状況に変わりないとのことで、裁量的な経費についても事業の見直し、休止、廃止などを含めた徹底した超緊縮の予算となっております。さらには今後、道税、地方交付税などの一般財源の動向いかんでは、肉づけとなる第2回定例会の補正の予算編成段階で、当初の枠配分の再調整や、経費の再算定を行うこともあり得るとのことです。

このように、国や道の平成23年度予算の歳入構造を見ますと、景気低迷により、税収入の大幅な落ち込みによる赤字国債等で歳出を補てんする内容でもあり、このたびの東日本大震災の復興財源の確保も予想され、後年世代への税負担が懸念されるところであります。

さて、本市の平成23年度予算の特徴を財政上から前年度と比較してみます。歳入の大きな柱である市税の中の個人市民税と法人市民税の減によって、市税全体としては1.7%減が生じ、約3,700万円の減収見込みになっております。さらに、繰入金の減により、自主財源比率は減少することになります。比率の増減を左右している繰入金の中の財政調整基金が、平成23年度末には残高が約4億4,000万円と予想され、他の積立金も厳しい状況の中にあっては、健全な財

政措置と言えます。一方、依存財源は、地方交付税の約2億9,400万円増、地方債発行が5,750万円の増、さらには子ども手当を含む国庫支出金の大幅増によって、依存財源比率が増加の見込みであります。

こうした平成23年度予算の財政構成の中で、事業経費を保つために財源確保の捻出状況を概算予算額の数値として俯瞰をしてみます。支出財源として、職員の住居、管理職手当などの人件費の減が、前年と比べて約1億6,000万円、また単独事業や扶助費補助金の見直しも行われているものであります。収入確保としては、平成21年から財政収支改善により、受益者負担の見直しが引き続き行われるもので、基礎的財政収支はプラスになっております。

次に、事業内容を見てみます。予算総額が前年度と比べて2.6%増と前年度並みの予算となっており、道の緊急雇用創出事業や子ども手当事業など拡充、継続事業に力を入れた予算編成と言えます。

さて、各款にわたり予算に計上されている評価すべき事業を挙げてみたいと思います。

まず、健康な市民生活の充実では、特定不妊治療費助成事業、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業、女性特有のがん検診の推進、妊婦健康診査、生活習慣病対策の実施。そして、高齢者福祉の充実では、介護職員養成研修支援事業、地域包括支援センター運営、介護予防に向けた介護保険事業、児童福祉の充実の中では、保育料の軽減、乳幼児等医療費給付事業などが挙げられます。学校教育の充実では、学習サポートプログラム事業、ソーシャルワーカー活用と特別支援教育などが挙げられます。そして、これら過疎債のソフト事業などを最大限に活用した事業が、着実に成果をあげられることを念願しております。

ここで、本論とは外れますが、子ども手当について一言言わせていただきます。平成22年度における子ども手当の財源は、総額2兆2,000億円であり、現行の児童手当を残すことで、地方負担の4,652億円と事業主負担の1,436億円が確保でき、これによって国庫負担がかなり抑制されておりました。しかしながら、民主党が従来から主張してきた全額国庫負担で支給する子ども手当とは全く異なる内容でありました。児童手当には長い歴史があります。それは、市川市が自治体独自の制度として昭和43年に誕生させ、翌年には都議会で、さらにその翌年に全国240の自治体で実施されたものであります。そして、昭和47年

1月には、国が制度化を行い、それによって平成11年10月以前の児童手当の支給対象児童数は、240万7,000人、支給総額は1,587億円でありました。これが、10年後の平成20年度には支給対象児童数は5倍の1,290万人、支給総額は10倍の約1兆円まで大幅に拡大したのであります。拡大内容の経緯を見ますと、平成12年には支給対象が義務教育就学前までになり、翌年の13年には、支給率が支給対象年齢の児童の72.5%から85%に引き上げるよう所得制限が緩和され、16年には支給対象を小学3年修了前までに、さらに18年には小学校修了前までに拡大するとともに、支給率を90%に引き上げるよう所得制限を緩和、そして19年には3歳未満児への支給額を1万円に引き上げました。このように、平成11年10月以降、5回にわたり児童手当制度は拡充をされてまいりました。この間、この拡充に対して4回も反対したのが民主党であります。児童手当の拡充の意味において、一定の評価をしておりますが、子育て支援に関する全般的な施策の考え方や、支給対象の不備などについて問題点がありました。そこで、昨年2点の修正がされました。1点目は、政府案における附則の検討規定は、子ども手当の平成23年度以降の制度のあり方等について検討するという内容でありました。この部分は、子育て支援にかかわる全般的な施策の拡充について検討し、必要な措置をとるという内容に修正をされ、法律案の附則には、平成23年度以降の子育て支援にかかわる全般的な施策の拡充について検討の上、必要な措置を講ずると書かれました。この修正を求めた趣旨は、トータルな子育て支援策を拡充するという意味において、子ども手当などの現金給付とともに、それ以外の保育所待機児童対策や放課後児童対策、さらには両立支援のためのワークライフバランスの実現などが必要であり、これらの施策をバランスよく進めることが結果的に子育て世帯のニーズにこたえるものと考えられます。2点目は、子ども手当の対象から児童養護施設に入所する子供や里親のもとにいる子供などが外れていた点であり、この点も改善がされました。こういう点で平成22年度子ども手当は一定の評価がされます。しかし、この平成23年度以降の子ども手当については、支給額や地方負担、事業主負担などの財源構成の仕組み、特に安定的な財源確保のあり方などを含めた制度設計が、全く示されておられません。

さて、本論に戻りますが、本市の平成23年度予算

は、職員の皆様の大変な労作業を経て困難な編成作業であったと推察しております。そこで、予算執行に当たり、留意、要望する規定を何点か挙げさせていただきます。

第1点目は、社会保障費の重点的配分の問題であります。先ほど、子供支援策の子ども手当の問題を述べさせていただきましたが、一方において高齢者や障がい者の医療や介護を補完する福祉事業はその目的と扶助のあり方が、今日的な課題になってきております。本予算の中でも扶助費や地域関連事業などが盛り込まれております。厳しさが増している財政運営の中で、これらの見直しの作業も決して聖域ではあり得ないことは、時代の流れでもあります。しかしながら、変化を求めて変節点に立ったとき、原点回帰が必要であります。すなわち、現点に立ち返ってみるという意味であります。隣の中国のことにわざわざ飲水思源、つまり水を飲むときは源に思いを思索するという意味であります。すなわち、福祉政策の廃止や見直しをする際、政策をつくったときの原点を思って十分検証しながらその作業に当たることが重要であります。

そこで、ここで改めて少子高齢化対策の立法の原点を確認したいと思っております。平成7年に施行された高齢社会対策基本法の附則には、次のように述べられております。高齢化の進展の速度に比べて国民の意識や社会のシステムの対応はおくれている。早急に対応すべき課題は多岐にわたるが、残されている時間は極めて少ない。このような事態に対処していくためには、雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境等にかかわる社会システムが高齢化社会にふさわしいものとなるよう不断に見直し、適切なものとしていく必要があると記されております。この理念をもとに地方公共団体の責務も言及されております。そして、平成15年に施行された少子化社会対策基本法の附則には、少子化は社会のさまざまなシステムや価値観と深くかかわっている。この事態を克服するためには、長期的展望に立った不断の努力と長い時間を要する。この少子化の進展に歯どめをかけることが、我らに強く求められている少子化対策として、公助と共助の連帯的支援を求めています。そして、特に地域社会への支援体制づくりとして、地域社会の形成にかかわる活動をする民間団体への支援、地域の世代間の子供との交流や保育サービスの提供などに、積極的政策を講ずるように

論及をされております。福祉政策は廃止をすれば、再びその政策の復帰は困難であります。したがって、福祉政策の廃止、縮小、拡大、休止の検討の際、受益者負担とのバランスとともに、変化に応じた視点と原点回帰の検証が重要であります。以上の点を考慮しながら、福祉政策に取り組むことを民生部門担当の職員の皆様に要望をいたします。

第2点目は、組織機構の充実、強化の課題であります。最近、行財政改革のスピードが早まり、各自治体間ではさまざまな手法をもって組織運営に力を入れております。こうした中、職員体制のスリム化によって、事務事業の業務の範囲が職員間で過重にならないよう、非正規職員との業務分担のあり方や配置を十分検討することを要望するものであります。このことは、単に人数で推しはかるのではなく、一定限度の人員費を考慮した労働条件である適正なワークシェアの積極的導入につながるからであります。次に、自治体経営に欠かせない点は、日常業務に努める正規、非正規職員の業務改善への取り組みを透明化することであり、その取り組みとしては、職員などからの業務改善の提案を議会などに報告することも提言させていただきます。次に、歳入増における絶え間なき研究であります。それは、先進市の取り組み事例との比較検討であります。その一方で大事な視点は、業務のアウトソーシングの動きの中で、自治体の役割が民間事業と異なり、利潤追求の存在ではなく、常に受益者負担と市民サービスとのバランスであるということであり、すなわち、自治体の限定的な事務事業の中で、歳入増への全庁的なアイデアの結集を図る努力を要望いたします。次に、現在、職員人件費の削減状況の中ですが、各部の横の連携、すなわち水平的な調整機能の強化が重要であると思っております。それは、横の連携強化が、競争力を高める要素の一つでもあります。具体的には、同種の仕事の情報交換や相談機能の強化であります。その意味からは、各部が共通の認識に立つ努力をするとき、そこが向上心への意識改革に向かいます。仮に、昇給の機会が少なくても、自治体公務員本来の目的に立ち返れば、主体的な自己研鑽を通して、むしろ責任範囲が広がる昇格への意欲を高めるものであります。そのことは、結果的に適材適所の配置や、管理職登用に連動しているものと考えられます。今日、社会現象の一つである高度経済成長を支えてきた団塊世代からのバトンタッチ

のときを迎えております。この世代交代の波は、自治体間共通の問題でもあります。行政の業務を通して培った能力や知識を次の世代に伝えていく重要な役割が公務員には課せられるのであります。

以上、平成23年度予算執行に当たり、留意すべき点、要望点を何点か述べましたが、市民や行政の英知を結集した本予算の政策が着実に実行され、明るく元気な深川のまちづくりが進められることを期待するとともに、変化に迅速に対応することも念願して賛成討論といたします。

○渡辺委員長 討論を終わります。

これより議案第4号平成23年度深川市一般会計予算ないし議案第14号平成23年度深川市病院事業会計予算の11件を採決いたします。

最初に、議案第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件は原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。

よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、よって議案第5号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件は原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件は原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。

よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号ないし議案第14号の7件を採決いたします。

本件は原案のとおり、可決すべきものと決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、よって議案第8号ないし議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

閉会に当たり一言お礼のごあいさつを申し上げます。

一般会計、特別会計予算、3日間、委員各位の大変なご協力によりまして、スムーズにきょうを迎えました。心から厚くお礼と感謝を申し上げます。質疑をとおして執行に当たってはその効果を上げることに意を注いでいただきたいと存じます。

また、この期間、東日本大震災が発生いたしました。死者が5,692人、負傷者が2,409人、行方不明者が9,522人という本日の道新で発表がございましたが、多くの死者、犠牲者が日を追うごとに増加の状況にあるということでもあります。山下市長からも特別発言がありましたがお礼を申し上げ、以後一日も早い復興を神に祈るものであります。

最後になりましたが、職員の皆さんの今日までの当委員会における数多くの資料を賜りましたことに感謝の誠をささげ、以上をもちまして予算審査特別委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(拍手)

(午後 5時02分 散会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、

ここに署名する。

臨時委員長 山 田 圭 二

委 員 長 渡 辺 英 雄

副委員長 松 沢 一 昭